

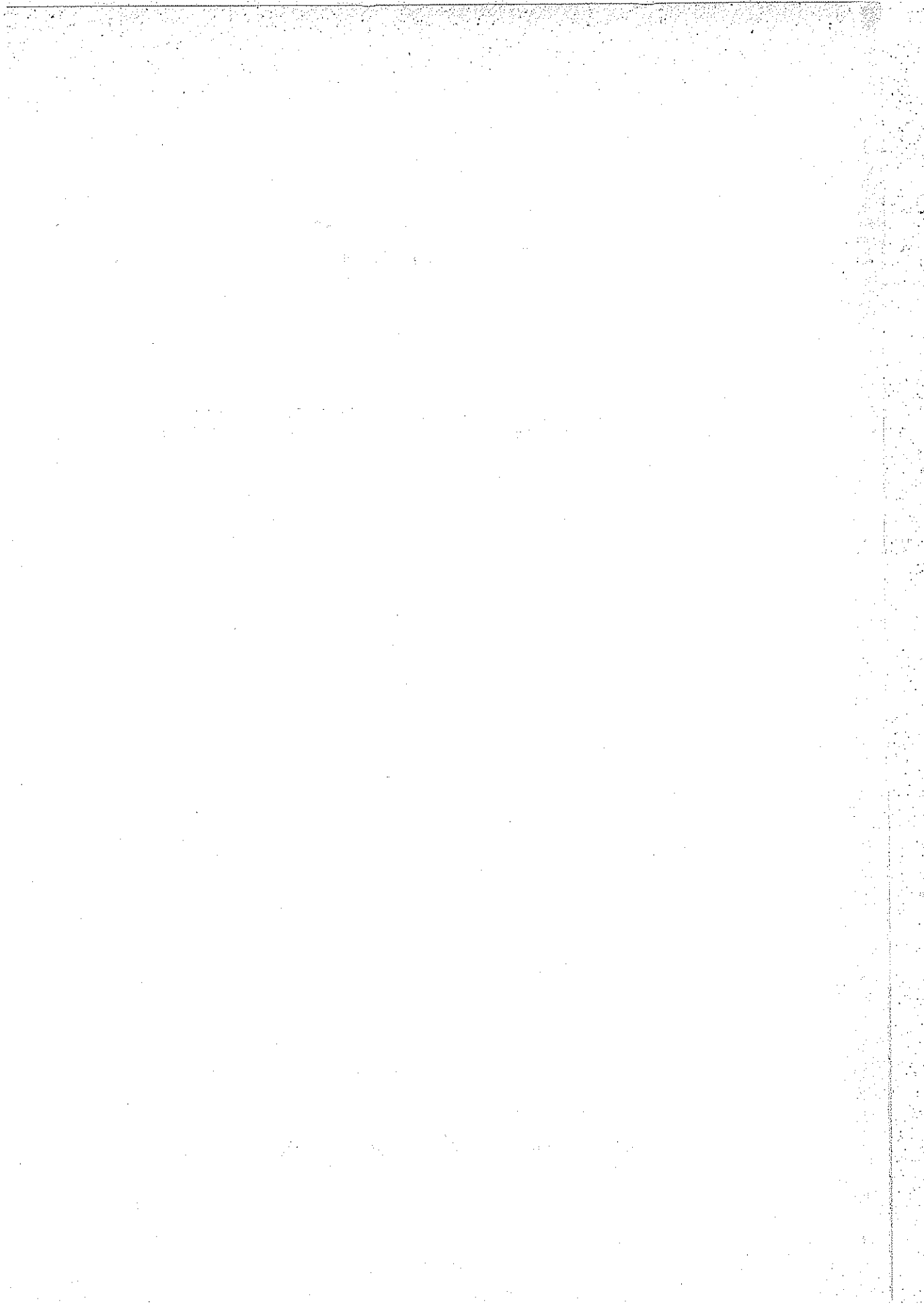
昭和56年 6 月16日開会

昭和56年 6 月17日閉会

和泉市議会第2回定例会会議録

第 2 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第2回定例会会議録目次

昭和56年6月16日(火曜日)第1日目

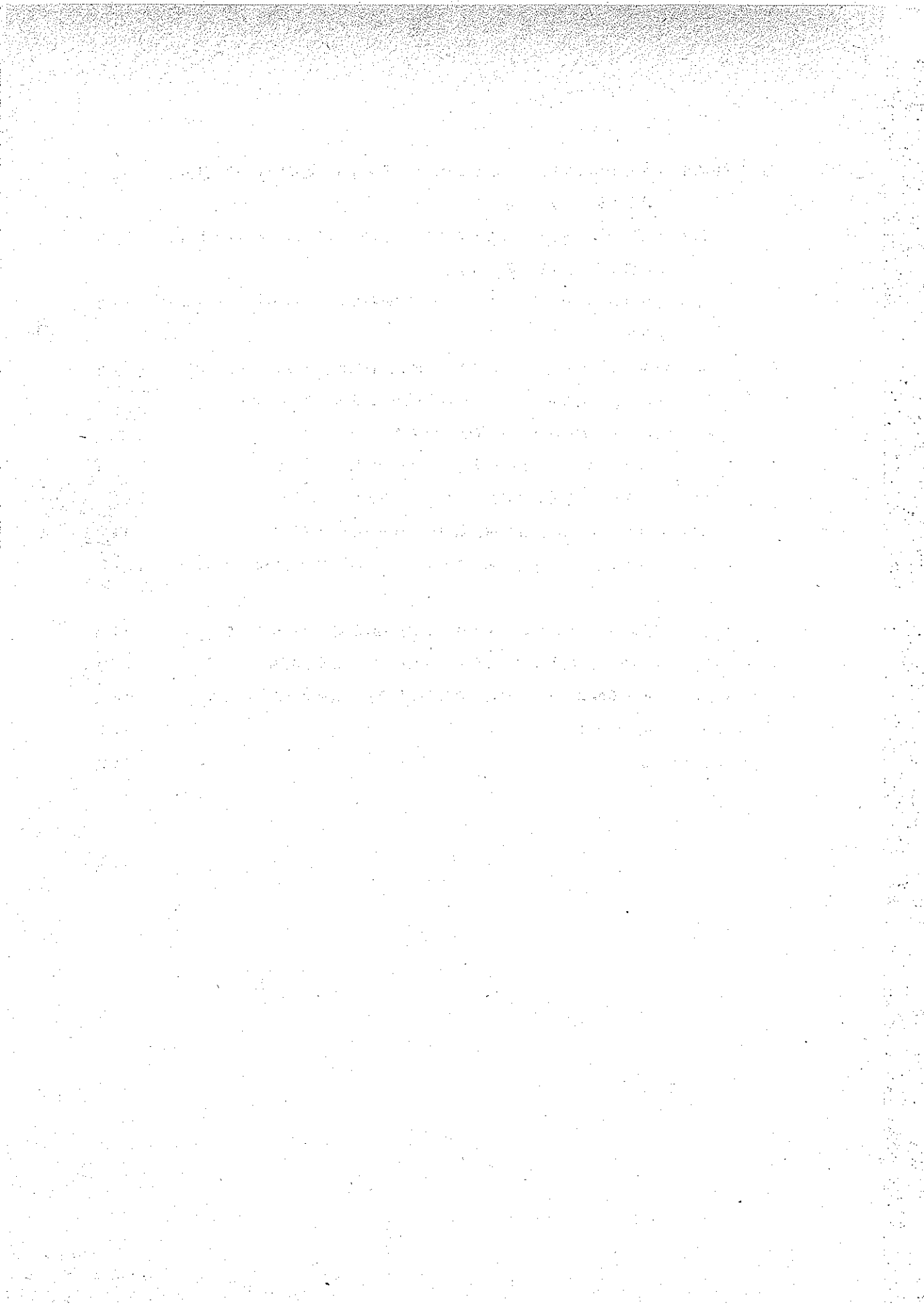
| | | |
|-----------------|--------------------------------|-----|
| ○ 出席議員・欠席議員 | | 1頁 |
| ○ 議事説明員・その他 | | 1頁 |
| ○ 議事日程 | | 3頁 |
| ○ 開会宣告(午前10時2分) | | 3頁 |
| ○ 全国議長会の会議模様報告 | | 3頁 |
| ○ 市長開会あいさつ | | 5頁 |
| ○ 日程第1 | 会議録署名議員の指名について(成田秀益・並河道雄・穴瀬克己) | 5頁 |
| ○ 日程第2 | 会期の決定について(6月16日～6月19日 4日間) | 5頁 |
| ○ 日程第3 | 一般質問について | 6頁 |
| | 1番に 10番 天堀 博君 | 7頁 |
| | 2番に 25番 奥村圭一郎君 | 23頁 |
| | 3番に 3番 辻村 靖英君 | 27頁 |
| | 4番に 7番 勝部津喜枝君 | 34頁 |
| | 5番に 16番 赤阪 和見君 | 44頁 |
| | 6番に 9番 直村 静二君 | 60頁 |
| | 7番に 15番 穴瀬 克己君 | 63頁 |
| ○ 散会宣告(午後4時45分) | | 74頁 |

昭和56年6月17日(水曜日)最終日

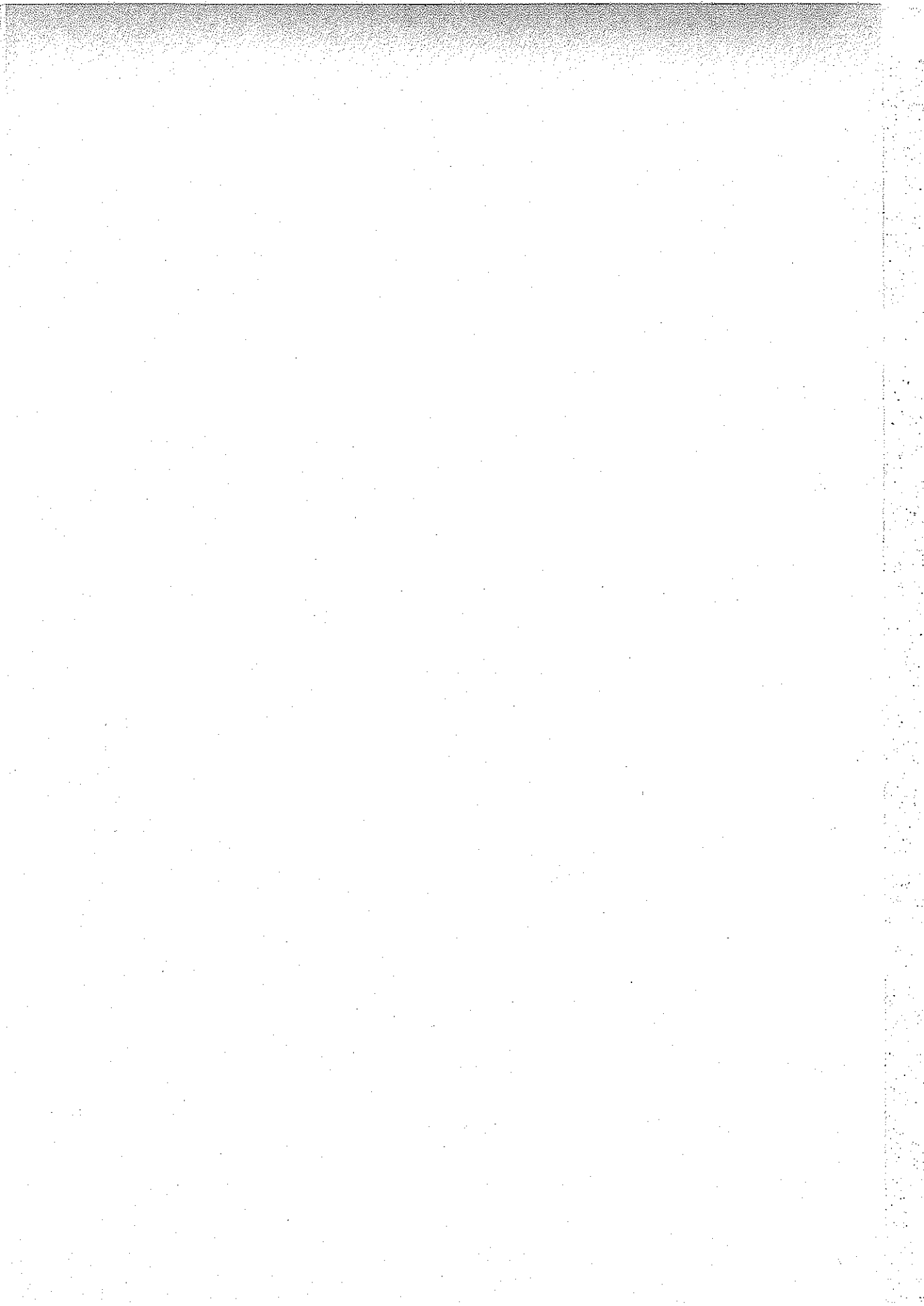
| | | |
|------------------|----------------|-----|
| ○ 出席議員・欠席議員 | | 75頁 |
| ○ 議員説明員・その他 | | 75頁 |
| ○ 議事日程 | | 77頁 |
| ○ 開会宣告(午前10時00分) | | 78頁 |
| ○ 日程第1 | 一般質問について | 79頁 |
| | 1番に 8番 原 重樹君 | 79頁 |
| | 2番に 13番 並河 道雄君 | 90頁 |

| | | |
|---------|---|------|
| ○ 日程第2 | 和泉市立横山第1、第2保育園の建て替え及び設備充実に関する請願 (厚生文教委員長報告) | 102頁 |
| ○ ” 第3 | 和気小学校区「留守家庭子供会」の設置に関する請願 (厚生文教委員長報告) | 102頁 |
| ○ ” 第4 | 例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和55年12月分) | 104頁 |
| ○ ” 第5 | ” (水道部企業出納員扱 昭和56年1月分) | 104頁 |
| ○ ” 第6 | ” (市立病院企業出納員扱 昭和56年1月分) | 105頁 |
| ○ ” 第7 | ” (収入役扱 昭和56年1月分) | 105頁 |
| ○ ” 第8 | ” (収入役扱 昭和56年2月分) | 106頁 |
| ○ ” 第9 | ” (水道部企業出納員扱 昭和56年2月分) | 106頁 |
| ○ ” 第10 | ” (市立病院企業出納員扱 昭和56年2月分) | 107頁 |
| ○ ” 第11 | ” (収入役扱 昭和56年3月分) | 107頁 |
| ○ ” 第12 | ” (水道部企業出納員扱 昭和56年3月分) | 108頁 |
| ○ ” 第13 | ” (市立病院企業出納員扱 昭和56年3月分) | 108頁 |
| ○ ” 第14 | 定期監査(昭和55年度第2次分)結果報告 | 109頁 |
| ○ ” 第15 | 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について | 109頁 |
| ○ ” 第16 | 和泉市税条例の一部を改正する条例制定について | 113頁 |
| ○ ” 第17 | 和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区にお いて選挙する委員の数を定める条例の一部を改正する条例制定について | 116頁 |
| ○ ” 第18 | 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について | 119頁 |
| ○ ” 第19 | 昭和56年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について | 128頁 |
| ○ ” 第20 | 市道の路線認定について(信太78号線ほか8路線) | 132頁 |
| ○ ” 第21 | 市道の路線の廃止及び認定について(信太74号線及び鶴山台44号線ほ か4路線) | 136頁 |
| ○ ” 第22 | 町区域の変更について | 142頁 |
| ○ ” 第23 | 工事請負契約締結について(市立芦部小学校増改築工事) | 148頁 |
| ○ ” 第24 | ” (市立光明台中学校体育館新築工事) | 152頁 |
| ○ ” 第25 | 専決処分の承認を求めることについて(和泉市税条例の一部改正) | 157頁 |

| | | |
|---------|--|------|
| ○ 日程第26 | 専決処分の承認を求めることについて（昭和55年度和泉市一般会計補正予算（第6号）） | 162頁 |
| ○ “ 第27 | 専決処分の承認を求めることについて（昭和55年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）） | 166頁 |
| ○ “ 第28 | 専決処分の承認を求めることについて（昭和56年度和泉市一般会計補正予算（第1号）） | 172頁 |
| ○ “ 第29 | 昭和55年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について | 176頁 |
| ○ “ 第30 | 昭和55年度和泉市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について | 177頁 |
| ○ “ 第31 | 昭和55年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について | 183頁 |
| ○ “ 第32 | 昭和55年度和泉市病院事業会計予算繰越計算書について | 185頁 |
| ○ “ 第33 | 和泉市土地開発公社昭和55事業年度決算書類提出について | 187頁 |
| ○ “ 第34 | 財団法人和泉市商工業振興会昭和55事業年度決算書類の提出について | 194頁 |
| ○ “ 第35 | 財団法人和泉市商工業振興会昭和56事業年度事業計画書類の提出について | 194頁 |
| ○ “ 第36 | 郵便貯金の現行制度の存続と財政投融资制度改善を求める意見書 | 199頁 |
| ○ “ 第37 | 市街化区域内農地に対する宅地なみ課税に関する要望決議 | 201頁 |
| ○ “ 第38 | 日本農業再建・食糧自給向上のための食管制度拡充を要望する決議 | 203頁 |
| ○ | 閉会宣告（午後4時42分） | 204頁 |
| ○ | 市長閉会あいさつ | 204頁 |
| ○ | 議長閉会あいさつ | 205頁 |



第 1 日



昭和56年6月16日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

| | | | |
|-----|----------|-----|----------|
| 1番 | 若浜 記久男 君 | 17番 | 橋本 佳行 君 |
| 2番 | 竹内 修一 君 | 18番 | 松尾 孝明 君 |
| 3番 | 辻村 靖英 君 | 19番 | 大谷 昌行 君 |
| 5番 | 田中 包治 君 | 20番 | 出原 平男 君 |
| 7番 | 勝部 津喜枝 君 | 21番 | 池辺 秀夫 君 |
| 8番 | 原 重樹 君 | 22番 | 飯坂 楠次 君 |
| 9番 | 直村 静二 君 | 23番 | 田中 昭一 君 |
| 10番 | 天堀 博 君 | 25番 | 奥村 圭一郎 君 |
| 11番 | 成田 秀益 君 | 26番 | 仁井 明 君 |
| 12番 | 横田 憲治郎 君 | 27番 | 柳瀬 美樹 君 |
| 13番 | 並河道 雄 君 | 28番 | 貝淵 博治 君 |
| 15番 | 穴瀬 克己 君 | 29番 | 藤原 要馬 君 |
| 16番 | 赤阪 和見 君 | | |

欠席議員(1名) 6番 三井 正光 君



地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

| 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 |
|---|--------|-----------------------------|--------|
| 市 長 | 池田 忠雄 | 市 民 部 長 | 富田 宏之 |
| 助 役 | 坂口 禮之助 | 市 民 部 次 長 兼 福 祉 所 長 | 中川 鉄也 |
| 収 入 役 | 中塚 白 | 産 業 衛 生 部 長 | 広岡 史郎 |
| 参 与 兼 市 長 公 室 長 参 事 兼 務 取 扱 | 西川 喜久 | 産 業 衛 生 部 次 長 | 角谷 泰夫 |
| 参 与 | 林 徳次 | 産 業 衛 生 部 次 長 (商 工 担 当) | 青木 孝之 |
| 秘 書 広 報 課 長 | 石本 博信 | 建 設 部 長 | 逢野 一郎 |
| 財 務 部 長 | 麻生 和義 | 建 設 部 次 長 兼 土 木 課 長 兼 務 取 扱 | 吉田 日出男 |
| 財 務 部 次 長 | 北野 敦雄 | 都 市 整 備 部 理 事 | 西川 武道 |
| 財 政 課 長 | 大塚 孝之 | 都 市 整 備 部 長 | 浅井 隆介 |
| 同 和 对 策 部 長 | 橋本 昭夫 | 都 市 整 備 部 次 長 | 萩本 啓介 |
| 同 和 对 策 部 理 事 兼 解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長 兼 務 取 扱 | 生田 稔 | 改 良 事 業 部 長 | 西川 武雄 |

| | | | |
|-------------|------|-------------|-------|
| 改良事業部次長 | 前田守正 | 教育次長 | 杉本弘文 |
| 病院長 | 竹林淳 | 管理部次長 | 逢野博之 |
| 病院事務局長 | 内田繁 | 指導部長 | 高橋貞良 |
| 病院事務局次長 | 藤原光夫 | 指導部次長 | 竹田明郎 |
| 水道部長 | 田中稔 | 指導部次長 | 明坂貞士 |
| 会計課長 | 赤田偉信 | 選挙管理委員会委員長 | 味谷日吉 |
| 消防長 | 松村吉堯 | 選挙管理委員会事務局長 | 農端小一 |
| 消防本部次長兼消防署長 | 湯川行夫 | 監査委員 | 久光喜多男 |
| 用地担当理事 | 平野誠蔵 | 監査事務局長兼公平 | 向井洋 |
| 土地開発公社事務局長 | 岩井益一 | 委員会事務局長 | 坂上國治 |
| 用地担当参事 | 堀内由延 | 農業委員会会長 | 信田種行 |
| 土地開発公社事務局次長 | 葛城宗一 | 農業委員会事務局長 | |
| 教育委員長 | | | |
| 教育長 | | | |

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 吉岡昭男 |
| 次長 | 吉田種義 |
| 議事係長 | 西井正 |
| 議事係 | 佐々谷茂一 |
| 議事係 | 藤原寛治 |

○

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和56年和泉市議会第2回定例会議事日程

(6月16日)

| 日程 | 種別及び番号 | 件名 | 摘要 |
|----|--------|----------------|----|
| 1 | | 会議録署名議員の指名について | |
| 2 | | 会期の決定について | |
| 3 | | 一般質問について | |

(午前10時2分開議)

○ 議長(貝淵博治君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、公私何かとお忙しいところ御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、これより昭和56年第2回定例会を開会いたします。

会議に入る前に、去る5月27日、東京で開催されました第57回全国議長会において提案されました諸議案は、別紙印刷、配布させていただきましたが、全議案を満場一致で可決いたしましたので、御報告にかえさせていただきますと存じます。

第56回定期総会議案

(全国市議会議長会)

I 会長提出議案

1. 国・地方を通ずる行政改革の推進に関する決議.....
2. 全国市議会議長会会則施行規則一部改正.....

II 部会提出議案

1. 地方交付税の算定強化に関する要望.....東海部会.....
2. 地方税法の改正時期について.....四国部会.....
3. 都市財政の財源確保と充実について.....九州部会.....
4. 機関委任事務に係る議会の検査・調査・審査権等の拡充について.....関東部会.....
5. 同和問題に関する基本法を制定する要望.....近畿部会.....
6. 同和对策事業特別措置法の総合的改正について.....九州部会.....
7. 公立文教施設に対する助成について.....北信越部会.....

8. 小・中学校校舎の建築費国庫補助単価の是正について……………東海部会……………
9. 老人保健制度の早期確立と医療保険制度の見直しについて……………北信越部会……………
10. 障害者に対する施策の推進について……………中国部会……………
11. 生活環境施設整備事業の国庫補助率の引き上げ並びに新設について
……………中国部会……………
12. 水道事業の国庫補助制度の拡充について……………北海道部会……………
13. 水田利用再編対策について……………四国部会……………
14. 飼料用稲の転作作物認定について……………東北部会……………
15. 酪農、畜産の振興について……………北海道部会……………
16. 松くい虫防除対策の強化と特別措置法の期限延長について……………中国部会……………
17. 中小企業に対する融資制度の充実について……………北信越部会……………
18. 下水道事業の促進に関する要望……………東海部会……………
19. 下水道事業の促進について……………四国部会……………
20. 積雪寒冷地帯に対する制度の改善と財政措置について……………東北部会……………
21. 東北新幹線の昭和57年春開業決定に伴う諸施策について……………東北部会……………
22. 国鉄地方交通線対策について……………北海道部会……………
23. 国鉄地方交通線対策について……………九州部会……………



○ 議長（貝淵博治君） それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させていただきます。

（市会事務局長報告）

○ 市会事務局長（吉岡昭男君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは23名でございます。三井議員さんから欠席の届け出がございまして、遅刻届け出のある議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思われまして、現在、23名でございます。

○ 議長（貝淵博治君） ただいまの御報告どおり、出席議員数23名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○ 議長（貝淵博治君） 本日の会議に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷・配布してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

この際、市長のあいさつを願います。

(市長あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 昭和56年第2回定例会の開催に当たりまして一言、ごあいさつを申し上げます。

議員皆様方におかれましては、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会において御提案申し上げます議案は、和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について外9件、専決処分の承認を求める報告4件、その他報告7件と監査報告10件でございます。議案の内容につきましては別途御説明させていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして、御議決、御承認をくださいますようお願い申し上げます次第でございます。

なお、昭和55年度一般会計決算見込みにおきまして、単年度黒字2億数千円となる見通しと相なりました。本市の財政は、昭和47年度に単年度収支が赤字となって以来8年余の赤字決算が続き、この間議員皆様方の御協力と御指導、御支援を賜り、ようやく54年度、55年度と2年連続単年度黒字決算の見込みとなった次第でございます。しかし、依然として累積赤字がまだ10億円余も残っておりまして、経常収支比率など財政の健全度を示す指数がまだまだ悪く、昭和56年度もなお一層財政の健全化に努めてまいる所存でございます。どうか議員皆様方の御協力と御指導、御支援を相賜りますようよろしくお願い申し上げます次第でございます。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうかよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○

- 議長(貝淵博治君) 市長のあいさつは終わりました。

それでは、日程審議に入ります。日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本件につきましては、会議規則第103条の規定に基づき11番・成田秀益君、13番・並河道雄君、15番・穴瀬克己君、以上、3名をお願いいたします。

○

- 議長(貝淵博治君) 日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より6月19日までの4日間といたしたいと思います。が、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より6月19日までの4日間と決定いたします。

○

一般質問発言者及発言の主旨(566)

発言順・議席番号

① 10番 天堀 博 議員

1. 和泉市総合計画及中央丘陵開発について
2. サービスセンターについて
3. ゴミ処理問題について
イ. 産廃問題
ロ. 市不燃物処理
ハ. 泉北環境のゴミ処理について
4. 山間部への救急車の配備について

② 25番 奥村 圭一郎 議員

教育行政学校施設について

③ 3番 辻村 靖英 議員

1. 河川上の使用権利と諸々の問題点について
2. 関西新空港問題について

④ 7番 勝部 津喜枝 議員

1. 社会教育と同和関連施設の運営
2. 泉北地域広域行政について
3. 老人対策について

⑤ 16番 赤阪 和見 議員

1. ゴミ対策について
2. サービスセンター設置(市民課事務取次所)開設について
3. 文化遺産の保存活用について

⑥ 9番 直村 静二 議員

建設行政用地買収について(光明池和田線)

⑦ 15番 穴瀬 克己 議員

1. 体育・スポーツ・文化施設の振興について
2. 国際障害者年の取り組みについて

⑧ 8番 原 重樹 議員

1. 財政問題について
2. 大型スーパー進出問題について
3. 自衛隊基地の問題について

⑨ 13番 並河道 雄 議員

1. 高齢化社会への対応策について
2. 関西新空港建設に伴う諸問題について
3. 公園の管理体制について

- 議長（貝渕博治君） 日程第3「一般質問」を行います。10番、天堀博君。
- 10番（天堀博君） 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

まず最初は、和泉市総合計画及び中央丘陵の開発についてであります。いままでこの件に関しましては幾度か質問させていただきましたが、町づくりのテーマというものを基本にいたしまして、6点にわたってお尋ねをしたいと思っております。

まず1点目は、基本構想計画の見直しということですが、実際には、具体的にどのような手法、作業をもって見直しに入れようとしているのか。2点目は、その中で中央丘陵の開発というものをどういうふうな形でとらえようとしているのか。基本的な問題で結構ですが、お尋ねしたいと思います。

3点目、中央丘陵につきましては、これも何度が質問し答えをもらっているわけですが、本年度から具体的な買収に入っていく。こういうふうな計画が進むにつれて、全体の輪郭というか概要がますますはっきりしてきておりますので、いまの時点で改めてお尋ねしたいわけです。まず、公共主導型と銘打ってやっておりますが、果たして何がどういふような形で公共主導型なのか、簡潔に示してほしいと思っております。

次は、採算面でございますが、特に最近の土地騰貴の問題から見まして、以前のようないわゆる列島改造論が日本全国を覆った時代と違ってきて、土地の値上がりが見込めない時期に買収し、それなりの公共施設をこしらえて優良住宅を安い値段で提供することは至極困難な課題であるわけですが、採算面から見てどうなのかという点をお伺いしたいと思います。

5点目は、宅地開発公団は、この開発につきましてどの時点まで、いわゆる開発計画がどの程度まで進んだ時点あるいは完了したところまで責任を持つのか、ということになります。

最後の6点目は、それに関連して、業務委託として市がいわゆる下請けでいろいろやっているわけですが、覚え書きが締結されております。この期限はいつまで、どの時点で、どんな内容でこれを継続させていくのか、この点をお伺いしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、いままでこの問題につきましては幾度か質問しておりますので、特に輪郭がはっきりしてきている現時点での質問でありますので、簡潔に示してほしいと思っております。

2つ目は、サービスセンターの問題であります。後で問題点を述べたいと思っておりますが、そういうふうなことがある中で、発足に至るさまざまな問題があったにせよ、スタートしたことにつきましては、非常によかったんではないかと思っております。私は現地というか、横山等での住民の方々や農協の方からしか、いまのところお話を聞いておりませんが、そういう中でもよかったという評価であります。鶴山台についても、いままで責任の所とかその他の問題が非常にあったわけで

すが、その点が明確に市の直営となり、市の職員の身分となったわけですから、利用者側からすればいいという感じを持っておられるのではないかと思います。

さて、質問の第1点目は、サービスセンター設置についての検討でございますが、過日の厚生文教委員会でこの検討結果が示されておりますが、改めて報告を願い、確認をさせていただきたいと思っております。

サービスセンターの第2点目は、設置基準、取り扱い業務、運営概要は、その厚生文教委員会で示されたものに相違がないかどうか、この点を確認をしたいと思っております。

サービスセンターの3点目は、私の考えておりますには、今後数カ所、和泉市内でも早期に開設していかなければならないところがあるのではないかと考えますが、今後の開設予定等をお示し願いたいと思っております。予定があればいつごろから、どこでやられるのかということもあわせてお伺いをしたいと思っております。

サービスセンターの4点目ですが、鶴山台につきましては、直営とか身分については問題はないわけですが、いままで指摘してきた経過の上で種々問題があったことは、お互いによく存知しているわけでありまして。そのままなし崩しに今回のような形で開設されることになったのはどういう意味か、という点が私自身理解、納得できないわけですので、その辺の説明をお願いしたいと思っております。

5点目は、職員への負担増になっていないかという問題と、あわせて今回の鶴山台の場合直営になり、あるいは嘱託員として採用しているわけですから、そういう点で、いわゆる取次所と役所との間の連絡の業務、途中の交通事故その他について、どういうふうに市は責任を持つような形になってるのかどうか、あるいはまた、その職員が先ほど確認をさせていただきたいということで申しました取り扱い業務以外の業務を行ってもし事故が発生した、あるいはプライバシーの問題が起きたときどういうふうに対処されるのか、その辺の責任の所在はどこにあるのかという点をお尋ねしたいと思っております。

大きな3つ目、ごみ処理問題についてであります。まず④として挙げてますのは納花の産廃問題であります。納花町ほか2町会と1自治会、合わせて4町の合同対策委員会のピラ等によりまして、去る5月20日、大阪地裁岸和田支部へ産廃物投棄停止の仮処分申請をしたと報道されております。地元としては、行政不服審査請求に続いて今回の仮処分申請は、それなりにかなりの覚悟を決めたものであるというふうに私は考えております。しかし、そのことにより白黒の結着をつけるという形のものになってしまっているために、くるところまで来たという感じもせぬと考えるわけでありまして。いままでにも市長の政治手腕というかこの問題解決のため現行法上での地元行政としての果たす役割を建言もし、どうされるのかというお尋ねも再三してきたわけであり

ます。

まず、第1点目は、現時点での特に最近の状況がどういう経過になっているのかということをお報告願いたい。

それから2点目は、ピラを御覧になったと思いますが、ピラに書かれている内容の中で、いわゆる市長は2枚舌だ。と書かれておりますが、これをどのように受けとめられるのか。また、業者からこの点で金をもらった。また、金の使い道は公害の監視をするんだ。だから、公害がないと言ってるが、公害があることを認めてるんじゃないかという意味だと思うんですが、この点についての市の対処は正しかったかという点を改めてお聞かせ願いたいと思います。

それから、㊸の市の不燃物処理についてであります。現在どうしてるのかということをお聞かせ願いたい。処理場所、処理費用、処理品目など、今後、それをどうしてこうしているのか、この点をお聞かせ願いたい。

㊹は、泉北環境のごみ処理問題についてであります。今回、泉北環境整備施設組合では、粗大ごみ処理のため破砕機プラントを設置するわけですが、泉北環境議会には私どもも出向しておりますので、何度かこの点については発言もしているわけですが、3市の生ごみ及び粗大ごみの収集方法がなかなか一致していない。これを各市はどのような形で現段階で収集されてるのか、そして、どのような形で処理されてるのかという点をお聞かせ願いたい。

2点目は、それらを統一することが必要だということで事務レベルでの話し合いは進んでるのかどうか。泉北環境議会でも指摘し、形を統一しなければならないということは事務局が答弁しているところであります。その点について、事務局レベルでの話がどの程度進んでるのかという点をお聞かせ願いたいと思います。特に泉北環境議会で質問や指摘をしましても、それぞれ3市に対する配慮その他もありまして、事務局等もなかなかこれといった明確な答弁がされにくいわけですので、事務レベルでの話の進行ぐあいにわれわれも期待するものであります。空きかんや空きびんその他のリサイクル問題については、後ほどまた赤阪議員さん等から質問その他があらうと思いますので譲るといたしましても、そういうことも非常に大切であります。同時に収集方法やその他について3市で統一し、いわゆる窓口というか、入り口の部分でしっかりした市の基本的な考えあるいは泉北環境の基本的な対処がなければ、そういう機械もむだになってしまったり、あるいは効率の悪いものになってしまうと考えますので、この点についてお尋ねをしているわけでありまして。

この問題の3点目は松尾山の不燃物処理場に関連した問題であります。これは泉北環境でいまにも進めていくんだというふうな一時の話でありましたが、それ以後どういうふうな形で進展しているのか、お聞かせ願いたいと思います。

最後の4つ目、山間部への救急車配備についてであります。去る53年3月議会でもこの点を取り上げ、検討いただいているわけでありまして。すでに3年も経過していること、その間、特に最近においても遠距離であるため、もう5分早ければ命が助かったのにと、交通事故その他が狭い道路のため多発しているわけでありまして、どないかしてほしい、ということを見聞しております。こういう点で強い要望がありますので、当面山間部の中央部分とすると南池田等の出張所となろうと思いますが、これらに対する救急車の配備についてどういうふうに検討されてきたのか。あるいは問題点としてどのようなことがあるのか、この点をお聞かせ願いたいと思います。

以上、4点について質問の趣旨を説明させていただきました。答弁のいかんによりましては再質問させていただきたいと思っておりますので、簡潔明瞭なる御答弁をよろしく願います。

- 議長（貝渕博治君） 理事者答弁。
- 参与（西川喜久君） まず、第1点目の和泉市総合計画及び中央丘陵開発についての前段の2点につきまして、私からお答え申し上げたいと思います。

総合計画と中央丘陵開発との関連性につきましては、現行の基本構想の中で、本市中央部の土地利用について指針が示されております。中央丘陵開発は、その指針に沿ったものと私は認識いたしております。

また、新総合計画との整合性につきましても、現在、中央丘陵開発計画が事務的に先行いたしておりますが、行政各分野の参画はもちろん、専門家の指導を得ながら取り組んでおりますので、新総合計画策定時点での矛盾あるいは弊害の生ずることはないものと考えております。

また、新総合計画策定替えの基本的な進め方についてでございますが、どこに主体を置くか、たとえば住民参加を主体にするか、行政主体あるいは混成型等、幾種類も考えるわけでございますが、その進め方を決める前提条件といたしましては、策定の時期あるいは予算、行政機構等、市の事情に応じて方針を定めるものと考えております。本市の場合、現在、策定方針並びに日程等につきましては準備段階でございますけれども、策定に参画し、または意見を反映できる場所といたしましては、程度の問題はございますが、議会あるいは行政あるいは市民あるいは学識経験者あるいはコンサルタント等、幅広く考えてやりたいと考えております。

また、その必要性でございますが、御承知のように、本市総合基本構想は、昭和48年に策定されております。その後の社会経済情勢の変動に伴い、修正を必要とする部分がございます。たとえば人口フレーム等が生じたこと、加えて中央丘陵整備事業が進行しつつあり、また、関西国際空港がよいよ地元協議に入ろうとしているなど、社会経済情勢の変化が生じております。このような情勢の変化に対応するため基本構想の一定の見直しを行い、さらに長期的展望に立った行政全般の指針といたしたく改定を考えているものでございます。

総合計画の改定の時期でございますが、これにつきましては、昭和56年度予算に一定の額を計上いたしまして御議決を得ております。内容の充実を期するためにも、最短期間を想定いたしましても、約1年半が必要と存じております。したがって、昭和57年9月を一応の目途といたしまして何とか見直しをしてみたい。かように考えております。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 参与（林徳次君） 続きまして、3点目以降の中央丘陵に関するお尋ねに御答弁申し上げます。

まず第1点、中央丘陵の公共主導型とは、何がどういうふうにそういう形になるのか、ということでございます。前々から御説明申し上げておりますように、まず基本点は、事業主体が、中心的には宅地開発公団という国の行政機関、もう1点、基本的な事業手法といたしましては、新住宅市街地開発法という新住法の適用を受けてすべての事業を行うという事業でございます。もちろん細かく申し上げますと、関係する施設事業のうち府、市等の関係いたします事業もございます。これらの事業を含め、まず、計画面あるいは事業実施面、裏づけとなる財政面すべてが公共でやられるという意味から公共主導型であると申し上げておるわけでございます。

それから、2点目の地価の特に処分時点での動行、公団、事業者としての採算面からどうか、という御指摘でございます。たしかに5、6年先の地価の動行等は、現在時点からの確な判断をする。予測はむずかしゅうございます。ただ新住法の手法から申し上げますと、現在時点での予測ということは物理的には困難で、全くいまのところ不可能でございます。

御存知のように現在、市が委託を受けまして用地の集約中でございまして、これがおかげをもちましてある程度まで進捗いたしますと、いわゆる原価、土地の取得原価総額のめどが出てまいります。この時期が、私どもではことし末ぐらいにはほぼ的確な取得原価の総額のめどがつくのではないかとございまして。

少なくとも、1番のモメントというか要因でございます用地取得に要します原価的なものすらめどが立たない時点で、しかも新住法に規定されております公団側が将来行うであろう造成計画なり処分計画なりを順を追ってやるわけですが、最終の土地処分計画を建設省へ提出、大臣の承認を得てそのとおり実施しなければならぬという手法の制約もございまして。その時期はまだまだ先でございます。現在時点では的確な予測、採算面から特に具体的な御質問に対してはちょっとお答えはむずかしゅうございます。

以上のような現在時点の状況を申し上げまして御賢察いただきたいと思います。

3点目の開発計画のどの時点まで公団は責任を持つのかという。事業と公団のかかわり合いでございます。新住事業でございまして、事業認可を取りましたらその事業すべてが完了いたしますまで、宅地開発公団は事業主体として責任を持ってやるということは明らかでございます。ただ1点、ことしの秋には予測されております宅地開発公団と住宅公団との合併等の問題がござい

ます。いわゆる上ものまで手がける新公団の財政の中で、どんな形になるかといった点はまださ
だかではございません。

最後の4点目、覚え書きの期限等中身のお尋ねでございます。昭和54年に議会で御報告申し
上げ御協議いただきました覚え書きの内容に基づく予算は、54年度分と55年分でございます。
54年は10月1日以降について用地取得を中心とする業務委託、2カ年にまたがっておるとい
うことでございます。本年度はまた、本年4月1日付で覚え書きをさらに継続的な形で同種の内
容をもって結ばせていただいております。したがって、同様の3月議会で御提案、御議決をいた
だきました事務費の額の委託内容については全く引き継ぎでございます。

以上、簡単でございますが、4点についてお答え申し上げます。よろしく願いたします。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 市民部長（富田宏之君） サービスセンターについてお答えいたします。

まず、設置の検討及び設置の基準でございますが、サービスセンターの設置につきましては、
研究委員会で種々検討を行ってまいりました。その結果として、先進都市で行っている模写電送方
式によるものを理想としながらも、これについては、機械導入費、運営経費等かなりの財政負担
要すると同時に設置場所等の問題点から、現時点での設置は困難であるとの結論に達し、当面は
簡便な方法により市民課事務取次所として設置したものでございます。

なお、模写電送方式の採用については、中央丘陵開発等を含めた将来の行政需要の動行及び事
務取次所の利用状況等を総合的に勘案する中で、今後の検討課題として引き続き検討を行って
いく考え方でございます。

設置基準でございますが、事務取次所の設置に当たっては、地域住民の行政サービスの向上及
び行政効果を第1の目的とし、次の基準により設置いたしました。まず、第1の基準といたしま
しては市役所との距離がおおむね8キロ以上離れており、交通手段、バス等を利用しても片道30
分以上を要する地区。第2の基準といたしましては、人口が集中しており、かつ市役所との交通
の利便が比較的悪い地区。以上のような基本的な考えの上に立って今回、6月1日より開設した
ものでございます。

今後の開設の予定でございますが、現在申し上げます2点の基準により検討する中では、ま
だまだ利用場所、設置場所が多く考えられるわけでございますが、何分6月1日開設してまだ試
行的な段階でございますのでその辺の利用状況等も踏まえながら今後、なお一層検討を重ねてま
いりたいと考えておる次第でございます。

また鶴山台設置につきましては、先ほど申し上げます2点の基準により設置したものでござ
います。

引き続きまして、業務途中の事故等の関係でございますが、これにつきましては、和泉市議会議員その他非常勤嘱託職員の公務災害補償等に関する条例を適用していく考え方でございます。

それから、取り扱い業務の中での責任でございますが、今回、6月1日に開設したのは名前のとおり、市民課事務取次所という看板で開設いたしました。そういう面では現在、市民課の窓口業務に限定しておりますが、特に鶴山台につきましては、以前すでに2年間運営された経過がございます。そういう中、個人の範囲の中でお預かりした業務もたくさんあるわけでございますが、6月1日開設に伴いまして、担当員に対してできる限り市民課窓口の業務に限定するよう御指導申し上げ、また、その他の利用につきましては、担当員の単独の判断でなく、その業務の発生する現課の長の指示を聞きながら処理するよう十分指導を行ってまいっておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 産業衛生部長（広岡史郎） ごみ問題につきましてお答え申し上げます。

まず、第1点目に御質問ございました産廃問題でございますけれども、現在の状況を御報告申し上げます。

去る5月20日、4町自治会代表が申請人となり、大阪地裁岸和田支部に仮処分命令の申請を起しております。申請の趣旨はまず第1点、処分場より投棄した産廃物の搬出撤去を被申請人大栄環境に求めております。第2点目は、被申請人が搬出しない場合、申請人が産廃物の搬出ができる。3点目には、申請人がこれら処理をとった場合に要した経費につきましては被申請人が支払うべきである。4点目、被申請人は処分場に産廃物を一切投棄してはならない。この4点の趣旨の中で仮処分命令の申請がなされたわけでございます。

なお、申請内容は、処分場の位置から産廃物埋め立て処分されることにより地理的、地形的諸条件より環境汚染を招来し、住環境破壊並びに運送車両から生ずる害悪が住民の受忍の限度を越えるものであるといたしております。5月20日以来、原告、被告がそれぞれの立場に立って民々の民事裁判として、大阪地裁岸和田支部で審理されることになっております。

御質問の中で市長の態度等の御指摘がございましたが、市は常に住民の立場を理解いたしまして、一方、関係法令を順守する中でそれらの立場を貫き、住民の方々に理解を求めてきたわけでございます。今回、裁判による審理に至ったことはまことに残念なことは存じますが、産廃問題は大きな、また貴重な教訓として今後に対処してまいりたい。かように考えてるわけでございます。

今後の市の対応でございますが、産業廃棄物埋め立て処分は、品目に応じ許可権者の厳しい立ち入り検査、水質検査等がございます。法基準をクリアしたとはいっても、環境汚染、公害は

全く皆無とは言い切れません。市は常に法を順守する中で、好ましい環境施設を守っていかねばならない。かよう考えております。生活環境と自然環境を守り、流域河川、水路の汚染防止等を推進するため、今後かような計画が察知された場合はその情報を早急に受けとめ、それらの体制を整え対応してまいりたい。かよう考えております。

次に、市不燃物処理についてのお尋ねでございます。過去10年前よりいろいろと見てまいると、粗大ごみの最終処分の経過は、箕形町、黒石町、また忠岡池、本年1月初旬より和気南池にと埋め立て処分をしまっております。御承知のように近年、市民生活の向上、人口増からおおむね40日に1回収集のローテーションで行ってるわけで、粗大ごみの量も大変増加してきております。和気南池も本年4月末で埋め立て完了し、処分地確保の困難から5月初旬から高石市に依頼し、粗大ごみの手選別により一部焼却、空きかん、空きびん、金属類等の分別により売却するという。省エネ対策とも取り合わせて現状、高石市に委託しているわけでございます。これはあくまで次期埋め立て処分地を確保するまでのつなぎとして、高石市に施設利用させていただいてるということでございます。

現状の粗大ごみの発生量等を見ますと、平均して日量8トン、これは当然土砂、瓦れきを除いてますが、月間25日稼働し、約200トン収集する形でございます。これらの実態から高石市へ依頼している費用等を見ますと、1カ月に約200万円の委託契約でございます。その中で空きびん、空きかんその他売却できるもの等については月間約40万円出てまいり、電灯料を加え、それらを差し引いて月間170万円ぐらいの経費を必要としているということでございます。

次に、泉北環境のごみ処理についてのお尋ねでございます。御指摘のように3市それぞれ粗大ごみの収集、運搬、処理は異なっております。可燃物いわゆる生ごみにつきましては、3市それぞれ似通った形態の中で行っております。今後、泉北環境が破砕機等を設置して処理していくという前向きの計画がなされる中で、当然3市が同一形態の収集、運搬処理業務を推進していくことが肝要ではないかと考えております。破砕機設置等の計画が進んでおりますので、これらの状況と歩調を合わせ過日來より担当課長、部長等が出まして3市一体での粗大ごみ収集、運搬、処理の事務打ち合わせ等を行っております。次に、泉北環境の破砕機設置に伴う松尾山の現状とその後の進展というお尋ねでございますが、御承知のように、粗大ごみ終末処理場として本市が確保しております松尾山埋め立てについては、3市が一部事務組合である泉北環境において処理されるべきという希望をそれぞれいたしております。

泉北環境が計画しております破砕機設置は、粗大ごみの分別破砕し、大きく減量した上で松尾山に埋め立て実施していくという取り決めの中で計画されたものでございます。もちろん、空きかん空きびん、鉄類を選別し、省エネ廃品回収等をした売却等、いわゆるリサイクル活動を行い、

粗大ごみに含まれている可燃性物質については焼却し、埋め立て物の減量に努めて松尾山の延命策も配慮されてるのは御存知のとおりだと思います。

破砕機設置については近く補助金内示を得られる時期に至っており、内示後工期10カ月余で約4億7千万円を投じて設置しようとされておりまして、早期の完成を私たちは期待しておりますのでございます。現状の破砕機は日量約50トン処理できる能力を持つてるということも聞き及んでおります。私どもは破砕機の設置を1日も早く稼働し、なお、早期に松尾山の有効活用を希望いたしておるものでございます。

以上、お答えいたします。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 消防長（松村吉堯君） 4点目の山間部への救急車配備についてお答え申し上げます。

去る58年8月定例市議会におきまして、この問題について御指摘いただき、その後、数年経過しておりますが、具体的な検討をしてきたのかということでございます。お説のように本市の都市形態からいたしまして、山間部はかなりの距離がございます。横山地区を例にとった場合、平均して片道約15分の時間を必要としておる現実でございます。お説のように救急要請につきましては、5分あるいは10分の時間の争いであることは事実でございます。

こうした中で、私どもといたしましてもより時間短縮という意味合いにおきまして、山間部への救急車配備は必要であるという中で検討してまいったわけでございますけれども、こうした救急車は現在、2車運営いたしておりまして年間約2,500件程度の救急需要があるわけでございまして、この救急需要の中で旧和泉町地区、幸地区、信太地区の3地区で約64.2%占めているわけでございます。したがって、この2車運営の中で、下手の部分には2車がどうしても必要であるという中で山手へ1車配備する場合には、新たに全くもう1車ふやさなければならぬことに相なったわけでございます。

お説のように私ども、365日、24時間の受け入れ体制をとっておる関係上、救急車1車を運営いたしますのに8名の人員が要るわけでございまして、現在、3名乗車いたしておりますので、24時間交代並びに2名の休暇要員というものが必要になってくるわけでございます。

こうした中で人員の増をお願いしてまいり、遂次、これらについてもおこたえいただいておりますけれども、去る昭和53年7月1日に救急隊員の応急措置に関する法律というのが公布され、57年4月1日から施行されることになっております。この内容は、いわゆるいままでの搬送救急ではなく、救急隊の質を向上させて、それに対して応急措置を義務づけていくという内容でございます。したがって、これらの応急措置を行う技術等を有する者、私どもは有資格者と呼んでおりますが、これらを135時間の学校教育の中でより高度な応急措置の技術を取

得した者でないと乗ってはいけない。こういうことに相なるわけでございます。

そうした中で私ども、鋭意そうした救急隊員あるいは救急隊員以外の者でも、いつでも救急隊員になり得る要素を備えるために教育に専念しておるわけでございまして、何とかこうした中年代的に増員をお願いし、最終的には、私どもの計画といたしましては、中央丘陵開発に伴いまして山間部に向けての1つの分署を設け、救急、火災あるいは山林火災等の要素を持たせたとしながらも、その間におきましては、お説のような出張所に1台の救急車を持っていきたいという考えのもとにいままで検討してまいりましたが、いかんせん、現段階ではもう1車をふやし人員を確保でき得ないのが現状でございます。現在人員の中で通常業務においてもいろいろ兼務していただき、その中で運営しているのが現状でございます。そういうことでございますので、いま、かなりの時間がたってながら現在、まだ配置していないということで御指摘もあろうかと思いますが、御理解賜りたいと思うわけでございます。

- 10番(天堀博君) ただいま御答弁いただいたわけですが、一応それぞれについて聞きたいところがありますので再質問させていただきたいと思います。

まず、最初の総合計画と中央丘陵問題がありますが、公室長の答弁の中でも各行政のセクションの中から課長なり事務レベルの者が参画していろいろやってるのでその辺では、総合計画と中央丘陵に関連して全く別のものということはないということです。確かにやっていたるかのように私どもも聞いております。ただ、どの程度それが充実されてるのかが問題だと思うんです。というのは、たとえば中央丘陵開発についてもいままで何度か言ってきたので重複する点は避けたいと思いますが、大阪府下周辺地域都市開発適正調査報告書、これには助役さんも参画されて52年8月、これが出されております。こういうものの中にも、農業に対する考え方とかいろいろ出されておりますが、農林課の方が果たしてどの程度どういう意見を出して、それがどう反映されてるのかが問題だと思います。形式的なものに終わってれば非常に問題を残すんじゃないかと思うわけです。

その点では、今後の問題なり課題として、ただ単に課長なりが出席し、都市整備部の方から提起されたものを検討してるということだけではなく、もっと総合的なものの考え方をせんといかんと思いますので、これは公室長さんなり助役さんの方から再度お答えを願いたいと思うわけです。

それから、基本構想の見直しについての策定方針、現在、準備段階と言われております。いろんな方法があるけれども、議会、行政、市民、学識経験者等で幅広くという方針を持っておられるということでもあります。われわれも再三言ってきましたように、後でも申し上げますが、やはり町づくりの基本そのものは、市民中心というか、住民参加、住民本意の町づくりをやらなかった

ら、行政中心の官僚的な町づくりは間違いが生じてくる。そして、住民に利益をもたらさないと
言う結果になると思いますので、準備検討段階ということなので、今後の問題として残しておきたい
と思います。

あとは、中央丘陵に関連してですが、公共主導型ということですが、主体が宅地開発公団であ
り、手法が新住法によるものであり、その他すべてが公共でやられるんだと言われております。
確かに開発主体その他がすべて公共でやるから公共主導と言われるが、本当に公共主導型かど
うか、私は疑問として残るわけです。

公共というのは何か、ということです。確かにそれぞれの関係の省庁、こういうところは公共
のものであることは間違いない。ところが開発していくことによって既存住民あるいは新住民に
対して町づくりというものがされていくわけで、本来、公共とは現地、和泉市じゃなかろうか。
また、和泉市ということ言えば和泉市民ではないかと思う。和泉市民がもっともっと参画をし
ていく形にしなければならない。

また、いよいよ分譲する段階になった場合、泉北ニュータウンとか千里ニュータウンでやられ
たように、大阪府企業局あるいは日本住宅公団とかいろんな形での公共的なもの、公共的な建物、
公営住宅を建てていくことによってある程度カバーできると思いますが、単に手法であり、ある
いは事業主体が公共だから公共主導型だというふうに規定していいものかどうか疑問点が残ります。
本当に住民本意、住民中心の町づくりができるのかどうか。開発された上での公共あるいは
公営の住宅が本当に建っていくのかどうか。それがなかったら、計画段階で予期もしなかったよ
うないろんなことが起きてきたとき、その面倒をみてくれるところはあるのかということです。
住民もそうですが、あなた方理事者サイドにも考えていただかんとうまい悪い。

というのは、相当の市の負担になってくるということです。いまはいろんなことで単年度黒字
云々と言ってますが、当初の計画では黒字が出るんだと中央丘陵計画でも出していますが、実際
にはそうじゃない。泉北ニュータウンしかり、千里ニュータウンしかり、予期もしなかった負担が
各地方自治体にかぶさってくる。この点では、本当に公共主導という点をもう1度よくお考えい
ただき、お答えを願いたいと思うわけです。

採算面については、いまの時点では、用地取得の金額その他がわからんということですね。そ
んなことはないわけで、言ってみたら1点62円という評点も提示されてるわけです。大体、そ
れで大ざっぱな金額が出てくる。公共施設を張りつける面積等もきちんとこの前の委員会でも出
されてるわけですから、そういうものを割って引いていけば1坪当たりのある程度の単価の計算
は成り立つんじゃないか。あくまでも想定でして、最終的にそうなるかは別ですが、その段階で
採算がとれるかどうか、あるいはそんな価格で売れるのか、という点で十分計算されてるんじや

ないかと思えます。

そんなもんをあなたの方で、あるいは宅建公団の方で検討、計算もされてなかったら大変です。やみくもにただ進めてるだけでは大きな責任問題です。その辺の大ざっぱな計算すら、前からできてない、できてないと言われてるが、いよいよ買収価格が提示され、いろんなことが決まってるのにまだそんなことを言っていては大変なので、その点を再度お聞かせ願いたいと思うわけです。

それから、恐らく十分な答弁はいただけないと思うんですが、宅地開発公団はいつまで、どの時点まで責任を持つかについては、開発が全部終わるまでと言っていますが、どのような内容で具体的にどうなってくるのかがはっきりしない。いまの覚え書きでは、いわゆる業務委託の費用を出してるわけですね。開発ができればポンとどこかへ行ってしまおう。しかも、法の改正で統合され、中身も行政改革でかなり地元負担が多くなると推測される状況の中で、軽々しく思ってたなら、市にとってえらい目にあうんじゃないか。公共主導型で呼んでくると言っただけで呼んできたのはいいが、後が大変だと思う。そう簡単に考えたら困ると思いますので、あわせてお答えを願いたい。まず、1点目だけ再質問させていただきます。

○ 参与(西川喜久君) 1点目につきまして、私からお答え申し上げます。

御承知のように「にげん回復のまちづくり」の基本構想につきましては、48年に策定されたものでございます。その内容はやはり一定の農業政策も盛り込まれてることは事実でございます。しかしその後、10年たっておりまして、農業の情勢もかなり変わってまいっております。

それらの中で基本構想そのものを見直す段階では、和泉市総合計画策定する上の組織づくりがまず前段でなければなりません。行政側といたしましては、審議会はもとより、和泉市の企画委員会を規定で定めております。また、その中に計画部会がございます、企画委員会にはほとんど全般の部長が参加、それと計画部会あるいは企画委員会には課長が出席しておりまして、各セクションの意見をそれらの中で十分聞きながら農業政策に取り組んでまいりたい。計画策定の上で十分意見を取り入れてまいりたいと考えております。

特に計画策定に当たっての日程というよりも予定でございますが、事務局レベルで消化する時期が大体7月、8月の2カ月、それらの中で特に市民の意見を十分聞くという考え方から、8月から9月にかけて農業政策はもとより、その他いろんな施策について8月～9月の2カ月をかけ、審議会に諮ってまいりたい。かように考えております。

また、中央丘陵開発につきましては、それらの地域の中については、また別途考えておりますけれども、その他の農業政策については、今後の総合計画策定の上において十分考えていきたいと存じております。

○ 参与(林徳次君) 次の公共主導型の内容についていろいろ御指摘をいただきました。大変失

礼いたしました。先ほどの私の御説明は、あくまでも形態、形式的な面あるいは事業主体等の位置づけ面についてのみ申し上げております。もちろん、中身につきましては、地元連絡対策委員会、さらに校区別対策委員会の中で、地元住民代表である多数の町会等の役員さん等で構成されて現に運営していただいておりますが、こういった地元との直接深いかかわり合いの中で、周辺整備を含めて計画策定に向けて現在取り組んでおります。中身といたしましては、和泉市を中心とした市の町づくりを実現していく配慮を従来からさせていただいております。今後ともそういった実態に沿って進めてまいりたいと考えております。

それから2点目、地価の動向等について現時点で的確に把握しにくい要素があると申し上げましたが、先般も申し上げましたが、評点にあがってるじゃないか、という御指摘、確かに全体の評点を発発いたしました。約6億7千万点出ております。ところが、実測との差がございまして、これが非常に大きゅうございます。最高図上実測評点これも推計ですが、8億4、5千万点になるのではないかという推計が出ております。2割以上の差をめぐりまして現在の折衝の中、実例希望者の動きが秋には十分つかめるんじゃないかということから先ほどの確な推計時期が秋ないし年末と申し上げたわけでございます。

最後に、公団の責任の持つ時期内容につきまして御指摘、御質問をいただき、恐縮でございます。私どもも公団合併を見越しまして、内容の一切変更しないように、より強力な町づくりに向けてこの計画、実施面、裏づけとなる負担区分財政面は、市挙げて公団と折衝を続けてまいっております。

以上でございます。

- 10番(天堀博君) 余り時間がないのでちょっと延長していただきたい。できる限り早く終わりたいと思います。

1点目の農業問題については例に挙げたわけでして、その問題だけに限らず、いまの事務レベルでのいろんな庁内の委員会的なものにしても、もっと有効な活躍を果たしていただかないと、市長、前にも申し上げたが、縦割り行政の中でそれぞれの仕事については一生懸命にやるが、横のつながりががないため、何か知らんがちぐはぐな形になってくることがあらわれてます。今回の中央丘陵でいけば都市整備部が中心なのに産衛部のやつが先走りしてしまうとか、そういうくらいがどうもあるように考えるわけです。その辺の手綱を市長なり助役、公室長が持っていたかんとぐあい悪いと思いますので、それは要望しておきます。

地元に対する中央丘陵の委員会云々については前にも申し上げましたが、買収先行型の対策委員会という性格が否めないわけでその点では議会への報告もありましたが、単に専門のコンサルタントに任せて案をつくるだけでなく、総合計画の見直し等も含めて住民のいろんな形での参画

というものを期待したいと思うわけです。

次に、サービスセンターですが時間が余りないので深く突っ込めないんですが、鶴山台の問題については、いわゆる設置の基準その他の2点においてやったと言うんですが、どうも議会の方の以前からの経過とか市のあなた方自身が広報に掲載したものが言ってみたらそのまま崩壊的な形で同じことをやられてるという点では、われわれは疑問を抱かざるを得ない。その点では、どうもすっきりしたものになってないので今後、また次の議会でももうちょっと深めていきたいと思えます。

それから場所についても、配付された資料をうちの委員もいただいたんですが、2つの基準があります。横山地区、南松尾地区、たとえば南横山の人たちはどうするのか。横山の農協へ行って申請し、翌日また横山農協へ取りに行かないかん。そんなんやったら府中まで来た方がええんやないかとなる。当然なんです。横山の人たちも急ぐやつは来ないかん。そうなると、模写電送システムを導入せないかんとなる。少なくとも南横山地区については南横山農協もあるわけなのでお願いするとかあるいは光明台は陸の孤島と言われてるが、この辺ではどんどん入居者もふえてまして、間もなくハイタウンというか高層住宅にも入居されるということです。そうなると、相当の入居者になるのでここにもせめて翌日交付にしろ、即日の午後の交付にしろ、市の責任で直営の取次所が必要ではないか。私は、すべてをいまますぐ模写電送システムにしてやれとは言いません。財政状況等も言ってますからね。しかし、やはり最小限度必要なところにはそういうことでもやっていかないかんのじゃないか。その点で今後の見通し等がどうなのかということを知っているわけで、この点を的確にお答え願いたい。

もう1つは、取り扱い業務以外の業務の中身の問題なんです。これは市が直営でやり、職員として身分保証した限りにおいては、いままでのような勝手な形ではだめなんですね。その点をはっきりしとかんといかんと思う。何か知らんが保証だけするが、中身は本人の判断に任せて適当にやってるということでは大きな問題が出ます。これはほかの取次所もそうですね。便宜上、顔を知ってるからと預かったりすることもあるかもしれませんが、それ自体基本的には問題なんです。その辺の責任等についての的確な答弁になってない。何かその所属の長の判断で、ということですが、そんなことで果たしていいのかどうか。これは市民部以外のところでの判断になるのかと思いますが、その2点を主にお聞かせ願いたいと思うわけです。

- 市民部長(富田宏之君) 光明台の需要の問題でございますが、6月1日で3,040名ほどの人口が居住されると調査しております。何を申し上げましても、現状の財政事情の中、本年6月1日より試行的に開設してきた経過でございます。そういう面につきまして、われわれといたしましても、新しく大きな開発に伴う場所につきましては、重点的に何らかの形で住民サービス

を行っていくべきだという考えに立っております。今後、もう少し推移を見ながら何らかの形で結論を出してまいりたいと考えておりますので、その点よろしく御理解いただきたいと思っております。

それから、取り扱い以外の業務の責任の問題ですが、6月1日開設以前に担当非常勤嘱託員を呼びまして、原則的に市民課業務に限定するように指示しております。

なお、2年間の経過もございまして、市民課以外の業務と言いますと、国民健康保険については異動届、年金では定時届、老人医療の切りかえに伴う古い老人医療証の返還等ですが、これらについては2年間の経過がございまして、その点につきましては、これら関連のセッションの長を招集いたしまして十分指導し、責任の明確化を図る考えでございまして、その点御猶予をいただきたいと考えております。

- 10番(天堀博君) あのごみ問題は聞いてください、救急車問題は強く要望を出しておきますが、このサービスセンターの問題については、もうちょっと食い下がってみたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

いま、南横山の問題については出されなかったし、大規模開発では考えていくということですが、光明台はすでに3,040人、すぐふえてくる。あのハイタウンはものすごい高層ですので、こんなのが9月10月に入居してきますと一挙に人口がふえます。あなた方が出しておられる設置基準、8キロ以上離れたところ、あるいは人口が集中し、かつ市役所との交通の利便が比較的悪いところ、光明台は比較的どころやない。そういうところに対してはすぐにでも手を打たないかん。財政的な理由云々と言ってますが、市長、だんだんそんなことを言えんようになってきましたな。2億何ほも黒字を出したし、財政的にどうやこうやというのは苦しい答弁になってくる。そう簡単に黒字は出ていないと思うが、後でうちの原議員も財政問題で質問いたしますが取るものを取ってやることやらんということではなく、こういう問題は大きな金は要りませんわ、実際の話。せやから、その点についてはすぐできるんやないか。そういうこともする中で財政の立て直しを図らなかつたら、市民から何してるんや、となる。新聞にはデカデカと単年度黒字と出てますが、南横山や光明台の非常に便利の悪いところすらなかなか設置しようとしなない。できないという理がほかに見当らんと思うので、この点についてはっきりお答えを願ひたいと思っております。

それから、責任の問題ですが、いろいろ2年の経過があつて云々と言われた。せやからこそ、市長や助役、公室長、市民部長も聞いてほしいのですが、議会の中の問題も含めていままでの経過があるので、十分この点は精査検討しなければいけないと指摘してきました。あのままの形ですぽっとそのまま横滑りに直営にして身分保証したら喜びますわ。住民の方々は。しかし、いままで間口を広げてたやつを、「これだけしかできませんよ」と言われたら住民は困る。担当の職員さんにもそんなことできない。

しかし、そこでは今回の責任問題その他が出てくる。市民部所管以外ですからね。市民部の所管だから厚生文教委員会で審査とかになってきた。そして、一応の基準が決められた。ところが、それ以外に広がった分はどうされますか、大変なんですよ。公室長。その辺、私はやったらいかんとは言ってません。そういう問題も出てくるからいままで指摘してきた。その点で十分しっかりした御答弁を願いたい。その2点にしぼってもう1度お答え願いたい。

○ 参与（西川喜久君） 私からお答え申し上げます。

基本的な考え方については毎回申し上げておりますように、本市の地理的条件も見た場合、遠隔地の住民に対する行政サービスの向上を図る点から、サービスセンターの設置は必要であると考えております。また、その設置に当たっては、住民票、印鑑証明等の即時交付可能な模写電送の導入の考え方については変わっておりません。その中で遠隔地に設置する必要性を認識した上で今回、3カ所開設したわけでございます。電送装置導入が最良であることには変わりはありませんが、今回、暫定措置として6月1日に3カ所開設したわけでございます。それらの利用状況等を十分見きわめた中で、いま申されております個所についてひとつ検討を加えてまいりたい。かように考えております。

○ 市民部長（富田宏之君） 御指摘の点、十分われわれとしても理解しております。現在、委嘱しておる身分につきましては、和泉市市民課非常勤嘱託員及び和泉市市民課分任出納員の委嘱しております。そういう関係もございまして、市民課の窓口に限定するよう強い指導をしておりますが、御指摘の点も十分ありますので、全庁的に再度、その取り扱いにつきまして協議をしてみたいと考えますので、しばらく御猶予をいただきたいと考えております。

○ 10番（天堀博君） 最後に、6月1日から3カ所開設したところの利用状況を見て、ということですが、ほかのところはどう考えるかということですが、PRの問題もあります。横山なんか農協情報に載せてると聞いておりますが、知らん人が多い。皆が利用するかどうかの問題と、そんな不便なもの利用するんやったら役所へ行った方がましや、あるいはわれわれや市の職員さんをお願いした方がましや、現にわれわれもまだ頼まれてます。その辺から幅の狭いことしかできない。横山やったら、南横山の方から来るのは少ないのはあたりまえでしょう。やはりやるべきことはやらないかん。だから、言い逃れの答弁だけでなく、その点も十分考えていただきたい。また、次の議会もありますし、私、元気で出てきてる限りやるつもりをしておりますので、これだけにしぼってでも、もう少しあなた方が経過を見ると言うんやったら、7、8、9月と次の議会まで3カ月ぐらいの経過の上に立って再度やります。

それから、市民課の業務以外の問題については、そういうものも必要だと思う。やはり必要があるものはやらんと、市民にとってはこれはできるが、これはできません。では困るわけです。

しかも、2年間の経過の上によっているので断れない。せやから、市民部局だけでなく、総合的な企画あるいは公室の段階でいろいろ考えていくべきです。何か知らんが、いつの間にか総務委員会をほったらかして厚生文教委員会でやりだした。その辺もあなたの方の中での縦割り行政か何か知らんが、もうひとつすっかりしないものがあるので、この点もさらに深めますが、問題点だけ指摘しておきたいと思います。

赤阪議員も後でサービスセンターについてやられるので、補足的なことはやっていただきますが、山間部への救急車配備については相当要望が強い。特に隊員の増員が必要と言われております。やはり人間の生命財産を守ることは大変重要なことです。昨日も消防署の職員さんがこっちへ何か用事で来られましたが、緊急の指令、恐らく火事だと思うんですが、飛んで行かれました。業務そのものも大変だと思うんです。

救急隊は2台あるが、1台は火災の方に原則的には走ることになってる。だから、大きな火災があったり、数カ所で起こった場合救急隊が1台だけになってしまう。しかも、火災現場で負傷者などが出たらそこへ救援に行かないかん。そうすると、ほかの救急搬送ができなくなってしまふ。その点では、救急車が実際には予備車を含めて3台あるが、隊員の増強をぜひ図っていただきたい。市長、いろいろあっちこっちで人件費をごまかしていますが、消防についてはきちっと人的配置をしていただき、市民の要望にこたえていただきたい。これも引き続きやりますが、ひとつ今回は強い要望だけ出しておきます。ありがとうございました。

○ 議長(貝 博治君) 次に25番・奥村圭一郎君。

○ 25番(奥村圭一郎君) 一般質問通告に基づき質問を行います。

まず、教育施設について、近年本市における新住地の開発の中で、人口増加に伴う児童の急激な増を見る中で、教育施設の不足、不備が生じておることは御承知のことと思います。また、非行問題を考える中、これからの生活指導をどのように取り組んでいくか。そこでまず第一に、行き届いた施設が大切ではないかと思ひます。二、三取り上げておきたいと思ひます。

石尾中学校であります。現在生徒数1,667名の中で、来年度石尾中学校開設を目指し、市長並びに担当部局においては今日まで努力されておることと存じますが、現状、いまだ用地の確保ができていないと聞いております。本校のマンモス化をみるにたえかねる思いがするものであります。そこで、担当される市教委の方々において、現状、本校の実情、実態をどのように把握され、また対処されようとしておられますか、お尋ねいたします。

まず一点目、石尾中学校の教員室の実態であります。教員数が68名と聞いておる中で、果たしてあの狭い教員室で十分に完備されたものであるかということをお尋ねいたします。

二点目、給食室について、現在1,700名以上の給食をどのようにして取り扱っておるか、お尋ねいたします。

三点目、体育館ですが、本館の面積、広さがその利用に充分なのか、お尋ねいたします。

四点目、教職員並びに生徒が使用する便所ですが、各授業と授業の間約十分の休憩でその使用に十分即応できているかどうか、お尋ねいたします。

五点目、現在の石尾中学校は設備からいってすでに限度を越えているように思いますので、現在、第二石尾中学校の用地のことについてどのようになっていますか、お聞かせ願いたいと思います。

六点目、光明台中学校並びに光明台南小学校についてお尋ねいたします。先ほど天堀議員からお話がありましたように、両校附近に急激に分譲高層住宅が建設される中で生徒の増は当然のごとく、市当局としては、両校のそれによる増設の対応をどのように考えておられますか、お尋ねいたします。

七点目、横山校区の幼稚園の建設はどうなっておりますか。

以上、七点お尋ね申し上げます。

地元三校区を取り上げまことに恐縮だと思いますが、学校運営、教育活動に支障のないようにしていただくようお願いいたしますが、答弁のいかんによっては再質問させていただきます。

○議長(貝 博治君) 理事者答弁

○教育次長(杉本弘文君) お答え申し上げます。

いま議員さんから御指摘の石尾中学校の施設整備についてでございます。第1点目は、職員室の狭い問題でございます。現在、職員数は67名でして、職員室のスペースは普通教室2教室分の約130㎡でございます。この中にロッカー、書だなのスペースを含めると、非常に狭いとなっております。この実態につきましては、十分承知しております。当初、学校と協議を重ねる中で、教育委員会が目標といたしておりました57年分離の中で一年御辛捧願うべくお願いし、御了解も得てまいりましたが、現時点57年分離開校が非常にむずかしい現状でございます。加えて来年度、学級数の増加もあり、先生の増加も見込まれるわけでございます。本年度において管理に支障のないよう対策を講じてまいりたい。かように考えている次第でございます。

次に、2点目の給食管理の問題でございます。給食室は昭和37年に103㎡を建設いたしました。その後、生徒増に対処して昭和53年に77㎡の増築を図り、現在、180㎡でございます。これにつきましては、国の補助基準に基づく面積数には一応の対応はされております。しかし、その日の献立等によりまして品数がふえた場合、非常に狭い感じもいたしております。その他衛生面につきましても、保健所の定期検査を受け十分対応しております。しかし、御指摘の点

も踏まえて今後十分留意をしまいたい。かように考えております。

次に、3点目の体育館問題でございます。現在の体育館が858㎡でございます。確かに学校行事として、全体の生徒を集めてまいる場合、収容しきれない支障を来しております。狭い実態については十分承知をしております。したがって、拡張ということも考えていかなければならないと思いますが、国の補助基準との関連と財政的な面も検討し、かつ分離問題等も考える中で今後取り組ませていただきたい。かように考えます。

4点目の便所問題でございます。生徒数1,667名でございます。このうち男子生徒が854名、女子生徒が813名でございます。この生徒数からいたしまして、便所の数が少ないという御指摘でございます。便所の便器数についても、国の助成に基づく標準数というのが示されておりますが、この数から比較いたしまして大差はございません。しかし御指摘のように、十分間の休憩の中で大多数の生徒が用便を済ませるといことになると、確かに御指摘のような不便さがございます。夏場においては多少数は減るとしても、冬場における不足の面も考えられます。したがって、これらに対応すべく現在取り組んでおまして、財源等も踏まえ検討しておるわけでございまして、この問題についても何とか解決を図っていきたく考える次第でございます。

それから、5点目の石尾中学校の分離計画の進捗状況でございます。石尾中学校の生徒増に伴う新設分離につきまして、議会皆様方にもいろいろ御心配をおかけし、かつ御指導いただいておりますことをまことに恐縮に存じます。方針といたしましては、57年分離開校を目標にして、55年度内に用地を確保すべく、第1志望の用地について鋭意取り組んでまいりました。教育の場として、教育の適正を図る上からもろもろの条件をお示しましたが、その中で非常に解決しがたい問題もございまして、残念ながら、第1志望地については、断念せざるを得ない結果となりました。

現在、第2志望地につきましては、関係部局のお力添えを得ながら話し合いを進めております。見直しにつきましては、まだ具体的内容には至っておりませんが、話し合いの経過いかんによりまして委員会にもお諮りし、御理解、御協力を得てまいりたい、かように考えております。

次に、6点目光明台小中学校の対応をどのように考えているのか、ということでございます。光明台南小学校、中学校の教室の増設については、御指摘のように入居状況がございます。これらにつきましては、日本住宅公団との間におきまして常に連携をとりながら入居状況を見きわめておる現状でございます。御承知のようにこの両校につきましては、宅地開発又は住宅建設に関する利便施設の建設及び公共施設の整備に関する了解事項ということで五省協定がございます。したがって、入居状況とあわせて施設整備につきましては現在、日本住宅公団に対し協議を重ねておるところでございます。この協議が整いましたら建設してまいりたいと考えております。

最後の7点目の横山幼稚園問題でございます。現在の幼稚園敷地は、御承知のように小学校の一部を使用いたしており、かつ園舎も小学校の木造校舎を利用いたし老朽化もしております。改築について強い御要望をいただく中、新たに用地を求めてまいる計画で用地取得に取り組んでおります。用地選定に当たりましては、通園距離に大きな格差が生じないよう、できるだけ既設幼稚園の近くに求めるよう配慮しながら、一定の候補地について所有者の御理解を求めております。所有者の方にも幼稚園用地ということの中での御理解を示していただいておりますが、御承知のように、横山地区におきましても外環状線の道路計画があり現在買収が進む中、所有者におきましては、将来に向けての開発に対する大きな期待がございます。御理解をお願いいたしておりますもの、まだ具体化には至っておられない次第でございます。さらに、鋭意努力を重ねてまいりたいと存じております。よろしく御了承のほどをお願いいたします。

○25番(奥村圭一郎君) まず、第1点目の職員室の問題ですが、約40坪の中で67名と言われておりますが、私が聞いてるのは68名、この中で非常に毎日日々狭い思いをし、しかも、入口が一カ所で身動きもできない状態です。先生方も机の上はいつもいつばい、どうもできんという状態で一日も早く何とかしてもらいたいと考えております。

2点目の給食室の問題ですが、基準に合ってるという次長からのお話でしたが、われわれが見たところによると、無論、網だなにバケツあるいは食器が、昼の休憩に行ってみると全部載せて生徒に渡してるんじゃない、土間に並べてあり、しかも、その付近には残飯を入れるようなものがあります。網だなに入ってるのは事実ですが、それ以外に土間に並べてあって、これで衛生面においていいのかどうか基準に合ってるかしらんが、どうしても見るに忍びないものがあるように思います。一度実態を調べてほしいと思います。

それから、3点目の体育館の問題ですが、こつしも約600人の生徒が入学するとき、父兄も約600人来ました。その中で後ろの方の人は座れなくて立って入学式をしたように聞いております。そして、父兄から「こんなことでええのか」と学校に非常に苦情があったそうでございます。とても1,667名という数からいって、何かのときに体育館は限度を越えるように思いますので、その辺よろしく願いいたします。

それから、問題のトイレでございますが、女生徒813名と次長から聞きましたが、私、きのうの数字では816名と聞いております。しかし、3名ぐらいはどうであっても、実際問題として、38器の便器で816名の女生徒が10分間の休憩で十分消化できるかどうか。また、男子職員の平均1器、これは基準でいえば50人までいけると聞いておりますが、女子は20人に1器と聞いております。しかし、現実には38名の職員で1器であれば、休憩は同じようになるので非常に不便を感じており、どうしてももう1器設置してほしいという要望であります。女子の

件に戻りますが、実際問題として、38器で816名の生徒が消化できるかどうか、非常に困っていることは事実でございますので、その辺の実態をよく調べてほしいと思います。

5点目の問題でございますが、われわれが聞くところによりますと、50年度1,088名、53年度1,420名、現在1,667名、来年度は1,874名以上と聞いております。こういうふうに毎年100名以上の増加を見る中で、市当局は十分把握しておったと思います。先ほど次長からの話の中に、第1の候補地は残念ながら……、第2候補地をいま交渉中と言われておりますが、それならば、この数字の伸びは、一般がわからなくても市の方ではわかっているのだから、せめて2年前か8年前、中央丘陵の値段が発表されるまでになぜこの問題に真剣に取り組んでくれなかったのか。すでに1,800名以上という数字が出てくる中で、いまからこの土地を入手しても来年4月に間に合うのかどうか、その辺のところを非常にわれわれとしても疑問に思いますので、1日も早く用地を確保して来年、石尾中学校をつくっていただきたい。かように思います。

次に、光明台の問題でございますが、何度も申し上げるように、ことしの7月か8月に約100戸、来年3月に140ないし150戸がふえると聞いております。その中で、現在の光明台中学校の方は、6つの教室で、もうこれ以上ふえれば、すぐにでも教室を増設してもらわなくてはどうかにもならないという状態は御承知のことだと思いますので、これも1日も早く石尾中学と違って土地があるので、増設をお願いしたいと思います。

光明台南小学校の方も同様に生徒数が伸びる中で、教室の増設と体育館をどうしてもつくってほしい。と申しますのは、先日、ある裏道で私が気がついたことでございますが、乗用車の中にたくさんの生徒が詰めて乗ってる。「先生どこへ行きますんや」と聞きましたら、「実は体育館がないので、南池田小学校へ体育館を借りに行くんです」という。こういう姿を見て非常に残念に思いました。もしあれだけの生徒、多分1クラスだと思っておりますが、1台の乗用車に5、6人乗ってるのはよろしいが、たくさんの生徒を乗せておるので、もし事故でも起こしたら大きな問題になると思います。なぜ裏道を通ってよその体育館を借りに行かないかのか、結局、表通りを走ると交通違反にひっかかる。それらを考えると1日も早く体育館をつくってほしい、かように思います。

次に、7点目の横山幼稚園のことでございますが、お話を聞きますと非常に古い建物ですので、これも1日も早くお願いしたい。

以上の点について、1日も早く増設、建設をお願いして、私の質問を終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 次に、3番、辻村靖英君。

○ 3番（辻村靖英君） 第二五月会、辻村でございます。本日の発言のお許しを与えてください

ました議長様、各会派の御代表の方々に厚く御礼を申し上げます。では、通告に基づきまして、質問の趣旨を説明させていただきます。

市民は、権利義務の遂行による快適な市民生活を望んでおりますが、一部においてその均衡が崩れた場合、市民は絶望の境に達し、行政不信に陥ります。私は、市民と行政のパイプ役として次の質問をさせていただきます。

府道泉大津粉河線沿いの井ノ口交差点から阪和線踏切までの間の河川上の店舗並びに住宅についてお伺いいたします。

当時、あの河川上に建物を許可したいきさつについて御説明願いたい。また、各家屋の私有地と河川上の部分の面積の割合を明確にお示し願いたい。また、河川上の部分について、使用料及び借地料は幾らぐらい、どこに支払われているのか。河川上の部分に地上権あるいは借地権が設定されておるのかどうか。また、この道路は計画道路であります。拡幅工事に伴う補償問題があります。買収には、河川上の部分も含めた補償になるのかどうかをお聞かせ願いたい。また、粉河線の拡幅買収は、ただいまどのぐらいの段階まで進んでるのかをお聞かせ願いたい。

次に井ノ口交差点から小栗街道の間でございますが、国府小学校沿いの河川上の部分についても同様のことが言えます。現在、特定会社の駐車場や不用品置き場となっておりますが、これもどれがどのぐらいの期限で許可しておるのか。また、あの暗渠部分の工事費はどこが負担したのか、お聞かせ願いたい。

このような一連の河川上の問題に関する家屋の撤去に関する提訴権は一体どこにあるのか、お聞かせ願いたい。

また、国府小学校の正門が学校改築の結果少し浜側に移動しましたが、以前の正門前にあった押しボタン式信号を移動した正門前に移転してほしいという要望が、PTA並びに学校から出されておりますが、警察側が距離の関係上難色を示しておりますが、河川上の自動車、不用品置き場などの安全対策が十分でないことを考えて、この信号問題をどのように考えておるか、お聞かせ願いたい。

また、粉河線と小栗街道の交差の部分の間、ふたも防護さくもない部分が少しありますが、この部分に木でもいいからふたをして横断歩道を広げるなどの配慮をしていただきたい。

以上で河川に関する質問を終わります。

続いて、関西国際空港に関してお尋ねいたします。

昭和49年8月13日、航空審議会が関西新空港候補地を泉州沖5キロの地点が最適地であるとの答申以来、運輸省が巨額の費用を費やして調査研究された結果、本年4月、運輸省案として3点セットが地元府県に提示され、予備協議に入ろうとしておることは御承知のとおりでありま

す。当市といたしまして、南大阪の復権の起爆剤として、この問題を市民とともに幅広く考え、明るく住みよい町づくりの一環としてもう少し深く調査する必要があるのではないのでしょうか。

そこで、空港が地域にもたらすメリット、デメリットをもう少し詳しく市民に資料提供してやらなければ、市民はただ新聞紙上に発表されるだけの知識しかない。そこで、当市の空港に関する取り組み方をお尋ねいたします。

「広報いずみ」において空港特集号を企画していただきたいが、そのようなことはできるのかどうか。3点セットに関する資料及びいままでの各関係方面の調査研究資料を図書館に保管し、だれもが簡単に見ることができるようにしてほしいが、それができるかどうか。庁内に横の連絡協議会を設置し、周辺都市との問題点の研究及び現空港や成田空港での周辺都市の騒音対策、地域整備などの研究調査をもっと積極的にしてやってほしいかどうか。広く一般市民の声を聞く市民協議会的な機構を設置する考えがあるかどうか。

次に、提示された3点セットのうち交通アクセスについてお尋ねいたします。当市にあっては、空港道路は単に通過都市となることが必然である。第2阪和国道、近畿自動車道において、通過車両による大気汚染、交通混雑、また、阪和線の空港乗り入れに関して阪和沿線の開発に伴う人口増が予測されますが、このような第2次公害問題をどのような引きかえ条件として本協議に臨むのか、市の基本の方針をお聞かせ願いたい。

また、この空港は第1種空港であるからには、法的には地方公共団体が建設費を負担する必要はないと思いますが、協議が進んでいく途中において請願空港という空気が流れ出した場合、当市としてそれについていくのかどうか、お聞かせ願いたい。

最後に、予備協議と正式協議の違いを簡単に御説明願いたい。

以上ですが、答弁によりましては再度質問させていただきます。

○ 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

○ 建設部長（逢野一郎君） ただいまの御質問に対してお答え申し上げます。

まず、経過でございますが、本府道につきましては、昭和22年に大阪府が新設道路として建設しているわけでございます。このことにつきましては、詳しい書類には至っておりませんが、われわれが聞き及ぶところによりますと、府道新設に伴い買収時にある程度残地が残るということで、その利用については、大阪府が権利者に水路、里道を含めた形で占用させることを約束の上で買収しているという経過がございます。

2点目に、水路と家屋の比率でございますが、道路形態によっていろいろ違う要素がございます。まず、わかれ、現在、われわれとしては十分把握しておりません。1対1とか、里道に対して1対3との比率になっております。この件につきましては、御指摘を十分踏まえて再度十分調

査いたしたく存じておりますので、よろしく願いいたします。

使用料及び借地料をどこが徴収しておるのか、ということでございます。この件につきましては、光明池が管理する水路でございますので、占用料につきましては、光明池土地改良区が市を経由して徴収しております。金額についてはちよっと聞いておりませんが、後日、また報告させていただきます。

地上権の発生についてでございますが、一般的には、水路及び里道については、地上権を発生するような建築物を建てることは好ましくないわけでございます。しかし、この府道は先ほど申し上げましたように、府道新設のときの経過もございますので、この地上権につきましては、府とも連絡協議して、後日、また報告させていただきます。

粉河線拡張時の買収補償費でございますが、これも先ほど申し上げましたように、建物について買収時の経過がございます。一般的には、建設省補償基準に基づいて買収するのが至当でございますが、これも府と十分協議させていただきたい。かように思うわけでございます。

次に、粉河線の拡張に伴う買収の状況でございますが、現在、13号線から東について買収を行っているわけでございます。比率で申しますと、45%程度がすでに買収を終わっております。

7点目の小学校正門前の駐車場及び商品廃棄物の置き場と一部、鳥を飼っているという建物がございしますが、この件につきましては、再三にわたってわれわれ、また学校、PTA、先生方が権利者に撤去命令を行っております。しかし、われわれの立場といたしまして現在、この権利者と買収の交渉を行っております。そういう面からいたしまして、この権利関係がございますので、現在のところ、われわれとしては撤去をきつく申しておりますが、できるだけ早く買収において解決をしたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思うわけでございます。

8番目の水路上の撤去でございますが、これも先ほどから再三申しておりますように、府道新設の時点でいろんないきさつがございますので、府とも十分協議させていただきたいと思っております。

9点目の正門前の信号機がございしますが、議員さん御指摘のように現在、警察とも十分協議はしているわけでございますが、何を申し上げても、13号線との距離が非常に短かく、現在でも非常に交通の停滞を来しております。そういうふうな距離の短いことによってお交通の停滞が予測されますので、この件につきましては再度、警察の御意見を十分聞きまして適切な措置をしたい。かように思うわけでございます。

10点目の水路の風化による危険個所でございますが、この件につきましては、修理屋さんの方に多少空間のところがございます。この件は、通常ときにはある程度の幅の許可をしておりますが、水路全般の埋め立てについては、若干問題もございましてああいう形になったわけがございますので、この安全策については十分検討させていただきます。

以上でございます。

○ 議長(貝淵博治君) 次。

○ 企画課長(神藤恒治君) 国際空港関係につきましてお答えいたします。8点ばかりあったかと思いますが、まず、第1点の当市の空港特集というか、「広報いずみ」等に空港特集号を出さないか、といった点でございます。阪南におきましても、直接の地元である泉佐野、泉南市では、すでにそういった特集を発刊しておるとも聞いております。本市の場合も必要に応じて、内部協議を進めながら検討してまいりたいと存じます。

2点目の3点セットの資料について図書館等に置いて閲覧できるようにしないか、という点でございます。現在、3点セットの要約版、その本体といったものが出てまいっております。これらについては当然、図書館等に設置したいと考えておりますが、基礎資料というのが相当なボリュームで、その展示については相当な場所が必要と聞いておりますので、それ以外の要約版、本体については設置したいと考えております。

2点目の自治体関係等横の連絡組織というか、そういった関連につきましては、すでに阪南8市5町協あるいは泉北4市1町あるいはそういった行政関係の組織がかなり進んでいっておりますので、今後は、それらをベースに必要なに応じて考えてまいりたいと思います。

次に、空港関係の調査あるいは研究等積極的に実施していく方針があるかどうか、このことにつきましては、必要に応じて調査研究を実施しなければならないと考えておりますので、今後、空港対策特別委員会の御意見も拝聴しながら検討してまいりたいと思います。

なお、5点目の市民協議会等の組織につきましても、御意見を伺いながら同様な観点から進めてまいりたいと考えております。

6点目の交通アクセスに伴います第2次公害問題、これに対して本市としてどう取り組んでいくか、特に本市の場合、空港本体計画あるいは地域整備で、非常に2次公害的な分野で検討の課題があるかと思っておりますので、これらについても今後、そういった資料をもとに庁内体制を整えながら鋭意検討、調査してまいりたいと思います。

次に、7点目の第1種空港等の関係で本来、各市町村が財政負担すべきものではないんですが、今後、進める過程の中で若干起ってくる財政上の負担を強いられる部分が出てくるのではないかと。そういったことに対してどういうふう考えてるのか、ということでございますが、基本的な考えといたしましては、やはり第1種空港といったたてまえで、国が実施主体となって財政措置等を見ていく。しかしながら、これだけのプロジェクトですので、やはり国オンリーではなく、成田方式というか民間とか、あるいは直接市が従来の課題であった分野においては、あるいは市の財政負担が必要な場面が生ずるかもわかりません。これらについては今後、大阪府の指導

も得ながら検討してまいりたいと思っております。

なお、予備協議と正式協議の意味と申しますか、これにつきましては先般、大阪府議会におきましても、いわゆる運輸省が示しておる予備協議は可否判断を伴わないといった形で言われておりましたが、大阪府知事見解として、予備協議は地元協議を意味するものである。といったことで府議会でも議論されたと若干伺っております。言葉の意味につきましては1市単独といった見解ではなく、3府県としての解釈があらうかと思っておりますので、本日は差し控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

- 3番(辻村靖英君) 余り期待した答えが返っていないみたいですけど、第1番の河川上の建物から再度お伺いしたい。

昭和22年当時でしたら多分戦後の混乱期、そういうことであそこに建っておる建物は大半が不法建築ではないかと思われまゝ。この道路は拡幅計画があるのですが、いま現在でも増築、改築が行われてる店舗があります。このようなところは当然、市の行政指導の不行き届きではないかと思っております。増改築を認めるということに対して少しお聞かせ願いたい。

それと、余り深いことはお聞きませんが、何分この問題は、利害関係がからむのですが、国府小学校横の不用品放棄、ダンボール箱等は、美観上、衛生上悪いので、その会社に1週間に1回は必ず撤去させるよう指導していただきたいと思っておりますが、これができるのかどうか。

この2点に関してお答え願います。

- 建設部長(逢野一郎君) 御指摘のように、第1点目につきましては、1部改築されたところも見受けております。この件につきましては大阪府とも協議し、補償の算定基準には、現状の評価という形でやっていきたいと思っております。

2点目の御指摘でございますが、われわれも先ほど申し上げましたように、再三、ごみあるいは駐車等の問題については撤去していただくよう申し入れは行っております。しかし、買収の関係もありまして、強くは申しておりませんが、今後、美観を損なわんような状態にさせていただくよう注意していきたいと思っております。

- 3番(辻村靖英君) 空港に関してでございますが、1点から3点に関しては、私が希望していることを検討あるいは取り入れていただけるような答弁ですので、ぜひやっていただきたい。

4番目に、広く一般市民の声を聞く市民協議会云々でございますが、それを設置した場合、余りそれが先走ると議会軽視になるということも考えられるので、十分検討する必要があるのではないかと思います。

それと、空港は余り問題が大き過ぎ、また、国家事業でありますので、和泉市の発展には皆開

心がないように思われますが、やはり新しい社会資本を泉州に導入するという意味で、本当に空港を促進するよう努力していただきたい。

最後に、最終的可否判断のポイントをどこに置くかを市長からお聞かせ願いたいと思います。それをもって質問を終わらせていただきます。

- 市長（池田忠雄君） 辻村議員さんから新空港問題につきましていろいろと御提言をいただき、また、重ねての御質問でございます。

先ほど企画課長よりお答えいたしましたとおりでございます。御案内のとおり、大阪府知事初め3府県に対して、運輸省あるいは運輸大臣から3点セットが一応、予備協議の運輸省案として提案されております。それを受けて大阪府としては、大阪府の地域整備計画案というものを昨日でしたか、府議会特別委員会で提案され、近く地元8市5町に対しても、大阪府なりの地域整備計画構想というものについて提示があるわけでございます。

したがって、運輸大臣から示された空港建設の計画案、それから数年を経過していろいろ調査してきた環境影響評価のまとめ、交通アクセスを中心にした地域計画の3点セットと、府の地域整備計画構想を合わせて4点セットが来月早々提示され、そえ以降、地元協議がいわゆる地元市町村の意見を聞く形で来月以降、本格的な動きが出てまいる。このような道行でございます。

したがって、基本的に私が申し上げておりますように、本市といたしましては、この空港自体、住民に対して生活障害があるのかどうか、可否判断の第1点でございます。

第2点は、こうした空港の必要性は認めながらも、いわゆる泉州地域住民のメリットにつながっていくかどうか、これが生活障害の問題と地域の整備発展という2つが、私は空港の可否判断のポイントだと存じております。

したがって、府の地域整備の案等を含む4点セット、来月からいろいろと府の方から提示があるかと存じますが、その段階で十分理事者は議会の特別委員の皆さんとも十二分に御協議させていただき和泉市なりの考え方を示してまいりたい。このように存じております。来月以降、府からの動きを待って本市の考え方、いろんな資料を元にして御協議をしながら態度を決めさせていただきたいと存じます。御指摘、御要望を十分お聞かせいただき、ありがとうございました。

- 3番（辻村靖英君） 終わります。
- 議長（貝渕博治君） お昼を経過しての御協力、恐縮に存じます。ありがとうございました。1時まで休憩いたします。

（午後零時10分休憩）

(午後1時5分再開)

○ 議長(貝淵博治君) 休憩前に引き続いて一般質問を行います。それでは、7番、勝部津喜枝君。

○ 7番(勝部津喜枝君) 通告に基づきまして一般質問を行います。

まず第1番目に、すでに教育委員会では御承知のことですが、幸小学校におきまして、教職員の方々が幸青少年センターの活動に何らかの形で参加していくことが決められたということでのいろんな問題が起こっております。私は、ここで改めて社会教育と学校教育のそれぞれの正しいあり方と関連し、また、社会教育施設としての幸青少年センターの構成なり運営についてお尋ねしたいと思います。

まず、現在の幸青少年センターの位置づけ設置目的、また、館長以下職員数、その身分と指導監督系統、人件費を含めた年間必要経費はいかほどになってるか。また、幸青少年センターの活動計画はどのようにしてつくられてるのか。また、現在のセンターにおける子供の参加状況をお尋ねしたいと思います。また、幸青少年センターには重要事項を審議するとして運営委員会が設けられておりますが、その構成と開催の状況をお聞かせいただきたいと思います。あわせて幸小学校の同和推進校としてのいわゆる同和教育の基本方針などはどのように明確にされてるのか、お尋ねしたいと思います。

第2点目に、泉北地域広域行政についてお尋ねいたします。すでに私どもの方にも計画の書類が渡されているわけでありまして、まず第1に、この計画の策定体制と手続。第2に、地域住民の意思の反映に配慮するということがアンケート調査が行われておりますが、この対象住民や選出方法、さらには対象住民の数などについては、何かの法的根拠などがあって決められたものであるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

さらに第3点目に、審議会が設置されておりますが、この審議会は、協議会規約、規定などによりますと、「意見聴取するため」とされておりますが、今回の計画策定に当たりましては、その意見をどのように評価されたのか、お尋ねしたいと思います。

第4番目に、財政措置であります協議会の経費負担は、55年度、56年度とどのようになっているのでしょうか。さらに、計画策定費補助金、交付税の増額、起債の新設等、広域行政圏計画並びに地域設定によつての財政措置がメリットと言われておりましたが、この点も本市としてはどのようになっているのでしょうか。

第5点目に、この計画に基づきます実施計画については現在どのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

第3点目の老人対策であります。56年度の市長の市政方針演説の中でも高齢者の生きがいの

充実老人の社会参加などに総合的対策を講ずる必要から予備調査に入るべく所要の措置をした。と述べられておりますが、現在、これらの取り組みがどのように進められておるのか、お尋ねしたいと思います。

以上、再質問の権利を留保いたしまして終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

○ 指導部長（高橋貞良君） 社会教育と同和教育施設の件につきましてお答え申し上げます。

幸青少年センターの設置目的でございますが、条例で定められておりますとおり同和地区青少年の健全な育成を図り、同和問題の速やかな解決に資するための施設として設けたものでございます。

次に、館長その他の人員の件でございますが、現在、配置しておりますのは17名でございます。館長1名、係長1名、用務員3名、以下指導員12名でございます。

必要経費ですが、一応、昭和55年度の幸青少年センターの決算見込み額として事業費合わせて2,929万2,000円でございます。

活動計画をどのように定めるかということでございますけれども、これは教育委員会規則として設けられておりますセンターの規則に基づきまして、館長が教育委員会の監督を受ける中で策定していくものでございます。

参加状況でございますけれども小学生約80名、中学生40名、もっとも夏休み等学校の休業日になりますとさらにたくさんのお児童生徒が参加してまいります。

運営委員会の構成でございますけれども、現在の構成は行政代表6名、支部代表4名、学校関係3名、PTA関係2名、地元代表5名、計20名でもって構成してございます。

幸小の基本方針ということでございますけれども、もちろん同和教育の推進につきましては日本国憲法、教育基本法の精神にのっとり、同和対策審議会答申の趣旨に基づいて人権尊重の精神に徹するというを基本に据えております。大阪府同和教育基本方針に従いまして、幸小学校におきましては、これらの教育活動を編成して同和教育を展開しているところでございます。

以上、簡単でございますが、お答え申し上げます。

（議長退席、副議長着席）

○ 副議長（田中包治君） 次。

○ 企画課長（神藤恒治君） 泉北地域広域行政関係につきましてお答えいたします。

まず、第1点目の策定体制と手続についてでございますが、策定体制につきましては御存知の協議会を頂点といたしましてこれは4市1町の部長クラスの幹事会、計画策定委員会、いわゆる課長クラスでございます。その傘下に事務担当者クラスといった組織体制で進めてまいったわけ

でございます。

また、手続につきましては協議会で最終的な策定の議決をいたしました後、大阪府知事を経由して自治省に申請したという手続の概要でございます。

次に、アンケート等対象住民の選出方法でございますけれどもこれにつきましては、選挙人名簿から無差別にサンプルを徴しました。全体で3,000名のサンプルで、それを各市の人口等によりまして按分したものでございます。各都市で250だったかと思えます。そのサンプル数につきましては一応、住民の意見を反映するための必要最小限の数値であるという専門家の意見を参酌しながら数を設定したものでございます。

なお、3点目の審議会における意見がどういうふうに反映されたか、ということでございますが、計画が策定された段階で審議会にお諮りし、審議会はたまたま議会関係者が4市1町ともメンバーとなっておりますので、そういったところで3回にわたって審議をお願いしたわけでございます。そして意見をお聞きし、反映できる分については反映し、今後、それらの意見を尊重しながら事業化を図るべきものについてはそういった扱いになったものでございます。

次に、55年度の負担金についてでございますが、55年度の予算総額は約800万円、国の補助金237万1,000円、府がその2分1の118万5,000円、合計355万6,000円を補助金として導入しております。したがって、786万2,000円から355万6,000円を引いた残りが各市町の分担金で賄っておりまして、本市は59万8,000でございます。そして、56年度については、去る3月議会におきまして本市の9万8,000でしたか、予算計上させていただいたのか市負担金でございます。

5点目の広域行政の財政上のメリットはどうであったか、についてでございますが、1点目は、計画策定に対する補助金が交付された。次に、地方交付税のかき上げがあったことでございましてこれは道路、橋梁等の投資補正といった形で55年度、4,379万8,000円を受領いたしております。次に、地方債の関係では、今後、地域振興のための広域的整備事業に資する上において起債充当率が非常に高くなるといったメリット。さらには、大規模複合施設というか、4市1町あるいは単市でも大規模な複合施設を建設していく場合、起債の充当率が非常に高くなり、かつ一定の助成金が交付されるし、このような点がメリットと言えるのではなからうかと存じます。

最後に、実施計画についてどのようになっているか、という点でございますけれども、実施計画につきましては、10年間でおおむねこういった事業が想定されるといった考え方の一覧表というか、それが一点と3カ年間にどのような事業ができるかといった資料、なおかつ4市1町の広域事業として今後、どういうふうな事業を進めていくか、これが1番の課題であろうかと思っております。いわゆる4市1町が共同体となって実施していく事業については、現在のところ、具

体的に実施計画が示されておられません。今後、協議会を中心として検討していく、現在、それぞれ事務レベルで準備中でございます。

以上です。

- 副議長（田中包治君） 次。
- 市民部次長（中川鉄也君） 老人対策についてお答えいたします。

老人の生きがい対策の問題でございますが、シルバー人材センターの調査費については本年度当初予算で御承認いただき、現在、担当部門で鋭意調査を行ってるところでございます。現在、大阪府下では、7市が55年度よりシルバー人材センターをすでに実施、また、56年度中に設置予定の市が10市でございます。われわれ担当者といいたしましても、近隣都市の実施予定の都市の調査を行っております。その中では、それに参加するお年寄りの方はたくさんおるわけですが、企業からの求人数が非常に少ないのが現在の悩みでございます。先日も堺市さんでお聞したところ、堺市内で約6,000の企業があるそうですが、現在、求人のお答えが出ているのが80社と非常に少ないということです。しかし、宣伝する中でふえていくんではないかと考えております。

また、大阪府の老人に対するアンケート調査によりますと、特に老人のニーズが非常に強いというぐあいにわれわれもつかんでおります。したがって今後、和泉市内の老人クラブ、民生委員、社会福祉協議会などと話し合い、できるだけ早い時期にシルバー人材センターの設置に向けて検討を行ってるという現状でございます。

- 7番（勝部津喜枝君） まず、第1点から再質問させていただきたいと存じます。

改めて確認したいんですが、いわゆる幸青少年センターは公の施設であって社会教育施設である。この点につきましては間違いございませんね。先日5月7日に共産党として高橋部長にお伺いし、いろいろお尋ねした中ですでに明らかになってる点として、確認しておきたいと思います。

そこで、私らの方で事情聴取りいろいろした中で、まず、事の発端として、3月初めにセンターの方から幸小学校に対して先生方の協力申し入れというか、放課後の参加要請があったというのを聞いております。これは文書であったか、口頭であったかという点のいろんな形はあるとしても、そういう中でいろんな問題が派生してきたと思うわけです。

そこで、もう1点ははっきりしておきたいんですが、センターの活動計画は高橋部長の方でつくられておるし、それが教育委員会の指導のもとで明らかにされてるということであったのですが、それでは56年度のセンターの活動計画というのは、実際にはどういふものが出されてきてるのか、お示し願えないでしょうか。

- 指導部長（高橋貞良君） お答え申し上げます。

問題の発端がセンターから学校への申し入れというか、そういうピラも流れたことは事実でございます。しかし、それに伴って学校においてもセンターにおいても、そういったピラを出した団体と話し合いした中でも申し上げておりますことは、そういった実態はないということでございます。

ただ御承知のように、センターはいまも御確認いただきましたように社会教育施設として私も、教育委員会の管理している施設でございますし、学校もまたしかりでございます。そして、学校とセンターにおきまして同じ同和地区の子供がおるわけですので、その子供の健全育成に携わってる両者が連携していくことが必要であるということから私もセンターの所長から、学校の先生、一遍のどきに来てほしい、という日常的な話があったことは事実でございます。先ほど申し上げましたように、府の同和教育基本方針には、学校教育と社会教育の連携を図るとともに、関係諸機関及び諸団体との連絡を一層密にし、ということがございます。その趣旨にのっとり、学校とセンターとの必要な連携をとっていただくということになった次第でございます。その点御理解をお願いしたいわけでございます。

また、センターの活動計画につきましては、センターの中で館長を中心に作成しているものでございまして、その点につきましては館長の方からお答えさせていただきます。

○ 幸青少年センター所長（戸口泰明） お答えいたします。

56年度の目標、方針につきましては5つあるんですが、1つは、どんな子供に育てるか、月1回、地域にパンフレットを配ります。その内容は、子供たちの作品を載せたり、子供会の地域のお父さん、お母さんに伝えて子供会の認識を図っていく。もう1つは、規則正しい生活と習慣を身につけること。3つ目は、学校を休み特に長欠の子供たち、それから途中で抜けていく子供たちについて、指導員ができるだけ家庭訪問をふやしながらその子供の環境を十分知っていくこと。もう1つは、出欠をきちんととっていくこと。これは学年別班名簿を作成して、子供会なり学校へ行くシステムをつくっていくこと。5つ目は、連絡帳をきっちり書くこと、途中で家へ帰る子供さんがおられるわけですので、そのときはお父さん、お母さんはセンターへ来られると思うわけです。その辺の連絡を十分とるためにも家庭と連絡を密にしていくこと。もう1つは、指導員の資質の向上を図っていくこと。これらを56年に計画いたしております。

○ 7番（勝部津喜枝君） 社会教育と学校教育の連携を密にするということで効果をあげる点については異存はございませんし、教育基本法にも謳われてると思います。しかしあわせて、社会教育と学校教育を混同してはならない面も明らかにされてると思うんです。その点では、社会教育は、いわゆる学校教育で行ってること以外のことをするということも明確にされてるのも御承知のとおりだと思うんです。それをここでひとつはっきりさせておきたいと思うんです。

あわせて、いま戸口館長が説明された教育方針、事業計画についてですが、それは私どもの方で、もし違ったら違うと言ってもらえばいいんですが、「1981年度年間方針」ということで予定しておりますが、これがそちらの方でつくられてるセンターの年間事業計画をまとめられたものだとしてよろしゅうございますか。

- 幸青少年センター所長（戸口泰明） はい。ただ、それは部内の資料でしていろんな事業計画案ですので、正しく整理したやつが56年度の計画書です。
- 7番（勝部津喜枝君） これは正しく整理される以前のものでしょうか。
- 幸青少年センター所長（戸口泰明） はい、そうです。
- 7番（勝部津喜枝君） こんなふうに印刷されたものですが、たまたま調査の段階で手に入ったんですが、これはどういうものですか。
- 幸青少年センター所長（戸口泰明） 実は、幸小の先生方と第1回の話し合いを持つ資料としてどうしても必要だったものですから作成いたしました。
- 7番（勝部津喜枝君） 内容の精査検討があったことは結講でして、それについては異存はないわけですが、いわゆる「部落解放同盟和泉支部の子供会」となっておることとあわせてセンターの事業計画である。このことについて直接の責任者であるあなた、また高橋部長はすでに承知しておることと思いますが、この点についての明快な御説明をいただきたいと思うんです。

先ほどいったように、センターは公の施設でありいわゆる和泉市立の公的機関である社会教育施設であるという確認の上に立ってこのことを明らかにしていただきたいと思います。

- 指導部長（高橋貞良君） お答え申し上げます。

確かに現在、幸青少年センターは和泉市立の公共施設でございます。そういった点で、館長以下職員はすべて本市の公務員でございます。その中で館長は、公務員の職務の厳正を期するよう常々努力しているところでございます。

ただ御承知のとおり、同和対策として設けられましたこの青少年センターというものは、実は発生の経過がございます。戦後の解放を目指した地域活動の中で差別のために奪われた文化なりスポーツを取り戻そうという地域の自主解放に向けこの子供会活動というものがあったわけです。そこで同和対策策審議会の答申が出たり同特法がつくられたり、先ほど申し上げました府の同和と教育基本方針が出る中で、それを行政的に保障していかなければならない責務も生じました。その中で府の同和対策として補助金をいただき、その自主的な運動をさらに行政的な中で獲得していくという経過がございます。そういった経過の中で、現在も子供会で出たり支部といったところで名称を変更あるいは強制したりといったことは、たまにはございます。しかし先ほど申し上げましたように、現在、職員、指導員のすべてが市の公務員になっておる中で、公共的主体性

を堅持するようやっているわけでございます。

そういった点から、先生がお持ちの資料の中で若干誤解も生ずるような点がございしますが、いま館長が申し上げましたように、整理する段階でその辺のところを十分検討いたしまして、行政の主体性がきちっと出るものにいたしとうございます。実態といたしまして誤解を受けるようなものではございませんので、その辺のところの御理解もお願い申し上げる次第でございませぬ。

- 7番(勝部津喜枝君) すべて市のものであり主体性を堅持してやっている。結局、中身の精査検討は結構ですし、十分いいものにしていただくことには異論はないわけです。さらに、歴史的経過の中でこれまで果たしてきた役割から、地域の子供会に対する行政の援助も異論はございませぬ。

ただ、ここで問題になってるのは、公共の社会教育施設である幸青少年センターが、少なくとも、特定の運動団体の子供会の活動と全く混同し、そこでの方針がセンターの方針と同一にされてるというところに問題があると思うんです。いままで大変苦しい答弁だったと思うんですが、主体性を持つてると言いながら、いかに内容の精査検討があったと言われながらもやはり明らかだと思っんです。この点は厳しく追及しておきたいと思っいます。

続きまして、先生方の参加を含めての問題なんです、幸小学校の1981年度の同和教育推進計画が5月6日に発表されておりますけれども、その中で地域の活動を重要視し、その学校として地域の子供会活動に参加していくことを方針として決定しております。これもかねがね、校長との話し合いで学校が決めたことなので仕方ないというか、自主的なものであるという立場をとってると聞いておりますけれども、もし、たとえばこの子供会の活動がいままでの中でも明らかかなように、1人の子供が幸青少年センターの子供会の会員であると同時にいわゆる解放同盟の子供会員であるという2面も持つてることです。子供がそういう状況にあることは、私は、別にそのことについてどうこう言うことはないんですが、学校が地域活動の方針として決定していくことについて、指導の責任がある教育委員会としては、学校が勝手に決めたことであると放置しておっていいのかどうか、そのところを明らかにしていただきたいと思っんです。

- 指導部長(高橋貞良君) お答え申し上げます。

いろいろ御指摘がございませぬが私ども、青少年センターにおきましては、対象地域の青少年に差を設けたり、参加に違いをつけている。あるいは拒んでるという方針はとってございませぬ。地域の青少年すべてが参加していただけるよう努力しております。地域の青少年であればどなたを問わず参加している実態でございませぬ。

その中で、御指摘のように学校の先生がセンターへ行くという点につきまして、簡単におっしやるとそういうこととなりますが、学校とか地域の中に入って子供の生活や遊びの実態を見、ま

た、家庭の実情を見ていかなければならないというのが、現在の学校教育の課題でございます。そういう点でいままでの取り組みが弱かったという反省のもとに、月曜と木曜という日を決め、地域のすでに入って子供の生活、家庭、遊びの実態を見ていこうということで、その一環として、センターにもたくさんのお子さんのお子さんだからそこへ出て行こうということで、ローテーションを組んで決めたものでございます。したがって、1人の先生にとっての負担は、センターに行くのは1カ月に1回あるかないかのことでございます。地域の子供の実態を見ていく一環として取り上げたわけでございます。

そのことが是非かという御指摘でございますが、何回も申し上げますけれども、大阪府の同和教育の基本方針にのっとって、府の方でも同和教育の主体者配置要綱にその任務として、同和地区の子供会等の助言に関する事項があげてございます。また、同和推進校の教員の加配の内容にも地域の連携、地域活動の推進ということが打ち出されているわけでございます。

そういう点から、毎日日々の教育活動すべてをそのような地域活動に打ち込むということであれば行き過ぎもあろうかと思いますが、週2回、しかも個人の先生にとっては月1回という中で地域のすべてと連携していく取り組み、しかも、職員会議の合意を得て決定したことでございますので、私どもが学校に対してそれ以上指導する必要はないと考えた次第でございます。御理解をお願いいたします。

- 7番(勝部津喜枝君) 地域全体の中に入るとおっしゃいましたが、私が問題にしているのは、この同和教育推進計画の中で明らかにされておりますように、月曜と木曜にセンターの方に出向いていくことを学校の方針として決定したことについて問題はないか、というふうに聞いているわけです。同和教育の府の方針とおっしゃいますが、たとえば先ほどの話でも、センターは夏休みは若干ふえるが、必ずしも地域全体の子供が参加していく方向にはなっていないでしょう。その中で、やはり教育基本法でも言われているように、全体の奉仕者であるとうたわれておるわけです。学校の教職員はそういう実情からいっても、特定団体の運動活動、方針と全く混同したものを取り上げてその中に入っていく。そのことを学校の方針として決定したことについて、何ら問題はないと放置して果たしていいのかどうかということ。このところを問題として、本会議としてぜひ取り上げていただいきたいと思ってるわけです。あくまでも、自主的に参加されることについてはどうということはないんです。その点で何ら問題がないと言っておって、果たして教育行政としていいのかどうかということ。その点で何ら問題がないと言っておって、果たして教育行政としていいのかどうかということ。その点で何ら問題がないと言っておって、果たして教育行政としていいのかどうかということ。

- 指導部長(高橋貞良君) 職員会議の決定と申しますのは、職員が自主的に決定したことでございますので、自主的な参加でございます。

それから、センターの資料で若干誤解がございますが、教育行政、社会教育としての主体性、

公共性といったものは十分堅持しておりますし、そうありたいと思っております。その中で地域の子供の実態を見ていかなければ、相応の教育効果もあがらないと考えてる次第でございます。

- 7番(勝部津喜枝君) 職員会議の最高責任者はどなたですか。
- 指導部長(高橋貞良君) 職員会議の最高責任者となりますと、非常にむずかしゅうございます。
- 7番(勝部津喜枝君) 職員同士が相互に意見を出し合って決めるという性格のものではない。学校の運営方針というか、最高の方針を決めるところのはずですね。それを教育行政が全く知らん顔で勝手にやっとなることとしていいものですか。
- 指導部長(高橋貞良君) 職員会議といっても、内容なり設定の条件によって協議であったり諮問であったりいろいろあると思います。学校的意思決定の最高責任者は学校長でございます。その決定のためにいろいろ開かれている職員会議あるいは諮問のために開かれてる場合もございますし……。
- 7番(勝部津喜枝君) このことを決めた職員会議は……。
- 指導部長(高橋貞良君) これは本年度の幸小学校の方針を決めていく職員会議でございます。
- 7番(勝部津喜枝君) 意思決定は校長が責任を持つ会議ということですね。
- 指導部長(高橋貞良君) はい。さようでございます。
- 7番(勝部津喜枝君) そういうことであれば、先生方が自主的に決めたことで問題はないという立場はおかしいじゃないですか。
- 指導部長(高橋貞良君) だから、先生方の自主的な発意が職員会議の総意となって決定されていったわけでございます。その決定されたことは、大阪府の同和教育基本方針なり主体者加配の内容等に照らしても、いささかも教育委員会として指導しなければならない内容を含んでおらない。このように判断した次第でございます。
- 7番(勝部津喜枝君) この件に関して最後にしておきたいと思えます。

1つは、先ほどから言いましたように、センターの活動内容なり方針が、現状では全く部落解放同盟和泉支部子供会の活動と全く混同されている。公の社会教育施設であるという立場を逸脱しているという事実について明確に反省し、改めていかなければならないと思えます。その上に立ちまして、学校の先生方が、学校の方針としての決定でセンターに向向くことは、学校教育法、社会教育法なり、さまざまな法規に照らしても逸脱したものであり、あくまでも、自主的な参加ということで教育委員会が正しい指導をしなければなりません。この点は厳しく指摘しておきまして終わっておきたいと思えます。

次に、広域行政ですが、財政措置として4千万余の交付金が55年度にいただけたわけですか。

- 企画課長（神藤恒治君） 55年度でございます。
- 7番（勝部津喜枝君） これは毎年永久的にこういうお金がいただけると理解してよろしいですか。
- 企画課長（神藤恒治君） 当初、われわれは永久と解釈しておったわけでございますが、最近になって、3カ年といった府の見解が示されております。ただ、正式な形で通知等はいただいておりますが、一応、3カ年と認識いたしております。
- 7番（勝部津喜枝君） 9万円のこしの負担金ということですが、これは計画策定の段階では府と国の補助金がついたが、それができてしまった段階では、一切そういう形の補助金はつかない。こういうふうに理解したらよろしいのですか。
- 企画課長（神藤恒治君） 全くそのとおりでございます。計画の策定につきましては、先ほども申し上げましたが、実際の予算そのものは786万2,000円、地元負担金425万6,000円、国、府の支出金355万6,000円、諸収入5万円といった内容でございます。そして、56年度は9万幾らと申し上げましたが、和泉市の負担金としては9万8,000円でございます。また、御指摘の今後における補助金等につきましては、一応いまのところ、運営経費については見込みがないものでございます。
- 7番（勝部津喜枝君） そこで幹事として参加されております市長公室長にお尋ねしたいんですが、御承知のように昨年3月、本市にこの問題が出てきたとき、いろいろ皆様方の御意見もある中で決議案として市議会に周知し、議会の意思を反映するよう理解されております。この点に関しましては、総務委員会なり審議会なりに一定の提起はあったと思います。やはり膨大なコンサルを含めての内容のものでし、十分な説明なり周地徹底という面から見ましたら、公室長としては果たしてやられたとお考えになってるのかどうか、その点お答え願いたいと思います。
- 参与（西川喜久君） お答え申し上げます。
徹底したというような考え方は、私は持っておりません。特に広域運営の議長さん初め常任委員長さんをお願いしております審議会の委員さんには十分御説明申し上げ、また、総務委員会においても十分御説明申し上げ、御意見をいただけてきたところでございます。今後の事業着手の段階におきましては、やはり十分審議会あるいは協議会はもとより、当市議会議員さん全員について十分説明申し上げ、御意見を賜りながら実施してまいりたいと考えております。
- 7番（勝部津喜枝君） このいただきました冊子の計画の経過を見ましても、専門部会というのが相当何回も開かれ、この計画の策定にあたっておられるように思うんです。ところが、本市の相務委員会に提起されたのが2月12日翌13日に早速審議会の第1回が開かれておりますが、こういう経過を見ましても、1年がかりでつくられたものが、そう懇切丁寧に説明されたとは理

解しにくいんです。

この点本市としては、議会決議を尊重していただき、十分な全議員への説明なり意見の聴取を事前の段階でやっていただきたいと思うんです。いま、実施の段階ということですが、その点はぜひ守っていただきたい、実施計画が明らかにされた時点では、計画の段階のようなことがないように、全議員への十分な説明なり意見の反映ができる措置を講じていただけるかどうか、もう一度改めて確認をとっておきたいと思います。

○ 参与（西川喜久君） そう伝えます。

○ 7番（勝部津喜枝君） 最後に老人対策ですが、たしか私が数年前の本会議で摂津の生きがい公社を視察、本市でもぜひやりたいと取り上げました。いろいろな地域性とかで問題もあるかと思いますが、先ほどの答弁では、実施段階を前提に進めていくということですので、これはぜひやっていただきたいと思います。

あわせまして老人憩の家ですが、現在、相当数各地で建設されておりますが、全体を調査したわけではございませんが、憩の家をもっと充実して利用されていくという点での行政側の援助措置なり、これは平均的というよりも、各地の状況を見て措置を講ずることができないものか、その点ひとつ問題提起を含め、若干でも御答弁をいただけたらと思います。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 老人集会所は現在、11カ所ございます。この利用状況については、すべて和泉市老人集会所条例第3条を基本にして、その管理を公共的な団体に委託、現在、校区の老人クラブに管理を委託してやっていただいているわけです。この利用状況はかなり差が出ておまして、ほとんど毎日に近いほど使っておるところと、そうでないところが出てるのは事実でございます。残念ながら、われわれも十分把握しておりませんので、老人クラブの事務局を持っておる社会福祉協議会とも一度相談し、老人集会所の管理に当たっていただいている町会町さんとの意見交換などをやりながら、より有効的に利用できるような方で取り計らっていきたい考えでございます。

○ 7番（勝部津喜枝君） これで終わります。ありがとうございました。

○

○ 副議長（田中包治君） 次に、16番、赤阪和見君。

○ 16番（赤阪和見君） 質問通告の第1点目、ごみ対策についてであります。社会にあるすべての製品は、いつかはごみになると言っても過言ではないと思えるほど、今日のごみの量の大きさに驚いているのは、私1人ではないと思います。以前の議会においても質問し、一定の答弁もいただいておりますが、いま一度基本的な対策及び考え方を聞かせていただきたいと思います。

私は、現在行われておるごみ収集体制並びに処理体制は全くむだが多く、過去の考え方から一

歩も前進していないと思っております。なぜならば、市民から出された一般ごみ、不燃ごみの収集処理においては多量化多質化し、ごみ質の悪化の進行する中で、相も変わらず出るものはしょうがないとでもいうか、一定のパターンで埋め立てか焼却するばかりであります。

処分にかかる経費は、市民の血のにじむような税金の一部であります。言うまでもなく、行政とは、市民が安心して生活を営むかために政（まつりごと）を行うところであるという基本に立ち返り考えるならば、一時も早く税金のむだ遣いをやめ、市民の協力を求ながら市行政が先頭に立ち、意識改革、発想の転換を図らなければならないときではないでしょうか。

去る5月31日、市内ボランティア組織の「和泉を美しくする会」が、市内各所に散乱する空きかんを集めたところ、8万個に及ぶ空きかんと500キログラムの空きびんその他のごみがわずか3時間で集まったと、サンケイ、読売、朝日、毎日の4大紙に報道されておりましたことは、理事者各位も御存知のことと思います。市行政収集に及ばない空きかん、空きびん等がこれほどもあったのかと驚く中で、会の代表者である山田幸治氏に内容を聞いたところ、8万個といっても、市内散乱の6割ぐらいしか拾われていないということでありました。

特に空きかんは、最終処理は一般の家庭ごみに入るか、40日に1度の不燃物収集に出すか、それとも、ばいと外へ捨てられるか、この3通りしかない現状であります。この一例をとっても、空きかん、空きびん等が非常にごみ質を悪化させ、焼却残灰処理地の寿命を縮めておことはおわかりと思います。以前に質問したように、ごみといえども、道路や空き地に散乱し、また、一般家庭ごみ、不燃ごみと混ることによってごみになるのであって、分別すればりっぱな資源であるということを忘れては一步も前進がないと思います。

そのような観点に立ち、現状打開のため各点についてお聞きいたします。

その1つとして、現体制では、不燃物処理はどのように分別し、処理されてるか。また、埋め立て処分地はどこに設置され、あとどのぐらいもつのか。また、1トン当たり及び1立米当たり幾らかかるか、お答え願いたいと思います。

第2点目に、減量化に対しどのような案を持つてるか。現在、一般家庭ごみは1日何トンぐらい出るのか。トン当り処理費は幾らかかるのか。空きかん、空きびん、高分子物の対策はどう考え、対処しているのか。また、当市役所本庁から出るごみはどうしてるのか。

第3点目として、日本コカコーラボトリング、また、大阪府婦人会連合協議会の寄贈されたごみ箱が設置されておるが、このごみ箱の管理、ごみ収集はどこがどのようにされてるか。また、その他の事業者からの協力はほかにどのようなものがあるのか。また、さきのごみ箱は市から協力要請をしたのか、向こうからの寄贈であるのかお答え願いたいと思います。

第4点目に、昭和55年9月に実施された環境庁長官官房総務課環境調査官がアンケートをと

とった空きかんに関する地方公共団体アンケート調査について本市が出した回答内容について、すべての資料を提出もしくはこの場で発表していただきたい。

以上が一般ごみについてであります。

次に、産業廃棄物処理地についてお伺いたします。納花町にある産業廃棄物処理地についていろいろの問題がありますが、1点だけにしぼって質問します。

過日、反対住民より市長に18項目にわたっての質問があったことに対して回答されたと聞き及んでおりますが、その1つ1つの内容についてこの際、報告していただきたい。

通告2点目、サービスセンターの設置については、朝から天堀議員さんから詳しく質問がありましたので、私の趣旨説明は控えさせていただき、重複する点は極力省くいたします。2、3確認しておきたいと思います。

第1点、市民課事務取次所とありますが、取り扱い項目を説明願いたい。

2点目、鶴山台取次所の事務引き継ぎについては、先ほど説明がありましたが、観点を変えまして、もし、青葉台、緑ヶ丘、光明台各新興住宅地の自治会が同じように設置したら、同様に2、3年の間に機会を見て市行政として引き継ぐのかどうか、お答え願いたい。

通告の3番目、文化遺産の保存活用についてであります。市概要「和泉」の中での生い立ちのところに「気候風土のいい和泉の地には、遠く弥生時代からの人々の生活が営まれてきた。このことは、立て穴式住居など大規模な集落跡を持つ池上遺跡が物語っている。市内各所に古墳が点在……」とあります。そのような書き出しで始まるように、本市には、どこを掘ってもと言っていいほど文化遺産が埋蔵されております。

いま、和泉市は、中央丘陵開発という広大な面開発がなされようとしております。そうした中、開発前に市として全市内に散在する各遺跡の位置づけ及び整備計画を立て、歴史ある和泉市をつくるときであると考え、教育委員会の基本的な考え方、今後の取り組みをお答え願いたいと思います。

以上で通告の説明を終わります。再質問の権利を留保いたしまして終わります。

-
- 副議長（田中包治君） 理事者答弁。
- 環境整備課長（岸田秀仁君） 第1点は、3つの内容に区分されるかと思えます。第1点目、現体制で不燃物処理はどのように個々の処理がされてるのか、お答えいたします。

現在、高石市の土地並びに処理設備を無償で借り、高石環境サービス株式会社に不燃物の分別処理について委託契約しております。56年5月からでして、委託金額は200万円です。

2点目として、現在の処理地の期間についてですが、和気南池の処分地は、昭和56年4月末

で埋め立てを完了しております。

3点目として、トン当たり経費でございますが、高石環境サービス株式会社に5月末までの1カ月間の処理は約200トン、1日の持ち込み5トン、夏場は8トン、1トン当たり1万円の経費となっております。

大きい2点目の質問内容は5つに区分されると思いますが、減量化の案を持ってるか、ということですが、省資源の必要が叶えられる今日、空きかん、空きびん、古紙の再生利用は私たちの生活の上でいまや大切なものになってきました。捨てればごみ、区分して生かせ資源となる。空きかん等の回収によって安定確保する必要にも迫られております。この基本は「広報いずみ」にPRし、町会、婦人会等で説明会も開き、ボランティア活動の一環として協力を求め、モデル地区の設定など今後、積極的に検討していきたいと思っております。

2番目につきまして、一般家庭からの排出量につきましては、1日平均105トンです。トン当たりの処理費、1戸当たりの経費につきましては、トン当たり8,327円、1戸当たり5,767円この金額は泉北環境の処理費用です。

4番目といたしまして、空きかん、空きびん対策については、1番でお答えした内容で取り組んでいきたいと思っております。

5番目の市役所のごみはどうしてるのかということですが、環境整備課の車で泉北環境に搬入しております。

大きな3点目の内容は3つほどあると思っております。日本コカコーラ大阪婦人連合会協議会から寄贈のごみ箱の設置場所、管理、収集ですが設置場所は小学校、公園、墓地、駅等、衛生婦人会の奉仕会が設置しております。管理は、町会にお願いしております。ごみ収集は町会と業者の間で契約、処理しております。

2番目、その他の事業者からの協力、また、どのようなものが寄贈されてるのか、ですが、その他の業者からの寄贈はありません。以前の何年か前、青年会議所から寄贈していただきたいことがあるそうです。

8番目として、さきのごみ箱は市から協力要請したのかについてですが、市からは要請はしておりません。各校区の衛生婦人奉仕会から希望数を集約し、和泉市衛生婦人奉仕会から大阪府衛生婦人奉仕会本部に申し込み、その本部からコカコーラに申し込み本年は18個の寄贈がありました。

大きな4番目の御質問でございますが、昭和55年9月実施の環境庁アンケートの空きかんに関する地方公共団体、本市の回答内容はどうか、ですが、いま、資料の手持ちがないので後日、提出させていただきたいと思っております。

5点目、納花町の産廃問題ですが、56年5月20日の18項目についての回答内容、5月27日に地元町会町にお届けした内容を朗読いたしますが、議長さんよろしいですか。

- 副議長（田中包治君） はい。
- 16番（赤阪和見君） 先ほどの環境庁のアンケートに対する回答、昨年9月のことですからあると思うので、だれか下へ行って取ってきてくれませんか。朗読してる間にね。
- 環境整備課長（岸田秀仁君） それでは、質問及び回答の順に朗読させていただきます。

1. ガードマンが1人しかいない紛河線の3岐路及び農免入口の2カ所に協定どおり配備し、特に早朝時間等車の通過時には必ず駐在するようにされたい。

「協定どおり配備するように指導する。」

2. 搬入時間及び搬入台数の調査点検。

「一定計画の中で調査する。」この内容については私ども、56年6月15日午前6時から午後6時までの間調査いたしました。公害課、環境整備課で調査しておりまして今後、また続ける予定でございます。

3. 登録車両の提示と任意保険加入の励行。

「登録車両の提示はできないが報告させている。任意保険加入は励行させている。」

4. 埋立地と4町会地域に至る地下水脈の関連を調査されたい。

「処分場外直下の井戸1カ所ずつ府と市が各々定期的に調査分析し、安全を確認している。」

5. 汚水処理を確認されたい。

「確認作業中」

6. 水質及び埋立物の検査資料を提示されたい。

「56年5月20日に提出済み」

7. 項目別検査費用の明細を提示されたい。

「価格表を提示する。」（5月27日別添資料No.1）で提出済み。

8. 水質検査の手順を提示されたい。

「関係省令に定める基準により実施している。」（5月27日別添資料No.2）で提出済み。

9. 日常業務に対するパトロール体制の強化と行政機構を整備されたい。また、1日何回パトロールできるのか。

「充実に向け努力している。」環境整備課といたしまして、1日1回のパトロールをしております。それ以外には、公害、環境で毎週月曜、木曜のパトロールをしております。

なお、府も週2回監視しております。

10. 汚水ピット容量、降水量、面積との関連計算資料及び搬出汚水量との関連資料を提示され

たい。

「資料提示はできないが、本市においても十分検討してある。」

11. 産廃物発生事業所の確認と名簿を提示されたい。

「資料提示はできないが、十分確認を行いたい。」

12. 業者発行のパンフレットに記載されている処理品目に無害汚泥とあるが、上水道残渣との関連はどうか。

「無害汚泥の中に上水道残渣がある。」

13. 埋立作業完了後の汚水の処理及び水質の管理はどのようにする考えか。また、跡地利用計画を提出されたい。

「完了後も当分の間、現行どおりの汚水管理、水質検査を続行し、その後、府と協議して一定方向を出す。跡地は農地利用。」

14. 農免の改良工事の期間。

「昭和56年6月15日完了予定。」

15. 農免の入口付近に日常の業務内容が一見してわかるような掲示板を設置されたい。

「設置できない。」

16. 市の上水道残渣の分析資料を掲示されたい。

「提示する」(5月27日資料№3で提出済み)

17. 住民代表との交流会を定期的に開催されたい。

「定期的な開催はできないが、必要があればその都度協議する。」

18. ハトコ川の水質に問題がある。市としても取り組まれたい。

「市においても調査する。」

以上、報告を終わります。

○ 副議長(田中包治君) 次。

○ 市民部長(富田宏之) 第2点目のサービスセンターにつきましてお答えいたします。

先ほどの御質問にもお答え申し上げておりますが、市民課事務取次所の取り扱い業務につきましては、戸籍住民票、謄抄本の交付、印鑑登録、証明の交付、その他市民課で取り扱う諸証明の交付でございます。

2点目の鶴山台の設置問題でございますが、この件につきましては、前回は回答申し上げておりますが人口が集中かつ市役所との交通の利便が比較的悪い中、種々検討してまいったわけでございますが、人口密度も多く、行政効果等も考慮して設置したもので単純に引き継いだものではございません。市の主体性を持って6月1日から開設したものでございます。

以上、簡単ですが、御答弁といたします。

○ 副議長（田中包治君） 次。

○ 指導部次長（竹田明郎君） 第3点目の文化遺産の保存と活用についてお答えいたします。

文化財は、申すまでもなく国民的な財産でございます。このような意味からいたしましても、この保存と活用は行政に課せられた責務であると存じております。文化財保護法第4条の中にも「文化財の所有者その他の関係者は文化財が国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに……」と規定されておりますので、私たち担当者にとりましては、保存と活用ということは非常に重要な課題だと存じております。

御案内のとおり、本市域内には御提案のありましたとおり、縄文、弥生時代より栄えてまいりまして中世には国府庁が置かれるなど、歴史と伝統にはぐくまれた地域でございます。それだけに全国的にも質量とも高い遺産があることで評価されてるところでございます。このような歴史と伝統にはぐくまれたこの史跡を継承していくことは、法の趣旨にもあるとおりでございます。

そこで、御提案がございました3点ほどにつきまして、基本的な教育委員会の考え方を述べさせていただきますと存じます。

まず第1点目、中央丘陵の開発地域付近における事前調査でございますが、すでに全地域を踏査しまして、埋蔵文化財の分布地あるいは包蔵地を全部確認しております。もちろん、開発に先立ち調査しなければなりませんので、現在、原因者である宅地開発公団と十分協議を進めておりまして、土地の集約が終わり次第調査に着手できるよう。われわれ担当者といしまして準備を進めております。

2番目に、全市域の位置づけという提案でございますが、現在、和泉市に包蔵しております埋蔵文化財は、大阪府教育委員会がすでに史跡分布地として指定しているところでございますが、市内には古墳が126、遺跡が21、お寺跡が10、ほか167の遺構が分布指定されております。この分布指定は、ほぼ現状の中では市域での包蔵地として位置づければよいものだと私ども考えております。

3番目に、史跡の整備でございますが、まず初めに池上曾根遺跡は文化庁より史跡として指定されております。これらにつきましては、大阪府教育委員会の指導を得、学識経験者あるいは行政代表あるいは地域の文化財を守るグループの方々の御参画を得まして、池上曾根遺跡環境保全整備計画協議会という会を結成いたしまして、この泉大津、和泉にまたがる史跡地についてどのように指定していくかにつきまして協議しておる次第でございます。また、史跡の公有化につきましても一時ストップしておりましたが、近年、文化庁よりの先行取得が認められると思いますので、近々、それに着手したいと思っております。

そのほか、指定されておられません文化財の地域につきましては、現状の法制度の中では財政的援助等がほとんどございませんので、これらは所有者あるいは原因者の御協力を得ながら重要な遺構につきましては残してまいりたいと思っております。

以上、簡単ですが、回答させていただきます。

- 副議長（田中包治君） 次。
- 環境整備課長（岸田秀仁君） それでは先ほどの4点目の質問について回答いたします。

空きかん散乱状況等の実態調査表の報告内容ですが、1番として地方公共団体の名称。2番目として、空きかん散乱防止対策に係る条例等の策定状況。うちは条例等がないので「なし」の報告をしております。3番目として、空きかん散乱が問題視されている場所の有無について。和泉市としては問題がなかったように思いますので、「なし」の報告をしております。

以上、終わります。

- 16番（赤阪和見君） いま、答弁をいただいたんですが、現体制の不燃物処理は泉北環境ではなく、高石のサービス株式会社へ委託してるということですが、それで全部終わってるわけではない。あとまだそこへいってない分があるわけでしょう。和気南池は全くだめだとなると、これからどこへほかすのか、その点を聞かせていただきたいのと、トン当たり何ほか高石へ持っていったらトン1万6,000円と出てますが、埋立地へ埋め立てる経費、埋立地の分ですな。また、収集する人件費、ガソリン代等が要ると思う。予算を出さないかんわけですからね。その点でトン当たり、あるいは1立米何ほかということをお聞かせ願いたい。

それと、減量化に対してどのような案を持ってるかという点、モデル地域をつくると言ってきましたが、結構です。後で4点目の空きかん対策のところでも触れますが、この8,327円というのは1カ月ですか。

- 環境整備課長（岸田秀仁君） 1年です。
- 16番（赤阪和見君） 一世帯5,767円は、一年を通じてこれだけかかっているという。
- 環境整備課長（岸田秀仁君） そのとおりです。
- 16番（赤阪和見君） 泉北環境の分は、運搬の費用は含まれてないということですね。
- 環境整備課長（岸田秀仁君） はい。
- 16番（赤阪和見君） それも含んでほしい。

それから、高分子物のプラスチック、ビニール等はどのようにしてるかです。というのは高石の処理場へ持って行くと、かん、ガラス、それとアルミ、その他紙類いろいろあるが、最終的にビニール袋等は泉北環境へ持って行ってるんですか。それとも、あの業者が独自で処理してるのか、お聞かせ願いたい。また、ほかの不燃物のプラスチック類等は、市としてどのようにされ

てるのか。

それと、市役所から出るごみは環境整備課が持って行くということですが、役所の中では寒いときはコーヒーとかお茶を飲んでるが、これから暑くなるとかん入りジュース等を下で買ってきて飲むそしてごみ箱へばいす。オロナミンCのガラスとか小さいものも全部普通のごみと一諸にくずかごに捨てられている。また、市役所から出るごみというよりも焼却書類年間何トンというほど出ると思うが全部焼却場で燃やされる。燃やされることによって、かさ自体は10分の1、それ以下になるが、残灰の処分地はお金がかかっているんです。

そこで提案したいが、重要書類の(秘)文書もあるが、最近シュレッターという。紙を細かく裁断して一切つなぎ合わせは無理だという便利な機械があります。役所のごみはほとんど紙、そのその他の一般家庭のごみと違って、一般ごみはごくわずかならば、1カ所に集めて処理していくことが大事ではないか。役所から出るごみに、かんもびんも混っているようでは何の効果もないと考えます。その点再度お答え願いたい。

- 副議長(田中包治君) 簡単に。
- 環境整備課長(岸田秀仁君) 不燃物については、高石環境サービスで全部処理してます。ビニール等については、燃焼物の中に入っているんじゃないかと思えます。

それから、高石環境サービスでは1トン当たり1万円という答弁をいたしました。直営の運搬費等を計画いたしますと1トン当たり4万4,500円、それにさきの1万円をプラスすると、5万4,500円の費用がトン当たりかかっているという内容でございます。

それから、市役所のごみはほとんど紙ではないか。また、空きかん、空きびんが投入されているのではないかと、という御質問ですが、主管課と協議いたしまして紙等の裁断も協議していきたい。また、空きかん、空きびんについては一定の袋を準備して月何回か処理していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

- 16番(赤阪和見君) 処理地はあと、どこかあるんですか。
- 環境整備課長(岸田秀仁君) 処理地は現在のところないわけです。町会にもいろいろ当たっておりますが、今後、投棄する場所が見つかるまでは高石環境サービスに委託していきたい。1日も早く処理地を見つけるよう鋭意努力していきたいと思っております。
- 16番(赤阪和見君) 先ほど8トンと言ったが、持ち込み5トンというのは、そこへ持って行って処理してもらったら、トン当たり5万4,500円かかるんですか。
- 環境整備課長(岸田秀仁君) うちの直営のパッカーで高石環境サービスへ持って行くまでの費用も換算した場合です。

それから、業者との契約は5トンですが、夏場になるとふえてくるので約8トンと申し上げます。

した。

- 16番(赤阪和見君) 僕は1万6,000円とばかり思っていました、5万4,500円とは相
当なむだ遣いです。ガラスにしても、和泉市でいま、あそこへ持って行ってない。どこかで処分
しているガラスは前に提案したが、山村硝子の引き取り方法について、あなた方は本当に性根を
入れて調べてくれたと思います。和泉市内で何軒ありましたか。酒屋さん、病院から出る点滴の
びんなどはすべてそこへ行くんですね。1カ月に大分出ますな。ただで引き取ってくれるん
ですよ。市民の血税を使って、出るごみは処分しなくてはしょうがない。で終わってるところに大き
な問題があるんです。

私たちが調べたところ、40カ所の酒屋さんに64本のドラムかんを置き市民さんが買った後、
再生のきかないガラスびんをそこへほり込んでもらってる。また、オロナミンCの空きびん、再生
がきかないワンウェーボトルをそこへほり込み、月に2回取りにきていただき、10トンのガラ
スを山村硝子が無料で引き取ってる。運賃もかかっているんですね。医療機関では府中病院、泉陽
病院、木下薬局の3カ所でドラムかん7本を置いてます。それをドラムかん3本半ぐらいのコン
テナですが、そこへ薬品やら点滴のびんを入れて割ってかさを小さくする。すべてガラスくずは
再生品として引き取られる。10トンの計算してみなさいよ、54万5,000円を月に補助金
を出したかてトントンですわ、違いますか。

職員さんがわざわざ不燃物のところへ集まって、そのまま高石へ持って行けない冷蔵庫などを
分けてる。危ない目をしながらね。40日に1回ですからね。それまでの市民さんの苦勞もある。
割れたびんを置いたらけがをするが、置き場所がないからしょうがなく不燃物のところへ先に
持って行ってほかす。町会長さんがまたそれを掃除してるんです。本当にこういうものをただで
やってくれるんです。

前回の議会のとき、本もお貸しました。読んでくれたと思います。松原や東京、町田がや
ってます。松原も非常にごみ問題で悩んでるところから、ここに小冊子の中に設置場所等、
山村硝子が提起したところがきっちり載せてある。そこで、一般市民さんは、近くの酒屋さんの
前に置いてあるドラムかんに割れた窓ガラスも持って行って。1トン集めれば5万円助かるん
です。そういう考え方ができないのか。ちょっと疑います。いまの事業を続けていってただけで
は困ります。

空きかんの問題もそうです。2トンか4トンか知らんがパッカー車にあればかさが高いから
500キロしか積めない。ある事業者は言っていました。月に日を決めて1回でも2回でも集めて
くれるならば、市の車と一諸に集めに回りましょう。うちが引き取ります。と言ってる。そうい
う不燃物を引き取っていただいたら幾らもうかるか。もうかるというよりも、それを市民の皆さ

んに還元することによって大きなメリットがあります。

私はここでひとつ提案したいが吹田で行われている報奨制度、資源再利用報奨制度というのがあります。それは新聞雑誌、空きかん等の金属類、アルミかん等をすべて町会、婦人会でかつちりと寄せていただき、市のルールに乗って回収業者に回る。そのことによってごみの減量化が図られ焼却残灰の運搬手数料も減り、処分地の寿命も延びる。2番目に、空きかん、くず鉄類の分別収集で焼却設備の寿命も延びる。3番目に、報奨金は自治会、子供会の運営補助金になり、地域活動が活発化すると同時に子供たちの共同作業を支える場にもなる。4番目に、資源再利用で国益にもつながる——。こういうメリットがあります。いま、子供会も全部新聞紙を集めています。市の職員さんの中にも自分のところへきた新聞を車で持って帰っています。このことによって相当な省資源になり、残灰が減っているということを私は強調したい。

そういう点でもう少し力を入れて減量化しないことには、非常な税金のむだ遣いになってるんです。ともすれば、3市の泉北環境でやってるということで2の足を踏んでるのかもしれませんが、まず、兄貴分の和泉市として、高石、泉大津市の先陣を切ってやらなければならないと思う。その点での考え方を再度聞かせてください。

○ 環境整備課長（岸田秀仁君） 今後、私どもも酒類販売組合とも協議して対策を検討の上、業者ともいろんな問題が生ずるであろうかと思っておりますので十分やっていきたいと思っております。

○ 16番（赤阪和見君） やっていただけるとは思いますが、3カ月たってるんですからね。真剣に考えてください。頼みます。

それと、先ほどのシュレッターの件ですが、どうですか。そういう考え方は。3年か5年で焼却していく書類の保管などはどこですか。各課にわたってると思うので代表して1人答えてください。

○ 財務部次長（北野敦雄君） ただいまの公文書を細かく刻み込むシュレッターという機械等による処分について御指摘いただきましたが、何分にもまだ市役所では採用しておりませんので、十分一度検討してまいりたいと思っております。

○ 16番（赤阪和見君） 先ほどわざわざ下へ取ってきていただいた環境庁のアンケートの問題、これに全部集約されてると思う。市長、空きかん回収の小冊子が配られておりますが、環境庁が90何億かの空きかんで本当に自治体が困ってるので、厚生省、通産省もあるが、いろんな問題が多岐にわたるので、まず環境だということで主体となってアンケート調査を全国の3,278の市町村に出した。回答率100%です。大阪府でも回答した40余市町村の中で、23市町村が問題があるとなっているのに和泉市は一切問題なし、散乱場所はない、と回答を出してる。これはゆゆしき問題ですわ。市長、国のアンケート調査にはどの段階で決済して回答するのか。この国

の公共事業のアンケート調査の回答はだれの決済でされたのかお決まりがあると思うんです。ちょっと答弁願いたい。

- 産業衛生部次長（角谷泰夫君） お答え申し上げます。

本件の調査は昨年8月17日付で調査、9月10日までの回答になっておりまして、環境整備課におきましては、これ似た各市町村からの問い合わせも多々ございます。この件につきまして、行管から参った分でございます。課長専行で処理し、回答しております。先ほど課長も申し上げましたように十分内容に沿った方向で実態を十分つかみ、単に机上の判断だけで処理しないよう努めてまいりたいと思います。

- 16番（赤阪和見君） これはいけませんよ。トン当たり5万何ほもかかっているのにね。まして、5月31日に和泉を美しくする会、民間の団体ですが、3時間で8万個集まったという実態、そのように大きな問題として取り上げられてるのにそのアンケートに対して全然ありません。というようなことを言ったら、国のこの資料は全く出たらめになるんですよ。大きな声を張り上げたくないが、もうちょっと真剣に考えてもらわんとね。

和泉市は広くて幾らでもごみの捨て場はあるかもしれませんが、現実、もうほかすところはないんですよ。市長、こんなことではとてもやないが、行政の責任を疑われますよ。こういうのが来ますかこれも来ますね。（書類冊子を掲示）和泉市の分だけ抜けてるんですね。

もう一度聞きますが、和気南の埋め立て、トン当たり何ぼついていますか。今後の整備も合わせ上の建物は別にしてね。更地にしてね。

- 環境整備課長（岸田秀仁君） トン当たりの金額ですが、一応、埋め立てについては、環境整備課の車を使って投棄してますので、先ほどで御説明いたしましたとおり、1トン当たり約4万4,500円の費用がかかっております。その上に工事費の金額が加算されるのではないかと思います。

- 16番（赤阪和見君） ちょっと時間を延ばしてください。

- 副議長（田中包治君） できるだけ早く終わってください。

- 16番（赤阪和見君） 早急にやります。

市長、助役、高石へ委託したら5万円、運び賃と収集だけでトン4万5,000円、和気南の土地は借ったのか買うたのか知りませんが、土地代も含めたら10万もついてくる違いですか。灰の埋め立ても処分地だけでトン当たり3,000円もついてる。本当に憂慮すべきものであると考えていただくならば、分別収集とか一連のごみ問題の対策本部を設置、市長が本部長になって先頭に立ってやるべきです。ガバっと出費が少なくなれば、酒屋さんとかの分がなければ50何万という金は毎月羽が生えて飛んで行くんです。山村硝子は無料だが取りにきてくれる。これを広

くやることで、その分の半分でも子供会とか町会へ還元することによってその町会の育成にもなり、集団共同作業の大切さを学べる。吹田でもおっしゃってるようにいい点は考えてください。その点の表明だけ。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） ただいま議員さんから御披露ございました市内ボランティア組織の和泉を美しくする会が、散乱する空きかんの収集処理活動に御尽力されましたことは、深く感謝申し上げます、敬意を表する次第でございます。ごみの減量取り扱いにつきましては、すべて現状を良といたしておりません。改善すべき点は多々ございます。省資源、リサイクル活動、終末処分場の延命策、焼却炉の保全面からいろいろアイデアを出し、3市が共同責任の上改善を図っていかねばならないと考えております。特に3市の中でも和泉市が人口等も最高でございますので、今後、リーダーシップを発揮しておこなえしていきたいと思っております。

なお、市が主体性を果たすつき役割は、実践可能な計画を綿密に立てた上で討議されるべきだと考えております。議員さんの御質問に的確なお答えを差し上げられずまことに申しわけございませんが、産衛部職員が英知を集めて今後、有効な実践活動を検討してまいりますので、しばらく時間をいただきたいと思っております。御賢察賜りたいと思っております。

- 助役（坂口礼之助君） いろいろの角度からごみの収集あるいは処理の件につきまして御検討いただきましたこと。敬意を表する次第でございます。確かに、俗に“ごみ戦争”と言われるように、ごみ処理問題につきましては、市といたしましても非常に多大な経費を投入してやってみていただいておりますけれども、近年、特に空きかん、空きびん、金属類等の燃えない性質のごみ収集につきましては、京都の例もございましていろいろ検討されてございます。確かに出てくるごみは仕方がない。そのまま何とか……、という考え方だけではどうい行政として対応できなくなると思っております。

仰せのように、まず、減量化をとうして図っていくかが、最も大きな重要課題であろうかと思っております。その方途といたしまして直接考えられることは資源のリサイクル、再資源化を図る方向、これをつなぎ合わせた考え方の中にいわゆるリサイクル活動というものが置かれてきておると認識いたしております。

御提言いただいておりますように区分収集の問題等について、特にこうしたことを実施していく前段で、まず、住民の方々の理解と御協力が非常に大切だと考えるわけです。たまたま、先日の新聞でも拝見いただきましたが、ボランティアの方々が先鞭をつけていただいたことが、ひいては市民のごみに対する意識の改革にもつながるいい行動であるとわれわれも考えております。市民意識のそうした理解を深めていただくと同時に市としても御提案いただいておりますようないろいろな方法等につきまして、担当部局等を中心として積極的にひとつ取り組んでまいりたい。か

ように存じております。御理解賜りたいと思います。

- 16番(赤阪和見君) 今後の取り組みを期待しながらこの件は終わりますが、1つ言っておきます。

各町会、子供会で異常なほど廃品回収をやってるんです。この実態を第一に把握してください。もう1つは、自動販売機がポイ捨ての元凶ですが、その設置台数を把握していただければありがたいと思います。その点のまた報告をお願いしたいと思います。次に、時間がないので簡単にさせていただきますが、サービスセンターの件ですが、市民課事務取次所ということで非常に範囲が狭くなる。たとえば厚生年金の現況届、市長の証明、これがもし切手を貼って渡された場合、ここまで証明を取りにこなくても入れてくれるのかどうか、その点どうですか。

- 市民部長(富田宏之君) 端的な御質問で恐縮ですが私ども、現実には差し支えないという見解を持っていますが、その点再度調整したいと思います。

- 16番(赤阪和見君) その証明をもらってもう1回取りに行って……、父鬼や横山の遠い人もあるので事務取付所をつくったわけなのに、それやったら本当に窓口をつくったというだけで何のメリットもない。半減してしまう。1つ1つの取り扱いについて、市民部あるいは教育関係などいろんな諸証明があると思いますが、すべてそういうところで翌日にはできるという感覚、厚生年金、国民年金受給者の現況届の場合、「140円張るときなさい。すぐこちらが出ておきます。」というぐらいまではっきりしておいてもらわんことには、鶴山台ではいけるが、横山、松尾ではあかん。ということでは非常に困る。

また、先ほどの鶴山台の取次所云々の件ですが、一定の問題があろうと思いますので、後日、私たちの意見を出していきたいと思います。

それと、文化遺産の保存と活用ですが、和泉市の文化財は体系的に大きなものがあると思います。市民憲章にもうたわれてるように、自然と文化遺産を大切に、きれいなまちをつくりましょうとある。私は、教科書をつくるのに文句を言う気持はさらさらありませんが、これが去年、これがことしなんです。(資料掲示)小学校3年の習う社会「私たちの和泉」ですが、新しく編集されたここには遺跡「遺」の字も出てこない。違いますか。もし、越権になったらいけないので詳しいことは聞きたくないが、もしよかったらここへ遺跡を載せてないのはこうなんだ。もう1つ副読本が別にあるんだ。和泉市は大きいから……。というなら結構です。こっちは、観音寺山遺跡は焼けたが、復元して現存する遺跡、と載せてある。「削れ」と言ったことがある。今度は、こっちの方は全然載ってない。この点の見解だけちょっと……。

- 指導部次長(竹田明郎君) これはおっしゃるように、小学校3年生の社会科の副読本でございます。この本は、社会科の教科書の中身に照らし合わせて現場の先生たちが自主的に編集し、

市教委が監修したものでございます。社会科の教科書の中身も年々変わりますので、少し変わったんだと思いますが、いま、御提案のありましたように市民憲章にもうたわれてることでもあり、また、市民文化遺産、そちらには掲載しておりませんが、社会科の研究部会等を通じて、副読本にはありませんが、その中で子供たちに学習させていくことを徹底してまいりたいと思います。

- 16番(赤阪和見君) 遺跡は年々発掘され、充実したものになってることは事実です。年々、なくなっていくことはない。発掘してだんだん資料というのは膨大になる。ところが悲しいかな。この「私たちの和泉」この中の文章も年々変わり、遺跡というのがだんだん薄れている。

ですから、単に遺跡を載せるとかじゃなく、和泉市史という中での位置づけ、古い歴史の中でいままで大きく伸び、12万になんなんとする市民が本当に和泉市はどうやって昔からあるんだろうということを子供のころから機会あるごとに考える。そして、自分たちの和泉市を見直し市長が言われる「住んでよかった和泉市、住みたくなる和泉市」にするためには、こういう大きなものを大きな形で残るように、3年生で習ったことが40、50、60になっても生きていなければならない。何百年来あるいはもっと昔からの遺産を継承していかななくてはいけない。

ところが悲しいかな。観音寺山は草ぼうぼうでだれも手をつけずにほってある。憂うべきことであります。今後、行政の中で1つ1つの課題を大きく取り上げ、その中で財政面だけでなく、市民が心豊かな社会を築いていただきたいと思います。

以上で終わります。

- 副議長(田中包治君) 以上でただいまより暫時休憩いたします。
(午後2時57分休憩)

○
(午後3時25分再会)

- 議長(貝渕博治君) 休憩前に引き続きまして一般質問を続行いたします。9番、直村静二君。
- 9番(直村静二君) 通告してます「建設行政の用地買収(光明池和田線)」と書いてますが、まず質問の第1点は、光明池和田線は55年度で買収が終わっておるのか。もし終わってなければ、これが当然繰り越しとして56年度に出てまいります。その場合はいかほどの金額になっているかこの点を明らかにしてほしいと思います。

2番目は、この光明池和田線は地元の要望または市の要望というふうに聞いておりますが、これは市道だと思っております。これの全長、全面積のうちは何割買収されておるか、それのお答えを求めます。

それから、この買収についての未買収の対象が何件あるのか、現状はどうなってるのか。

以上、非常に端的に質問いたします。

と言いますのは、本来、こういう用地買収問題につきましては、それなりに改選前、また、3年前、4年前から建設委員会で具体的に報告がなかったんです。あるときの委員会では、理事者側は、伝家の宝力を抜てもやるというお答えがございましたが、一向に建設委員会でも未報告だという点を受けまして今回質問いたします。端的な質問内容ですが、答弁のいかんによっては再質問いたします。

以上です。

○ 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

○ 建設部長（逢野一郎君） ただいまの御質問に対してお答え申し上げます。

光明池和田線につきましては、かねがね建設委員会等におきまして御指導をいただいておりますが、非常に申しわけない結果になっております。現在、買収につきましては完了いたしておりません。当然御指摘のように繰り越しせざるを得ないと考えてるわけでございます。金額は、3,800万弱でございます。

2点目の延長でございますが、92メートルでございます、幅員は12メートルでございます。

買収の比率でございますが、約50%程度でございます。

未買収部分の件数でございますが、筆数は3筆でございます、現在、55年度買収ということと鋭意努力したわけでございますが、われわれといたしましては、3月31日を1つの目標として相手方と交渉したわけでございます。相手方は、何年越しの非常にむずかしい状態でございます。われわれもそれを十分承知しながら事業認可も取り、できるだけ円満解決していきたいという方針であったわけですが、結果的には、4月20日をもって権利者と一応、決裂の状態になりました。その後、やはり収用手続きをせざるを得ないという形で現在、鳳土木と明示の申請を行って状況でございます。

以上でございます。

○ 9番（直村静二君） 再質問ですが、これは市道になるわけですね。府道ではない。交渉は市が単独でやってるわけですね。しからば、なぜそんなに力がないのか。つまり、泉大津紛河線とか駅前線とかはいろんな点で府から補助金をもろうてるが、これは市道であって府道ではない。補助金もないが、この金はどこからもらったのか、公団からもらってるわけでしょう。

私の質問に対してお答えがなかったのは市道だということとあわせて地元要望の路線であったんじゃないか、ということです。地元要望ということは、地元の人たちも協力して買収に取りかかるというのが基本的な態度であるのに、なぜこうなったのか、その辺が私はよくわからない。ということは市道やったらなめられてどこまでもいく。国道や府道の拡幅やったら、下請けで国

や府の職員が行くまでもなく、市の職員が先走りで行っている。肝心の市道については何もようせんということは、私はなっていないと思います。

この3,800万円という金額がもし上がった場合、補助金はなしやから市の単費の持ち出し、あくまでも仮定の問題だから知りませんが、たとえば5,000万円になった場合、もう一遍公団からもろうてきて築造するんですか。その辺のことも明快にしてほしい。3,800万円を繰り越してそれで全部いけるんですか。その金は何年前にもらったものですか。実際の買収金額が上がった場合市が出さないかんのか明快にしてもらわんと最後の強制収用となってお金が足りなくなった場合どうするのかね。

- 建設部長（逢野一郎君） 本件は49年12月に一応公団との契約を完了しております。公団とは用地買収の一定の金額を定めてるわけでございますが、現時点で買収費の不足分についてはできるだけ公団におんぶしていきたい。かように考えてるわけでございます。

なお、建設費につきましては、契約内容にはうたわれておりませんので、今後、鋭意公団と交渉を行いたい。かように思っております。

- 9番（直村静二君） 前に中央線のことで私はきつく言うたことがある。用地買収については、三井不動産から3億もらった。あの段階でね。ところが後へずれて築造工事で5、6億になった。補助金はもらったけれども結局市の吐き出しでした。その点で一番最初に買収に応じた人の約70件が、後から再度、余りにも遅くなったので何ぼか金をよこせということで、実際問題買うところがないのに4,800万円議決して支出した経過がある。私は、この件がそないなれへんかと心配してるんです。建設費については一応、公団と話し合いするということですがね。

もう1つ、これも答弁が漏れたが一応、収用することで手続をする前々の委員会で報告された。「伝家の宝力を抜きます。」ということでしたが、なぜこれをしなかったのか。議員や市長の選挙が済んでからと違うかと内々の空気もあったので言わなかったが、議員や市長の選挙も終わってます。簡単に鳳土木と相談し、と言ってるが、以前に相談をしなかったんですか。相談をしたんじゃないんですか。

- 建設部長（逢野一郎君） ただいまの件についてお答えいたします。

収用に踏み切れなかった要因といたしましては、いろいろ地元の和田町の問題がございます。そして、現在の未買収地の一部に地番入れかえがございまして、それをやらなければいけない。また、合意の明示ができないという地元を含む諸問題がございまして、一挙には収用に踏み切れなかったのでございます。円満解決できるよう鋭意任意買収に努力したわけですが、とうてい不可能だったということでございます。

- 9番（直村静二君） いまの答弁で一部地番の入れかえがあったのでできなかったということ

が理由になつてゐる。もちろん、和田町の問題もあると言つてますが、6年前の分でいまごろどうのこうのといふのはおかしいじゃないですか。そんなことを言い出したら、すでに買収に応じた人も地番の入れかえがあると言い出したらどうないますか。元へ戻すんですか。それをはっきりしてください。

○ 建設部長（逢野一郎君） 地番入れかえというのは、言葉足らずで申しわけございません。地番の登記間違いで、ほかの権利者と現在の買収対象地番との登記間違いがございまして、それらを前段で解しなければならぬということでございます。

○ 9番（直村静二君） だからあかん。それはこれからするといふ答弁でしょう。前にその問題があったからよう踏み切らんかったことの一つや。もう一遍聞きますが職権でできるんですか。絶対に応じなかつたら永久にあかんのですか、その点ははっきりしてください。

○ 建設部長（逢野一郎君） 先ほどから申し上げておりますように、一部町会との権利関係がございまして、まず、それを解決しなければ職権でも問題がございまして、現在の町会長とも十分話し合ひしていくことが先決の要素でございます。

○ 9番（直村静二君） 私は、土地収用法でいけとかどうとか、そんな質問ではない。一たん、伝家の宝力を抜かなくては、と言つたのに、なぜそれをしなかつたのか。いましばらく、と何遍も聞きました。職権でできるのか、できない。地元町会権利者がいる。地元の皆さんの要望の路線じゃなかつたんですか。だから、地元の権利があればきつといけるはずでしょう。対象者がええとか悪いとかではない。周囲は全部きちつとしてきたので、対象者にもきちつとしてどうかとならないかん。地元の権利者が入つてゐる。地番の入れかえや、と何年間か遊んでた。怠慢やないんですか。私が建設委員会で開いても、いましばらく、ばかりです。ちらちらと耳に入るのは条件が変わつた。莫大な金額を言うてる。親の話が今度は息子や、となめられてるんかと思ふ。もつと厳正にやつてもらわないかん。

私は、いまの答弁については承服しがたい。地番の入れかえ、地元の権利者で職権ができない。どないしまんね。本人の要求する金額やなかつたら絶対に買収はできんといふ答弁になってきますよ。しかも、これからもう一遍公団へ行つてもうてこないかん。何年か前に一遍踏み切つて手続もしてゐるでしょう。地元の要望する路線でお金は公団、地元の利益になる。それをこんだけ振り回してゐるのは中央線の2の舞にならへんかといふことです。私は、前にも一遍この問題を取り上げて質問はしなかつたので、きようしてゐるんですが、それではめどはどうですか、それを聞いとかとね。

○ 建設部長（逢野一郎君） めどでございますが、一応、収用の期日は9月でございます。9月に収用委員会に申し入れなければならぬといふ。せつば詰まつた状態でございます。そういう

点からいたしましても、できるだけ早い時点で解決つけるものはつけ、できない場合は9月に収用委員会の手続を踏んでいきたいと思っております。

- 9番(直村静二君) せば詰まって9月がぎりぎりいっぱいということですか。
- 建設部長(逢野一郎君) そうです。
- 9番(直村静二君) それまでは地元へ行って円満解決に努力するということですか。中央線の2の舞にならん方法でできるだけ解決していただきたい。
- 建設部長(逢野一郎君) ただ現在の未買収部分につきましては、一部町会との権利者の覚え書きがございますので、その辺の解決をいただきたいと地元をお願いしてるということです。
- 9番(直村静二君) 9月時点ですから、もう1、2回所管の委員会、私も建設委員ですので、その辺で詳しく報告を求めることにしておきますが、市長に聞きたいが、これだけ時間的にずれがあったら、実際に地元の要望でございますが、ここが難所になってくる。その迂回の対応策はどうやってるんですか。光明台、中央丘陵の開発等とからんでくるので市長の政治姿勢としてどう対処したか。
- 建設部長(逢野一郎) 御指摘の迂回策ですが、たまたま鳳土木と協議した結果、鳳土木がかねて計画しております和田町の交差点の改良を本年度買収していきたいということで検討もしております。
- 9番(直村静二君) ええことを聞いた。なかなか困難や、だから、鳳土木と協議して迂回策をすればそんなにあわてて買収せんでもじっくりいこう。ということが出てくる。そんなら光明池線は買収はやめといて返してやりなさい。迂回策をつくっていくんでしょう。そういう点でかなり行政のあいまいさがある。
- 市長(池田忠雄君) 誤解があってはなりませんので、私からお答え申し上げたいと思います。この路線が延引いたしましてまことに申しわけございません。ただいま建設部長がお答えいたしましたとおり、伝家の宝力、収用というのは最後のことであり、できる限り民主社会にあっては誠意を尽くしてお願いをし、協議して円満に解決、買収していくこれが基本でございます。その点で現課として、鋭意努力を重ねてきたわけでございます。収用に踏み切る体制をとりつつも、地元有力者の皆さんのお力添えをいただき、入れ代りあっせんの労をお取りいただいたことは事実でございます。そういう中で延引をし、最終的にどうしても話がつかん場合収用に踏み切らざるを得ないということでの一定の措置をとりつつ現在進めてるわけでございます。収用の年限もでございます。その中で最後の努力をいましつつも、こうした買収のむずかしさでございます。収用という道行きを踏まえつつも現在、まだ努力中ということでございますので、御了承を相賜りたいと思います。

なお、道路交通のことでございますが、これはこれで進めさせていただきます。誤解があつてはいけません。ただ、迂回策として府道の3差路のところを鳳土木と協議し、これはこれで済ませていただきたいという気持でございます。道路交通の緩和のため、あらゆる手を打たなければならぬのは理の当然でございます。そうした別件の要素として府との協議の中、3差路の改善について、府は府なりに市との協議の中で現在、動いていただきつつあるということでございます。迂回策があれば、これは置いとくか、という話ではございませんので、その点ひとつ御理解を賜りたいと思います。

いずれであれ、おかれておりますことをおわび申し上げますとともに最後の努力をさせていただきます。今後の推移によって御指摘のとおり、所管の建設委員会にも御協議をし、詰めさせていただきますと存じております。

- 9番(直村静二君) 私の言いたいのは、買収する側の人迂回策をやってるから、うちのは買わんでもええやないか、と言ってきても蹴れよ。と言ってる。議会で答弁しました。と言えがいい。

最後に、だれと交渉してますね。名前は言わなくてもええが、親ですか、子供ですか。実際の手続は親でいくのか、子供でいくのか、親子共通ですか。

- 建設部長(逢野一郎君) 現在の土地の所有者は、親の名義になっております。ただし、交渉の相手方といたしましては、現在、お父さんは年いってるのということで、息子と話し合いをしております。
- 9番(直村静二君) 細かい点はやめますので、この辺で終わりたいと思います。ただ9月までですので、相当事務的に話を進めながら、それなりに委員会に報告していただくということで、これで終わります。

○ 議長(貝淵博治君) 次に、15番、穴瀬克己君。

- 15番(穴瀬克己君) 通告順に従って質問要旨を申し上げます。

最初に、体育・スポーツ・文化施設の振興についてお伺いいたします。

市民の余暇活動に対するニーズは社会経済の変化に伴い価値観生活意識の多様化等により増大する今日、生活地域における健全なコミュニティ形成や労働時間の短縮などと相まって、余暇環境の整備が重要な課題であります。生きがい感の追求と余暇を結びつけようとする考え方が、現在の住民の意識であります。

また、市民の教育文化ニーズに対応して、生涯にわたり心の豊かさと創造性をはぐくみ、潤いと向上を目指した生涯学習の場の充実が大切であることは、論をまたないところであります。しかし、都市化現象の進行に伴い、心の支え、生活の支えともなっていた地域共同体意識や連

帯感はもろくも崩壊しているようにも思える今日であります。

このときには、生活の充実を目標とした新しい地域社会づくりや仲間づくりの必要性を痛感するものであります。地域における住民のスポーツ団体やグループ結成が活発に行われ、自主的な運営の中から住民相互の交流も盛んになり、健全な心身の練磨に大いに励む姿に、郷土愛や家庭愛でははぐくむことのできない情操の高揚が図られていくと思うものであります。

そういった観点から、人間性豊かな生涯教育を目指して市立図書館の充実、さらには、近くで気軽に読書ができるよう学校図書館の開放をすべきであると思いますが、御答弁をお願いいたします。

また、わが市においては、遺跡等の重要文化財が数多く、歴史を学ぶと同時に保存すべき郷土資料館の建設を図るべきであると思いますが、御答弁をお願いいたします。

さらには、健康保持の市民参加のスポーツ施設の充実を図るべきであり、多目的広場の建設、また、小中学校の体育施設の充実と開放、市民球場のナイター設備の設置等を推進すべきであると思いますが、どうか。

さらに、地域の友好と人間連帯のスポーツ振興の立場から市民スポーツ憲章をつくるべきであると思いますが、市長に答弁を求めます。

次に2点目、国際障害者年の積極的な取り組み状況について伺いいたします。国際障害者年初頭に、障害者の完全なる社会参加のため遂行されるべき優先的措置を含む声明を発表されておりますが、障害者に対して適切なる援護訓練、治療及び指導を行い、適当な雇用の機会をつくっているのかどうか。雇用の実態を明らかにしていただきたい。

また、公共施設等の改善状況についての報告をお願いいたします。

また、身障者の住宅確保についてはどう取り組んでおられるか。

また、啓発活動について具体的にどのような取り組みをされてるのか。

以上、御答弁をよろしくお願いいたします。答弁の内容いかんによっては、再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

○ 指導部次長（竹田明郎君） それでは、担当しております竹田より、数点にわたり御指摘をいただきましたのでお答え申し上げます。

まず、文教施設の方で市民図書館の充実につきましては、かねてより私ども留意してるところでございます。その中で学校の図書室の一般開放の御提起がございましたが、私どもも教育委員会内部で検討いたしました。教室の一般開放につきましては、学校の子供が使っている図書室でございますし、図書が児童対象のものでございます。そのほか一定の教室の開放につきましても、

積極的な意味では社会教育のためにいいわけですが、消極的な要件の中に学校教育上支障のないようという項目がございます。現実的にはその方が優先して、特別教室を含めての教室の開放につきましては、いましばらく困難だと存じます。

なお、市立図書館の充実につきまして、市民の方々が利用していただくのに便利なように、本年度から10人以上の団体がございました場合、団体貸しという制度をつくり、さらに広く読書を通じて教養を高めていただくこのように存じております。

また、次の資料館でございますが、これも最近の社会の変遷が非常に急でございまして、民族的あるいは歴史的な資料が非常に産出しております。このようなことから、私たち教育委員会担当者といえども、非常に社会教育施設として必要な施設かと存じます。これにつきましては現在、私どもの方では、池上遺跡につきまして、第2阪和国道建設に伴う建設省との間で資料館等の建設の話も進んでおりますし、このあたりで実現してまいりたいと存じます。また、中央丘陵等の開発もこれから進めるわけですが、このような大規模開発に際しましては、ぜひ資料館等の建設も原因者負担の中でやっていただきたいと思っております。

次に スポーツの方ですが、学校開放につきましては、本年度まで各小中学校におきましては学校長の御了解も得、学校運営に支障のない範囲内で全校を開放していただいております。本年度も引き続き開放を続けてまいりたいと存じております。

それから、市民球場のナイター設備でございますが、せんだっての議会でも御答弁申し上げましたとおり、周辺には菊づくりが盛んでございまして、花きの栽培に影響があるということから、いましばらく地域の状況が変わるまでむずかしいかと存じます。

最後に、市民スポーツ憲章の制定でございますが、私ども、市制20周年の記念事業といたしまして、市民から市民憲章を募集いたしました。その中で「スポーツを愛し、健全な心身をつくりましょう」という項目がございます。私たち、この市民憲章を受けて今後この実践活動にあるいは啓蒙活動の推進をしてまいりたいと存じます。

簡単でございますが、答弁にかえさせていただきます。

- 議長（貝瀬博治君） 次。
- 市民部次長（中川鉄也君） 第2点目の国際障害者年の取り組みについてお答えいたします。

まず、質問の第1点の雇用の実態でございますが、和泉市役所の身障者の雇用実態については、一応、法律で定められております充足率が1.9%という数字でございまして、現在、市長部局で2.1%、教育委員会部局で2.5%ということで、それぞれ充足率を上回っております。今後、さらに身体障害者の採用についてはそれぞれの職種に応じて前向きに検討していただきたいと考えております。

あわせて市内の企業における身体障害者の雇用状態でございますが、これは身体障害者雇用促進法という法律がございまして、それによる雇用率は1.5%となっております。和泉市内での対象企業数は17社でございます。去年6月1日現在の資料で毎年6月発表ですので本年度はまだ出ておりませんので、御了解願いたいと思います。これに対して達成企業は16社、未達成企業は1社、3名採用するところ現在、2名しか採用してないので、1名欠けております。総数36名と把握しております。

第2点の公共施設の改善状況でございますが、現在のところ当初予算で御承認いただきました市庁舎の整備を行っております。すでに5月7日着工、工事を開始しておりますが、その概略を申し上げますと、身障者用エレベーター設置ということで工事が始まっております。それから、2つ目に身障用トイレ、本館1階のエレベーターホールの横に設置する予定でございます。それから、通路の段差解消、本館から保育課へ行くところに2段の段差がございます。これと水道部あるいは商工課から建設部へ行くところの段差解消に取り組んでおります。それから、一部通路等のドアの改修を計画しております。それから、1階には盲人用の点字ブロック設置、それから、男子の小使用トイレの1部手すりと便器の取りかえを計画しております。最後に身体障害者専用駐車場を玄関前の現在、関西マネノジが使っております詰め所横付近に2台程度の設置を計画しております。これらが一応、市庁舎の整備状況でございます。

これ以外の市の公共建物については、障害者年の幹事会でまちづくり部会がありますが、その中で今後、検討を進めていくということでございます。

それから、第3点目の身障者住宅問題でございますが、これについては現在、市営住宅が財政状況等の中で建設計画がございませんので、今後、府営住宅建設の段階でわれわれとしても府に要望を出していきたいと考えております。

第4点目の障害者年の和泉市での啓発活動でございますが、まず、市庁舎での懸垂幕はすでに早くから設置しております。それから、府中、信太山、北信太3駅前ロータリーとか自転車駐車場ネットフェンス等に立て看板の設置を業者に発注しております。間もなくでき上がってくると思います。それから、障害者福祉を開設した福祉のしおりを3,000部発行しております。それから、議員さんから御提案をいただき取り上げさせていただきましたが、市で使用する封筒に標語を併載しております。この標語は「障害を越える努力にこたえる社会」ということで、大阪府で募集、第1位になった標語でございます。それから、市政だよりによる啓発、各種団体の会合があったとき、民生委員の会議とかのときには、映画等を使っていただいております。それから、市職員に対する研修会の開催を6月と12月の2回計画しております。これ以外に12月のことですが、現在、詳細については検討中ですが、全市民を対象とする講演会の開催等も計画し

ております。これ以外、市立図書館と共催というかっこうで講演会等も計画しております。

以上、簡単でございますが、障害者年関係の御答弁を終わりたいと思います。

- 15番(穴瀬克己君) 社会教育の中で、郷土資料館の設置に向けての考えがある。という御答弁がありました。現在の遺跡文化についての教育委員会の姿勢というか、特にいまままで問題になってまいりました観音寺遺跡の火災後の補修もいまだされていない状況でございます。先ほど赤阪議員の質問に対して教育委員会から答弁もあったように重要なことと言っていますが、その言葉と裏腹に現実の対応、管理状況は余りにもずさんな実態であります。この間、観音寺遺跡について160万円の保険金もおりたが、ほかへ流用しておる。何とかします。と答弁しながらほったらかし、草ぼうぼうです。これからどんどん遺跡が発掘されていく中で、答弁だけきれいごと云々の形では済まされない。

郷土資料館の建設設置の推進を言いましたが、これについても、寺田町会の中で遺跡が発見され、住宅供給公社の関係でいま、町会ぐるみで遺跡資料館の陳情に参っております。現課の方にも一生懸命に行っていると思いますが、この力入れ方も、地元関係者の声を聞くとひとつも性根が入ってない。ちょっとその経過を報告していただきたいと思います。

- 指導部次長(竹田明郎君) 経過を申し上げます。

ただいま議員さんからの資料館につきましては付帯するものでございまして、主体は向こうに古墳がございます。現場を開発いたしますと、その古墳を残さなければいけないということで、公社と協定がなされているわけでございます。そうすると、地元の寺田町会におきましては、古墳があるために開発が周辺まで及ばないという弊害が起こってきたということでございます。

私ども、教育委員会といたしましては、文化財を守る立場でございますので、移転ということに積極的に出られない立場でございます。その引きかえとして、古墳が移築されるならば、大阪府は、供給公社の方に原因者負担として遺跡を入れる資料館をつくらせるということでございまして、裏腹な問題があることをひとつお認めいただき、御了解を得たいと存じます。

- 15番(穴瀬克己君) 郷土資料館は大阪府下にはない。遺跡を原保存にするか記録保存にするか、郷土資料館という形ができておりますと、記録保存にしているものがたくさんあるわけです。そういった形で、原保存をしなければならないという規定があるというような答弁がありました。これも町会の方が大阪府の教育委員会、また文化庁の方まで出向き、この話を詰めて行っております。現在、そのままでなく横に移転するというような方向の位置づけまで話がいったるやうに聞いておりますが、わが市の教育委員会が、文化庁や大阪府に対してどれほど郷土資料館設置に向けて働きかけをしてきたか。

観音寺遺跡1つとってもしかりです。約束もしながらやらない。せっかくそのために入ってき

た160万円もほかに流用してしまってる。文化財に対する考え方が軽い。実態はそう感ずるんです。別にきめつけるわけではありませんけどね。そういった中で積極的に町会等と話し合いをしていただき、さらに、郷土資料館の建設に向けて、住宅供給公社の窓口にもなって働きかけていていただきたいと要望しておきます。

それから、体育館の利用実態等ちよっと教えていただきたいんですが、細かい数字になりますのでお願いいたします。それからテニスコート、市民グラウンドの利用実態もお願いしたい。余暇をどのように過すか、スポーツにダイレクトに結びつくわけです。市民体育館で2時間のバレーボールとか卓球、バドミントンとかをしようとするならば、相当前もって予約をしなくてはならない状態だと思いますが、その辺ちよっとお願いいたします。

- 指導部次長（明坂貞士君） 体育館の利用状況につきましては、55年4月から56年3月までの利用者合計が2万9,871人、市民球場は利用団体数約400、テニスコートは利用団体数841団体、光明池運動場、テニスコートですが、これの利用団体が2,574団体でございます。

なお、体育館の利用状況につきましては、個人練習1人1回2時間単位で利用していただいておりますが、先ほど申し上げました約3万人の方の約半数が体育館が実施してございます12のスポーツ教室がございまして、その会員として利用されております。あとの半数が団体使用並びに勤労者少年ホームからの利用者、一般個人の方の利用といった状況でございます。

なお、体育館の使用につきましては一週間前からの予約を可能としてございますが、日によっては待っていただくという状態もございまして、大体効率よく運営されてると理解しております。以上でございます。

- 15番（穴瀬克己君） 市民体育館は市内全域から考えると、利用するにはかなりの距離の地域もございまして、頻繁に活用されてるのは喜ばしい状況なんです。この中で、一般で使うのはごくわずか、皆グループとかクラブ活動、スポーツ教室という形がほとんどないんです。私の言いたいのは、コミュニティ広場として、本当に自分の住んでる近くでスポーツができる。隣近所の人と卓球ができる。バドミントンができるといった施設が小学校にあるわけです。そこで、小学校の体育館の利用なんか、一部PTAのバレーボールなんかに使ってるわけです。それらを地域の校区ごととにその人たちがスポーツができるように、また、特別教室を開放して集会等地元の皆さんがコミュニティを図れるような対応措置をとっていただきたい。

何も学校教育を妨げてまでとは言いません。学校教育を妨げないような形で、1つのルールをつくりながらやっているとたくさんあるんです。いままでは、そういうことになると学校教育がつぶれてしまう。学校の管理責任の問題だから、という中から一歩も進んでない。現に、地域のコミュニケーションを図り、町づくりに大きく貢献する。また、人間性豊かな情操教育を養

ってる地域はたくさんございます。そういった意味で、思い切った取り組みをしていただきたいが、その辺の答弁をお願いいたします。

- 指導部次長（明坂貞士君） 小中学校の体育館の開放でございますが、これは運動場の開放とあわせて実施されております。その状況につきましては、小学校が現在18校でございますが、1校当たり年間約97回の開放をしていただいております。中学校では、1校当たり年間約81回の開放をしていただいております。
- 15番（穴瀬克己君） いま、18の小学校、中学校も利用しているということですが、利用している団体はどこですか。
- 指導部次長（明坂貞士君） これは地域のママさんバレー並びにバドミントンといったママさんとか子供会の剣道といったものが主でございます。
- 15番（穴瀬克己君） これの管理運営、責任体制はどのような措置のもとに開放されておりますか。
- 指導部次長（明坂貞士君） 学校体育施設の開放につきましては、最終的に教育委員会の責任において開放しておるわけでございますが、実情は、学校長が管理運営に支障のない限り団体代表者に許可し、その団体代表者が責任をもって管理しているのが実情でございます。
- 15番（穴瀬克己君） ということは、学校の先生がおられる時間帯ということになりますわね。そういう形の中で、バレーボール、バドミントンとかに婦人層が利用されてる。これを晩の6時から9時まで3時間、地域の人にオープンする。老いも若きも寄り合って利用できるよう、日中はできてるわけですから、夜は管理の問題でできないわけですが、管理運営体制の責任の中で、1つのPTAサークルとか町会のサークルという形の中で責任の体制がとれるような規約、規則等をつくってやればできないことはない。この点について、6時から9時まで開放できる体制をとっていただきたいと思いますが、御答弁願いたいと思います。
- 指導部次長（明坂貞士君） 現在の体制につきましては、主に学校教頭先生が管理指導に当たっておられるわけでございます。ただいま穴瀬議員さんのお説のとおりでございますが、私どもの考え方としては、各校区に管理運営委員会なるものを設置し、その運営委員会の中に学校長、教頭、さらに教育委員会、地域のスポーツに明るい方、体育指導員の方々などが入っていただき組織し、管理運営体制に万全を期していただきたいというのが私の考え方でございます。現在、試案を作成中でございますので、よろしく願います。
- 15番（穴瀬克己君） コミュニティセンターづくりということでいま、非常に話題になっているそうでございます。特別な施設をこしらえるのではなく、地元の地域の中で、現在ある公共施設を利用し、地域の皆さん方が本当にコミュニティの場をつくり上げる。できるところからスタ

ートするようやっていたきたい。現在の形なら日中は婦人層で実績をつくってますので夜の管理の方は、いま言われたような校区別の町会、PTA等で運営委員会をつくっていただいて実施できるよう、要望しておきます。

それから、市民グラウンドの利用実態でございますが、これも軟式野球等で登録したチームでないと利用できない実態ではないかと思えます。この点市民グラウンドの利用の状況をお答えください。

○ 指導部次長（明坂貞士君） 市民グラウンドの利用実態でございますが、3月から8月までの日曜日は、和泉市の軟式野球連盟市長杯大会に利用しております。1か月置いて9月から翌年1月末ごろまでの日曜日、軟式野球連盟が利用しております。また、ソフトボール連盟が春秋の大会に利用され、それ以外の土曜、祭日に一般の方々が利用されてるのが実態でございます。したがって、土曜、日曜、祭日の利用度はほぼ100%でございます。最近の季節のいい春秋は、平日も利用度が非常に高いのが実情でございます。

○ 15番（穴瀬克己君） 非常に市民のスポーツ意識が高まっているあらわれじゃないかと思えます。そういった中で、市民球場を使われないので広場を探して、必死になって場を確保しております。こういった意味からも、第2市民グラウンドの設置という形で、光明池周辺に企業局所有の母子健康センター跡がありますが、この用地の運動公園的な施設、多目的広場にするとか伺っていますが、その推移、状況をひとつお伺いしたい。

○ 指導部次長（竹田明郎君） 光明池周辺の運動場ということで市長部局の力をお借りいたしまして、現在、大阪府企業局の光明池本堤の真下北西部に約3万2,000平米の広場がございます。この土地を譲渡いただき、広場をつくらうというものでございます。一部民有地とかなりじぐぐぐに入り込んでおりますので、現在、これらを調整すべく、地元土地所有者との間で協議に入っております。これらの協議が終わり次第、工事着手の運びになっております。

私ども教育委員会の広場に対する基本的な考え方といたしましては、広場が不足しておりますのでサッカー、ラグビー、野球、ソフトといった球技あるいは各種団体の運動会あるいはスポーツ大会ができるような多目的広場として施設セットしていただきたいと考えております。

○ 15番（穴瀬克己君） 話を聞きますと、民有地との境界が複雑な状況だと聞いておりますが、その整理で手間取っておる。それがなければ企業局からいただける。後は別段問題ないということでしょうか。

○ 指導部次長（竹田明郎君） そのとおりでございます。やはりスポーツ施設としてセットする限りは、きれいな矩形の形にしたいわけです。余りでこぼこがあると利用価値が減少しますので、当初にきれいにいたしたいと思えます。

- 15番(穴瀬克己君) 用地の買収、代替え等の折衝の状況はどうか。
- 指導部次長(竹田明郎君) 土地の交換分合になろうかと思えます。一部市有地を向こうへ渡し、真っすぐに境界をしたいということで、お金は全然伴ってません。ただ、土地を右と左かわってもらおうという作業で折衝しております。地元の方もかなり協力的にやっておりますので見込みがあるものと考え、私どもも強力で推進してまいりたいと思っております。
- 15番(穴瀬克己君) 見通しもちょっと明らかにしていただきたいんですが、内容的にせっかく多目的広場の施設がわが市にできるわけですから、この市民グラウンドではナイター設備が周囲の関係で可能性はむずかしいということを前からの答弁で聞いております。本来、こちらにもほしいわけですが、この多目的広場にはナイター設備、駐車場も完備した最高のものにひとつ仕上げていただきたい。いま、かなりの条件を含んだ中で話し合いがついてるようになっていますので、早期実現に向けてひとつ推進していただきたい。また所管委員会等に経過報告をお願いしたいと思います。

それから、図書館でございますが、小中学校の体育館の利用と同時に小学校の図書館の開放、これをひとつ考えていただけないかどうか。この間のデータでは、和泉市民一人当たり3冊の貸し出しをしておるといふ実態が報道されておりました。非常に読書熱が盛り上がってます。この実態をちょっと調べますと、移動図書が非常に好評で、裏を返せば、図書館まで行って借るのはかなり距離的に大変、だから、移動図書館の利用度が高いわけです。ただ読書だけでなく、読書を通じて触れ合いの場にしていくためにも、小学校の図書館の開放に向かって取り組んでいただきたい。図書の内容、蔵書の増加の計画も立てなくてはならないとか、いろんな問題がございましょうが、これについてひとつ積極的な組みをしていただきたいと要望するわけですが、この点の考え方をもう少し詳しく聞かせてください。

- 指導部次長(竹田明郎君) 先ほども御説明申し上げましたが、以前からの御提案でございましたので、各市の状況をいろいろ見て参りましたが、法的にもむずかしいということでございました。現在、大阪府でも特別教室を開放してるところはございません。管理運営にも支障があるということとして、現在、教育委員会では、学校教育上支障があるということで、開放はできないという解釈をとっております。
- 15番(穴瀬克己君) 図書を借るため、子供たちが1km以上のところを自転車で来る、交通事故等の心配も親にすれば非常にあります。こういった中で、学校施設の図書館の横にも地域図書館というような名目で設置に向けて今後、ひとつ検討していただきたい。実際に移動図書、また、地域の図書の貸し出しの実数を見ても非常に強い要望があります。やってる市があります。ちゃんとした資料もお渡しいたしますので、鋭意検討していただきたいと要望しておきます。

次に、障害者の雇用実態でございますが、和泉市では対象社が17社、市役所でも法定の雇用率を上回っているということですが、障害者の等級はどのような内容ですか。

○ 市民部次長（中川鉄也） 市職員の場合、大部分は肢体不自由の方でございます。視覚障害等で最高では、1級、あと6級までに分かれております。1級2名、2級1名、3級4名、4級1名、5級3名、6級3名でございます。

○ 15番（穴瀬克己君） これでいくと、採用されてるのは非現業ですね。

○ 市民部次長（中川鉄也） 私の持っている資料では個別の名前が入っておりませんので、現業か非現業かはちょっと……。大部分は非現業だと思います。

○ 15番（穴瀬克己君） 和泉市の障害者は相当な数なんです。障害者が社会的に独立を目指すための一番重要なのは雇用問題です。肢体不自由の方の採用で、ほかの障害は零なんです。その中で、ただ呼びかけだけではなく何か仕事ができるもの、1つは、授産施設の問題にもなるが、より多くの障害者の方々が仕事ができるよう国際障害者年の初頭に当たって検討していただきたい。また、授産施設も話がついておらんように聞いております。本来ならスタートしておらなければならぬ状況ですが、問題点はどこにあるのか、ちょっとお伺いいたします。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 現在の授産施設については、手をつなぐ親の会で運営をお願いしております。当初予算で御承認をいただきました建設費についても、建設の場所はおおむね一致するものの、後の運営問題も含めて現在、協議中でございます。したがって、その辺が整い次第建てるということで、いま、その団体と回を重ねて話し合いを行っての最中でございます。極力その目的達成に取り組みたいと思っております。

○ 15番（穴瀬克己君） 授産所の規模は、現状よりもかなり広いんですか。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 現状よりは広くなるのは確実ですが、600万円の建設費でするので、そう大きな建物は無理だと思ってます。20坪ぐらいの建物は可能ではないかと思えます。現在のは、10坪前後でございます。

○ 15番（穴瀬克己君） 手をつなぐ会の声を十分に生かしていただき、さらに現在の授産所の拡大改造とか、いろんな形で向こうさんの御意見がございませうが、さらに充実、大きくなって1人でも多くの人たちが通え、仕事ができるような体制で1日も早く実現に向けて進めていただきたい。このように要望しておきます。

それから、障害者点字用の図書などが各市の図書館に蔵書していますが、当市の図書館に盲人用の点字図書を蔵書する配慮がなされてるのかどうか。

○ 指導部次長（竹田明郎君） お答え申し上げます。

現在、図書館には本年度、身障者用の大きな活字の本、それと、拡大して読める装置を購入す

べく用意しております。点字につきましては担当者の研修もしなければなりませんので、それらとあわせて進めてまいりたいと思います。併行して、対面朗読の形のものも計画してまいりたいと思っております。

- 15番(穴瀬克己君) 余りにも少ないと思います。障害者年、障害者年というかけ声だけに終わりつつあるような状況が続いてきたわけですので、真正面から取り組んでいただきたい。点字にしても、職員の中でできる方がおらない。もう1つは、言葉がしゃべれない人たちに対する手話、自分が病院に行きたいと思っても、恐らく市民病院に手話のできる方が窓口におらないだろうと思う。図書館にもおらない。こういった中で市民部へ行けば、そういう手話のできる方を世話いただけると聞いていますが、手話奉仕員についてはどれほど充実されてるのか。
- 市民部次長(中川鉄也君) 現在のところ、当市には手話奉仕員は置いてません。ただ、福祉課で簡単な手話のできる職員が8名おまして現在、担当しております。ボランティアの方には手話奉仕員ということではなく、手話サークルカスターネットというのがございまして、そういう方々に御協力をお願いすることがございます。あわせて市職員を対象とする手話講習会も、現在、福祉課と人事課で開催を前提に検討しておりますので、早晚、開催したいと思っております。
- 15番(穴瀬克己君) 手話の奉仕的な形で職員さん3名、といってもそれ専門じゃない。担当の仕事を持ってるわけでしょう。言語障害者という形で病院に行きたいと思っても、家族の方に付いていってもらわなければいけない。病院など公共施設では、最低限の指導員がおって、いつでも対応できる体制をとっていただきたい。いちいち市民部から図書館とか病院、保健所に、といった形では絶対に利用できない。せめて公共施設の中から率先してやるべきです。できないことはないと思うが、この点部長、どうですか。
- 市民部長(富田宏之君) 今年度、職員を対象に手話講習会をやっていく予定でございます。果たして参加人員が何人になるかわかりませんが、多くの職員の参加を希望し、これに期待しております。初歩的な手話ですが、全庁的な人事配置の中で、広い分野に初歩的な手話のできる職員の配置ができる可能性があるのではないかと考えておりますので、ひとつ御協力をお願い申し上げます。
- 15番(穴瀬克己君) 早急に職員さんの中でボランティア的な形、といっても業務と両方ですからね。その体制をつくってもらわなければ、事実上使用することはできない。きちっとした受け皿をつくっていただくよう要望しておきます。
それから、障害者のスポーツの振興ですが、最近よくテレビで障害者のバレーボールとか卓球を見ますが、体育指導の方で障害者のスポーツ振興について取り組みがあるのかどうか。
- 指導部次長(明坂貞士君) 体育館におきましては現在、身体障害者用スロープがございまして。

トイレも身体者専用のものが設置されております。利用につきましては、月1回、第4月曜日の午後から手をつなぐ親の会の方が半日、体操の時間として使用していただいているというのが実態でございます。考え方としては、筋肉障害の方にできるのはバスケット、目の不自由な方につきましてはバレーボール、卓球でございますが、これにつきましても、付き添いや専門的な職員、用具等の問題もあり、現在のところ実施しておりません。

- 15番(穴瀬克己君) 身体障害者が社会復帰に必死になっても受け皿がない実態では、言葉の上でのきれいな事で終わってしまう。特に福祉課の窓口で身障者の相談受付を正面玄関にוותていただくとかの形で、障害者自身の声を生かして、本当に国際障害者年のスタートにふさわしい施策を取り入れていていただきたいことを強く要望し、終わらせていただきます。

- 議長(貝淵博治君) お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

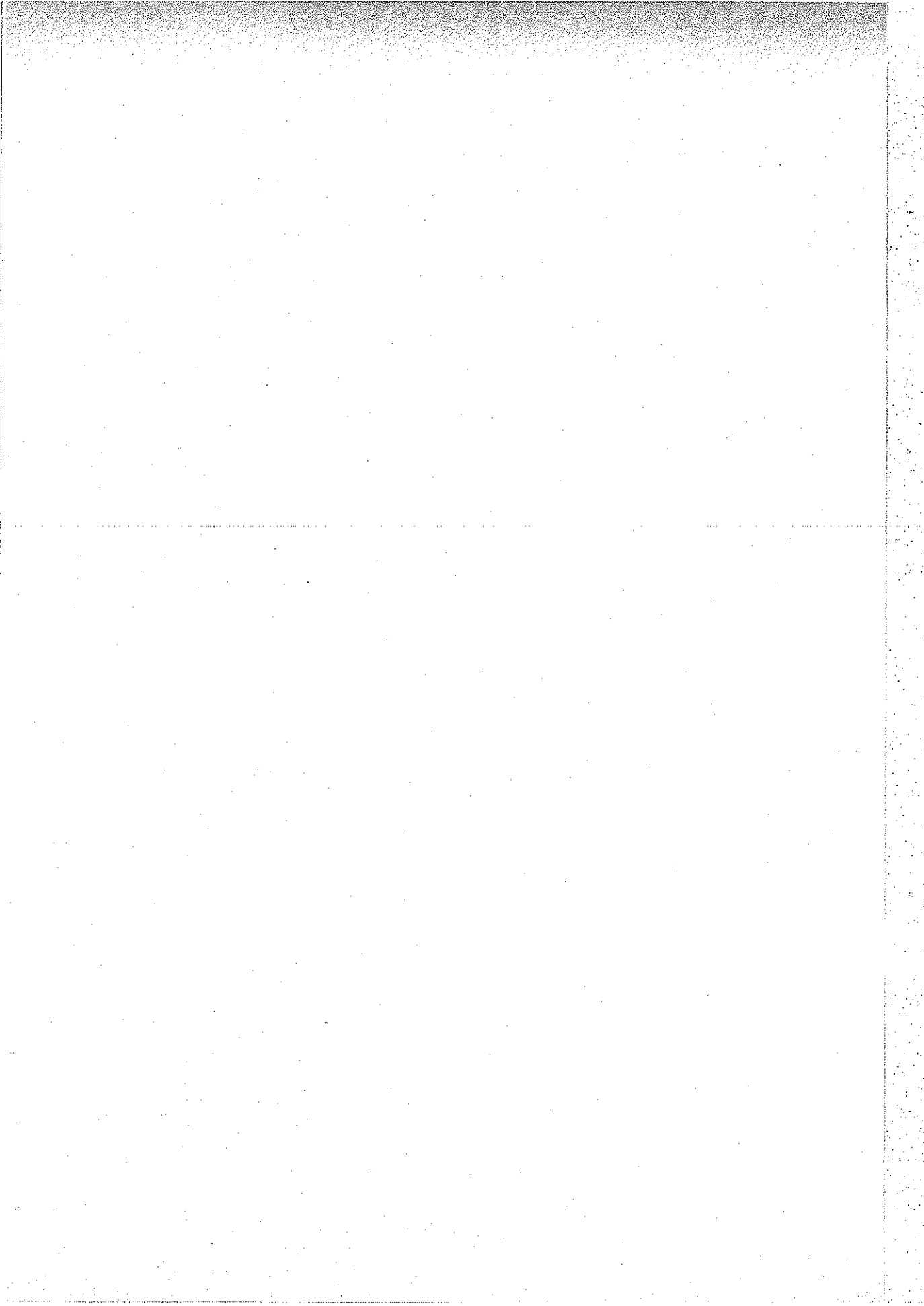
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

明17日も一般質問を続行いたしますので、定刻御参集くださいますようお願いいたします。長時間まことにありがとうございました。

(午後4時45分散会)

第 2 日



昭和56年6月17日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 若 浜 記久男 君 | 17番 | 橋 本 佳 行 君 |
| 2番 | 竹 内 修 一 君 | 18番 | 松 尾 孝 明 君 |
| 3番 | 辻 村 靖 英 君 | 19番 | 大 谷 昌 幸 君 |
| 5番 | 田 中 包 治 君 | 20番 | 出 原 平 男 君 |
| 7番 | 勝 部 津喜枝 君 | 21番 | 池 辺 秀 夫 君 |
| 8番 | 原 重 樹 君 | 22番 | 飯 坂 楠 次 君 |
| 9番 | 直 村 静 二 君 | 23番 | 田 中 昭 一 君 |
| 10番 | 天 堀 博 君 | 25番 | 奥 村 圭一郎 君 |
| 11番 | 成 田 秀 益 君 | 26番 | 仁 井 明 君 |
| 12番 | 横 田 憲治郎 君 | 27番 | 柳 瀬 美 樹 君 |
| 13番 | 並 河 道 雄 君 | 28番 | 貝 淵 博 治 君 |
| 15番 | 穴 瀬 克 己 君 | 29番 | 藤 原 要 馬 君 |
| 16番 | 赤 阪 和 見 君 | | |

欠席議員(1名)

6番 三 井 正 光 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

| 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 |
|----------------------------|---------|--------------------------------|-----------|
| 市 長 | 池 田 忠 雄 | 同和对策部理事兼解放総 合センター所長事務取扱 | 生 田 稔 |
| 助 役 | 坂 口 禮之助 | 市 民 部 長 | 富 田 宏 之 |
| 収 入 役 | 中 塚 白 | 市 民 部 次 長 兼 福 祉 事 務 所 長 | 中 川 鉄 也 |
| 参 与 兼 市 長 公 室 長 取 参 事 務 | 西 川 喜 久 | 産 業 衛 生 部 長 | 広 岡 史 郎 |
| 参 与 | 林 徳 次 | 産 業 衛 生 部 次 長 | 角 谷 泰 夫 |
| 秘 書 広 報 課 長 | 石 本 博 信 | 産 業 衛 生 部 次 長 (商 工 担 当) | 青 木 孝 之 |
| 財 務 部 長 | 麻 生 和 義 | 建 設 部 長 | 逢 野 一 郎 |
| 財 務 部 次 長 | 北 野 敦 雄 | 建 設 部 次 長 兼 土 木 課 長 事 務 取 扱 | 吉 田 日 出 男 |
| 財 政 課 長 | 大 塚 孝 之 | 都 市 整 備 部 理 事 | 西 川 武 道 |
| 同 和 对 策 部 長 | 橋 本 昭 夫 | 都 市 整 備 部 長 | 浅 井 隆 介 |

| 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 |
|------------------------|------|----------------------|-------|
| 都市整備部次長 | 萩本啓介 | 教 育 長 | 葛城宗一 |
| 改良事業部長 | 西川武雄 | 教 育 次 長 | 杉本弘文 |
| 改良事業部次長 | 前田守正 | 管 理 部 次 長 | 逢野博之 |
| 病 院 長 | 竹林淳 | 指 導 部 長 | 高橋貞良 |
| 病院事務局長 | 内田繁 | 指 導 部 次 長 | 竹田明郎 |
| 病院事務局次長 | 藤原光夫 | 指 導 部 次 長 | 明坂貞士 |
| 水 道 部 長 | 田中稔 | 選挙管理委員会委員長 | 味谷日吉 |
| 会 計 課 長 | 赤田嘉信 | 選挙管理委員会事務局長 | 農端小一 |
| 消 防 長 | 松村吉堯 | 監 査 委 員 | 久光喜多男 |
| 消防本部次長兼 消防部署長 | 湯川行夫 | 監査事務局長兼 公平委員会事務局長 | 向井洋 |
| 用地担当理事 ・土地開発公社事務局長 | 平野誠藏 | 農 業 委 員 会 会 長 | 坂上國治 |
| 用地担当参事 ・土地開発公社事務局次長 | 岩井益一 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 信田種行 |
| 教 育 委 員 長 | 堀内由延 | | |

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長 吉岡昭男
次 長 吉田種義
議 事 係 長 西井正
議 事 係 佐土谷茂一
議 事 係 藤原寛治

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和56年和泉市議会第2回定例会議事日程

(6月17日)

| 日 程 | 種別及び番号 | 件 名 | 摘 要 |
|-----|--------------------|---|-------|
| 1 | | 一般質問について | |
| 2 | (55年) 請 願 第 2 号 | 和泉市立横山第1・第2保育園の建て替え及び設備 充実に関する請願(厚生文教委員長中間報告) | |
| 3 | (55年) 請 願 第 1 号 | 和泉小学校区「留守家庭子供会」の設置に関する請 願(厚生文教委員長報告) | |
| 4 | 監査報告 第10号 | 例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和55年12月分) | P. 1 |
| 5 | 監査報告 第11号 | 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和56年1月分) | P. 11 |
| 6 | 監査報告 第12号 | 例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和56年1月分) | P. 17 |
| 7 | 監査報告 第13号 | 例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和56年1月分) | P. 22 |
| 8 | 監査報告 第14号 | 例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和56年2月分) | P. 32 |
| 9 | 監査報告 第15号 | 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和56年2月分) | P. 42 |
| 10 | 監査報告 第16号 | 例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和56年2月分) | P. 48 |
| 11 | 監査報告 第17号 | 例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和56年3月分) | P. 53 |
| 12 | 監査報告 第18号 | 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和56年3月分) | P. 63 |
| 13 | 監査報告 第19号 | 例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和56年3月分) | P. 69 |
| 14 | 監査報告 第20号 | 定期監査(昭和55年度第2次分)結果報告 | P. 74 |
| 15 | 議 案 第24号 | 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定 について | P. 53 |
| 16 | 議 案 第25号 | 和泉市税条例の一部を改正する条例制定について | P. 56 |
| 17 | 議 案 第26号 | 和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選 挙区及び各選挙区において選挙する委員の数を定め る条例の一部を改正する条例制定について | P. 60 |
| 18 | 議 案 第27号 | 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す る条例制定について | P. 64 |
| 19 | 議 案 第28号 | 昭和56年6月に支給する期末手当の額の特例に関 する条例制定について | P. 73 |
| 20 | 議 案 第29号 | 市道の路線認定について(信太78号線ほか3路線) | P. 77 |
| 21 | 議 案 第30号 | 市道の路線の廃止及び認定について(信太74号線 及び鶴山台44号線ほか4路線) | P. 79 |
| 22 | 議 案 第31号 | 町区域の変更について | P. 81 |
| 23 | 議 案 第32号 | 工事請負契約締結について (市立戸部小学校増改築工事) | P. 83 |
| 24 | 議 案 第33号 | 工事請負契約締結について (市立光明台中学校体育館新築工事) | P. 85 |

| 日程 | 種別及び番号 | 件名 | 摘要 |
|----|--------|--|-------|
| 25 | 報告第6号 | 専決処分の承認を求めることについて (和泉市税条例の一部改正) | P. 5 |
| 26 | 報告第7号 | 専決処分の承認を求めることについて(昭和55年度和泉市一般会計補正予算(第6号)) | P. 22 |
| 27 | 報告第8号 | 専決処分の承認を求めることについて(昭和55年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)) | P. 33 |
| 28 | 報告第9号 | 専決処分の承認を求めることについて(昭和56年度和泉市一般会計補正予算(第1号)) | P. 40 |
| 29 | 報告第10号 | 昭和55年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について | P. 45 |
| 30 | 報告第11号 | 昭和55年度和泉市一般会計予算繰越し繰越計算書について | P. 47 |
| 31 | 報告第12号 | 昭和55年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について | P. 49 |
| 32 | 報告第13号 | 昭和55年度和泉市病院事業会計予算繰越計算書について | P. 51 |
| 33 | 報告第3号 | 和泉市土地開発公社昭和55事業年度決算書類の提出について | P. 1 |
| 34 | 報告第4号 | 財団法人和泉市商工業振興会昭和55事業年度決算書類の提出について | P. 3 |
| 35 | 報告第5号 | 財団法人和泉市商工業振興会昭和56事業年度事業計画書類の提出について | P. 4 |
| 36 | 意見第2号 | 郵便貯金の現行制度の存続と財政投融资制度改善を求める意見書 | 別紙 |
| 37 | 決議第1号 | 市街化区域内農地に対する宅地なみ課税に関する要望決議 | 別紙 |
| 38 | 決議第2号 | 日本農業再建・食糧自給向上のための食糧制度拡充を要望する決議 | 別紙 |

(午前10時開議)

- 議長(貝淵博治君) 御出席恐縮に存じます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員などの氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま出席されている議員さんは18名でございます。三井議員さんから欠席の届け出がございます。遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。

現在、18名でございます。

- 議長(貝淵博治君) ただいまの報告どおり、出席議員数18名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長（貝淵博治君） それでは、日程第1「一般質問について」を議題に供します。

8番・原 重樹君。

- 8番（原 重樹君） 8番・原でございます。

発言通告に従いまして趣旨説明をさせていただきます。

まず第一番目、財政問題についてでございますが、当市の55年度会計決算見込みが、2億7,000万円余の単年度黒字になる、というように聞いておりますし、また、新聞報道等でも報道されたところであるわけですので、この点に関連いたしまして質問をさせていただきます。

確かに和泉市においては、財政の再建といえますか、健全化させる課題はどうしても必要だ、というふうに思うわけですが、しかし、その仕方、方法が問題だというふうに考えております。

すでに54年度決算のときの単年度黒字、これにつきましては、3月議会で天堀議員が指摘したところでもございますが、今回、それに続いて55年度も黒字見込みだということですので、その点に関連し、まず第一番目としまして、2億7,000万円の単年度黒字見込みについての主な原因は何があるのか、そして、そのそれぞれについていかにほどになるのか、お答えいただきたいと思っております。

そして二つ目に、起債の問題ですけれども、起債の残高見込みはどうなっておるのか。そして、一般と同和関連との区分についても明らかにしていただきたいと思っております。

次に二つ目、大型スーパーの進出問題についてでございますけれども、スーパーの進出問題につきましては、3月議会でも取り上げ、地元の商工業者の死活問題になるという点や、あるいは環境問題では、子供たちの非行、万引につながるという点、さらに3つ目には、買物客などの車で周辺は大変な状況になるという、こういった交通の問題など、町づくりという点からも指摘してきたところでございますが、その後の動きということで、本市としてどのように対応しているのかをお尋ねしたいと思っております。

ダイエー、ニチイ、イズミヤというこの3店について、それぞれどうなっているかをお答えいただきたいと思っております。

次、三番目の自衛隊基地の問題についてでございますけれども、皆さんもよく御存じのように、共産党は、現在の自衛隊については、憲法上からも違憲という立場をとっております。また、増強については、断固反対という立場を明らかにしておるわけでございますが、いま現在、ミッドウェーの問題を初めとする一連の事件の中で、国民世論は、非核三原則の法制化、あるいは軍国主義復活反対の声が高まっておりますけれども、しかしながら、政府はこうした世論に挑戦する態度をとっております。

さらに、政府の56年度予算等でも、軍事費は別枠として大幅に引き上げておりますし、57

年度予算編成につきましても、例年より2カ月も早く取りかかり、56年度以上にこの軍事費を引き上げていこうというふうにもくろんでおると聞いております。

このように軍事の問題が大きな問題となっておるとき、本市和泉市にある自衛隊信太山演習場内では、実弾の覆道式射撃場が新設される、というふうに聞いております。すでにその工事も始まっておりますので、射撃場の問題に関して質問をしたい、というふうに考えております。

まず第一点目は、信太山演習場内に射撃場がつくられるということで本市に話が合ったのは、いつのことなのか。そして、それはどういう形であったのか、ということをお尋ねいたします。

二番目に、射撃場の規模及び工事の日程はどうなっているのか。

三つ目に、この射撃場がつくられるにあたって、市民への影響だとか、あるいは町づくりという点での影響など、各担当課でそれぞれ検討されているのかどうか。もしあれば、具体的に挙げていただきたい、というふうに思います。

そして四つ目に、この射撃場が新設されるにあたっての理由を自衛隊の方より聞いていけば、明らかにしていただきたいというふうに考えております。

以上ですが、答弁のいかんによっては、再質問の権利を留保いたしまして、終わります。

- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 財務部次長（北野敦雄君） ただいまの一点目の事項につきまして、財務部北野お答えいたします。

財政問題ということで、55年度のいわゆる単年度黒字が約2億7,500万円程度出たわけですが、その黒字の原因ということでございます。

これにつきましては、いろいろ見方もございますが、抽象的ではございますが、まず歳入の面から申しますと、一般財源収入、いわゆる市税、交付税の伸びが大きかったわけでございます。市税については、54年度に比べまして17%の伸びでございまして、額にいたしまして、9億4,000万円程度の伸びがあったわけでございます。それから地方交付税については4億3,000万程度の伸びで、約8%でございます。

そのほか、公共施設整備基金からの運用収入ということで1億9,000万程度ございました。

それから市再建計画に基づきます54年度にいろいろ公共料金の引き上げをいたしました。その55年の平年度化分と申しますか、そういった分で1億6,000万程度でございます。それと人件費面では、52年以来3カ年程度、職員の採用を抑制している、そういった面もございます。

それから歳出の増加もございます。行政経費、需要全般にわたって14億程度伸びてございます。歳入は、18億程度そういったことで増収がございました。差し引き2億7,000万程度といった数字が出てくるわけでございます。

それから、起債の残高の点でございますが、54年度末決算ベースで、総額248億4,100万円でございます。そのうち同和関連の起債の残高でございますが、これは143億200万程度でございます。

以上でございます。

- 議長（貝淵博治君） 次。
- 産業衛生部次長（青木孝之君） 大型スーパーの進出につきまして、商工担当次長お答え申し上げます。

大型スーパーにつきましては、議員皆様方には何かと御心労を煩わしておるところでございます。まことに恐縮に存じております。その後の動きにつきまして、ダイエーから逐次簡単に御説明を申し上げたいと存じます。

ダイエーにつきましては、昨年の6月に出店計画概況説明がございまして、市と商工課の方に提出されております。その後、旧市新工場の建物の撤去並びに整地がなされまして、敷地の安全な管理が行われておるところでございます。しかしながら、大店法に基づく手続以前の、大阪府の行政指導による地元商業者との事前協議にもまだ入っていないのが現状でございます。ダイエーにつきましては、以上のとおりでございます。

それから次に、ニチイでございますが、肥子町の日鉄ロープ工場跡地約2万9,000平米に、谷本鉄工株式会社が建物の設置者となりまして、核店舗といたしまして株式会社ニチイが入り、専門店を配する大型店の出店計画概要説明が昨年の9月、商工会及び市に提出されてございます。その後の動きでございますが、大店法に基づく手続を行う前段といたしまして、大阪府の行政指導に沿って、商工会の指導のもとに現在、周辺商業者と共存共栄を図る方向で事業協議がなされているのが現状でございます。一方、市といたしましては、大型店の出店に伴う、議員さんから御指摘になられました交通問題等周辺環境変化について、商工課が窓口となりまして、関係課と出店事業者との協議の場を設け、指導を行っております。また、日鉄ロープ工場の全面移転完了に伴い、跡地の安全管理の面から、旧建物の撤去をただいま作業中でございます。

以上がニチイのその後の動きでございます。

それから、イズミヤにつきましては、泉大津市の方へ増設の申請の説明がなされ、これも大阪府の行政指導に基づきまして、泉大津周辺の小売業者とただいま調整を行っており、というのが現状でございます。

以上でございます。

- 議長（貝淵博治君） 次。
- 建設部長（逢野一郎君） 第三点目の自衛隊基地の問題について、建設部長からお答え申し上げます。

げます。

まず、第一点目の申し入れがいつごろあったかというお尋ねでございますが、本件につきましては、昨年(昭和)の12月24日に確認申請の提出がされております。

二点目の規模、工期についてでございますが、規模につきましては、建築面積は9,674平米でございます。工期につきましては、57年の3月末までが工期の予定であると聞き及んでおります。

三点目の公害についてでございますが、この件につきましては、確認申請が回ってきた時点で、各課とも協議を行いまして、一切公害がないということで確認をいたしまして、確認申請を經由したということでございます。

四点目の建築の理由でございますが、この件については一切聞き及んでおりません。

以上です。

- 8番(原 重樹君) まず、財政問題からお願いしたいと思っておりますけれども、数字の問題で少しだけ明らかにしていただきたいわけですが、市税の伸びが17%で、9億4,000万あるということですが、その中身について、一つは、固定資産税の収入はどのくらいになって、何%の伸びになっておるのか。市民税の方も同様をお願いしたいと思います。

二つ目に、雑入のこともちょっとお聞きしておきたいと思っておりますけれども、54年度、55年度それぞれ雑入はどういうふうになっておるのか。そして、そのうち開発事業による収入はどのくらいになっているのか、ということをお聞きしておきたいと思っております。

それから、値上げによる増収分、これは3月議会で天堀議員が詳しくやっておりますので、いま、1億6,000万というふうに出てまいりましたけれども、簡単に確認だけということでお伺いいたしますが、まず、尿尿くみ取り補助の削減で約9,000万円。それから保育料の値上げで、これは53年度と比べてですが、3,700万円余り。それから市営住宅が家賃の値上げで約1,600万円余り。それから葬儀その他の使用料で1,200万円。その他の値上げ分ということで800万円ほど、こういうことで、合計1億6,000万円になるということですが、その確認だけしておきたいと思っております。その三点お願いします。

- 財務部次長(北野敦雄君) まず、市税の増収になりました中身ということでございますが、市民税の関係については、前年度に比べまして3億9,000万円程度伸びてございます。固定資産税については1億7,000万円程度。そのほか土地保有税の関係が1億9,000万円程度前年度より伸びてございます。パーセントの方はちょっとはじいておりませんが、

それから、次の雑入の点でございますが、これは一般会計の諸収入の雑入でございますが、総額が54年度は2億3,800万円程度でございまして、55年度の決算見込みでは4億4,000万程

度でございます。その増加の主な内容でございますが、烏池排水路、桑畑の排水路関係が、1億4,000万程度となっております。それから国府小学校、和泉中学校関係の、これは住宅公団関係の負担金の収入が7,000万円程度でございます。そういった中身の違いでございます。

それから、三つ目の健全化の関係で、いわゆる値上げに伴いますその内訳でございますが、54年度に一連の尿尿くみ取りの市民負担への増加、それから保育所の保育料の値上げ、住宅使用料、葬儀使用料の関係、それから、社会教育関係の施設の使用料の引き上げをいただいたわけでございます。それに伴いまして、55年度はその平年度化分もございました。

そういった関係で内訳の主なものを申し上げますと、尿尿のくみ取りに伴います市民負担にいたしました、市の軽減をいたしております金額が9,000万円程度、それから、保育所の保育料で3,700万円程度、住宅使用料では900万程度、葬儀使用料で1,200万程度、それから社会教育施設関係の施設使用料が280万程度でございます。

以上が主なものでございます。

- 8番（原 重樹君） 大体数字の方はわかりましたが、固定資産税と市民税の伸びが非常にあるということですが、その主な要因は何か、ということをお聞かせ願いたいのと、もう一つ、これは市長さんをお願いしたいんですけども、財政再建の3カ年計画ということで進めてきておるとも思いますけれども、確か資料を見ましたら、54年度の3月議会のときに、天堀議員の質問に答えて、体質の改善をしながら財政再建をしていくんだ、というふうに答弁されております。体質の改善ということでは、一体、いままでどういう取り組みをしてきて、どの辺が改善されてきているのか、その具体的な中身についてお答えを願いたいと思います。
- 財務部長（麻生和義君） 再質問の固定資産税と市民税の関係と、ただいまの体質改善等についてお答え申し上げたいと思います。

固定資産税につきましては、常々御協力を賜っておりますように、一斉調査を過去ずっと続けております。加えまして、土地の地目の変更。本市の場合、税制上、現況課税という方策をとっております。いろいろ調査をしまして増収を図っております。課税客体の捕捉のために努力をしているということでございます。そういった面と、新增築が依然として旺盛であるといった面で、固定資産税が増収されております。

それから、市民税につきましては、すでに御案内のとおり、本市の給与所得者の給与所得の増収ということでございます。

体質の改善の問題でございますが、これは一口に言いにくいわけでございますが、本市の場合、自主財源が乏しく、ほとんど依存財源に頼っているという面で、市長は常々、自主財源の確保、それがすなわち本市の財政構造の改善になり、体質改善になるんだということを言っているわけ

でございます。そういった面で、先ほど申し上げましたように、税源の涵養等を初めといたしまして、地方交付税の増収対策、半面また、内部的にはいろいろと歳出面で経費の節減等を図ってゆき、市民の方々にもいろいろと御協力を願って、公共料金等の値上げについても御協力をいただくということで、もろもろの施策を講じながら、究極の目的は自主財源の確保、いわゆる一般財源の確保ということで財政力をつけてまいりたいというのが、本市における体質の改善になるということで、日夜努力をしているというのが実態でございます。

以上です。

- 8番(原 重樹君) 時間の関係もありますのでこのくらいにしておきますけれども、3月議会で天堀議員も指摘しましたように、実際には黒字になったということでも、値上げによる増収分で1億6000万円余りあるし、また雑入の面でも、開発等によってふえているとはいえ、いろんな施設等を含めまして、今後、そういったところにお金が必要だということになるわけで、それが後回しになっておる点。さらに、56年度は職員を若干採用しましたがけれども、それをとめてきている点やら、あるいは都市整備部のように今度2、3名ほどふやしたと聞いておりますけれども、そういう点では公団に受け持ってもらうなど、まさに一時しのぎということで、人件費が助かっているというふうなところもあると思いますが、実際には市民を犠牲にし、住民へのサービスを低下させ、あるいは職員の犠牲の上に立った黒字ではないか。もちろん和泉市の場合、財政の再建あるいは健全化を図っていかなくてはならないわけで、黒字にしてはあかんということではないですけども、その方法に問題があると思うわけです。

まさに一方では、いま体質の改善ということで、内部で云々というふうに言われましたけれども、実際には、同和関連の事業、あるいは解同支部への助成金など、いわゆる同和関連ではほとんど見直しがされていない。こついった不公正なことを続けておるわけですから、そういう意味では、以前から何ら体質は変わってきていないというふうには見ておるわけでございます。

ただ単に、2年連続して単年度黒字ということでは喜ぶわけにはいかないということを強く指摘しておきまして、この問題は今後また深めていくということで、終わっておきたいと思えます。

次に、スーパーの問題ですけれども、各それぞれ説明していただいたんですけども、一つ確認しておきたいのは、イズミヤの件は泉大津市になるということで、泉大津市等とも連絡をとり合っているのかどうか、その点だけお願いします。

- 産業衛生部次長(青木孝之君) お答え申し上げます。

泉大津市と十分緊密な連絡をとり合っております。

以上でございます。

(議長退席・副議長着席)

- 8番(原 重樹君) そういうことで十分やっていただきたい、というふうに思うわけですが、大型店の進出問題というのは、全国的にもいま非常に大きな問題になってきております。

住環境への影響を理由にして、地域住民の苦情がふえている中で、たとえばこれは議会ですけれども、京都のように5年間の出店凍結宣言をしたり、あるいは滋賀県のように商業アセスメントの施行法など、地方自治体自身もスーパーの進出ということでは苦勞されている。抑制していくということが相次いでおるわけです。

こうした中で、全国8カ所にある通産局の中で、大阪通産局が、ことしの4月末だと思えますけれども、初めて有力スーパー17社に対して、競争出店自粛要請をした、というふう聞いておるわけです。

和泉市も、まさに大型スーパー同士の競争がされている中で、本市としても、こうした点きっちり態度を決めて、行政指導を強めていく必要があるのではないか、というふうに思うわけです。

そこで、これに関連して、通産局の競争出店自粛要請が出されたということも含めて、こうした問題でスーパーと交渉なり話し合いなりをしたことがあるのかどうか。また、常々私たちが申し上げておりますように、具体的な資料等の提出を求めるなどの交渉はしているのか、またその計画はあるのかどうか、お答え願いたいと思います。

- 産業衛生部次長(青木孝之君) 行政指導につきましては、ダイエーについてはいまのところ市の方へ出向いておりますので、行政指導はやっておりませんが、ニチイにつきましては、常行政指導を行っているのが現状でございます。

それから、資料につきましても、交通の流れとか小売面積等につきましての資料の提出を求めています。

- 8番(原 重樹君) この問題、簡単にしておきますけれども、いまニチイの問題でかなり力を入れているというふうにおっしゃってますんで、ぜひともがんばってほしいというふうに思います。

ただ、この問題、前も申し上げましたけれども、私たちが民主団体と独自に通産局に交渉に行ったときに、結局通産局も、地元の長が過度の出店だというふうに判断すれば、動きやすいんだがと、そういう意味の発言をしていた、ということをお前回紹介いたしましたけれども、京都を初め滋賀県の例など、大型スーパーの抑制の動きが、法律はどうあれ、やはり動きがあったからこそ、通産局のそういった自粛要請になってきたんだと思うんです。

確かに、法律の問題からいえば、各自治体権限を持たされていないということがございますので、動きにくいという点はあるかと思えますけれども、通産局も動き出してきているというこ

ともありますので、町づくりの点あるいは非行の点あるいは商業店の生活権の問題などの観点から、がんばっていただきたいというふうに思います。

これはそのくらいしておきまして、次、自衛隊の問題に入らしていただきたいと思います。

まず、いつごろ話があったのか、ということでお聞きしましたときに、12月24日確認申請が来たんだ、ということをおっしゃいました。これは確かめておきますけれども、確認申請ということだけで、ほかに改めて実弾の射撃場ができるということで申し入れにきたとか、つくりますよ、というような話で自衛隊が来たということはないのかどうか、そういう点を確認しておきたいと思うわけです。

それと、規模については9,600平米余りということで、建物の規模を言っていました。建物と中の射撃場ということでの規模とは多少のあれはあると思いますけれども、長さ300メートル、幅28メートルの射撃場というふうに理解しているのかどうか。その二点だけお願いします。

- 建設部長（逢野一郎君） 射撃場が来るという点についての申し入れは、私どもは受けておりません。

二点目の距離の問題でございますが、正式には330メートル掛ける28.8メートルでございます。

以上でございます。

- 8番（原 重樹君） 大きさの問題はそれで結構ですけれども、結局、私が射撃場ができるということを知ったのは、市民から、実際に射撃場の工事が始まって、何かやっているみたいだけども、あれは何ができるんや、という問い合わせから、調べていってわかったという実情です。

実弾の射撃場ということですから、安全性の問題とか、できた後の使用の仕方、こういった問題で、周辺住民に与える影響というのは大きいと思いますし、当然、住民からすれば知りたいし、知る権利を持っておるといふふうに思いますけれども、12月24日以降、実際にはことしになりますけれども、この間、市民に知らせるという点では何か手段を講じてきたのかどうか。もし、していないということになれば、今後、していく計画があるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

二つ目に、工事の資材の問題でちょっとお聞きしたいわけですが、工事の資材、主にはコンクリートの運び込みということになりますと思いますけれども、進入路等はどこを通過していくのか、ということをお明らかにしていただきたいと思います。

そして三つ目に、私は大阪の施設局や信太山の駐とん地へこの問題で行って、話を聞いてきましたけれども、大阪施設局の部長の清水さんという人に会ったわけですが、和泉市の方から特別

条件なり注文なり何もないんだ、というふうに発言されているわけです。先ほども、公害は一切ないというふうに判断をした、とおっしゃいましたけれども、公害がないというふうに判断をした基準ですね。その辺具体的にお願いしたいと思います。

- 建設部長（逢野一郎君） まず、第一点目の市民へのPRでございますが、私ども建設部といたしましては、現時点では、PRをするという計画はございません。

二点目の工事の搬入路でございますが、資材搬入につきましては、現在は、自衛隊と警察との協議がなされたということで、消防署から黒鳥、山荘を経由して現場に向かう、というふうに聞き及んでおります。ただ、予備といたしましては、阪本町から伏屋を経由する一線と、福泉の一線を予備として計画している、というふうに聞いておるわけでございます。

三点目の、施設局で特別の申し出はないということでございますが、私ども、確認申請の回ってきた時点では、各課とも協議をいたしまして、建設場所から民家までの距離が、直線にして、300メートル程度あるんじゃないかということから、現在、伊丹等に建設されている建物から見まして、騒音等についてもほとんど外には出ないという判断から、公害がないというふうに判断をした次第でございます。

以上でございます。

- 8番（原 重樹君） まず最初に、最後の問題に触れておきますけれども、いまお話しがありましたように、伊丹に覆道式射撃場ということで、同規模の、330メートルですか、あるということを知りましたので、私も伊丹に行って、そのものを見てきました。

そのときに、地元の議員さんに頼んで説明していただいたわけですが、結局そのときにわかったことなんです、いわゆるライフルですか、一度、建物のコンクリートを弾が突き抜けて、外に飛び出したことがある、ということを知ったわけです。

あそこは、いわゆる標的といいますか、弾を受けるところのすぐ横が道になっていて、その向こう側が川になっているわけですが、その道を越して、川の向こうの土手側まで弾が行った。実際に見ましたら、建物の壁に弾が出たところの補修といいますか、セメントの色が変わっているのを私も見てきたわけです。

これはそうたびたびあっては困る話なんですけれども、実際にはそういった事故等も起こっているわけです。その辺で、安全の問題なり、その後の具体的な使用の問題ですね、どういうふうに使用していくのか、いわゆる時間帯やら、人数やら、あるいは駐とん地以外の人を使うのかどうか、そういった問題を自衛隊と協議しておるのかどうか、調べておるのかどうか、また調べてないとしたら、今後、確かめていくのかどうか、その点お伺いしたいと思います。

- 建設部長（逢野一郎君） 建設部といたしましては、確認申請の経由という形で受理したこと

で、そういった使用方法等については、現時点では確認はいたしておりません。ただ、今後、そういうふうな面については、十分自衛隊の意向を聞いていきたい、かように思うわけでございます。

- 8番(原 重樹君) これね市長さん、いま建物の確認申請だということと言われておりますけれども、私はこれは確認申請云々という話ではないというふうに受け取っておるわけです。もちろん民家を建てるとかそういうことでは全然ないわけですね、実弾の射撃場ということになれば、市民の心配だとか、あるいは影響等は大変なものだと思うわけです。

そこで、市長さんに一言答弁をお願いしたいわけですが、安全の問題なり、使用の問題など今後自衛隊と交渉をしていけないものなのかどうか、確かめられないものなのかどうか。その点をお聞きしたいと思うわけです。

二つ目として、新設される理由については聞いていない、というふうにおっしゃいましたけれども、私たちは当初、堺市の菱木に射撃場がありますね、それが開発等が進んで使えなくなったから、こちらに移るんだと聞いておったわけですが、信太山の駐とん地に行ったときに、これがとんでもない間違いだというふうにわかったわけです。

それは、射撃場というのはオープン射撃場、屋外射撃場が基本なんだ、というふうにおっしゃっておりまして、実際には菱木の方においても、300メートルみたいな長距離はだめだけれども、100メートル、200メートルという形で残していく。そしてあと残った部分、いわゆる射撃場の後ろの方ですが、それについては、ブルドーザーを使って、基本訓練所というふうな表現をしてきましたが、土をならしてみたりとか、川を想定して橋をかけたりとか、そういった訓練所に使うんだと聞いております。私たちとしては、今回の信太山の演習場にできる射撃場というものは、まさに増設になる、というふうに考えておるわけです。

そこで市長さんに、基地の増強という問題をどういうふうに考えておるのか、お考えを明らかにしていただきたい。これは一般論でも結構でございます。

三つ目に、先ほど質問しておりますけれども、市民に知らせる、あるいは説明していくという点ではできないものなのか、そういった点もお願いしたいと思います。

- 市長(池田忠雄君) 原議員さんから信太山演習場内における覆道式射撃場の問題についての重ねてのお尋ねでございますので、お答え申し上げたいと思います。

経過は、建設部長がお答えいたしましたとおりでございます。いわゆる国有演習場の中に、大阪防衛施設局として、人家に御迷惑をかけない、あるいは何ら危険性もないし、騒音もないということでの話の中で、本市の場合は正式な協議云々は、先ほどお答えいたしましたとおり、法に基づく建築確認の經由事項として本市に持ってこられた。これは、うちを經由して、大阪府で許

認可される事柄でございまして、和泉市で許可する云々の権限は一切ないということは、議員さん御案内のとおりでございます。その点は先ほどの答弁のとおりでございます。

ただ、重ねての御質問でございまして、防衛庁としては、自衛のためのいろいろな演習をしていく中の一環として、演習場内に、危険性は一切ない、公害もないという前提で、射撃場をつくっておられるわけでございまして、それが増強になるのかどうかという判断はいろいろあるかと存じます。

こうした自衛隊という存在は、国防という観点からして、一定の演習のための諸施設というのは当然考えていかなければならない。ただ、地元として、一般市民への危険性、あるいは公害の問題等については嚴重にチェックをしていかなければならない。いかに防衛施設内といえどもそうした点は留意をしていかなきゃならん問題だと、このように考えております。以上に尽きると思いますので、御了解を賜りたいと存じます。

なお、そうした問題についての一般市民へのPR云々のお言葉がございすけれども、それは国有地なり、防衛庁演習場内における一定の射撃場を設置するということの法的な基準に基づいて、建築確認をとってやっつけられる問題でございすので、公聴会的なもの、あるいは市民へのPRその他については、防衛庁としてはやっておられないんじゃないか。また、地元市としてもそうした経由事務をしたという観点。あるいは公害について留意を払っていくことは当然でございすけれども、そうした点は、行政上の問題としてわれわれなりに留意をし、今後とも考えていかなきゃならん問題だということで御理解を賜りたい、このように存じます。

- 8番(原 重樹君) 一点だけお伺いしておきたいのですけれども、正式に云々はともかくとして、安全の問題、使用の問題等で自衛隊と交渉なり話し合いを持つということは、市長として可能なわけですね。また、実際にやっているのかどうかも含めまして、その可能性について一言お伺いしたいと思います。
- 市長(池田忠雄君) 事は、国の防衛に関する問題でございまして、本市として、いわゆる基地の所在地としての立場からしますと、市民に対する公害の問題、あるいは危険性等の問題については、行政なりにやはり留意をしなければならんし、申し入れをすることは可能である。このように私は存じております。ただ、交渉したり、こうせい、あせいということについては、国と地元市との関連があるということで御賢察をいただきたい、申し入れは可能だ、このように考えます。
- 8番(原 重樹君) これ以上聞いても平行線ということになりますので、そのくらいでしておきますけれども、可能だということですね、法的権限からいえばそうでしょうけれども、意見を上げるなりということでは可能だということですから。いまの答弁の中でも、使用をどんな形

でしていくんだということも明らかにされておりませんし、そういった問題では、市民が納得できるような形で申し入れもし、話もしていただきたい、というふうに思うわけです。

特に申し上げておきたいのは、射撃場が新設されるということが市民に何ら知らされていないという点です。この点は私は遺憾だというふうに思うわけです。工事に係る問題も含めて、安全の問題、使用の仕方などは明らかにしていくことが必要だ、というふうに思うわけです。

市としては、安全だというふうに判断したんだと言われてますけれども、一方では、建築確認なんでもということを言われている。ただ、安全や安全やということを繰り返すだけではなしに、本当に市民の立場に立って、住みよい和泉市をつくっていくという立場なら、調査もし、市民に知らせることは当然だと思うんです。市民からもそういう問い合わせが私の方にも来ておりますし、また大きな問題にもこれになっていこうかと思えますんでね。結局、市民の立場に立った対応をするかどうかが、この問題での観点かというふうに思うわけです。

建築確認云々ではなくて、まさに市の政治姿勢が問われている問題だというふうに思いますので、その点を強く指摘しまして、この問題については終わりたいと思います。

以上です。どうもありがとうございました。

○ 副議長（田中包治君） 13番・並河道雄君。

○ 13番（並河道雄君） 13番・並河です。通告順に従って質問の要旨のみ述べさせていただきます。

最初に、高齢化社会への対応策について。

老人対策については議会ごとに意見も述べ、質問もしてまいりました。現在、老人人口に対して施設が1.5%ぐらい。100人の老人に対して1人の収容施設しかない。99人はほったらかしになっている。しかも1人の老人に相当金がかかる。また、家庭と離れるのを老人たちは非常にさびしがる。そういった点も踏まえて、最近では地方自治体においても、施設中心の体制から、家族のいる家庭での在宅福祉、在宅サービスの方向へ大きく転換することがいわれております。

寝たきりのお年寄りをかかえる家族の負担は、経験した人でなければとうてい理解できないほど深刻なものがあります。今日、在宅福祉、家庭で老人を、と強調されながらも、その介護の負担、重圧が特定の家族だけにすべて背負わされている、というところに大きな問題があります。

市長の運営方針の中でも、在宅者の福祉サービスや生きがいの充実などきめ細かく進める、と述べられております。

老人対策として次の点をお伺いします。

一点目に、寝たきり老人の実態調査をしたことがあるのか。

二点目に、議会ごとに質問してまいりました巡回浴槽車の設置の件はその後どうなったか。

三点目に、シルバー人材センターの設置についてお伺いします。この点については前回の定例会にも質問し、一定の答えをいただきました。わが党議員団も常に申し述べてきましたが、昨日も他の議員に対して答えておりましたが、企業にとっても人を雇うより、必要なときだけ仕事を頼め、人件費も安くすむというメリットがある。そして何よりも、家でじっとしていて孤独になりがちな老人に働く場を提供することによって、生きがいを与えられるということが最大のねらいであり、前向きに考えていただきたい。

四点目に、老人の健康管理とレクリエーション及び相互親睦を図るため、ゲートボール場を考へては。

五点目に、歩行を容易にするため乳母車の提供を希望者に対し実施してはどうか。

六点目に、ひとり暮らしの老人へ牛乳サービス等を行っては。

次に、関西新空港建設に伴う諸問題について。近畿圏における航空交通の拠点である大阪国際空港は、環境上の制約により、現在及び将来の航空輸送需要に十分こたえ得る状態でないということで、それにかわる関西新空港の建設がいま話題になっております。地元泉州8市5町の中の1市として、本市も傍観するわけにはいかず、そこで二、三点お尋ねします。

一点目に、本市として新空港に対して調査機関のようなものがあるのかないのか。

二点目に、公害関係はどのようになっているのか。

三点目に、本市としての態度をもう少し市民に情報公開すべきと思うが、この点はどうか。

四点目に、地元の市長として空港問題懇話会に参加されていると聞いていますが、その内容は。

五点目に、空港問題特別委員会があるけれども、調査活動をやるについて理事者がもっと積極的にやるべきだと思うが、この点はどうか。

最後に、公園の管理体制について。和泉市は、もともと自然と緑に恵まれた市であるが、近年の開発の波によって次第に姿を消しつつある。子供たちの楽しみの一つである公園の数は少なく、遊具等も破損され、そのまま放置されているケースが多いが、二、三点お伺いします。

第一点、本市における公園数とその管理はどのようになっているのか。

第二点、児童公園については自治会任せになっており、破損遊具、砂場、ベンチ等使用に耐えられないものも放置されており、この点市としてはどのように考えているのか。

答弁により再質問いたします。

(副議長退席・議長着席)

- 議長(貝淵博治君) 理事者答弁。
- 市民部次長(中川鉄也君) お答えいたします。

まず、高齢化社会への対応策の問題でございますが、寝たきり老人の実態調査についての問題でございます。本市での現在の寝たきり老人の数は298名というぐあいに把握しております。

これについては、毎年9月15日、いわゆる敬老月間を中心として、民生委員さんを通じて実態調査を行っているというのが現状でございます。ただ、その調査内容等については非常に不十分なところもございますので、今後の課題としてもう少し充実した調査をしていく必要があるだろう、というぐあいに考えております。

第二点目は入浴サービスの問題でございます。これについてもかねがね御意見をいただいておりますが、現在、特別養護老人ホームである唐国園と、府立の光明荘、これは伏屋町にあるわけですが、ここの浴場を開放していただいて、使うという点での御了解はいただいておりますが、そこへ行くまでの複合車等の問題で経費がかなりかかる。一部使っておられる寝たきり老人の方もいるんですが、やはり問題点はあるだろう、というぐあいに認識しております。

そういうことで、現在福祉課として別途、それほど大したものではございませんが、購入してその使用について検討しておるのはポータブルの浴槽でございます。これは非常に簡易なもので、金額も4万円弱で購入できます。これの貸し出しについて検討しております。まず、老人家庭奉仕員に試験的に使用させて、比較的使いやすいということであれば、貸し出しもしくは、簡易なものでございますので、購入のあっせん等についても現在検討しております。

第三点目のシルバー人材センターの問題でございますが、これについては、昨日も答弁させていただきましたが、本年度を含めると、大阪府下の17市で実施という方向になってきておりますので、当市もおくればせながら、これについては設置を前提に現在検討しておりますので、近い将来に設置を行っていきたい、というぐあいに考えております。

それから四点目の、老人のスポーツ活動だと思いますが、ゲートボールについては、現在市立体育館の横の二面でございますが、これをお借りして、老人クラブにあっせんして使ってもらっているということでございます。ただ、全市的な問題としては、今後他の部局とも相談をして、拡大できるものならしていきたい、というぐあいに考えております。

それから五点目の老人に対する乳母車の問題でございますが、これについては新しい御提言だと思いますので、六点目のひとり暮らしの老人に対する牛乳のサービスと含めて、今後の新しい御提言として受けとめ、検討させていただきたい、というぐあいに考えております。

それから、飛んでえらい申しわけございませんが、児童遊園の問題も私ども市民部の所管でございますので、あわせて御答弁させていただきたいと思っております。

現在、和泉市内の児童遊園は63カ所ございます。これについては、議員さん御指摘のとおり町会の方へ年額8,000円の委託料をお支払いして、町会で管理をお願いしておりますというのが現状

でございます。これは主として遊具の管理と清掃ということでございますが、遊具が故障とかつぶれたという場合に、市へ御連絡をお願いするというところでございます。清掃については町会でお願いしております。

市での現在の点検の状況でございますが、一年に2回、担当者が各児童遊園を回っております。そうして問題があれば修理を行っております。それ以外に随時、町会長さんなりから御連絡があれば修理を行っております。昨年度で32カ所修理を行い、本年度も85万円の予算を計上しておりますので、ある程度の修理はこれで充実している、というぐあいに考えております。

それから、ペンキを3年に1回塗るということで、毎年20カ所程度、これは保育課の職員によって、夏等の比較的手すきな間にペンキ塗りをやっている、というのが現状でございます。

よろしく申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 企画課長（神藤恒治君） 関西新空港問題に関しまして企画課長からお答えをいたします。

五点ばかりでございますけれども、まず第一点の本市として調査機関を設けているのかどうか、という点でございますが、現在のところ、本市として独自でそういった調査機関は設けてございません。今後検討してまいりたいと考えております。

次に、二点目の公害関係についてどう対応しようとしておるのか、その実態でございますけれども、公害と申しますか、国が「三点セット」を提示されまして、その一点として環境影響評価基準が提示されております。

これにつきましては、大阪府におきまして、関西国際空港環境問題検討委員会をすでに設置いたしておりますし、このメンバーには学識経験者が相当入っております。こういった専門的な方を含めまして、大阪府が積極的に検討をし、各市町村並びに府民に対してこの内容を明らかにするといったこともございますので、それらと並行しながら、本市につきましても、担当セクションと連携をとりながら、この問題についてさらに調査を進めながら、市民にも周知してまいりたい、かように考えております。

三点目の、本市の態度と申しますか、市民への情報公開。これは、昨日辻村議員さんの御質問に対しても簡単にお答えさしてもらった件なんです。他市等で——他市の例で申しわけないのですが、そういった住民広報、PRの内容といたしましても、市として国の示された内容をそのままの形をPRしていく、といったような実態でございます。

そういったことでございますれば、間もなく大阪府が全府民を対象として、そういったPRの広報等の資料を全府民にお配りするやに聞いておりますので、それらの実態を見た上で、必要に応じて市民に対する広報を検討してまいりたいと考えております。

四点目の空港調査懇談会の会議の内容、これにつきましては、いわゆる調査懇談会でございますので、運輸省が出席しまして、時期、時期の動向並びに資料に基づいた説明等がなされておるようでございます。これは本市の市長が出席をしておりますので、その辺の特に内容ということであれば、また市長からお答えをいただきたいと思っております。

最後に、五点目の、特別委員会の調査活動等積極的にするよう理事者の方としても申し入れをすべきではないかという点でございますけれども、今後ますます活発化されるであろう空港問題につきましては、空港特別委員会の御意見を十分拝聴しながら、必要に応じてそういった調査活動をやりたい、かように考えております。

以上簡単ですが、御回答させていただきます。

○ 計画課長（山崎琢磨君） 計画課より説明申し上げます。

先ほど児童遊園について市民部の方から説明がございましたが、建設部の方で所管しております、特に児童公園でございますが、これにつきましては現在、26カ所を、開発で生み出されたものだけを管理しておるということでございます。そのほか管理体制につきましては、市民部と同様の管理をいたしておるということでございます。

以上でございます。

○ 13番（並河道雄君） 最初に、老人対策の実態調査について再質問させていただきます。

高齢化社会というのはいま非常に盛んにいわれておまして、1990年には11%ですか、すなわち9人に1人が老人になるといわれております。本市においてもそれは例外ではないわけですが、先ほどお話しがあったように、寝たきり老人が本市において298名。私の持っているデータは54年のですが、同じですので、去年と余り変わらないと思っておりますが、寝たきり老人が298名。65歳以上が和泉市に6,625名、それからひとり暮らしの老人が334名という、たくさんのお年寄りを抱えておるわけです。

全国社会福祉協議会の調査によりますと、寝たきりの期間が15年以上にもなるのに、お医者さんの定期治療を受けていない者が26%、主治医のいない人が1割、リハビリテーションを受けていない人が5割以上にもなる、という結果が出ているわけなんです。

老人が安心して家庭で生きていけるような医療看護体制を整えることが、またそういう環境をつくっていくことが、何にもまして本市において必要だと思うわけです。実態調査はやっておりますけれども、内容を把握していないというところに、これ問題があると思うわけです。民生委員さんに勝手にさしておいて、理事者の方でどういふふうな実態を調査しているかわからんと。これどうですかね、全くわからんわけですか。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 民生委員さんには毎年9月15日の敬老月間を中心にやっていた

だいて、そのデータは当然われわれのもとにいただいております。ただ、その調査の内容が、率直に申しまして、敬老月間に府の方から寝たきり老人に対して、一定の見舞金というんですか、給付金が支給されるわけです。それがいままでのところ中心になったような調査になっておるわけです。

そういう点では、民生委員の総務連絡会というものも過日あったわけですが、そういう調査では老人の施策に十分反映できないのではないかということで、むしろ民生委員さんの中からいろいろ意見があったちいうことを、この6月初めの会議でいろいろお聞きしておるわけです。

そういうことから、本年度は、寝たきり老人とひとり暮らしの老人に対する実態調査を、これはいままで大阪府で統一した様式でやっておったわけですが、これを充実したやつでやりたい、というぐあいに聞いておりますので、われわれとしてもそれに期待しているというのが現状です。

- 13番(並河道雄君) 大阪府の内容に期待するものも大切かと思うんですが、和泉市としての福祉行政というものを、光の当たらない人に、政治の谷間におる人にもう少し温かい行政の光を当てるといふ面においても、本市独自の実態調査というものが必要かと思えます。その辺は今後の課題ですので、深く追求する意図はありませんけれども、いま申し上げましたような意味も踏まえて、お年寄り是非常に困っておりますので検討していただきたいと思えます。

それからホームヘルパーについて一点お聞きしたい。これは前回にもお聞きしたんですが、現在ホームヘルパーは2名いるんですね。

- 市民部次長(中川鉄也君) 医療ヘルパーとしては2名です。
- 13番(並河道雄君) その数が現状、需要供給の関係で足りているのかどうかをお聞きしたいのですが。
- 市民部次長(中川鉄也君) 医療ヘルパーについては、原則として、1カ月に2回程度家庭を訪問するというので、現在2名の医療ヘルパーを入れて、44件のケースを担当しておるわけです。

5月号の「広報いずみ」にも、家庭奉仕員やヘルパーを派遣します、ということを出さしていただいたわけです。われわれとしてもそれらの反響を見てというぐあいに考えておったわけですが、いまのところ反響も、医療ヘルパーの派遣要請もほとんど出てないということです。したがって、これについても、先ほど申しましたように、老人の実態調査の中でそれらを分析した上で今後の方向を考えたい、というぐあいに考えておるわけです。

- 13番(並河道雄君) それから奉仕員の、現在対象範囲をもう少し広げるという意味で、所得制限があるんですね、どういふふうな制限があるのか…。
- 市民部次長(中川鉄也君) 現在のところ、生活保護世帯ということでやっております。

○ 13番(並河道雄君) 生活保護世帯とか、生活が非常に苦しい人を対象にヘルパーを派遣する。それで無料ということですが、対象範囲をもう少し広げるわけにいかんかどうかですね。そういう人たちだけではなく、それ以外でも、ヘルパーを希望されている方がかなりおりますので、その辺の見解を聞かしていただきたいのですが…。

○ 市民部次長(中川鉄也君) 実はこれも厚生省の補助事業として現在やっておるわけです。その補助事業の対象ということの中では「低所得者」という表現になっておるわけです。低所得者等の定義は、本市の場合、現在まで生活保護世帯ということで限定しておったわけですが、現在13ケースというぐあいに記憶しておるわけですが、これも5月号の「市政だより」に、これの派遣も行いますという記事を出しましたけれども、いまのところ、先ほどの医療ヘルパーと同じように、特にこれに対する希望、反応も出ていないわけです。そういうことで、もしあれば、われわれとしてもある程度の弾力的な解釈は考えていきたい、というぐあいに考えております。

○ 13番(並河道雄君) ホームヘルパーについては多くの自治体が配置しておりまして、一般に老人または介護の必要な身障者、老人のいる家庭でも、ホームヘルパーのサービスに対して強いニーズを持っているわけです。

現在、派遣に対しては、所得制限の生活保護世帯だけということなのですが、たとえばわれわれだって、ぶっちゃけた話、いつ寝たきり老人になるかもわからん。そういう不安があるわけです。生活が裕福であるとか、貧困であるとかは関係なしに、そういう悩みが起ってきます。一たんそういう事態になりますと、家族の精神的な負担また肉体的な疲労というものは、想像を絶するものがあるわけなんです。

これは、冒頭にも言いましたように、当人でないとわからんわけです。われわれはともすれば机上の計算とかそういうもので判断しがちですが、一たんその家庭に入りますと、悩みというものは非常に深刻なものがあるわけですので、医療ヘルパーなりホームヘルパーの対象範囲をもう少し何とか、市独自でも結構ですので、広げるように御配慮願いたいと思いますので、その点だけ要望しておきます。

それから寝たきり老人ですけれども、健康に関して無関心というのか、あきらめているというのか、定期検診にしても全国で20%ぐらいしか受けておりません。本市においても恐らくそれと変わらないと思います。

老人の健康管理の面で、定期検診といったものを、強制的といいますと語弊がありますがけれども、何らかの形で福祉の方としてやっていただけないかどうか。その辺の御意見をお聞きしたいのですが、どんなものでしょうか。

○ 市民部次長(中川鉄也君) お医者さんによる定期検診といういろいろな問題も及びますので、

われわれとしては当面、医療ヘルパーを十分活用して、その次の段階でそれらについてもできるものかどうかを含めて検討していきたいと思っておりますので、医療ヘルパーの派遣ということで御了解願いたいと思います。

- 13番(並河道雄君) 医療ヘルパーの問題に関しては、いまずは無理かもわかりませんが、早急に検討していただいて…。実態調査が余りなされてないように思いますので、まず本市としての実態調査をされて、たとえば寝たきり老人の一番長い寝たきりの年数は何年であるとか、平均どれぐらいの年数であるとか、また、恐らくふるにも入っていない人がたくさんおられると思いますので、そういった面も含めて、もう1回洗いざらい検討していただくことをお願いしておきます。

それから巡回浴槽車の設置の件ですけれども、これはむづかしい問題もあろうかと思いますが、そういう面も含めて、ポータブルの浴槽、4万円ぐらいのを購入して、あっせん・貸し出しというのですが、まだ一般にはPRはされてないようですね。

- 市民部次長(中川鉄也君) はい。

- 13番(並河道雄君) この問題ですが、前回八尾市の例を挙げたわけですけれども、国、府の政策にうまく乗っかってやったわけですが、当市としてはいろんな問題点もあろうかと思いますが、これによく似たあれで、介添えの道具みたいなのがありますね。ふるに入るときの介添えの道具、そういうものはあっせんしていただけますか。介添え用具の貸し付けをしている市があるわけなんですけど、内容がどんなものか、ほくもまだ見てないんですが、恐らく寝たきりの人とか、身障者とかそういう人たちの使うものだと思うんですが…。もし御存じなかったら、一回検討してもらえますか。

それと、ショートステイという、寝たきり老人に対する一時預かりの制度がありますね。本市でも行われていると思うんですが、それはどのようになっているんですか。金額とかそういうものを教えていただきたい。

- 市民部次長(中川鉄也君) これについても、5月号の広報に「寝たきり老人の短期保護」ということで出さしていただいております。原則として、7日以内、診断書を添えて前もって福祉課に登録していただく。費用については1日1200円、生活保護世帯は無料でございます。特別養護老人ホームに預かっていただくわけですが、本市でもこういう制度は現在行っております。

- 13番(並河道雄君) 1,200円というのは、食事も全部つけて一切合財これでいけるわけですね。

- 市民部次長(中川鉄也君) そうでございます。

- 13番(並河道雄君) それからシルバー人材センターの設置の件ですけれども、これは昨日

の答弁もそうでしたが、仕事量がないということが一番ネックになっているということなんですが、いろいろ調べてみますと、先ほど答弁がありましたように、大阪でも17市で実施されております。準備中の市もかなりあります。

ただこれは、仕事があるとかないとかの問題でなしに、それ以前の問題ですね。理事者が積極的に取り組むかどうか。ですから、職業相談室のようなものをまず設置する。お年寄りというのは、社会との結びつきを持つことに一番生きがいを感じておられるわけです。具体的にいえば、自分で仕事を持つというところに生きがいがあるわけです。これは、市長のいう「生きがいのある老人対策」にもなると思います。

そういうことで、いろんな市で、また大阪府以外のところでも設置されておりまして、園芸とか、書道、絵画、またちょっとしたふすまの張りかえ、学校の開放している運動場の世話人と、調べてみたらいろんな内容の仕事があるわけです。60%ぐらいそういう就職の希望に応じられている市がかなりあります。

実施しているところは、府のあれを待っているとか、国の意向を待つとかいうんじゃなしに、みんな自力本願でやっているわけです。事務局をつくり、事務員も何名か置いて、職業相談室といますか、いわゆるシルバー人材センターを設置して、老人の希望にこたえているわけです。

昨日の答弁ありましたけれども、腹を決めていただいて、そういう窓口を早急につくっていただく。こういう方向で前進していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

老人問題については以上で終わります、次に空港問題について。

空港の問題は国の問題ですので、われわれがどうのこうのできる問題ではないわけですが、市民としていろんな不安もあるし、知りたいと思っている、その代表として一言聞いておくべきだという考えに立って、五点ほどお聞きしたんですが、答弁いま聞きましたけれども、どうも抽象的で、どれ一つとして答えになっていないと思うんです。申しわけないですがね。

余り深く言っても、わからんのだからわからんと思うんですが、一番腹が立ったのは、五点目の、空港問題特別委員会があるけれども、調査活動をやるについて理事者はもっと積極的にやってほしい、というふうに言うたんですが、逆に、議会の方でもっとやるべきだ、というふうな返答だった。これは逆で、実をいいますと、私は特別委員会に入っておりませんが、赤阪議員も入っておりますし、いろんな議員さんがおりまして、調査活動をやりたいのだけれども、理事者の方がもうひとつ非協力的である。だから、そういうふうな要望も出すべきである、ということをお聞きしたので、そのように言おうかと思ったんですが、それをもうちょっとやわらげて表現をしたら、誤解されて…。これは全く逆なんでね。その辺の見解だけお願いしたいわけです。

それから一点目に言いました、現在独自の調査機関は何もないということですが、府とか国の「三点セット」が具体化され、そういうものが出てきてからというんやなしに、それ以前にもっと市民の声を聞き、また議会の考え、そういうものをただした上で、調査機関をつくって、本市としての態度ですね、建設に賛成なのか反対なのか。極論ですが、それぐらいの腹を決めてかかっていくべきだと思います。

それから公害関係ですが、どうでしょうね、全く影響がないのかどうか。たとえばテレビですね。自分のことで申しわけないですが、うちは上代に住んでおりまして、現大阪空港の問題でも、一回迂回して、ちょっとどこかで回っております。うちの上あたりがそのあれに当たっているわけです。飛行機が飛ぶと、やはりテレビがばあっとこうなるわけですね。

そこで、端的な質問ですが、全く公害に対して大丈夫かどうか。いま聞いている段階ということやなしに、実際問題ないかどうか。大気、騒音、水質、いろいろ公害には種類がありますけれども、市民の一番聞きたいことですね、テレビ大丈夫かと。この辺どうですか。

- 参与（西川喜久君） 私からお答え申し上げたいと思います。

御承知のように、昭和46年に運輸大臣が航空審議会に、関西国際空港の規模及び位置について諮問をいたしまして、49年に泉州沖を候補地とするという答申が出されたわけでございますが、その後、特別委員会を設置していただき、数回開催をさせていただきました。

その間、ただ経過のみを説明してまいったわけでございますが、事ここに至りまして、運輸省が「三点セット」というものを示されたわけでございます。その後、大阪府独自で地域整備構想を出すということになっておりまして、それが出た段階で、また「四点セット」になるわけでございますけれども、それを受けて市独自の考え方を出す中で、特別委員会を再々開いていただきまして、協議もし、御意見も賜りながら、ただいま並河議員さんから、公害なり、市民に対するPR云々の問題が出されましたが、特別委員会を通じまして議会の皆様方にも説明をする中で、今後積極的に取り組んでまいりたい、かように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

- 13番（並河道雄君） 細かいことは、別に委員会がありますので聞く必要はないんですが、最後に、市長が出没されます空港問題懇話会ですね、その内容は市長さんが一番よく知っておられるという答弁でしたので、ちょっと内容だけ教えてもらえませんか。
- 市長（池田忠雄君） 並河議員さんの数点にわたる御質問、いろいろと担当部課長からお答えをさせていただきました。とりわけ空港に伴います諸問題、これからが一つの課題になってまいりますので、理事者も一生懸命取り組まさせていただきますし、議会の特別委員会にもいろいろと御協議をさせていただきます、市の態度を決める中で府との折衝に当たってまいりたい、このように

存じておりますので、今後よろしく御指導、御協力のほどを前段をお願いを申し上げたい、このように存じます。

昨日も辻村議員さんの御質問にお答えいたしました諸点につきましては省かしていただきますが、ただ、府の空港建設問題に伴う懇話会、これも御案内のとおり、前々から明らかにいたしておりますように、地元の泉州8市5町、それからマスコミの代表、労働界代表、学界の代表、各経済団体、いろんな代表を網羅しまして20数名、いわゆる大阪府知事の機関として、空港問題に伴いますいろんな説明を聞き、意見を述べる。こういうことで、2カ月に一度ぐらい定期的に開く中で、運輸省の局長、室長、あるいは大阪府一国、府の機関の代表が参りまして、御案内のとおり、公害アセスメント、環境影響評価、大気汚染、騒音とあらゆる面からいろいろやっております。そうした影響評価に伴うそのときどきのプロセスでございますが、こうしたことを中心として説明があり、われわれなりに意見を申し上げてまいってきておることが、空港問題に対する懇話会でございます。

私が終始一貫そこで申し上げておりますのは、公害といえば幅が広うございますけれども、いわゆる生活障害があるのかないのかということが一つのポイントだと存じております。また、開かれた世界の中の日本、大阪の玄関口として24時間動く空港の必要性、これは論をまたんところだと思います。ただそれが、泉州にとって、産業面、文化面、あらゆる面でのいわゆるかさ上げになるのかどうか。そうしたことが一つのポイントだと思っております。生活障害があるのかないのか、それと泉州の地域整備に幾らかでも役立つのかどうか、この二点がポイントではないかという観点から、いろいろと意見を申し上げてまいっております。

本市としては、海を持たざる市でございますので、海上5キロということで空港ができますのが泉佐野、泉南沖であります。うちは後背地になるわけです。したがって、公害ということで、われわれが関心を持たなきゃならんのは、現状、御指摘のとおり、大阪空港から飛んでおります飛行機の騒音があります。これが新空港でどうなるのか。いわゆる通過公害だけもらってはつまらん。端的に言えば、本市の場合、その二点になるのではないかと。

そうした点からすれば、今まで明らかになってきたところでは、御案内のとおり、関西新国際空港は海上5キロ沖での離発着でございますので、本市の上を飛ばないということは、いままでの運輸省のデータから明らかになっております。

ただ、大阪国際空港の存続問題というのは、御案内のとおり非常に微妙でございますので、65年関西新国際空港が開港するときに、現大阪空港の存否を決めたい、というのが運輸省の方針であろうかと存じます。もしこれが廃止になるといたしましたならば、現状、うちの上を飛んでいる飛行機の騒音はほとんどなくなる。新空港に伴います本市の上の騒音は一切ない、という

は明らかです。

それからもう一点、通過公害だけもらってはならないということ、この辺が公害問題についての和泉市の課題ではなかろうか、このように存じております。

そうした点、十分に整理しながら開発を進めてまいりたい、このように存じておりますので、よろしく願います。

- 13番(並河道雄君) 空港問題はこれくらいで終わりたいと思います。

最後に、公園の問題ですけれども、8,000円の補助があるわけですが、これはちょっと少な過ぎますのでね。うちも公園二つあるんですけれども、子供会が交代で掃除をしております、大変ななかをやっているわけです。暑いときにはジュースも出してやらないかんし、いろんなことがありますので…。遊具の修理なんか知らしてくれたらすぐやるということですが、なかなか連絡してもすぐにはいかんような面もありますんでね。今後、補助の面も踏まえて、管理体制ももう少し厳密にやっていただくということで、公園問題についても以上で終わりたいと思います。

- 議長(貝淵博治君) 以上で、議員各位の御協力によりまして、一般質問は予定よりも早く終了いたしましたことを厚く御礼申し上げます。

なお、過日の議会運営委員会で御了解をいただいております議案審議をお願いしたいと思います。午後からよろしく願います。

ここで、きのうの赤阪議員の一般質問のごみ対策の中で岸田課長の答弁に一部誤りがありました。訂正したい、との申し出がありますので、これを許可いたします。

- 環境整備課長(岸田秀仁君) まことに申しわけございませんが、訂正とおわびを申し上げさせていただきます。

昨日の赤阪議員さんからの御質問のごみ対策についての答弁の中で、高石環境サービス株式会社へ委託している不燃物の選別処理に要する経費について、収集経費も含めた一トン当たりの処理費を5万4,500円とお答えいたしましたのは、2万8,092円の誤りでございました。深くおわび申し上げます。今後はこのようなことのないよう、十分精査した資料でもってお答え申し上げます。今後このようないやう、十分精査した資料でもってお答え申し上げます。何とぞよろしく願います。

- 議長(貝淵博治君) それでは、お昼のため休憩いたします。

(午前11時40分休憩)

(午後1時再開)

- 議長(貝淵博治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事日程はお手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、御了承賜りたいと存じます。

それでは、議案審議に入ります。

日程第2「和泉市立横山第一・第二保育園の建て替え及び設備充実に関する請願」及び日程第3「和気小学校区『留守家庭子供会』の設置に関する請願」を一括議題といたします。

本件につきましては、いずれも厚生文教委員会に付託となっておりますので、審議の経過並びに結果の報告を大谷委員長にお願いいたします。

(厚生文教委員長報告)

- 厚生文教委員長(大谷昌幸君) 昭和55年12月開会の第4回定例会において、当厚生文教委員会に付託されました「和泉市立横山第一・第二保育園の建て替え及び設備充実に関する請願」と「和気小学校区『留守家庭子供会』の設置に関する請願」の審議を去る5月11日に委員会を開催し、慎重審議いたしました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめて御報告申し上げます。

当日は全委員出席のもと、理事者側より市長、助役、教育長並びに関係部課長の出席を求め、審議に入りました。

まず、市民部関係の「和泉市立横山第一・第二保育園の建て替え及び設備充実に関する請願」に対するその後における検討結果について説明を求め、審議に入りました。

これに対し理事者側より、本市には現在、保育園21カ所、民間保育園3カ所で、人口比では府下最高です。しかし昭和31年、和泉市が発足する以前からの保育園も多く、本請願にございます横山第一、第二保育園に限らず、木造建物で建築年数20年以上経過している保育園は9カ所ございまして、建て替えについては、用地確保、建設費用、保母職員の増員等で運営経費の増加の要因となり、現在の財政事情では、早期建てかえは非常に困難な状況であり、国、府の建設補助金以外の特定財源の導入の可能性を探りながら今後、将来に向けて検討してまいりたい、旨の説明がありました。

委員より、請願が出されるまでもなく、年次計画をもつての建てかえが必要であると思うが、その辺をどのように、また、請願の中の部分的補修の要望は、ことしの段階でどのようにされるのか、との質問に対し、老朽保育園の建てかえは、本年度については南池田第一を第一目標とし、また、債務負担行為で北松尾保育園の用地確保に努めてまいりたい。そして、建設経過の中で、残りの老朽保育園については、随時、年次計画を立てていく検討はしております。

また、請願の中に出ている部分的補修については、担当課としまして、年間予算の中で順次必要に応じ検討してまいりたいと存じます、との答弁がありました。

さらに委員より、本請願に出されている設備充実、補修については検討してまいりたいという

ことであるので、それらの経過を見ていく必要がある、との意見があり、本件をお諮りいたしましたところ、継続審議とすることに決しました。

次に、教育委員会関係の「和気小学校区『留守家庭子供会』」の設置に関する請願に対し、現課より請願が出る以前より和気校区内の人口急増による児童の増加、生活形態や環境等の実態調査をし、大阪府教委にデータを提示する中で一定の補助の見通しもつきましたので、昭和56年4月から和気小学校の空き教室を利用して「和気仲よしクラブ」を開設いたしました、という経過の説明がありました。

これに対し、本請願についてはすでに実施されており、当市には、こういう学童保育も次々と実施している点では喜ばしいが、中身の充実という点で、教育委員会は今後の課題として取り組まれるよう要望する、との意見があり、本件を採択することに決しました。

以上が、当厚生文教委員会に付託されました請願二件の審議の経過並びに結果であります。本報告を集約いたしますと、「和泉市立横山第一・第二保育園の建てかえ及び設備充実に関する請願」は継続審議とし、「和気小学校区『留守家庭子供会』」の設置に関する請願」は採択とする、ということに決定いたしました次第であります。何とぞよろしく本報告どおり可決せられんことをお願い申し上げます、私の報告を終わります。

- 議長（貝淵博治君） ただいま委員長より詳細なる報告がありました。委員長報告に対する質疑・御意見はありませんか。
- 9番（直村静二君） いまの委員長報告には賛成でございますが、一言、意見を申し上げたい。というのは、先ほどの委員長報告で一応補助のめどがついたということでございますが、実は、池上小学校その他につきましても、本年度その分をつける、後の分は見切り発車ということも内内承っております。賛成して通過した段階で、後で見切りで補助がつかなかったということのないように、理事者の方で十分かかってもらいたいと思います。そうしないと、後々の留守家庭の請願もあるので、意見を言うて終わります。
- 議長（貝淵博治君） 他にございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
他になしと認めます。
お諮りいたします。本委員長報告どおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、本請願を委員長報告どおり決します。委員の皆さんには、慎重御審議まことに御苦労さんでございました。
なお、継続審議になりました請願を引き続き御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（貝渕博治君） 次に、日程第4より第14まではいずれも例月出納検査結果報告、定期監査（昭和55年度第二次分）結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

なお、報告は多数でありますので、表題のみを朗読させます。

（市会事務局長朗読）

監査報告第10号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和55年12月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年3月25日

監査委員 久光喜多男

同 成田秀益

記

- 1 検査実施日 昭和56年3月24日
- 2 検査の対象 昭和55年12月分の出納状況
- 3 検査の結果

12月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第11号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和56年1月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年3月25日

監査委員 久光喜多男

同 成田秀益

記

- 1 検査実施日 昭和56年3月24日

2 検査の対象 昭和56年1月分の出納状況

3 検査の結果

地方公営企業法第31条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第12号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和56年1月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年3月25日

監査委員 久光喜多男

同 成田秀益

記

1 検査実施日 昭和56年3月24日

2 検査の対象 昭和56年1月分の出納状況

3 検査の結果

地方公営企業法第31条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第13号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和56年1月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年4月17日

監査委員 久光喜多男

同 成田秀益

記

- 1 検査実施日 昭和56年4月17日
- 2 検査の対象 昭和56年1月分の出納状況
- 3 検査の結果

1月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第14号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和56年2月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年4月17日

監査委員 久光喜多男
同 成田秀益

記

- 1 検査実施日 昭和56年4月17日
- 2 検査の対象 昭和56年2月分の出納状況
- 3 検査の結果

2月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第15号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和56年2月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年4月17日

監査委員 久光喜多男
同 成田秀益

記

- 1 検査実施日 昭和56年4月17日
- 2 検査の対象 昭和56年2月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による2月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第16号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和56年2月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年4月17日

監査委員 久光喜多男

同 成田秀益

記

- 1 検査実施日 昭和56年4月17日
- 2 検査の対象 昭和56年2月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による2月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第17条

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和56年3月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年5月25日

監査委員 久 光 喜多男
同 成 田 秀 益

記

- 1 検査実施日 昭和56年5月25日
- 2 検査の対象 昭和56年3月分の出納状況
- 3 検査の結果

3月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第18号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和56年3月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年5月25日

監査委員 久 光 喜多男
同 成 田 秀 益

記

- 1 検査実施日 昭和56年5月25日
- 2 検査の対象 昭和56年3月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による3月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第19号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和56年3月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 56 年 5 月 25 日

監査委員 久 光 喜多男
同 成 田 秀 益

記

- 1 検査実施日 昭和 56 年 5 月 25 日
- 2 検査の対象 昭和 56 年 3 月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第 31 条による 3 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第 20 号

定期監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 3 項の規定に基づく昭和 55 年度定期監査（第 2 次分）を別記要領により執行した。

その結果を同条第 8 項の規定により別冊のとおり報告する。

昭和 56 年 3 月 31 日

監査委員 久 光 喜多男
同 成 田 秀 益

- 議長（貝淵博治君） 本報告について質疑・御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑・御意見ないものと認め、監査報告第 10 号より第 20 号までの報告を終わります。

-
- 議長（貝淵博治君） 次に、日程第 15 「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」を議題に供します。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 24 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和56年6月16日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)

和泉市国民健康保険条例(昭和35年和泉市条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項を第3項とし、第6項を第4項とし、第7項中「第4項から第6項」を「第2項から第4項」に改め、同項を第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

(昭和56年度分の保険料の減額の特例)

6 昭和56年度分の保険料に限り、第21条の規定の適用については、同条中「地方税法第314条の第2項に規定する金額」とあるのは、「23万円」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市国民健康保険条例の規定は、昭和56年4月1日から適用する。

理 由

近年の経済情勢にかんがみ、低所得世帯にかかる保険料の軽減を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第24号参考資料

和泉市国民健康保険条例の一部改正(案)新旧対照表

| 新 | 旧 |
|----------------------|----------------------|
| 附 則 (施行期日) | 附 則 (施行期日) |
| 1 略 | 1 略 |
| (昭和35年度における保険料賦課限度額) | 2 削除 |
| 2 略 | 3 削除 |
| (昭和35年度における保険料賦課期日) | (昭和35年度における保険料賦課限度額) |
| 3 略 | 4 略 |
| (昭和35年度における保険料の納期) | (昭和35年度における保険料賦課期日) |
| 4 略 | 5 略 |
| (附則の施行期日と廃止期日) | (昭和35年度における保険料の納期) |

| | |
|---|---|
| <p>5 この附則の中、<u>2項から4項までの規定</u>は、昭和36年3月31日をもって廃止する。 (昭和56年度分の保険料の減額の特例)</p> | <p>6 略 (附則の施行期日と廃止期日)</p> |
| <p>6 昭和56年度分の保険料に限り、<u>第21条の規定の適用については、同条中「地方税法314条の2第2項に規定する金額」とあるのは「23万円」とする。</u></p> | <p>7 この附則の中、<u>4項から6項までの規定</u>は、昭和36年3月31日をもって廃止する。</p> |

- 議長(貝淵博治君) 提案理由の説明を願います。
- 市民部長(富田宏之君) お許しを得まして、ただいま御上程いただきました議案第24号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

国民健康保険の被保険者に係る保険料の軽減につきましては、和泉市国民健康保険条例第21条の規定に基づき実施しておりますところでございますが、今般、地方税法及び同法施行令の一部が改正され、6割軽減の基準額が22万円から23万円に、4割軽減の基準額が17万円から17万5,000円にそれぞれ引き上げられました。このため本市におきましても、これに伴う所要の改正が必要となったものでございます。

なお、今回の改正は、地方税法にも規定いたしておりますところの昭和56年度の特例的措置でございますので附則にて規定し、これにあわせ従来附則の整理を図ったものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。附則中、第2項及び第3項を削り、第4項を第2項に、第5項を第3項に、第6項を第4項に、第7項を第5項にそれぞれ改め、第6項を次のように定めるものでございます。昭和56年度分の保険料に限り、条例第21条の規定の適用については、「地方税法第314条の2第2項に規定する金額」とあるのを「23万円」といたし、低所得者に係る保険料のより一層の負担軽減を図るものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市国民健康保険条例の規定は、昭和56年4月1日より適用いたすものでございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びにその内容についての説明を終わります。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜わりますようお願い申し上げます。

- 議長(貝淵博治君) 本件について質疑・御意見ありませんか。
- 9番(直村静二君) 聞いておってわからないのですが、一つは、22万円から23万円に1万円上がったのは政令減免の6割、17万円から17万5,000円に上がったのは政令減免の4割ということですね。そうすると、17万の方が4割で少なく、23万の方は6割と多いと感ずるが、その辺をきちっと説明してもらいたい。

もう一つ、56年度ということは、結果的には、去年の市民税ですか、去年に確定した所得の計算でいくんですか、おとし分ですか、そういうものをきちんとしてもらわないかんでその説明。

これ以外にお困りの方に対する減免の規定は和泉市にはないんですね。だから、前の分から計算して、この線から上回ってる人は減免できない。しかし、実情に応じて何とかします、という答弁を得て自由裁量でやってきてますが、その辺の減免はどの範囲までいくのか。特別な事項をつけ加えるのかどうか。単純に地方税法の改正ということですが、その三点、お答えを願います。

- 議長(貝淵博治君) 理事者答弁。
- 保険年金課長(谷上 徹君) お答え申し上げます。

第一点の22万円から23万円に引き上げました6割軽減、それと、17万円から17万5,000円に引き上げた4割軽減の件でございますが、これにつきましては条例第21条で規定いたしておりまして、地方税法314条の2第1項の規定する金額以下の世帯につきましては6割の軽減をする。もう一点、1人の家族は17万5,000円、2人の家族は23万円プラス17万5,000円の40万5,000円、3人家族は58万円ということで、これ以下の世帯は4割の軽減を行っていくというものでございます。

今回の条例の金額につきましては、22万円から23万円に改定する6割軽減のものでございまして、17万から17万5,000円に引き上げる4割軽減の世帯につきましては、地方税法の施行令で改正されております。本市の場合、条例についてもその条文をつくって、地方税法施行令第56条の18第1項に定める金額というふうに規定しておりますので、今回の条例改正の事項ではないわけです。23万円の引き上げを特例的に定めたものでございます。

次に、軽減の基準所得でございますが、ことし2月15日から3月15日まで申告していただいた昭和55年中の所得によって算定するものでございます。

次に、減免でございますが、これにつきましては、従来から実施してきておりますとおり、特に減免の対象になる事情がございます世帯につきましては、市の方で調査し、減免を行っている次第でございますので、よろしく願い申し上げます。

- 9番(直村静二君) いずれ細かいケース・バイ・ケースの問題が入ってくると思いますが、自由裁量の点がよくわからない、市長。事情によって減免するという一定の基準があるはずですが、それはつくってるんですか。
- 保険年金課長(谷上 徹君) 内規はつくってございますが、条例でも、災害その他によって生活が著しく困難になって保険料の負担に耐えられないという方については減免するという規定はございます。その細部につきましては私ども、内規をつくってございまして、その基準に合わ

して減免を行っているのが現状でございます。

- 議長（貝淵博治君） 他に質疑・御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第24号を原案どおり可決いたします。

-
- 議長（貝淵博治君） 次に、日程第16「和泉市税条例の一部を改正する条例制定について」を議題に供します。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第25号

和泉市税条例の一部を改正する条例制定について

和泉市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和56年6月16日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市税条例の一部を改正する条例（案）

和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条の3中「100分の14.5」を「100分の14.7」に改める。

第55条第1項第2号中「100分の3」を「100分の4」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、昭和56年7月1日から施行する。ただし、第14条の3の改正規定は、昭和56年8月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の和泉市税条例（以下「新条例」という。）第14条の3の規定は、昭和56年8月1日以後に終了する事業年度分の法人の市民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市民税に係る法人の市民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額

に係る法人の市民税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市民税については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、昭和56年8月1日以後に終了する事業年度に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第321条の8第1項から第3項まで及び第5項の申告書(法人税法第71条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法第321条の8第1項から第3項まで及び第5項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書で、法第321条の13第2項の規定の適用を受ける法人が提出するもの以外のものに限る。)の提出期限が同日前である場合には、その法人の当該申告書に係る市民税の法人税割として納付した、又は納付すべきであった市民税の法人税割については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第3条 新条例第55条第1項第2号の規定は、昭和56年7月1日以後にされる土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、同日前にされた土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお、従前の例による。

理由

地方税法の一部が改正されたことに伴ない、本市においても所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第25号参考資料

和泉市税条例の一部改正(案)新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| (法人税割の税率) 第14条の3 法人税割の税率は、 <u>100分の14.7</u> とする。 | (法人税割の税率) 第14条の3 法人税割の税率は、 <u>100分の14.5</u> とする。 |
| (特別土地保有税の税額) 第55条 特別土地保有税の税額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 法第599条第1項第2号又は第3号の | (特別土地保有税の税額) 第55条 特別土地保有税の税額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 法第599条第1項第2号又は第3号の |

| | |
|--|--|
| <p>特別土地保有税 それぞれ、同条第2項第2号又は第3号の課税標準額に前条の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同項第2号又は第3号の土地の取得に対して大阪府が課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格に <u>100分の4</u> を乗じて得た額の合計額を控除した額</p> | <p>特別土地保有税 それぞれ、同条第2項第2号又は第3号の課税標準額に前条の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同項第2号又は第3号の土地の取得に対して大阪府が課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格に <u>100分の3</u> を乗じて得た額の合計額を控除した額</p> |
|--|--|

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました議案第25号「和泉市税条例の一部を改正する条例の制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が、去る3月31日公布されました。これに伴いまして本市の市税条例の規定につきまして所要の改正を行い、昭和56年度の賦課から適用することと相なる次第でございます。別途御報告申し上げます専決事項につきましては、施行の日が昭和56年4月1日でございますので、今後において施行をいたすべく、本議案と分けて御審議を煩わすものでございますので、よろしく御願申し上げます。

このたびの改正の要旨といたしましては、まず、法人市民税の法人税割の税率の引き上げでございますが、市税条例第14条の3中、100分の14.5を100分の14.7に改めるにつきましては、法人税割の税率を現行100分の14.5を0.2%引き上げる100分の14.7と改正するものでございます。

次に、特別土地保有税関係条項の改正でございますが、特別土地保有税のうち、土地の取得に対して課する保有税につきましては、その税額算定の過程において、不動産取得税相当額を控除することになっております。このたびの地方税法改正により、不動産取得税の税率が100分の3から100分の4に改められましたので、市税条例におきましても、関係条項の規定の改正を行うものでございます。

次に、附則第1条でございますが、この条例の施行期日につきましては、特別土地保有税に関する部分は、昭和56年7月1日から施行し、法人市民税に関する部分は昭和56年8月1日から施行するものでございます。

附則第2条第1項及び第2項につきましては、改正後の法人市民税に関する部分は、昭和56年8月1日以後に終了する事業年度の法人税割から適用し、同日前の解散又は合併等による清算

所得に係る法人税割あるいは申告書の提出期限が施行日以前の法人の法人税割につきましては、なお従前の例によることといたしてございます。

第3条では、改正後の特別土地保有税に関する部分は、昭和56年7月1日以後に取得する土地に対して適用し、同日前に取得した土地につきましては、なお従前の例によることといたしております。

以上が、市税条例の一部を改正する条例案の提案の理由並びに概要でございます。何とぞよろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 本件につきまして質疑・御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑・御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第25号を原案どおり可決いたします。

○
○ 議長（貝淵博治君） 日程第17「和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙する委員の数を定める条例の一部を改正する条例制定について」を議題に供します。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第26号

和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において

選挙する委員の数を定める条例の一部を改正する条例制定について

和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙する委員の数を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和56年6月16日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において

選挙する委員の数を定める条例の一部を改正する条例制定について（案）

和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙する委員の数を定める条例（昭和35年和泉市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条の表の第1選挙区の項選挙区の区域の欄中「観音寺町」を「観音寺町、弥生町一丁目～三丁目」に、「黒鳥町」を「黒鳥町、山荘町」に改め、同表の第2選挙区の項選挙区の区域の欄中「青葉台」を「青葉台、光明合一丁目～三丁目」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以後において最初に執行される、和泉市農業委員会の選挙から施行する。

理 由

弥生町一丁目ないし三丁目等、町の新設に伴い、農業委員会の選挙における選挙区の区域に新町を追加する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第26号参考資料

和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙する委員の数を定める条例の一部改正（案）新旧対照表

| 新 | | | 旧 | | |
|--|--|-----|--|--|-----|
| 第2条 和泉市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区において選挙する委員の数を次のとおりとする。 | | | 第2条 和泉市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区において選挙する委員の数を次のとおりとする。 | | |
| 選挙区 | 選挙区の区域 | 委員数 | 選挙区 | 選挙区の区域 | 委員数 |
| 第1選挙区 | 府中町、同一丁目～八丁目、肥子町一丁目、同二丁目、井ノ口町、和気町、繁和町、小田町、芦部町、一条院町、桑原町、阪本町、 <u>観音寺町、弥生町一丁目～三丁目</u> 、寺門町、今福町、 <u>伯本町、同一丁目～六丁目</u> 、 <u>黒鳥町、山荘町</u> 、池上町、同一丁目、幸町、旭町、山手町、上代町、上町、舞町、太町、尾井町、王子町、葛の葉町、富秋町、小野町、鶴山合一丁目～四丁目 | 8名 | 第1選挙区 | 府中町、同一丁目～八丁目、肥子町一丁目、同二丁目、井ノ口町、和気町、繁和町、小田町、芦部町、一条院町、桑原町、阪本町、 <u>観音寺町、寺門町、今福町、伯太町、同一丁目～六丁目</u> 、 <u>黒鳥町、池上町</u> 、同一丁目、幸町、旭町、山手町、上代町、上町、舞町、太町、尾井町、王子町、葛の葉町、富秋町、小野町、鶴山合一丁目～四丁目 | 8名 |

| 新 | | | 旧 | | |
|---------|--|----|---------|---|----|
| 第 2 選挙区 | 池田下町、東阪本町、室堂町、伏屋町、三林町、納花町、国分町、黒石町、平井町、浦田町、鍛冶屋町、万町、和田町、青葉台、光明台一丁目～三丁目 | 6名 | 第 2 選挙区 | 池田下町、東阪本町、室堂町、伏屋町、三林町、納花町、国分町、黒石町、平井町、浦田町、鍛冶屋町、万町、和田町、青葉台 | 6名 |
| 第 3 選挙区 | 内田町、唐国町、箕形町、寺田町、春木川町、若樫町、久井町、春木町、松尾寺町、緑ヶ丘 | 4名 | 第 3 選挙区 | 内田町、唐国町、箕形町、寺田町、春木川町、若樫町、久井町、春木町、松尾寺町、緑ヶ丘 | 4名 |
| 第 4 選挙区 | 仏並町、福瀬町、善正町、南面利町、北田中町、下宮町、小野田町、岡町、九鬼町、坪井町、槇尾山町、父鬼町、大野町 | 6名 | 第 4 選挙区 | 仏並町、福瀬町、善正町、南面利町、北田中町、下宮町、小野田町、岡町、九鬼町、坪井町、槇尾山町、父鬼町、大野町 | 6名 |

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 産業衛生部長（広岡史郎君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第26号「和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙する委員の数を定める条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本条例は、農業委員会等に関する法律に基づき、本市の全区域を4選挙区に区分し、全町名を掲げて別表に規定しているものでございますが、この別表、すなわち選挙区の区域を定めた表中、第一選挙区の欄に、弥生町一丁目～三丁目及び山荘町を加え、また、第二選挙区の区域の欄に、光明台一丁目～三丁目を追加しようとするものでございます。

次に、附則でございますが、この改正条例は、公布の日以後に最初に行われる農業委員会の選挙から施行するをいたしてございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいませ、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑・御意見ありませんか。
- 10番（天堀 博君） いまの説明を聞きまして、新しく町名変更とか新しく町ができたことによつてつけ加える、こういうことですね。そこで、参考のためにお聞きしたいんですが、新しく挿入される弥生町一丁目から三丁目、それから山荘町、それから青葉台、光明台一丁目から三

丁目のそれぞれについて、いわゆる農業委員会で農家とされてるのは何戸あるのか、そのお答えを願いたい。

- 12番（横田憲治郎君） 議長、関連ですが、一緒に答えてくれたら結構です。

第一選挙区から第四選挙区の区域ですが、それぞれの農家の戸数あるいは農地の面積等々によってこの選挙区が大体均等化されてるのかどうか。もし、そうでないとするならば、この選挙区の改正等について検討の余地はないのか、それも天堀議員さんの質問と一緒に御答弁願いたいと思います。

- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

- 農業委員会事務局長（信田種行君） ただいま天堀議員さんの御質問ですが、光明台と弥生町、青葉台と言われましたが、青葉台には農家は1戸もございません。山荘町につきましては2戸ございますが、もともと黒鳥町に属しておりまして、今且の改正につきましては、選挙区の区分の変更には一切かわりなく、ただ町名を加えていただくということでございます。

横田議員さんの御質問でございますが、第1から第4まで選挙区がございまして、選挙区を割った基準というものは、一応、1選挙区で農業者数が600名以上、面積が500ヘクタール以上となってございまして、その中から第1選挙区は登録者数が男女合わせて2,184、第2選挙区1,848、第3選挙区1,378、第4が2,039でございまして、それを割って第1選挙区で8名、第2選挙区6名、第3選挙区4名、第4選挙区が6名と、農業委員会等に関する法律で照らし合わせて定数を出してございます。

ただいま申し上げましたように、農業者数が600名を欠け、面積を割るとかなった場合は定数を変えないかんとということでございますが、現在は全部満たしておりますので、選挙区の定数等については、今回、変更ございません。

以上でございます。

- 議長（貝淵博治君） 他に質疑・御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第26号を原案どおり可決決定いたします。

- 議長（貝淵博治君） 日程第18「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 27 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 56 年 6 月 16 日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)

和泉市消防団員等公務災害補償条例(昭和 41 年 和泉市 条例第 18 号)の一部を次のように改める。

第 5 条第 2 項第 2 号中「5,200 円」を「5,400 円」に、「8,900 円」を「9,300 円」に改め、同条第 3 項中「333 円」を「367 円」に、「100 円」を「117 円」に、「217 円」を「250 円」に改める。

第 18 条中「16 万 5 千円」を「18 万 5 千円」に改める。

第 19 条の次に次の 1 条を加える。

(年金たる損害補償の額の端数処理)

第 19 条の 2 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる損害補償」という。)の額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。

第 20 条第 1 項中「傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる損害補償」という。)」を「年金たる損害補償」に改める。

第 23 条の次に次の 1 条を加える。

第 23 条の 2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる損害補償の過誤払が行われた場合において、当該過誤による返還金に係る債権(以下この条において「返還金債権」という。)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき次に掲げる損害補償があるときは、市は、当該損害補償の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

(1) 年金たる損害補償を受ける権利を有する者の死亡に係る遺族補償年金、遺族補償一時金又は葬祭補償

(2) 過誤払による返還金債権に係る遺族補償年金と同順位で支給されるべき遺族補償年金別表第 1 中「7,670」を「8,000」に、「8,280」を「8,650」に、「8,900」を「9,300」に、

「6,440」を「6,700」に、「7,050」を「7,350」に、「5,200」を「5,400」に、「5,820」を「6,050」に改める。

別表第3第2級の項中第4号を第6号とし第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの。
- 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条の次に1条を加える改正規定、第20条第1項の改正規定及び第23条の次に1条を加える改正規定は、昭和56年9月1日から施行する。
- 2 改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び第3項、第18条並びに別表第1の規定は、昭和56年4月1日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 新条例第19条の2の規定は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金のうち、昭和56年9月1日以後の期間に係る分について適用し、同日前の期間に係る分については、なお従前の例による。
- 4 新条例第23条の2の規定は、昭和56年9月1日以後に発生した過誤払による返還金に係る債権について適用し、同日前に発生した過誤払による返還金に係る債権については、なお従前の例による。
- 5 新条例別表第3（障害補償年金に係る部分に限る。）の規定は、障害補償年金のうち、昭和56年2月1日以後の期間に係る分について適用し、同日前の期間に係る分については、なお従前の例による。
- 6 昭和56年4月1日（新条例別表第3第2級の項第3号又は第4号に係る障害補償年金にあつては、昭和56年2月1日。以下「適用日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

理 由

非常勤消防団員等に対する損害賠償の充実を図るため、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（昭和56年政令第102号）が公布施行され、補償基礎額の引上げが行われたことに伴い、本市においても所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 27 号 参考資料

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正（案）新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(補償基礎額)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合にあっては、<u>5,400</u>円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは<u>9,800</u>円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号の一に該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶</p> | <p>(補償基礎額)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合にあっては、<u>5,200</u>円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは<u>8,900</u>円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号の一に該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する者については367円を第2号から第5号までの一に該当する者のうち、2人までについてはそれぞれ117円（非常勤消防団員等に第1号に掲げる者がいない場合にあっては、そのうち1人については250円）、その他の者については1人につき33円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) } 略 (5)</p> | <p>養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する者については333円を第2号から第5号までの一に該当する者のうち、2人までについてはそれぞれ100円（非常勤消防団員等に第1号に掲げる者がいない場合にあっては、そのうち1人については217円）、その他の者については1人につき33円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) } 略 (5)</p> |
| <p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことに より、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行 う者に対して、18万5千円に補償基礎額の30倍に相当する金額を 加えた金額を支給する。</p> <p>(年金たる損害補償の額の端数処理)</p> <p>第19条の2 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下 「年金たる損害補償」という。)の額に50円未満の端数があるとき は、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、こ</p> | <p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことに より、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行 う者に対して、16万5千円に補償基礎額の30倍に相当する金額を 加えた金額を支給する。</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>を100円に切り上げる。</p> <p>(年金たる損害補償の支給期間等)</p> <p>第20条 年金たる損害補償の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わる。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(年金たる損害補償等の支給額の調整)</p> <p>第23条 略</p> <p>第23条の2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日以降の月の翌月以後の分として当該年金たる損害補償の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権(以下この条において「返還金債権」という。)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき次に掲げる損害補償があるときは、市は、当該損害補償の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することをできる。</p> <p>(1) 年金たる損害補償を受ける権利を有する者の死亡に係る遺族補償年金、遺族補償一時金又は葬祭補償。</p> <p>(2) 過誤払による返還金債権に係る遺族補償年金と同順位で支給されるべき遺族補償年金。</p> | <p>(年金たる損害補償の支給期間等)</p> <p>第20条 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる損害補償」という。)の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わる。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(年金たる損害補償等の支給額の調整)</p> <p>第23条 略</p> |

新

別表第1 補償基礎額表（第5条関係）

| 階 | 級 | 勤務年数 | |
|-----------|---|--------|----------------|
| | | 10年未満 | 10年以上 20年未満 |
| 団長及び副団長 | | 8,000円 | 8,650円 |
| 分団長及び副分団長 | | 6,700 | 7,350 |
| 部長、班長及び団員 | | 5,400 | 6,050 |

備考 略

別表第3 障害補償表（第9条、第11条、第18条の2関係）

| 等級 | 倍数 | 身体障害 |
|---------|-----|--|
| （第1級 略） | | |
| 第2級 | 277 | 1 1眼が失明し、他の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、 随時介護を要するもの 4 胸部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢を腕関節以上で失ったもの 6 両下肢を足関節以上で失ったもの |

旧

別表第1 補償基礎額表（第5条関係）

| 階 | 級 | 勤務年数 | |
|-----------|---|--------|----------------|
| | | 10年未満 | 10年以上 20年未満 |
| 団長及び副団長 | | 7,670円 | 8,280円 |
| 分団長及び副分団長 | | 6,440 | 7,050 |
| 部長、班長及び団員 | | 5,200 | 5,820 |

備考 略

別表第3 障害補償表（第9条、第11条、第18条の2関係）

| 等級 | 倍数 | 身体障害 |
|---------|-----|--|
| （第1級 略） | | |
| 第2級 | 277 | 1 1眼が失明し、他の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 両上肢を腕関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (第3級～第14級 略) </div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (第8級～第14級 略) </div> |

○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。

○ 消防長（松村吉堯君） お許しを得まして、ただいま御上程いただきました議案第27号「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」提案の理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償額の基準を定める政令の一部を現在の経済情勢にかんがみ充実にすべく、本年4月3日、政令第102号で改正公布、施行されたのに伴いまして、本市においても所要の改正を行う必要が生じたので、御提案申し上げた次第でございます。

続きまして、改正の内容について御説明申し上げます。

条例第5条第2項第2号は、一般の方々の消防作業従事者、救急業務協力者に対する補償基礎額を定めたものでございますが、基礎額日額5,200円を5,400円に引き上げ、最高額8,900円を9,300円に改めるものでございます。

同条第3項は、扶養者加算額を定めたもので、配偶者に対する日額333円を367円に、その他扶養家族に対する加算日額100円を117円に、配偶者のない第1子に対する加算日額217円を250円にそれぞれ引き上げるものでございます。

第18条は、葬祭補償額を定めたものですが、従来の16万5,000円を18万5,000円に12%の改定を行うものでございます。

さらに、第19条に1項を加えまして、年金たる損害補償の支給事務の簡素化を図るため、端数処理の規定を新たに加えたものでございます。

次に、第20条第1項は、字句の改正でございます。

続きまして、第23条に1項を加えまして第23条の2といたしまして、年金たる損害補償の支給額の調整の規定を加えさせていただきました。

続きまして、別表第1は、消防団員の損害補償の基礎額を定めたものでございますが、勤続年数及び階級によりまして、最低5,200円から最高8,900円までを、それぞれ200円から400円を引き上げるものでございます。

さらに、別表第3は、障害等の等級を定めたものでございますが、神経系統の機能障害並びに胸腹部機能障害を第2級として規定させていただきました。

以上が、今回の改正内容でございます。

なお、附則といたしまして、本改正条例は、公布の日から施行いたしたいと存じます。ただし、改正後の第5条第2項及び第3項、第18条並びに別表第1の規定は、昭和56年4月1日より適用し、第19条の次に第1項を加える規定、第20条第1項の改正規定並びに第23条の次に

1条を加える改正規定は、昭和56年9月1日から、別表第3第2級の項に加えられました規定は、昭和56年2月1日からそれぞれ適用いたしたく存じます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わります。

なお、68頁以降に新旧対照表を掲げてございますので、御参考の上慎重御審議賜り、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 質疑・御意見を承ります。
- 16番（赤阪和見君） ちょっと1点だけ。文章的なものですが、確認しておきたい。

68頁の真中ごろに、階級別とか勤務年数別とかではなく、「その者の通常得ている収入の月額に比して公正を欠くと認められるときは9,300円」と理解すれば、71ページの別表では、部長、班長及び団員では6,700円、これが日常の収入より低いという場合、9,300円に上げることができるといふことは違うんですか。その点をこの際教えていただきたい。

- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 消防長（松村吉堯君） ただいまの御質問の趣旨でございますが、第5条第2項の問題と5条の第1表の問題と思います。お尋ねの問題につきましては、消防作業従事者並びに救急作業の協力者、もとより消防団員以外のお手伝いをいただいた方に対する損害補償の規定でございまして、消防団員の分につきましては、第5条第1表で別個に勤続年数並びに階級によってそれぞれの金額を定めさせていただいております。したがって、消防団員の分と一般のお手伝いいただいた方の分ということで御理解いただきたいと思っております。

- 議長（貝淵博治君） 他に質疑・御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第27号は原案どおり可決いたしました。

○

- 議長（貝淵博治君） 日程第19「昭和56年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第28号

昭和56年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について

昭和56年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例を次のように制定する。

昭和56年6月16日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

昭和56年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、昭和56年6月に支給する期末手当の額の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(特例)

第2条 昭和56年6月に支給する期末手当に限り、和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)第25条の規定の適用については、同条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の147」とし、「割合を乗じて得た額」とあるのは、「割合を乗じて得た額に30,000円を加えて得た額」とする。

2 昭和56年6月に支給する期末手当に限り、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和泉市条例第20号)第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の190」とあるのは「100分の197」とし、「割合を乗じて得た額」とあるのは、「割合を乗じて得た額に30,000円を加えて得た額」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和56年6月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給した期末手当は、これらの条例及びこの条例の規定による給与の内払とみなす。

理 由

最近の労働経済情勢その他諸事情にかんがみ、本年6月に支給する期末手当の額を特例的に増額する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第28号参考資料

昭和56年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例(案)による特例措置後の規定と本来の規定との対照表

1 和泉市職員の給与に関する条例

| 特 例 措 置 | 本 来 |
|---|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第 2 5 条〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在) において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の50、6月に支給する場合においては<u>100分の147</u>、12月に支給する場合においては100分の190を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に<u>30,000円を加えて得た額とする。</u></p> <p>〔表 略〕</p> <p>3 〔略〕</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第 2 5 条〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在) において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の50、6月に支給する場合においては<u>100分の140</u>、12月に支給する場合においては100分の190を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>〔表 略〕</p> <p>3 〔略〕</p> |

2 和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例

| 特 例 措 置 | 本 来 |
|--|--|
| <p>第 5 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満限、退職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)においてその者が受けるべき報酬の月額に、基準日が3月1日である場合については100分の50、6月1日である場合については<u>100分の197</u>、12月1日である場合については100分の250を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の</p> | <p>第 5 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満限、退職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)においてその者が受けるべき報酬の月額に、基準日が3月1日である場合については100分の50、6月1日である場合については<u>100分の190</u>、12月1日である場合については100分の250を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の</p> |

| 特 例 措 置 | 本 来 |
|--|---------------------------------------|
| 表に定める割合を乗じて得た額に30,000円を加えて得た額とする。〔後段 略〕 〔表 略〕 | 表に定める割合を乗じて得た額とする。 〔後段 略〕 〔表 略〕 |

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 参与（西川喜久君） それではただいま御上程いただきました議案第28号「昭和56年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について」、提案の理由並びに内容の説明を申し上げます。

最近の労働経済情勢及び府下各市の状況等の諸事情によりまして、本年6月に支給する期末手当に限り特例的に増額しようとするものでございます。

その内容でございますが、和泉市職員の給与に関する条例第25条を適用するに当たり所定の読み替えを行い、一般職員に対する期末手当の支給額を同条例第2項中「100分の140」とあるを「100分の147」とし、かつ一律30,000円を上積みしようとするものでございます。

また、同条例第2項は、本年6月の期末手当に限り、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項に「100分の190」とあるを「100分の197」とし、かつ一律30,000円を上積みしようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由及び内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 質疑・御意見を承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑・御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第28号を原案どおり可決いたしました。

-
- 議長（貝淵博治君） 日程第20「市道の路線認定について」（信太78号線外3線）を議題に供します。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第29号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

昭和56年6月16日提出

和泉市長 池田忠雄

| 路線名 | 延長(m) | 幅員(m) | 起 点 | 終 点 | 重要な経過地 |
|--------|--------|-----------|---------------|---------------|-------------------------------|
| 信太78号線 | 250.20 | 4.00~4.50 | 王子町1062の4番地先 | 王子町1062の30番地先 | 王子町1062の7番地先 王子町1062の40番地先 |
| 信太79号線 | 51.90 | 4.50 | 王子町1062の8番地先 | 王子町1062の11番地先 | |
| 信太80号線 | 47.40 | 4.50 | 王子町1062の16番地先 | 王子町1062の19番地先 | |
| 信太81号線 | 61.20 | 4.50 | 王子町1062の25番地先 | 王子町1062の29番地先 | |

議案第29号及び議案第30号参考資料

道路法（昭和27年法律第180号）抜粋

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

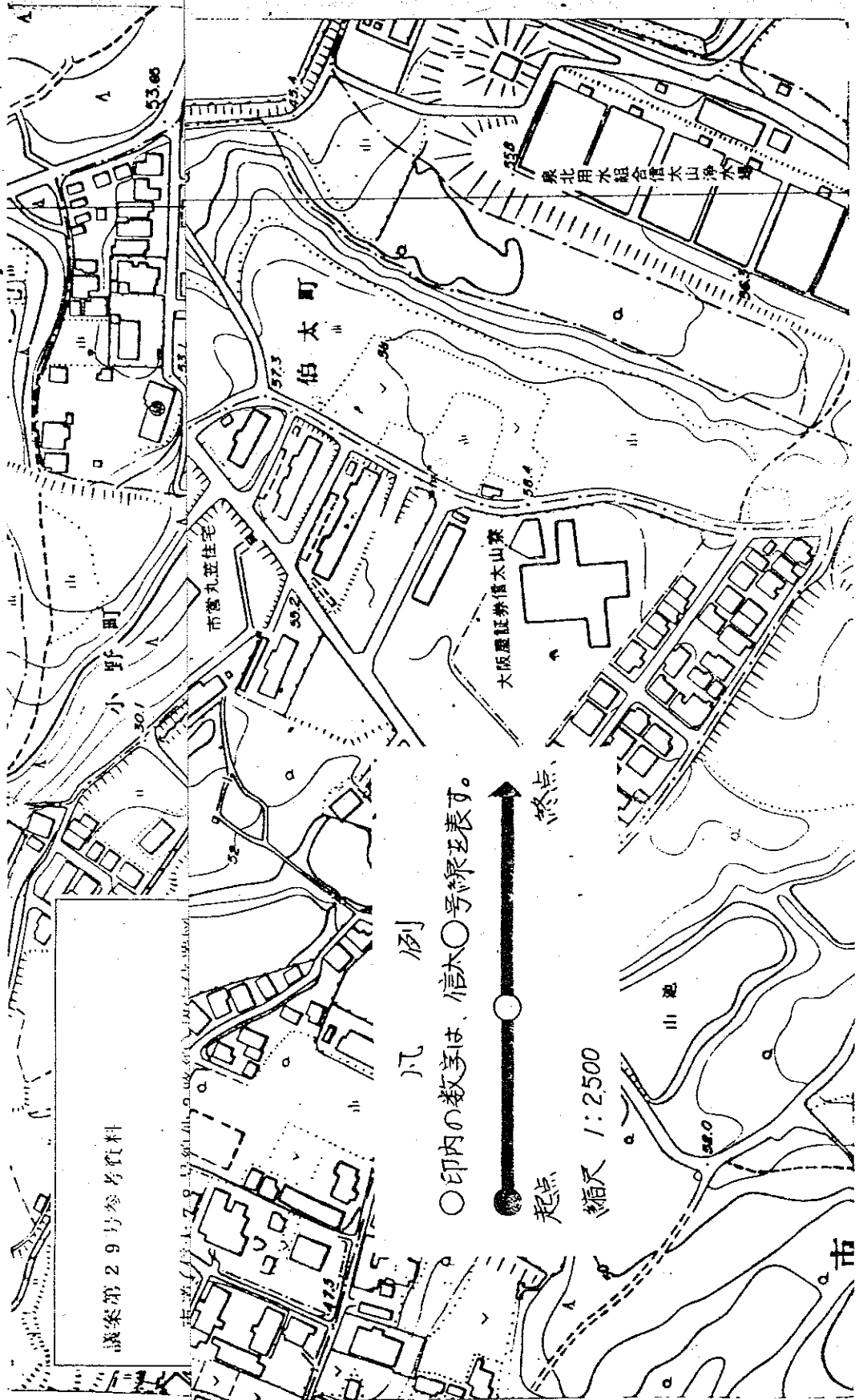
3～5 略

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

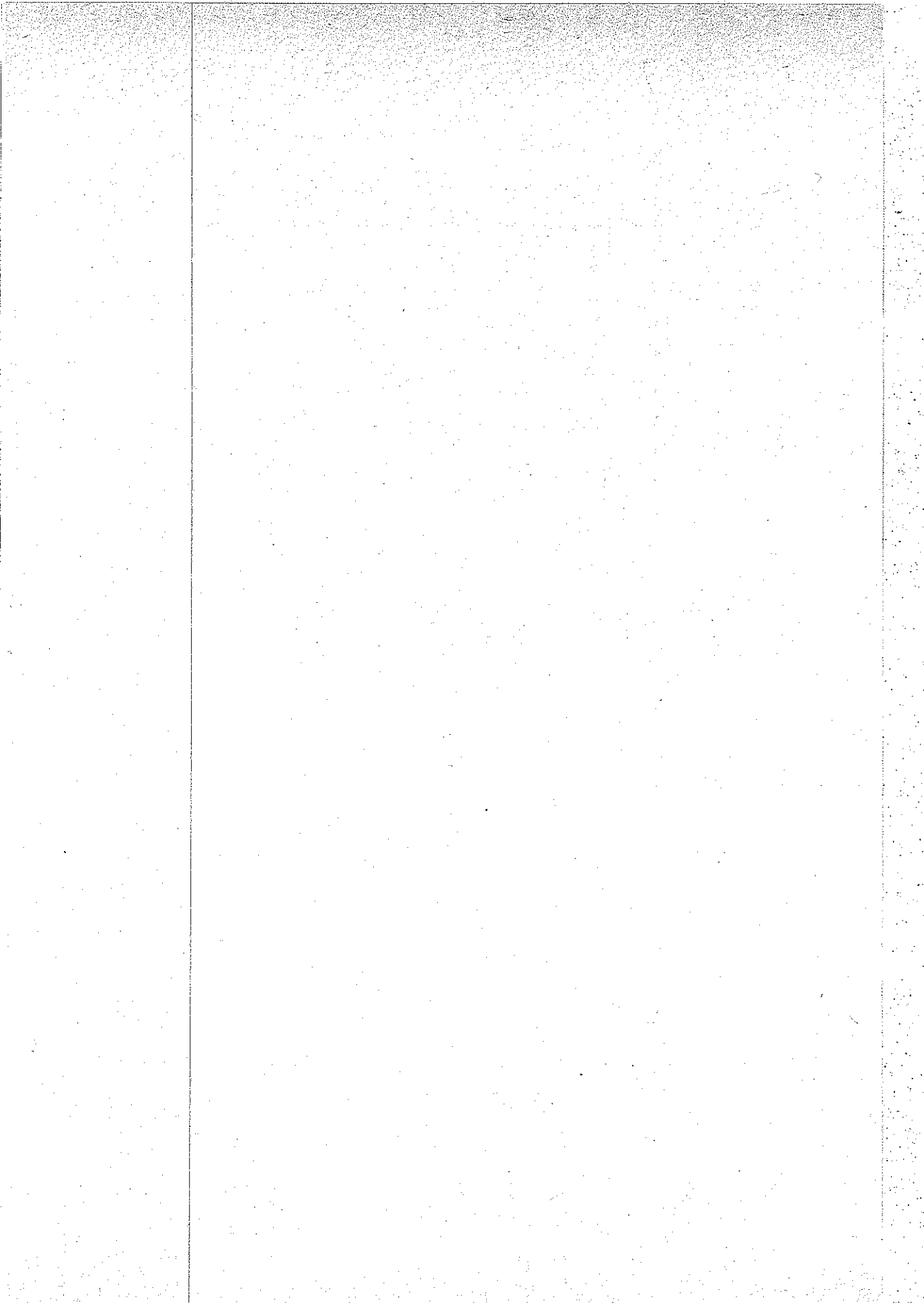
2 略

3 前2項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手續は、路線の認定の手續に準じて行わなければならない。



○印内の数字は、信太○号線を表す。

凡例



○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 建設部長（逢野一郎君） それでは、お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第29号「市道の路線認定について」、提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本路線は、共立不動産が昭和45年に旧住宅地造成法により開発された団地内道路で、住民との協議が整いましたので、道路の認定をお願いしようとするものでございます。

次に内容でございますが、旧山手中学校前より市営住宅丸笠団地に至る市道立溝線を各基点とした開発区域内をループし、同市道に戻る総延長410.70メートルの道路でございます。各路線の延長、幅員は、信太78号線は延長250.20メートル、幅員4メートル～4.50メートル、信太79号線は延長51.90メートル、幅員4.50メートル、信太80号線は延長47.40メートル、幅4.50メートル、信太81号線は延長61.20メートル、幅員4.50メートルでございます。

以上、簡単でございますが、内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 質疑・御意見を承ります。赤阪君。

○ 16番（赤阪和見君） 市道認定については別に異議はないんですが、特に付属するとか、街路灯、水銀灯について、これは以前の議会でも聞いたことがあるんですが、この路線に関してはないんですか。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 建設総務課長（坂田平一君） お答えいたします。

ございません。

○ 16番（赤阪和見君） この際、後の分もあるのであわせてお聞きしますが、いままでの建て売りとか大きいデベロッパーの開発の中で、市道に移管されたところで、水銀灯がたくさん建ってる道路と一緒に帰属されるものかどうか。また、その管理はどうやっていくのか、過去に幾つぐらいあったか、あわせて聞いておきたいと思います。

○ 建設部次長（吉田日出男君） お答えいたします。

件数についてはただいま資料がございませんので、お許しいただきたいと思います。

開発に伴う市で引き取った分については、同時に引き継ぎを行っております。それらの管理につきましては、建設部の方で行っております。

なお、新設の個所で今後、また要望がございましたらおこたえ申し上げたい、かよう考えます。

○ 16番（赤阪和見君） 青葉台の道路の管理はどこがやっていますか、大きい中の道路で水銀灯がついてるが、どこが管理し、電気代等もどうしてるのか。それだけ聞いておきたい。

○ 建設部次長（吉田日出男君） お答え申し上げます。

さきの議会で認定していただきました分ですので、市の方で全部管理しております。

- 議長（貝淵博治君）他に質疑・御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 御異議ないものと認め、議案第29号を原案どおり可決いたします。

- 議長（貝淵博治君）次に、日程第21、「市道の路線の廃止及び認定について」（信太74号線及び鶴山台44号線外4線）を議題に供します。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第30号

市道の路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条の規定により、次のとおり市道の路線を廃止し、及び認定する。

昭和56年6月16日提出

和泉市長 池田忠雄

1 廃止する路線

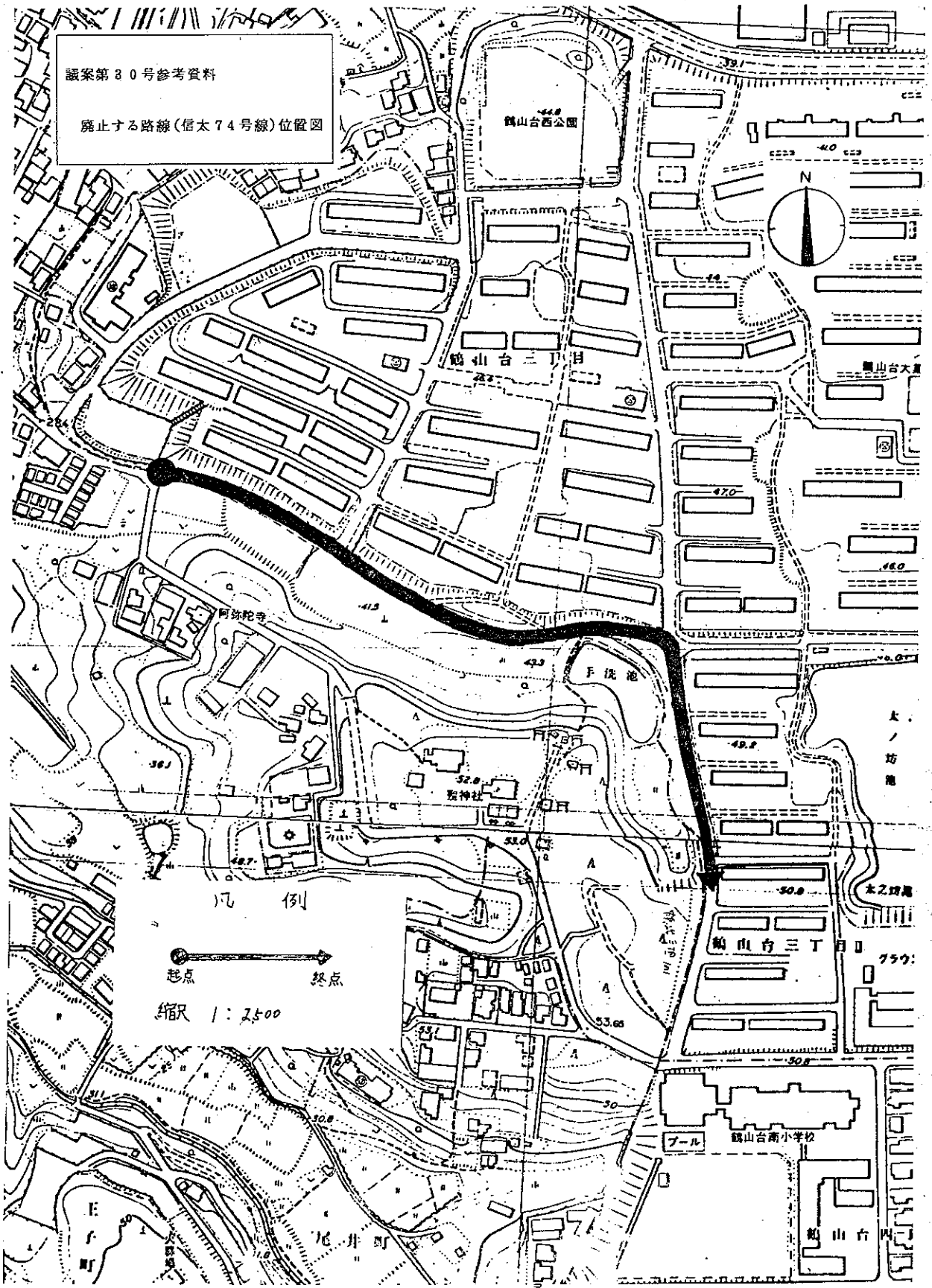
| 路線名 | 延長(m) | 幅員(m) | 起 点 | 終 点 | 重要な経過地 |
|--------|--------|-------|-----------|--------------|--------|
| 信太74号線 | 465.00 | 2.70 | 王子町910番地先 | 鶴山台3丁目1の1番地先 | |

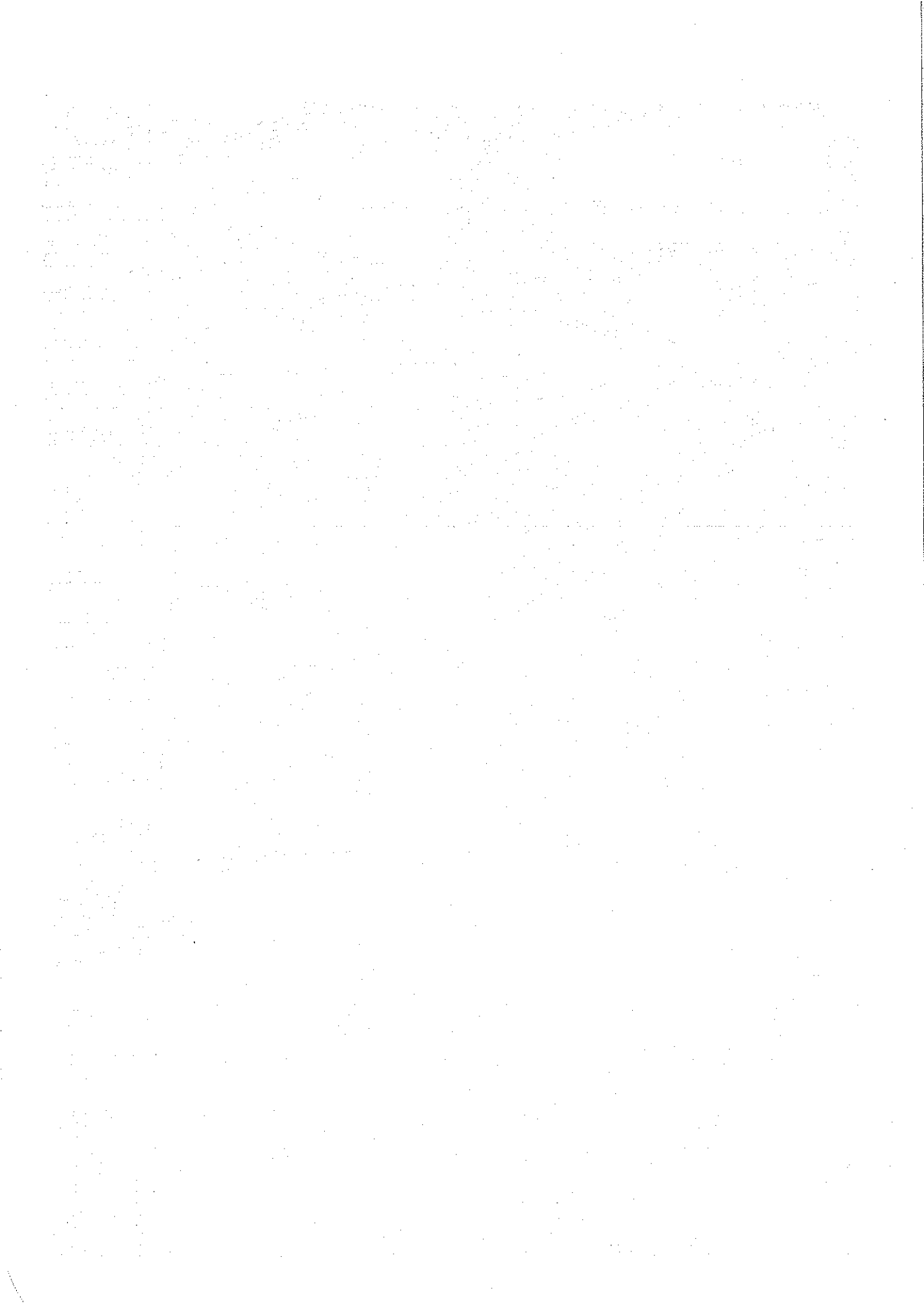
2 認定する路線

| 路線名 | 延長(m) | 幅員(m) | 起 点 | 終 点 | 重要な経過地 |
|---------|--------|-------|---------------|------------|--------|
| 鶴山台44号線 | 604.00 | 6.00 | 王子町910番地先 | 鶴山台4丁目1番地先 | |
| 鶴山台45号線 | 86.90 | 4.00 | 王子町918の1番地先 | 王子町232番地先 | |
| 鶴山台46号線 | 290.00 | 7.00 | 鶴山台3丁目17番地先 | 太町579の3番地先 | |
| 鶴山台47号線 | 229.80 | 6.00 | 王子町913の1番地先 | 太町579の3番地先 | |
| 鶴山台48号線 | 106.80 | 4.00 | 鶴山台3丁目1の10番地先 | 鶴山台3丁目4番地先 | |

議案第 80 号 参考資料

廃止する路線(信太 74 号線)位置図

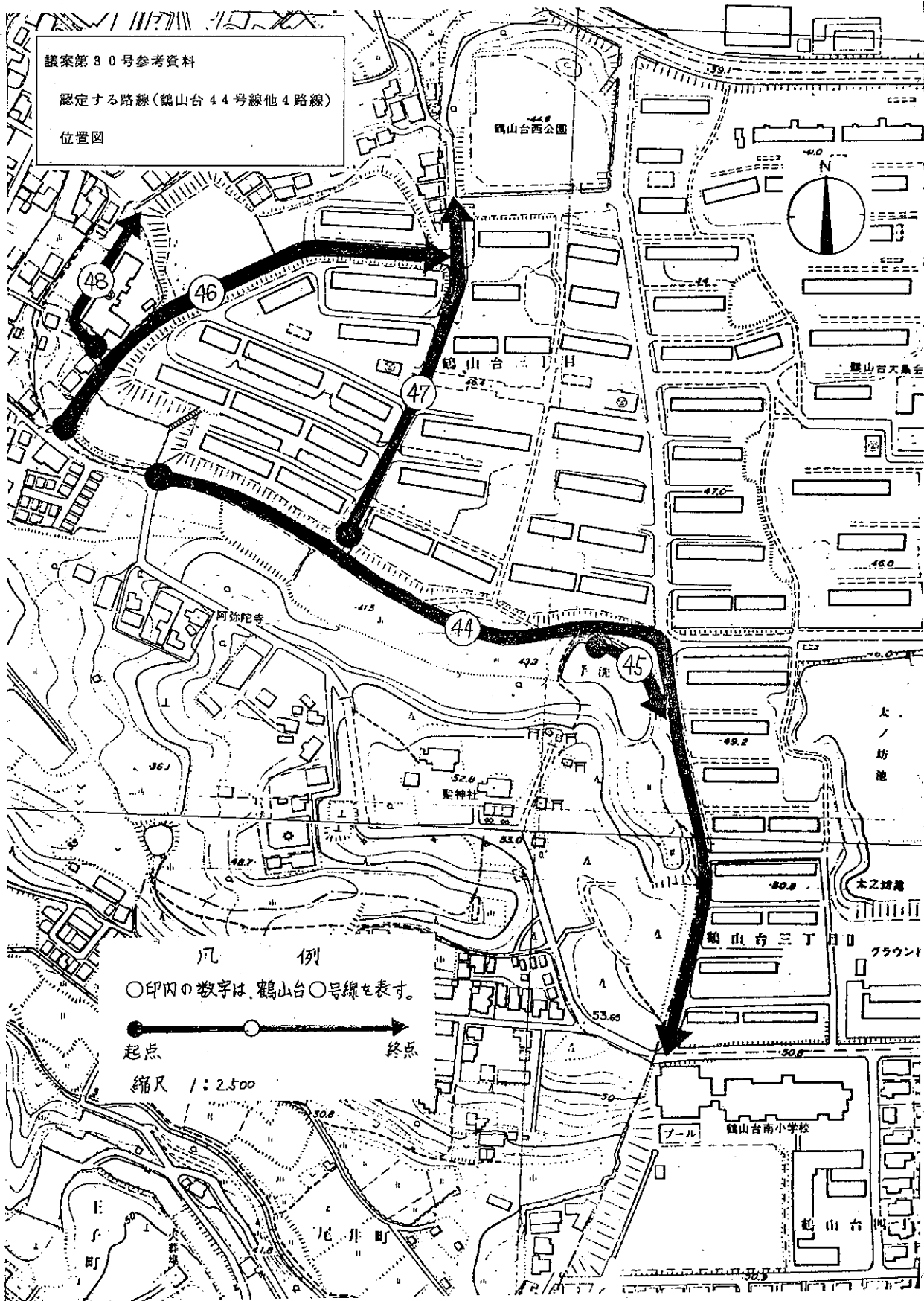




議案第 30 号 参考資料

認定する路線(鶴山台 44 号線他 4 路線)

位置図



凡 例
○印内の数字は、鶴山台○号線を表す。
●——○————→ 終点
起点
縮尺 1:2,500

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 建設部長（逢野一郎君） それでは、お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第30号「市道の路線の廃止及び認定について」、提案の理由並びに内容について御説明を申し上げます。

本路線は、日本住宅公団が旧住宅地造成法に関する法律に基づき、団地内の住民の交通の利便に供するため施行したもので、今回、日本住宅公団との協議が整いましたので、道路認定をお願いしようとするものでございます。

まず、信太74号線の市道の廃止についてですが、今回の日本住宅公団の事業内ですので、廃止するものでございます。

次に、内容の御説明を申し上げます。位置ですが、本路線は聖神社東寄り北側、総延長1,317.5メートルの道路です。路線別に御説明申し上げますと、鶴山台44号線は延長604メートル、幅員6メートル、起点は王子町910番地先、聖神社東寄り北側、終点は鶴山台4丁目1番地先、鶴山台南小学校体育館の横までです。

鶴山台45号線は延長86.9メートル、幅員4メートル、起点は王子町918の1番地から、終点は王子町232番地先まで。

鶴山台46号線は延長290メートル、幅員7メートル、起点は鶴山台3丁目17番地先、信太16号線聖神社参道下から終点は太町579の3番地先、鶴山台西公園の付近までです。

鶴山台47号線は延長229.80メートル、幅員6メートル、起点は王子町913の1番地先から終点は太町579の3番地先で、鶴山台西公園まで。

鶴山台48号線は延長106.80メートル、幅員4メートル、起点は鶴山台3丁目1の10番地先、終点は鶴山台3丁目4番地先で、鶴山台第二保育園の西側の道路でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑・御意見ありませんか。
- 12番（横田憲治郎君） 前にも意見を言うたことがあるんですが、認定道路の問題についての基本的に考えを改めてほしい。市道認定して管理する立場から言えば、何十何号線でよろしいでしょうが、基本的に市民の生活に根づき、親しまれ、愛着というか親しみを感ずる、覚えやすい名前をどこからどこまでとね、太町鶴山台線とか、歴史的に道路の名称はそういうことできてるわけです。最近、とみに何号線、何十号線とか、いちゃもんつけるんじゃないが、国道とか府道では45号とか48号とかありますが、この道はここが始まりでここが終点や、という方が市民の道だということで大事やないかと思うんです。ここからここまで2足か3足のところを何号

線、何十号線とかのお役所の仕事丸出しの名前のつけ方、線の引き方です。府や国からお達しがあるのか。そうでないならば、やはりそういう方向を今後検討してもらわんとね。廃止して認定するんやから、ちょっとええ名前考えてくれたんかな、と思うてたが、やはり番号で書いてある。意見を申し上げておきます。もし、答弁しとかんといかんというならしくて結構です。答弁がなかったら今後、考えてもらえるもんだと思います。

- 議長（貝淵博治君） 建設部長。
- 建設部長（逢野一郎君） ただいまの御指摘につきましては、本年度、一応道路台帳の整備等も考えておりますので、そういうふうなことも勘案いたしまして、上級官庁とも協議してやりたいと思います。
- 12番（横田憲治郎君） 上級官庁と相談する必要はないと思います。国道が42号線とか、26号線とかあるが、総延長が相当ある。そんな道路と違って市道ですので、番号を打たないかんという指示がきてるんかしらんが、ひとつ考えてもらいたい。名前みたいなもん形式や、という人もあるかもしれませんが、私は大事やと思う。特に道路の名称だけにとどまらず、情感もないし人情もない。背番号的な、形式的な傾向に走りがちだと思いますので、意見を言うて終わります。
- 議長（貝淵博治君） 他に質疑・御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

-
-
- 議長（貝淵博治君） 次に、日程第22「町区域の変更について」を議題に供します。
議案を朗読させます。
（市会事務局長朗読）

議案第31号

町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、昭和56年8月1日から本市内の町の区域を次のとおりとする。

昭和56年6月16日提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 和気町、今福町、寺門町、観音寺町、小田町の区域を別図の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- 2 1において除いた区域のうち別図の斜線で示す①～④までの区域を今福町に、⑤～⑯の区域を和気町に編入する。

議案第31号参考資料

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2、3 略

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（逢野一郎君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第31号「町の区域の変更について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

寺門第2団地、今福団地は、大阪府住宅供給公社が施行中の住宅開発事業であり、事業計画面積は、約13ヘクタールでございます。ところが、各団地内には、小田、寺門、今福、観音寺、和気町の飛び地が散在している状態でございます。そのためこれらの町区域を放置したまま事業が完成いたしますと、住民の日常生活並びに関係行政機関等による各種行政事務に多大の支障が生ずることが明らかでございます。

本案のとおり、寺門第2団地については、和気今福団地については今福町とするものであり、和気町今福団地については今福町とするものでございます。

なお、今回の町区域の変更の対象となる面積は約7ヘクタールで、各町別に申し上げますと、今福町に編入される和気町の面積は12筆、約1.09ヘクタール、小田町1筆で約0.06ヘクタールでございます。和気町に編入される寺門町面積は51筆、約4.92ヘクタール、観音寺町4筆で約0.71ヘクタール、今福町8筆で約0.21ヘクタールでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 質疑・御意見を承ります。

○ 16番(赤阪和見君) まことに結構だと思います。しかし、こういう大きい開発があって初めて整理をされる。いま部長が言われたように、住民行政の関係で多大な支障が起こるからやるんだということです。であるならば、和泉市の存在する、全部と申しませんが、この際、そういう飛び地で悩んでいる人の窓口をつくって相談できる場所ですね。何月何日をもって和泉市全体をいらいというのはおかしいが、町から町にまたがってるというよりも、1つの町の間にはさんで飛び地になってるところがたくさんあります。

1つの支障は車の車庫証明です。これをもらうときは、絶対に通りません。自分の住所も、その飛び地の正規の住民票に変えなければならぬ。そこで、また免許証から何から何まで変えないかん。もし、変えたとすると、今度は税金の納付書とかいろんなものがその住所へ来るので届かないということが方々で起こってます。その点で行政で窓口を設けてはっきり整理していく、希望のあるところからね。これを機会にその点のお考えがあるかどうか、聞かせていただきたい。

○ 議長(貝淵博治君) 答弁。

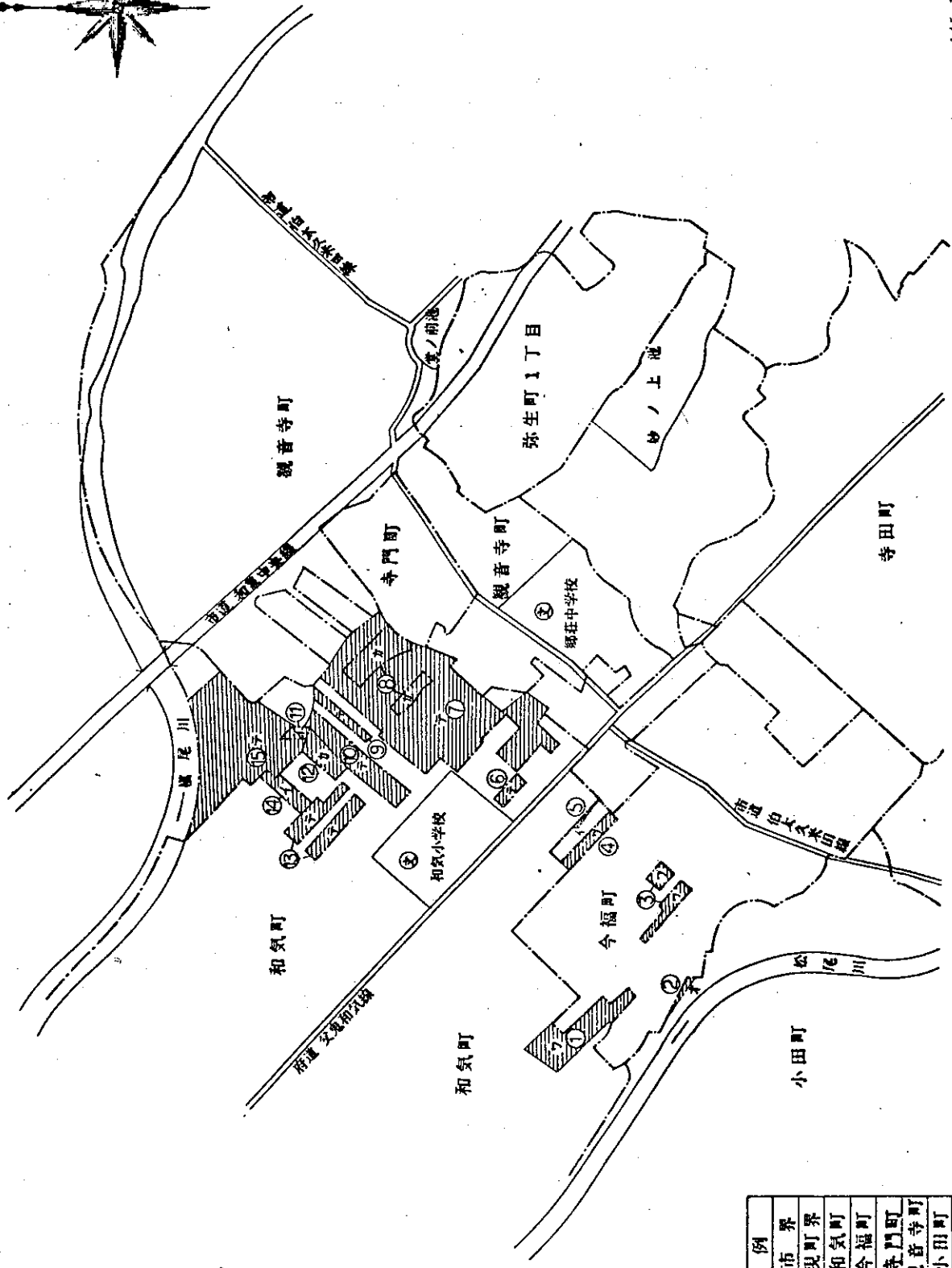
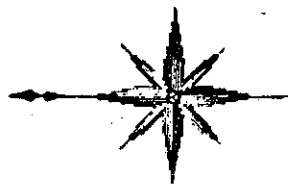
○ 計画課長(山崎琢磨君) ただいま御指摘のとおり、和泉市は相当飛び地がございまして、以前より府中、桑原付近も含め順次、整理してきたところでございますが、本件につきましてこの周辺、特に寺門、観音寺につきまして相当飛び地がございまして、あわせて変更するよう協議をやってきたところでございますが、いろんな特に水利権の問題等がございまして、本件につきましても、周辺の整理ができなかったのが現状でございます。

なお、その他の飛び地も相当ございまして、順次整備していくよう努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 16番(赤阪和見君) 意見だけ。結局、希望があっても手つかずである。こういう大きい開発事業があって、初めて腰を上げなしようがないとなってやる、そういう感覚の行政をわれわれは不満に感じます。そういう点で、窓口をつくって希望、相談に乗れる場所をまず行政としてつくっていただきたい。建築でも建築総務でも結構ですから、担当のエキスパートを置いていただきたい。市民が非常に生活に支障を来しています。税金の配布はもらってない。納税組合へ行っても、うちの町にはおらないから返ってくる。知らん間に督促状だけくる。行政の怠慢と言っても過言ではないと思う。そういうきっちりした窓口をつくっていただくよう要望だけしておきます。

○ 議長(貝淵博治君) 直村君。

○ 9番(直村静二君) 通常、こういう町名変更案が出ると、われわれ、事前に何の相談も受けてないときは賛成して認めるしかない。それはいいとして、問題は、もし後で聞かれて、あれは知らなんだ、では困ります。また、ここへ出てくる案件の地元合意の点、地元で周知徹底して、



別 図

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| 凡 例 | 市 界 | 現町界 | 和気町 | 今福町 | 寺門町 | 観音寺町 | 小田町 |
| | — | — | ▽ | イ | テ | カ | 才 |

その辺の体制はできてるのか。その2つがきちんとしてれば、われわれがとやかく言うことはない。そして合意の点でも町会クラスなのか、各班長なのか、実際に飛び地のいろんな代表者を選んで合意したことは各町会に徹底したのか、そういう参考文書なるものをここに添付してほしい。今後もこういうケースが出てくると思うので、住民合意の点はきちんとしてほしい。よく知らない人もおります。先ほど出た車庫証明、税金の問題もあります。周知徹底の費用でもあげてできるようにしてあげたらどうかと思う。それをやっていただきたい。こういう案件は民主的合意が必要ですからね。

あえて私が言ってるのは、私が議員になる前、伯太町と府中町の境界の点でクレームをつけられた。議員が賛成したのに住民が知らなかったの。町会費、だんじりの寄付とかの問題、ここは府中やと思ってたら伯太や、ともめた。そして、議員はだれや、となった。幸い、まだ私は議員になってなかったが、そういう住民の合意をきちんと周知徹底をしてほしい。でないと、そんな場合困ります。できれば参考資料として添付してほしい。池の場合でも出てくるでしょう。完全に各町会の合意を得たというやつを添付してほしい。その点のお答えをください。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 建設部長（逢野一郎君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。

まず、第一点の地元合意でございますが、この件につきましては、関係町会長さんに寄っていただき合意を得ております。

二点目のPRでございますが、たまたま、今回の地番変更につきましては、団地内が大半でございます。現在、企業局が買収した土地がほとんどでございます。ただ、すいせん保育園だけが今回の対象外になっておりますので、その辺は周知徹底させていただきました。

○ 9番（直村静二君） 合意の点ですが、何月何日合意したという文書を参考資料として出すかどうかです。

○ 建設部長（逢野一郎君） その件につきましては今後、十分御趣旨に沿うようにいたします、かように思います。

○ 議長（貝淵博治君） 他に。

○ 11番（成田秀益君） 図面には出てないようですが、気づかないと思いますが、町会だけで寄ってると伺いましたが、実は、妙ノ池、堂ノ前池の水利権の問題です。先ほどの御答弁の中にちょっと出てましたが、市はこれを財産区なんて言ってますが、旧地元の農家の方々の所有権の問題がからんでくるので、池自体を3つに分ける、4つに分けるというときにごたごたが起る。そんなとき、旧農家に対する割合なども変わってくる。この妙ノ池なんか変わってないと思いますが、これらは一応、外しておいていただくか、その池の農家の代表者なりに相談してやってい

ただきたい、こう思います。前にも大きくもめたことがございますので、その点よろしく願い
いたします。

- 議長（貝淵博治君）他に質疑・御意見ないものと認め、これを終結いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御意見ないものと認めます。よって、議案第31号を原案どおり可決決定いたします。

-
- 議長（貝淵博治君）次に、日程第23「工事請負契約締結について」（市立芦部小学校増改築工事）を議題といたします。議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第32号

工事請負契約締結について

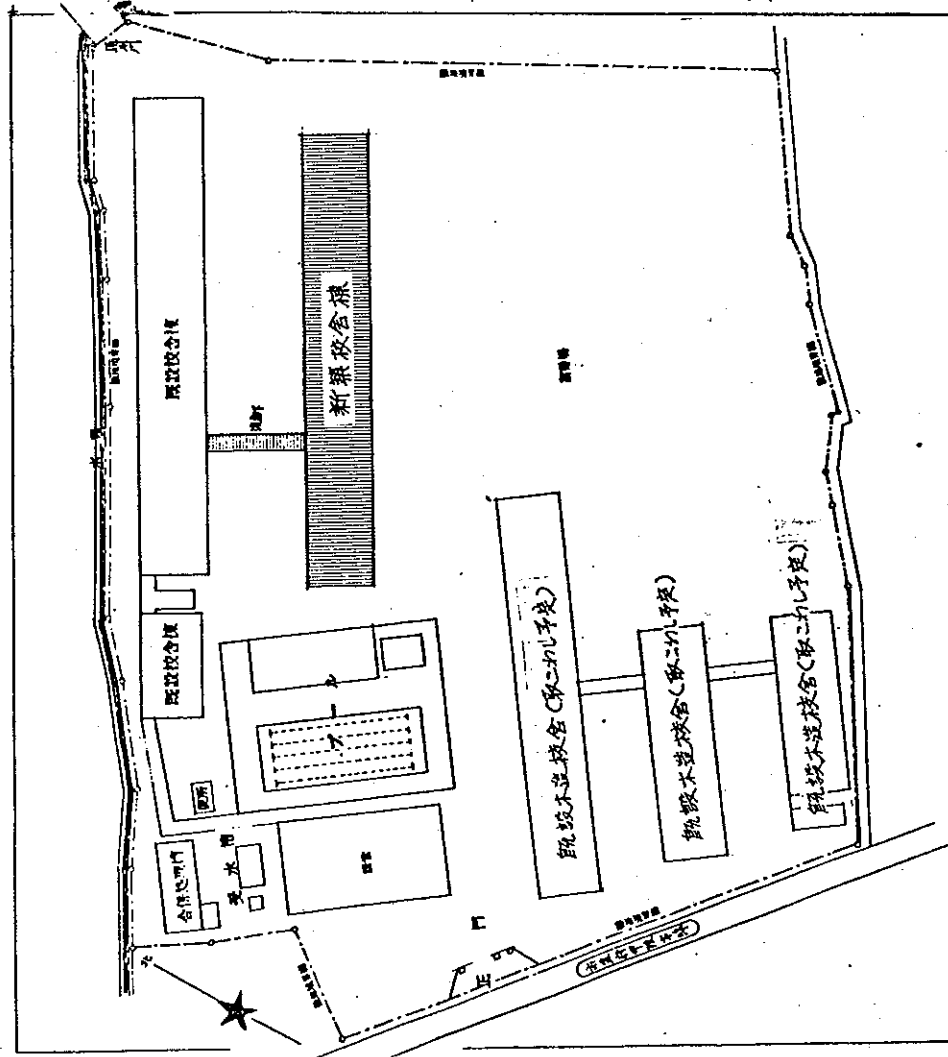
市立芦部小学校増改築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和56年6月16日提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 契約の目的 市立芦部小学校増改築工事
- 2 契約者 和泉市長 池田忠雄
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 142,300,000円
- 5 契約の相手方 和泉市阪本町246番地
森本建設株式会社
代表取締役 森本 薫
- 6 工 期 昭和 年 月 日（議決の日）
至 昭和56年12月20日
- 7 契約保証金 7,115,000円
- 8 保 証 人 和泉市箕形町437番地の4
小野林建設株式会社
代表取締役 小野林 徳一

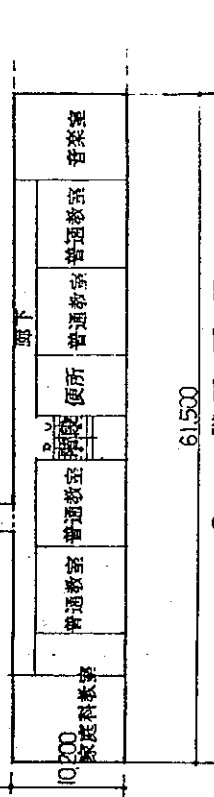
市立戸部小学校増改築工事配置図及U平面図



配置図

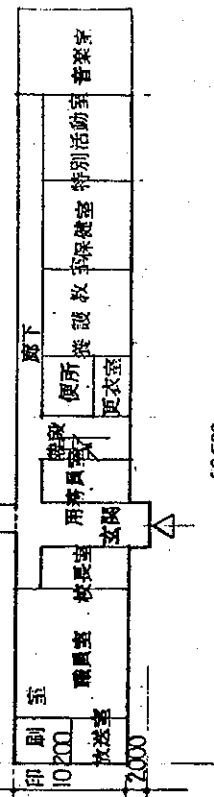
12500

15000 既廊下



2500

15000 既廊下



69500

1 階平面図

議案第32号参考資料

市立芦部小学校増改築工事概要

- 1 工事場所 和泉市芦部町224番地の3
- 2 敷地面積 15,194㎡
- 3 工事種別 増改築
- 4 構造及び規模 校舎棟 鉄筋コンクリート造2階建 建築床面積720㎡
延床面積1,361㎡
普通教室4、校長室、職員室、用務員室、玄関、養護教室、保健室、特別活動室、音楽室2、家庭科教室、印刷室、放送室、更衣室、便所他
渡廊下棟 鉄筋コンクリート造2階建 建築床面積37.5㎡
延床面積75㎡

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 建設部長（逢野一郎君） それでは、お許しを得まして、ただいま御上程いただきました議案第32号「工事請負契約締結について」の提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

かねてから懸案の芦部小学校の老朽化した校舎の補助金の認定があり、事業実施しようとするものでございます。工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。その内容は、契約金額1億4,230万円で、森本建設株式会社代表取締役森本薫と契約しようとするものでございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和56年12月20日までとし、工事場所は和泉市芦部町224番地の3、敷地面積1万5,194平米でございます。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積1,361平米、普通教室4、校長室、職員室等でございます。

なお、工事概要につきましては参考資料のとおりでございますので、よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定くださいますよう、お願いいたします。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑・御意見ありませんか。
- 19番（大谷昌幸君） 横山小学校、南松尾小学校、北池田小学校と順次木造校舎を改築され、ここに懸案の広大な木造面積を持っております芦部小学校の鉄筋化に御努力されてることは多としますが、和泉市発足以前の事情を知ってるものとしたしまして、むしろ遅きに失するのではなからうかという気持を持ってらるわけでございます。

ここで伺いたいのは、敷地面積が1万5,000余平米でございますが、現在の小学校敷地は、ほとんど2万平米を超えてる中で、今度、増改築される規模は2階建となっておりますが、これをむしろ3階建にして、少しでも運動場を広く取っていただけるものではなからうかと懸念を持つものでございます。

そしてさらに、参考資料の配置図及び平面図を見ると、講堂というのが残っておりますが、この小学校は、いまだかつて体育館がございません。現在、講堂としか言えないのは、たしか南松尾小学校とこの芦部小学校、北松尾小学校及び伯太小学校の和泉市発足以前の昔からある小学校ではなからうかと思うわけです。この改築というか、いわゆる体育館の新設は今後、どのようにお考えか、お尋ね申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 教育次長（杉本弘文君） お答えいたします。

いま議員さん御指摘のように、木造のいわゆる講堂という名のつく学校が、小学校で4校でございます。以前から本会議で御指摘をいただいているところでございます。

講堂としての用地の関係のある学校もでございます。非常に校地の狭い関係で、用地取得で対応していかなければならない学校もございまして、年次計画で対応して建てかえていきたいと考えております。

- 19番（大谷昌幸君） なぜ2階建になってるのかという御答弁をお願いいたします。
- 議長（貝淵博治君） 請負契約を締結してしもうて3階建にせよと言ってもしょうがない。3階建の計画はあるのかどうかですな。
- 建設部長（逢野一郎君） 申しわけございません。将来、3階建の計画は持っております。
- 19番（大谷昌幸君） わかりました。
- 議長（貝淵博治君） 他に質疑・御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（貝淵博治君） 次に、日程第24「工事請負契約締結について」（市立光明台中学校体育館新築工事）を議題に供します。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 33 号

工事請負契約締結について

市立光明台中学校体育館新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年和泉市条例第 14 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和 56 年 6 月 16 日提出

和泉市長 池田 忠雄

- 1 契約の目的 市立光明台中学校体育館新築工事
- 2 契約者 和泉市長 池田 忠雄
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 106,000,000 円
- 5 契約の相手方 和泉市大野町 580 番地
株式会社 寄田組
代表取締役 寄田 年文
- 6 工期 自 昭和 年 月 日（議決の日）
至 昭和 56 年 11 月 10 日
- 7 契約保証金 免除
- 8 保証人 和泉市和気町 279 番地
河仲建設
河仲 政春

議案第 33 号参考資料

市立光明台中学校体育館新築工事概要

- 1 工事場所 和泉市光明台 1 丁目 28 番 1 号
- 2 敷地面積 27,001 m^2
- 3 工事種別 新築
- 4 構造及び規模 鉄骨造 2 階建 建築床面積 985 m^2 延床面積 1,011 m^2
体育室、舞台、玄関、職員室、放送室、器具庫、便所

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（逢野一郎君） それでは、お許しを得まして、議案第 33 号「工事請負契約締結に

ついて」、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

かねてから懸案の光明台中学校体育館新築に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

その内容は、契約金額1億600万円で、契約の相手方は、和泉市大野町580番地、株式会社寄田組代表取締役寄田年文と契約しようとするものでございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和56年11月10日までといたしたく、工事場所につきましては和泉市光明台1丁目28番1号、敷地面積2万7,001平米、構造及び規模は、鉄骨造2階建、延床面積1,011平米でございます。

なお、工事概要につきましては、参考資料のとおりでございますので、よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

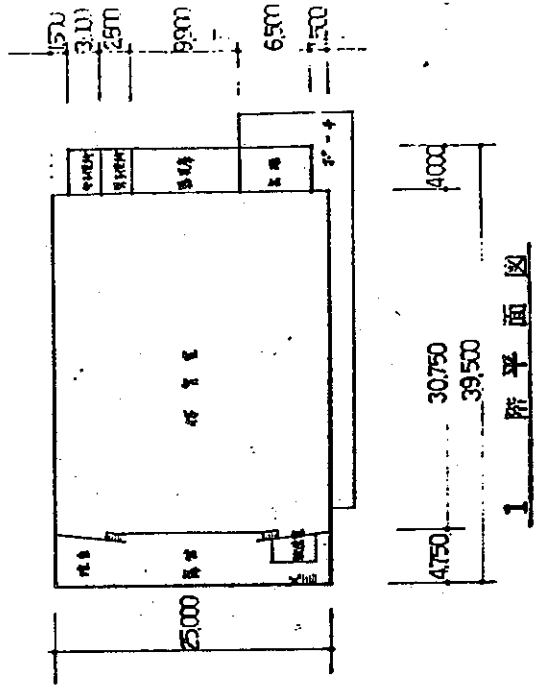
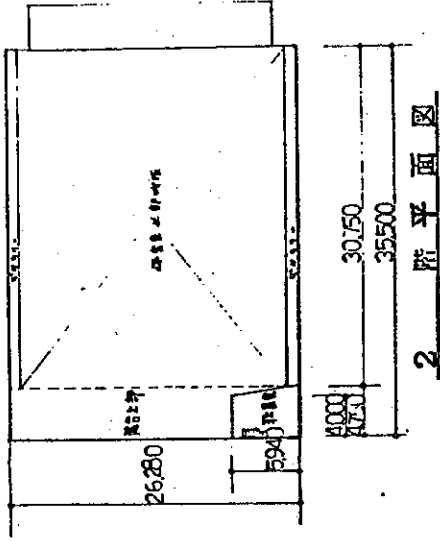
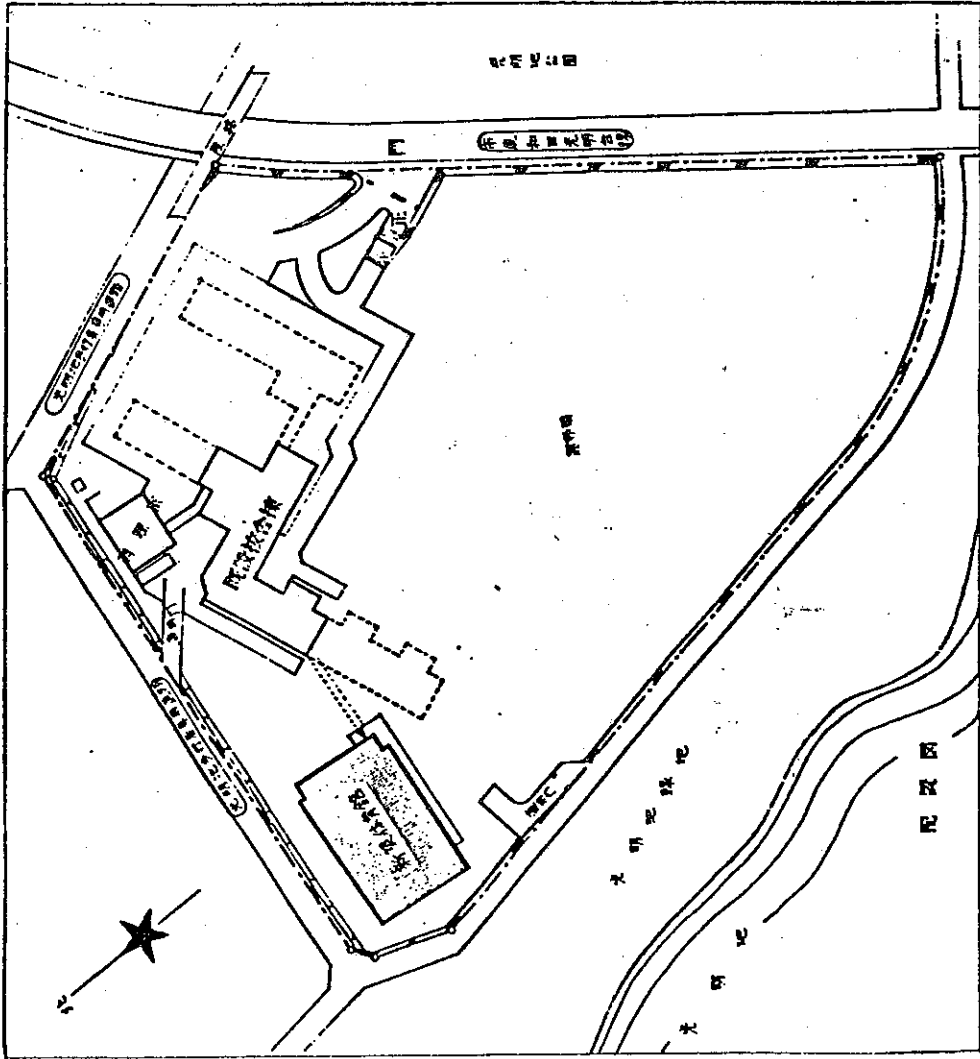
- 議長（貝淵博治君） 質疑・御意見ありませんか。
- 10番（天堀 博君） まず第1点目は、この体育館の大きさからいって、光明台団地に全面的に入居者が入った場合、今後の人口の伸び、それぞれ世帯構成の状況はあるでしょうが、将来的にこの大きさでいけるものなのかどうか、その辺の見通しをひとつお聞かせ願いたい。

それから、昨日の奥村議員さんの一般質問でも出ておりましたが、光明台には現在、光明台南小学校と光明台中学校の2校しかなく、それでプールが南小学校にあり、今回、体育館が光明台中学校に新設されるということで、それぞれ片肺ずつのエンジンで飛ぶような形にもなるわけです。昨日のお話では、よそへ借りに行くということですが、今回、これができれば、光明台南小学校から光明台中学校へ体育館を借りに行く。逆に光明台中学校から南小学校へプールを借りに行く。今後、人口が急増しようとしております。最初、500戸ほどのときは、それ以後急速な伸びはなかったが、これから新しく賃貸、分譲がかなりできてきております。特に中学校の生徒増が急速な伸びを示すと見てるんですが、この辺で中学校のプール、小学校の体育館をいつつくるのか、入居とか人口、生徒の伸びを見込んで、と言われておりましたが、公団とも早期に協議していただき、立てかえ施行その他で次年度にはできるというぐらいの体制をとってもらわんと、いわゆるプール開きと言われる時期から使えないとなりますので、その点のお答えをお願いしたいと思います。

- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 教育次長（杉本弘文君） お答えいたします。

光明台中学校の生徒増でございますが、議員さんの御指摘のように、間もなく150戸の入居も開始されるように聞いております。その辺で生徒数が伸びてくることは事実でございます。昨日もお答え申し上げましたように、光明台南小学校の体育館並びに中学校の特別教室を利用いた

市立光明台中学校体育館新築工事配置図及び平面図



しておりまして、教室も生徒増にあわせて建てていかなければいけないという諸問題も含めまして、現在、日本住宅公団との間で話し合いに入っており、協議が整い次第、来年度でも対応していきたいと考えております。

なお、体育館も1,000平米でございますが、現状、1,000平米で対応できるように考えております。

○ 議長（貝淵博治君） 他に質疑・御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

○ 議長（貝淵博治君） 次に、日程第25「専決処分の承認を求めることについて」（和泉市税条例の一部改正）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

昭和56年6月16日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第1号

和泉市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、和泉市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

昭和56年3月31日専決

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第7号

和泉市税条例の一部を改正する条例

和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項の表の第1号中「資本の金額又は出資金額」（保険業法（昭和14年法律第41号）に規定する相互会社にあつては、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）第48条の2に定めるところにより算定した純資産額。次号から第4号までにおいて同じ。）が50億円を超える法人（法人税法（昭和40年法律第34号））を「資本等の金額（資本の金額又は出資金額と法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第17号に規定する資本積立金額との合計額（保険業法（昭和14年法律第41号）に規定する相互会社にあつては、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）第45条の2に定めるところにより算定した純資産額）をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）が50億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び法人税法）に改め、同項の表の第2号から第4号までの規定中「資本の金額又は出資金額」を「資本等の金額」に改める。

第12条の2中「220,000円」を「230,000円」に改める。

第33条第2項を削る。

第34条第1項中「納税義務が発生したものは、その発生した」を「納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 軽自動車等の所有者等となった日

第34条第2項中「軽自動車税の納税義務が消滅した者は、その消滅した」を「軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者でなくなった」に改め、同条第3項中「当該変更があつた事項のうち当該自動車等に係る軽自動車税の納税義務の消滅の基因となるべき事項がある場合における当該事項」を「前項の規定により申告書を提出すべき場合」に改め、同項第2号中「所有者」を「軽自動車等の所有者等」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第35条第1項中「軽自動車税の納税義務者」を「軽自動車等の所有者等」に改める。

附則第8条中「及び第14条の4」を「、第14条の4、附則第14条第1項及び第2項」に改める。

附則第9条第3項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 附則第14条第1項の規定の適用については、同項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(4) 附則第14条第2項の規定の適用については、同項中「所得割の額」とあるのは「所得割

の額及び附則第9条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第10条第2項第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 附則第14条第1項の規定の適用については、同項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
- (4) 附則第14条第2項の規定の適用については、同項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第10条の2中「譲渡をいう。）に該当することにつき施行規則に規定するところにより証明がなされたものについては、前条第1項の規定にかかわらず、法附則第34条の2第3項の規定の例により算定した額の市民税の所得割を課する」を「譲渡に該当することにつき施行規則に規定するところにより証明がなされたものをいう。）があるときにおける附則第10条第1項の規定の適用については、同項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第34条の2第3項」とする」に改める。

附則第11条中「附則第10条第1項の規定にかかわらず、法附則第34条の3第3項の規定の例により算定した額の市民税の所得割を課する」を「附則第10条第1項の規定の適用については、同項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第34条の3第3項とする」に改める。

附則第12条の2中「昭和55年度」を「昭和57年度」に改める。

附則に次の1条を加える。

（昭和56年度分の個人の市民税の特例）

第14条 昭和56年度分の個人の市民税に限り、所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第13条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額が、27万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額以下である者に対しては、第14条及び第14条の2の規定にかかわらず、所得割を課さない。

2 昭和56年度分の個人の市民税に限り、法附則第3条の3第4項に規定するところにより控除すべき額を第14条及び第14条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の和泉市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、昭和56年度分の個人の市民税から適用し、昭和55年度分までの個人の市民税について

は、なお従前の例による。

2 新条例第12条第2項の規定は、昭和56年4月1日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第312条第4項の期間に係る法人の市民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の市民税については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る法第321条の8第1項から第3項まで及び第5項の申告書（法人税法（昭和40年法律第34号）第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第145条第1項において準用する場合を含む。第5項において同じ。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法第321条の8第1項から第3項まで及び第5項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。）の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る市民税の均等割として納付した、又は納付すべきであった市民税の均等割については、なお従前の例による。

（軽自動車に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、昭和56年度分の軽自動車税から適用し、昭和55年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 議長（貝淵博治君） 報告の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） お許しをいただき、只今ご上程をいただきました報告第6号「和泉市税条例の一部を改正する条例」を専決させていただきました理由並びにその内容について御説明申し上げたいと存じます。

このたび、地方税法の一部を改正する法律が、去る3月31日公布されました。これに伴いまして、本市の市税条例の規定につきまして所要の改正を行い、昭和56年度の4月からの市税の賦課から適用する必要が生じることとなりました。このため市税条例の一部改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決をさせていただきました次第でございます。

なお、地方税法の一部を改正する法律の要旨といたしましては、地方財政の状況にかんがみ、低所得者層について、昭和56年度に限り、個人の市民税所得割の非課税措置を講ずる一方、法人市民税均等割の税率適用区分を改め、地方税源の充実と地方税負担の適正合理化を図るための措置を講ずること等を骨子としたものでございます。

それでは、市税条例の一部を改正する条例の改正の概要について御説明申し上げます。議案書

7 ページでございます。

第12条第2項の規定でございますが、法人市民税均等割の税率の適用区分につきましては、今回、新たに「資本積立金額」を加えて算定することと改正されたことに伴い、現行の「資本の金額又は出資金額」を「資本等の金額」に改め適用するものでございます。

次に、第12条の2中22万円を23万円に改めるにつきましては、個人市民税の均等割の非課税の範囲となる算定基礎額を現行22万円を23万円に改正いたしましたものでございます。

第33条第2項を削る、につきましては、今回、軽自動車税の課税事務の簡素合理化を図る、という見地から月割課税制度が廃止されたことに伴い、削除するものでございます。

なお、第34条から第35条までの改正事項につきましては、今回の軽自動車税の月割課税の廃止に伴います所定の手続上の語句を改めるものでございます。

次に、附則第8条から第14条に至る改正事項につきましては、昭和56年度分の個人の市民税に限り、所得の金額が27万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額以下である場合は所得割を課さないものとするともに、これに伴う所要の調整措置を講ずることとしたものでございます。

但し、附則第12条の2中昭和55年度を昭和57年度に改める、につきましては、電気自動車に対して課する軽自動車税の税率の軽減措置の適用期間を昭和57年度まで延長することとしたものでございます。

次に、10ページの附則第1条は、この条例の施行期日を昭和56年4月1日から施行することとし、第2条では、改正後の個人の市民税に関する部分は、昭和56年度の個人の市民税から適用し、昭和55年度分までの個人の市民税については、なお従前の例によることといたしております。

次に、第2項及び第3項でございますが、事業年度が4月1日以後に終了する法人の市民税から適用し、3月31日以前に事業年度が終了する法人あるいは法人の中間申告等についての提出期限が3月31日以前である場合は、なお従前の例によることといたしております。

第3条は、軽自動車税についての新条例の規定は、昭和56年度分の軽自動車税から適用し、昭和55年度分までの軽自動車税については、なお従前の例によることといたしております。

以上が、市税条例の一部を改正する条例の専決処分の理由ならびに改正条例の概要についての説明でございます。

なお、条例の改正部分については、12ページから21ページの新旧対照表を御参照の上、何とぞよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 本報告について質疑・御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、これを終わります。

お諮りいたします。本報告を報告どおり承認するに御意議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、報告第6号を承認することに決めます。

-
- 議長(貝淵博治君) 次に、日程第26「専決処分の承認を求めることについて」(昭和55年度和泉市一般会計補正予算(第6号))と日程第27「専決処分の承認を求めることについて」(昭和55年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号))を一括議題といたします。報告を朗読させます。
- (市会事務局長朗読)

報告第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和56年6月16日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第2号

昭和55年度和泉市一般会計補正予算(第6号)

昭和55年度和泉市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ215,696千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,064,621千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

昭和56年3月31日専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

1. 歳入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|------------|------------|---------|------------|
| 1 市 | 税 | 6,251,938 | 135,892 | 6,387,830 |
| | 7. 特別土地保有税 | 147,815 | 135,892 | 283,707 |
| 5 地方交付税 | | 4,098,301 | 108,169 | 4,206,470 |
| | 1. 地方交付税 | 4,098,301 | 108,169 | 4,206,470 |
| 14 諸 | 入 | 3,693,086 | △55,665 | 3,637,421 |
| | 5. 雑入 | 3,204,860 | △55,665 | 3,149,195 |
| 15 市 | 債 | 1,397,233 | 27,300 | 1,424,533 |
| | 1. 市債 | 1,397,233 | 27,300 | 1,424,533 |
| 歳入 | 合計 | 23,848,925 | 215,696 | 24,064,621 |

2. 歳出

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|---------|------------|---------|------------|
| 8 土木費 | | 4,279,068 | 36,592 | 4,315,660 |
| | 4 都市計画費 | 1,355,185 | 36,592 | 1,391,777 |
| 13 諸支出金 | | 695,628 | 179,104 | 874,732 |
| | 3 諸支出金 | 188,021 | 179,104 | 317,125 |
| 歳出 | 合計 | 23,848,925 | 215,696 | 24,064,621 |

第2表 繰越明許費補正

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|-------|---------|-----------|-----------|
| 8 土木費 | 4 都市計画費 | 府中北幹線整備事業 | 14,090 千円 |

第3表 地方債補正

| 起債の目的 | 補正前 | | | | 補正後 | | | |
|----------|-------------|--------------------|-------------|-----------------|---|-------------|-----------------|--|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 借入先 | 償還の方法 | 利率 | 借入先 | 償還の方法 |
| 農業基盤整備事業 | 千円 7,200 | 普通貸借 又は 証券発行 | 年8.5% 以内 | 府行他 政銀そ の | 25年以内(内据 置3年以内)ただ し、市財政の都合 により据置期間及 び償還期限を短縮 し、もしくは繰上 償還又は低利に借 替えることができる | 年8.5% 以内 | 府行他 政銀そ の | 25年以内(内据 置3年以内)ただ し、市財政の都合 により据置期間及 び償還期限短縮し、 もしくは繰上償還 又は低利に借替え ることができる |
| 河川整備事業 | 9,000 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 都市計画事業 | 282,700 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 計 | 1897,288 | | | | 1424,588 | | | |

報告第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

昭和 56 年 6 月 16 日提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第 3 号

昭和 55 年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

昭和 55 年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 88,808 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 555,220 千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の変更は「第 2 表 地方債補正」による。

昭和 56 年 3 月 31 日専決

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

| 1 歳 入 | 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|-----|------------|---------|----------|---------|
| 4 繰 入 金 | | | 221,167 | 36,592 | 257,759 |
| | | 1. 一般会計繰入金 | 221,167 | 36,592 | 257,759 |
| 5 市 債 | | | 328,000 | △125,400 | 202,600 |
| | | 1. 市 債 | 328,000 | △125,400 | 202,600 |
| 歳 入 | 合 計 | | 644,028 | △88,808 | 555,220 |

(単位 千円)

| 2 歳 出 | 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------------|-----|-----------|---------|---------|---------|
| 1 下 水 道 事 業 費 | | | 578,195 | △88,808 | 489,387 |
| | | 1. 下水道総務費 | 454,357 | △88,808 | 365,549 |
| 歳 出 | 合 計 | | 644,028 | △88,808 | 555,220 |

第2表 地方債補正

| 起債の目的 | 補正前 | | | | 補正後 | | | | | |
|--------------|---------------|--------------------|-------------|------------|--|---------------|--------------------|-------------|------------|--|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 借入先 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 借入先 | 償還の方法 |
| 下水道整備 事業債 | 千円 328,000 | 普通貸借 又は 証券発行 | 年8.5% 以内 | 府行他 政銀そ | 30年以内(内据 置5年以内)、た だし、市財政の都 合により据置期間 及び償還期限を短 縮し、もしくは繰 上償還又は低利に 借替えすることが できる。 | 千円 202,600 | 普通貸借 又は 証券発行 | 年8.5% 以内 | 府行他 政銀そ | 80年以内(内据 置5年以内)、た だし、市財政の都 合により据置期間 及び償還期限を短 縮し、もしくは繰 上償還又は低利に 借替えすることが できる。 |

○ 議長（貝淵博治君） 報告の説明を願います。

○ 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました報告第7号、専決第2号「昭和55年度一般会計補正予算（第6号）」について、専決の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

昭和55年度最終時点における地方交付税、地方債等の確定に伴う地方交付税の配分金及び公共下水道事業特別会計繰出金の追加補正でございまして、去る3月31日に専決処分させていただきました。事情御賢察の上、よろしく御了承賜りたいと存じます。

内容について御説明申し上げます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に2億2,569万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を240億6,462万1,000円と定めたものでございまして、款・項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表のとおりでございます。

第2条につきましては、繰越明許費の補正でございまして、府中北幹線下水道整備事業費1,409万円を翌年度で執行できるよう、措置させていただいた次第でございます。

第3条は、地方債の補正でございまして、各種地方債の限度額の変更は、第3表のとおりでございます。

次に、事項別明細書に基づき、歳出より御説明申し上げます。30ページでございます。

まず、土木費でございますが、公共下水道事業特別会計繰出金追加3,659万2,000円、また、諸支出金につきましては、一部事務組合に係る地方交付税配分金の追加1億7,910万4,000円をそれぞれ追加計上いたしましたものでございます。

次に、これら歳出に充当すべき歳入についてご説明申し上げます。

市税につきましては、特別土地保有税の取得分1億3,589万2,000円の追加、また、地方交付税につきましては、1億816万9,000円の追加計上でございます。

諸収入につきましては、雑入5,566万5,000円の更正減額をさせていただきました。

最後に、市債でございますが、限度額の追加により調整させていただいておりまして、2,730万円の追加計上でございます。

以上が、今回、専決処分させていただきました補正予算の内容でございます。

引き続きまして、8号、専決第3号「昭和55年度公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、専決の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

南大阪湾岸北部流域下水道事業費負担金の更正減額に伴う地方債等の調整でございまして、去る3月31日に専決処分させていただきました。事情御賢察の上、よろしく御了承賜りたいと存じます。

内容について御説明申し上げます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から8,880万8,000円を減額し、予算の総額を5億5,522万円と定めたものでございまして、款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正でございまして、限度額の変更で、第2表のとおりでございます。

内容につきましては、南大阪湾岸北部流域下水道事業負担金8,880万8,000円の更正減額をいたしてございますが、事業施行主体である大阪府の事業量の減額に伴い、更正減額いたしましたものでございます。

歳入につきましては、地方債1億2,540万円の更正減額となり、これに伴い、一般会計よりの繰入金3,659万2,000円の追加計上をいたした次第でございます。

以上が、今回、専決処分させていただきました一般会計及び特別会計補正予算の内容でございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑・御意見を承ります。
- 10番（天堀 博君） 一般会計歳入歳出のまず歳入ですが、特別土地保有税約1億3,600万円、現年度課税分の取得分追加と出てますが、ほとんどの部分が3月31日までに大体勘定ができておったんじゃないかと思うんです。追加でちょっと金額が大きいので、この辺がなぜかというところを説明いただきたい。

それから、歳出の諸支出金で一部事務組合に係る地方交付税配分金追加、これは和泉市が受け皿になってそれぞれに地方交付税を配分する仕組みだと前にも聞きましたので、これはこれでいいとして、この1億7,900万円の額については、明細がついてくるわけですね。何の分が何ぼやとね。それはいつごろくるんですか。最終にならんとわからないのかどうか、その辺ちょっとお聞かせ願いたい。

それから、雑入で5,500万円の更正減、これは見込みがあったのか、なかったのか、そのあたりもお聞かせいただきたい。

- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 財政課長（大塚孝之君） 財政課の方から説明させていただきます。

特別土地保有税の1億3,500万円につきましては、納入されたのが3月末近く、市新跡の用地についてダイエーから納入されたものでございまして、専決させていただいたものでございます。それから、歳出の方の諸支出金1億7,900万円ですが、普通交付税の確定時期が例年、10月から11月にかけて行われるものでございますが、それ以後、国税3税の伸びなどによって、国が補正予算を組む年度もございまして、そういった年度では、3月ごろに追加交付されるという状態

でございます。したがって、総額の確定が8月ごろになる年度もでございます。そうしたことから和泉市は、最終確定額をもって予算計上するという立場をとっておりまして、新年度予算に計上し、配分を行っておったものでございます。つまり1年おくれというか、54年度分は55年度予算に計上し、配分しておったものでございます。

ところが過日、55年度の財政運営計画の府庁で研修を受けたところ、当該年度の交付税配分金は当該年度予算に計上して執行すべきである、という強い行政指導に接したものでございます。したがって予算書にありますとおり、当初予算で御承認いただいております1億3,800万円の分は、54年度に係る交付税配分金でございます。今般、専決処分させていただきました1億7,900万円分は、55年度分に係る地方交付税の配分金でございます。

以上、仕組みと経過を御説明申し上げます。御理解いただきたいと思います。

それから、三点目の雑入でございますが、5,500万円減額させていただいておりますのは、昨年度の6月議会でも御承認いただいております前年度繰上充用金13億3,400万円を5,500万円減額させていただいたということでございます。

以上でございます。

- 10番(天堀 博君) 雑入については後の補正予算でやりますが、一部事務組合に係る地方交付税配分金追加の仕組みはよくわかりました。簡単に言えば、1年間に2回あったわけですね。ただ、今回、歳入の方で地方交付税追加で入ってきてますな。このいわゆる配分金の分は今回、固めて入ってきたのか。いまの話では、8月ごろに決まるということですが、そういうことで決まって入ってきたのか。前に入ってきてあったのか、金額は少しですね。その辺御説明願いたい。
- 財政課長(大塚孝之君) 今回、補正させていただいております歳入の地方交付税1億800万円、特別交付税が決まるのが非常に遅うございます。そういったところから最終、特別交付税、普通交付税も含めまして調整し、42億6,000万円に確定したものでございまして、予算との差1億800万円を計上させていただいたものでございます。
- 10番(天堀 博君) くどいようですが、今回、55年度分の配分金として1億7,900万円、これを55年度の補正で出してそれぞれの市に渡してるわけですね。その分は3月ぎりぎりではなく、以前から決まっていたと解釈していいわけですね。だから、今回の歳入の補正とはイコールではない、いわゆる直接の関係はないということですね。そうすると、この分は後でも出てきますが、6月補正で一般補正の繰上充用金でやっていますが、55年度で単年度黒字が、2億7,000万円出てるが、そしたら、これもいままでどおりだと、そこへ乗っかってくる形ですか。財政上の計算はどういうふうになってますか。
- 財務部長(麻生和義君) お答え申し上げます。

先ほど財政課長がいろいろ説明いたしておりますが、普通交付税、特別交付税ともに当該年度で交付されてくるわけでございます。普通交付税は、6月、9月、11月、12月と年4回に分割交付され、特別交付税については、12月と翌年3月の2回に分割して交付される仕組みになっております。こういった泉北3市の一部事務組合関係に交付される交付金は、共同事業については1市で計算し、その市から配分するというようになっております。

したがって、財政課長が申しておりましたように、3月に普通交付税が確定する年もあります。国が国税3税の補正予算を行った場合、交付税計算をやり直して3月に確定する年もあります。したがって、2月、3月に確定の段階で翌年度当初予算に計上して御議決をいただき、あとの2市へ配分するという制度をとっていたのであります。

今回、交付税の制度上の問題等も含め、大阪府からも御指導をいただいたということもあったわけでございます。たまたま55年度の場合も特別交付税、普通交付税の増額をすることもあり、本来の姿、当該年度のものは当該年度で処理していこうということでございます。

御指摘のように、1年おくれにした場合には、後ほど御審議を煩わす2億7,500万円以上の単黒が出るのか、という御指摘、お説のとおりになる見込みでございます。この際、本来の姿に戻したということでございます。御了承願いたいと思います。

- 10番(天堀 博君) いま、答弁をいただきましたが、数字の魔術でどないでもなるということもありますが、いまの答弁ではっきりしたことは、55年度の単年度黒字は、いままでどおりやったら4億5,000万円ほどになる、大きいですな、額としたらね。54年度当初分1億3,800万、今回は1億7,900万円ですから大きくは変わらない、4,000万ほどの違い、ちょっとした伸びですね。今回、この配分をしなかったら、55年度黒字はそのくらいになる。それがどこから出てきたんかという逆の計算になるが、それは後に譲るとして、今後のわれわれの検討課題にしたいと思いますが、その辺をはっきりさせたかったのでお聞きしたわけです。これは質問としてそれだけにしておきます。

- 議長(貝淵博治君) 他に質疑・御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本報告を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、報告第7号、第8号を承認することに決めます。

-
- 議長(貝淵博治君) 次に、日程第28「専決処分の承認を求めることについて」(昭和56年度和泉市一般会計補正予算(第1号))を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第9号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

昭和56年6月16日提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第4号

昭和56年度和泉市一般会計補正予算（第1号）

昭和56年度和泉市の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,050,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,193,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和56年5月30日専決

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

（単位 千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|------|------------|-----------|------------|
| 14.諸収入 | | 2,217,990 | 1,050,000 | 3,267,990 |
| | 5.雑入 | 1,580,230 | 1,050,000 | 2,630,230 |
| 歳入合計 | | 22,143,000 | 1,050,000 | 23,193,000 |

2. 歳出

（単位 千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------|------------|------------|-----------|------------|
| 14.前年度繰上充用金 | | | 1,050,000 | 1,050,000 |
| | 1.前年度繰上充用金 | | 1,050,000 | 1,050,000 |
| 歳出合計 | | 22,143,000 | 1,050,000 | 23,193,000 |

- 議長（貝淵博治君） 報告の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました報告第9号、専決第4号「昭和56年度和泉市一般会計補正予算（第1号）」について、専決の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

昭和55年度の財政運営は、議員各位並びに関係各位のお力添えをいただき、単年度の収支におきまして2億7,000万円余の黒字と相なる見込みでございます。したがって、累積の赤字見込み額が前年度末に比して減少いたし、10億4,700万円余の見込みと相なった次第でございます。ここに御報告いたしまして、厚く御礼申し上げる次第でございます。

これらの結果により、55年度会計を補てんすべく繰上充用金の補正でございまして、5月30日に専決処分させていただいた次第でございます。

内容といたしましては、前年度繰上充用金として、歳入不足額を補てんすべく、10億5,000万円計上いたしましたものでございます。

財源といたしましては、諸収入でもって措置いたしました次第でございます。

以上が、今回、専決処分させていただいた補正予算の内容でございます。一般会計の財政運営が、単年度収支におきまして黒字とは申すものなお実質収支において10億円余の赤字であり、その運営の実態は、なお厳しい状況でございます。引き続きよろしく御指導、御鞭撻賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。何とぞよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
- 10番（天堀博君） いまの続きみたいになっとうになります。単年度黒字が2億7,000余万円出て累積赤字が非常に減ったということですが、原議員も財政問題で質問しましたが、本当の意味での体質改善はできてないやないか、和泉市の財政状況そのものが本当に改善されたか、そうじゃないんだ。ということをお願いしたんです。今回の補正では結論的なことは避け、一応、今後の参考のために聞いておきたいんですが、一つは、52年ぐらいからことし56年までの各年度における正職員数と臨時も入れ嘱託の人数はどれぐらいになってるか。

それから、後で出てきますがここで一緒にやりますが、開発公社の55年度の決算書報告ですが、経常経費の支出額が大きなものになっており、そのために大きな損失のままなんです。累積で大変な損失になって、繰越欠損が7億4,655万余円となっております。いままでの委員会でいろいろ聞くと、この中身の経常経費のほとんどが人件費と聞いております。この決算書でいくと、事務局長を含めて事務員が10名ですか、それ以外に用地対策室20名、合わせて30名、以前から問題になってるんですが、この経常経費の中で人件費は幾らかかっているのか。しか

も、張りついているところが、われわれは知らんでいいんでしょうが、各年度当初に公社の職員として出向させる、という命令が出るわけですね。中身が非常に不明朗なんです、職員の数の関係をちょっとお答えをいただき、後でちょっとそれにつけ加えて質問したいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

○ 人事課長（稲田順三君） 52年からの一般職員の推移を申し上げます。

52年度は1,587名、53年度は1,636名、54年度1,671名、55年度1,673名、56年度1,713名となっております。

非常勤は、52年度が23名、53年度23名、54年度23名、55年度24名、56年度27名。

以上でございます。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 用地担当理事（平野誠蔵君） 公社関係の事務局並びに他の改良事業部等の人件費の区分、内訳でございますが、あくまで概算ですが、55年度は年度途中で1名退職がございまして総数29名、年間の人件費は1億4,300万円強、1人平均500万円ぐらいですので、20名といたしますと、約1億ということでございます。

○ 10番（天堀博君） 先ほどちょっと聞くのを忘れましたが、都市整備部は55年度何名でしたか。

○ 都市整備部長（浅井隆介君） 一応、予算計上人員は44名、現員は36名でございます。

○ 10番（天堀博君） 結局、今後の議会その他の審議にゆだねたいと思いますが、単年度黒字が、いままでどおりやってたら数字上で4億5,000万円出るというかっこうになった。その中身を相当掘り下げると、和泉市の財政の立て直しといってもいろんな問題が出てくる。特に都市整備部では、宅建公団から事務委託料としてもらって給料を賄う。開発公社では、概算で20名、1億の人件費ですが、いろんな費用はあるが、このお金を横で別のところへしわ寄せしている形ですね。この辺をひとつ改めていかないと、数字上で黒字、黒字といっても、後でえらいことになると思うので、その辺だけ指摘しておきたいと思います。だから非常に厳しい。2億7,000余万円の黒字といっても、われわれはあくまでも数字の魔術と見えますので、今後、またきちんと深めて追及していきたいと思います。

○議長（貝淵博治君） 質疑、御意見を終わります。

お語りいたします。本報告を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第9号を承認することに決めます。

暫時休憩いたします。

(午後2時50分休憩)

(午後3時10分再開)

- 議長(貝淵博治君) 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第29「昭和55年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」と日程第30

「昭和55年度和泉市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について」を一括議題に供します。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第10号

昭和55年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、昭和55年度和泉市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。

昭和56年6月16日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

昭和55年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 (議決限度額) | 翌年度 繰越額 | 左の財源の内訳 | | | | |
|---|-----|--------------------|---------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|--------|
| | | | | | 既収入 特定財源 | 未収入特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | | | 国庫支出金 | 府支出金 | 市債 | |
| 8 | 土木費 | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | 4 | 府中北幹線 都市計画費整備事業 | 14,090,000 | 14,090,000 | 986,000 | 13,104,000 | | | |
| | 5 | 改良住宅 建設事業 | 804,567,000 | 798,870,000 | | 476,492,000 | 81,654,000 | 240,700,000 | 24,000 |
| | 合 | 計 | 818,657,000 | 812,960,000 | 986,000 | 489,596,000 | 81,654,000 | 240,700,000 | 24,000 |

報告第11号

昭和55年度和泉市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定により、昭和55年度和泉市一般会計予算において、次のとおり事故繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告する。

昭和56年6月16日提出

和泉市長 池田 忠雄

昭和55年度和泉市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

| 款 | 項 | 事業名 | 支出負担 行為額 | 左の内訳 | | 翌年度 繰越額 | 左の財源内訳 | | | | 明 説 | |
|---|----------|----------------------------|-------------|---------|------------|------------|-------------|-------------|-------|---------|--------|--|
| | | | | 支出済額 | 支出未済額 | | 既収入 特定財源 | 未収入 特定財源 | 国庫支出金 | 府支出金 | | その他 |
| 8 | 2 土木費 | 市道光明池 和田線 橋費 整備事業 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 用地買収 の交渉が 難航し年 度内に支 出できな かった。 |
| | | | 39,269,000 | 449,000 | 38,820,000 | 88,820,000 | 87,820,710 | | | 999,290 | | |
| | 合 | 計 | 39,269,000 | 449,000 | 38,820,000 | 38,820,000 | 87,820,710 | | | 999,290 | | |

- 議長（貝淵博治君） 報告の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました報告第10号「昭和55年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」御説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、すでに3月議会で御議決いただきました改良住宅建設事業7億9,887万円、今回、報告第7号で御承認いただいた府中北幹線下水道整備事業1,409万円の2件、合計8億1,296万円を翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

未収入特定財源につきましては、関係機関の承認を得ているものでございます。

続きまして、報告第11号「昭和55年度和泉市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について」御説明申し上げます。

本件は、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

市道光明池和田線整備事業3,882万円の1件でございます。用地買収の交渉が難航し年度内に支出できなかったため、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により、事故繰越しの措置をとらせていただいた次第でございます。

以上が、報告第10号、第11号の内容でございます。よろしく御承認賜りますようお願いいたします。

- 議長（貝淵博治君） 本報告について質疑、御意見を承ります。直村君。
- 9番（直村静二君） 2点あります。

府中北幹線の明許繰越ですが、これはみたち山岡地から出てくる排水がセントラルを通過する、あるいはその上を和泉中の周辺まで通ってくるので、その辺を踏まえてやっていくのか。その辺のお答えを求めておきます。

次は、光明池和田線につきまして、この分については、用地買収が難航したので繰り越したということなので、第1点、用地買収の申し入れをいつしたのか、その日付けをお答え願いたい。それから、買収の相手方が絶対に売らんと言ってるのか。売りますという承諾を与えたことがあるのか。それから53年度でしたか、市当局は強制収用に踏み切ったという手続をしたということで、それから交渉がおくれ、いまだできてないという、この3点。

また、昨日の私の質問で、9月4日までにこれを何とかせないかん、ということは3カ月ない。いよいよ用地買収は、確定的に強制収用でいくという腹構えが決まったということで取り組んでいくのか、その点お答えください。

- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

- 建設部長（逢野一郎君） 御質問の第1点についてお答え申し上げます。

府中北幹線につきましては、御指摘の府中一帯の計画をもって施行しておりますのでございます。

2点目の光明池和田線の申し入れにつきましては、昭和49年12月に公団との一定の話し合いを終わり、それ以来、各権利者に申し入れをしております。

絶対に売らないか、という御質問でございますが、現時点では、権利者は、絶対に売らない、とは申しておりません。ただ、代替え等の問題、また、一部価格の問題もございまして、絶対に売らないという形ではございません。

8点目に、52年度に強制執行をやるということと踏み切ったということでございますが、52年度には、そういう強制執行ということではございません。事業認可を取ったのが55年9月ですので、議員さん御指摘のように、本年9月が事業認可のリミットでございますので、われわれとしては、鋭意取り組んでいきたいと思うわけでございます。

- 9番（直村静二君） 北幹線の件は、みたち山団地からの浄化槽の水と一般の雨水も含めて出ていく。しかも、非常に排水路が狭いし、一部分は長水の恐れがある。用水路の方が高く一般の方は低く、さらに、泉井上神社で直角に曲がって真っすぐにはいかない。真っすぐいけば非常にいいんじゃないかという意見もあるが、かなりむずかしい。また、セントラルの関係、その辺からも一本線を通すという、かなり強い地元要望が出てきてるのではないかと。それに対応した形で北幹線を整備するというところで再考をお願いしたい。この件は繰越になってますので、いずれその辺のことを含めてやっていくということのお答えを再度求めます。

- 下水道課長（大浦行男君） お答えいたします。

ただいま御質問の住宅公団みたち山団地の件につきましては、御指摘の府中泉井上神社周辺の現在の水路、通称清水水路の抜本的な改修を検討しております。それと関連の府中北幹線につきましては、55年度において府中駅前停車場線は全部終わっております。

それと、南一番踏切の北については、国鉄と協議の上、現在、鋭意施行しておりますが、踏切の下は2,000ミリの管が入りました。ここで繰り越しをお願いしておりますのは、一部工事ですが、現在継続しております。あと踏み切関連の付帯工事が一応終わり、踏切西側の大同門という肉料理店、そのジョイントが約6メートルほど残っております。これを早期発注して継続し、北幹線を完成させるよう努力しておりますのでございます。したがって、御質問の中央なり府中北周辺の排水を円滑に処理すべく十分検討していきたいと思っております。

- 9番（直村静二君） 意見として、なかなかサンケイパチンコ前の分だけでもとれない。繰り越した分ですらに一本とるといふことの計算をしてもらえばかなりいいんじゃないかと要望しておきます。

いま逢野部長の答弁、私は52年度とは言わなかった。53年度段階で買収されてる人もおるし、そういう手続をしていこうとなってる。私は建設委員会でも質問したが答弁がなかったの、昨日の質問で意見を言うたんです。絶対売らんということではなく、逆に売るということであったが、そうはならなかった。私がここで聞きたいのは、9月4日までに収用でいく腹をくくってるのかどうか、つまり、収用でいくとなってるんか、という点で答弁がなかった。まず、それを聞きましょう。

- 建設部長（逢野一郎君） この件につきましては、過日もお答え申し上げましたとおり、現在4月20日をもって一応、私どもの交渉は決裂しておるわけです。われわれとしては、現在、収用の手続に入ってるわけでございます。

ただ、直接市には申し入れはございませんが、第三者を介しまして話し合いの余地というか、それがあるといことで連絡をいただいておりますので、われわれといたしましては、収用の手続をとりながらも、できるだけ円満解決できるよう取り組んでいきたい、かように思っております。

- 9番（直村静二君） もう売った人がおるわけです。そのときに市が鑑定書をとって、その金額で買収を終わってる、40何%かね。4月20日に交渉が決裂し、9月にあかんとなった場合どの金額でいくんか。公示価格も上昇してるし、パーセンテージは上がってるにしても、余分な莫大なものに関連して代替とか言うと、私は、3,800万円は超すと思う。あと1,000万円上積みになるやわかりませんが、収用の単価はどの時点の分でいくのか。明らかに年度を追ってのパーセンテージしかない。そこのところをはっきりしてもらわんと、昨日も言ったように中央線の二の舞になる。すでに買うた分からクレームがついたら再評価せないかん。

本人は、売ると約束したんやないですか。そうでなかったら、こんなにきつく言わない。初めから絶対売らんと言うんなら、権利者ですからええとしても、売ると約束して金額も明示してるわけでしょう。そして、53年ごろに手続もした。だから、私が聞きたいのは、強制収用でいくには、どの段階でいくのか。この金を何ぼ上回るかです。この金は公団からもらってるんでしょ。見込みでね。これを上回ったら公団からもろうてくるのか、市が別に出すのか。買収価格はいつの時点でいくのか、その点教えてください。

- 建設部長（逢野一郎君） 御指摘の件についてお答え申し上げます。

われわれは強制収用することにつきましては、その時点において鑑定価格をとりまして、その金額でいかざるを得ないと考えてるわけでございます。そういうことでございますので、中央線の二の舞にはならないと考えております。

3点目の公団との関係でございしますが、われわれといたしましては公団と十分協議いたしまし

て、全額公団負担でやっていただくよう強く要望していきたい、かように思います。

- 9番(直村静二君) たとえば8,000万になったら、公団から4,000万くれるのか。鑑定でいくからそれほどの金額にはならないと思いますが、最初の鑑定価格は坪十数万と出てるから、地価上昇分は多少やむを得ないと思うが、上廻る分については問題がある。私は、何もそれをせよとは言わない。きよの質問終わって、このことが地元の本人に通じて、早く売らんとあかん、となればええ。あいまいなことをしてもらったら困るということで、何というか、鑑定をとってその分できちんとやっていただく。その方法以外早く片づけは大いに結構です。いつまでも置いてもうったら困ると言いたかったわけです。

そうすると、9月4日と聞いたが、正確には9月中にせないかんわけですか、あと3カ月ない。早速行く。ある人を介して、と言われたが、責任のある地位の人ですか。妙な土地ブローカーに入られてがたがたしたら困る。入ってもらうてると言うんやったら、この際きちんとしてもらいたいと思う。第三者というのは、公の肩書のある人ですか。その辺…。

- 建設部長(逢野一郎君) この件につきましては、議員さん御指摘のとおり、きちんとした責任のある方でございます。
- 9番(直村静二君) きちんと責任のある方というのは議長、どういう……、具体的には公務員ですか、民間の信頼のできる人なのか。余り追及したくないが、名前はいらんが…。
- 建設部長(逢野一郎君) 申しわけございません。肩書のある方でございます。
- 9番(直村静二君) 肩書はだれでもあるわ、町会長もある。この辺でおいときますが、責任があっても、きちんとせん人もおります。きちんと解決するために言ってるのであって、市道というのでなめられたらあかん。地元の要望の強い道路ですから、挙げてやるべきです。いままでずさんやったからね。鑑定でいく、収用はきちんとすると、要望しておきます。
- 議長(貝淵博治君) 他に、赤阪君。
- 16番(赤阪和見君) 参考までに、全部で何筆で、あと何筆残ってるか。以前の決算委員会でも話もあり、質問もありましたが、昨日の質問でも、何か地番訂正せないかんとか、49年ごろから話があって、何か中の一筆を買ったとかどうとか、いつごろ買ったのかということで、いろいろ聞いていくと中途半端な答弁になってる。昨日の直村議員さんの一般質問でも、地番訂正があったからおくれてるんだ、という答弁があったが、はっきりしていただきたいと思います。
- 議長(貝淵博治君) 答弁。
- 建設部長(逢野一郎君) 筆数は四筆でして、そのうちの三筆が未買収として残ってるわけでございます。

地番の入れかえですが、当初時点からわかっておりました。いろいろと権利者同士の利害関係

がございまして、そういう面から町会と話し合いを行ってるということでございます。

- 16番(赤坂和見君) 日程的にことし9月4日がリミットだとするならば、もし、採用しなければならぬとなると、そう急にできるもんですか、見直しはあるんですか。地番訂正をして、採用の相手に対して一切の書類等は、まだ採用の腹もはっきり決まってる。できれば円満にとやってるわけですのでね。その点はっきりしてください。
- 建設部長(逢野一郎君) この件につきましては、双方がそういう形の確認はされてるわけです。互いに間違ってることは確認しております。ただ、利害関係の話し合いは、現在、町会とも詰めてもらってるので、この時期には間に合わせたいと思っております。
- 議長(貝淵博治君) 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第10号及び第11号を終わります。

○

- 議長(貝淵博治君) 次に、日程第31「昭和55年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について」を議題に供します。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第12号

昭和55年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第1項の規定により昭和55年度和泉市水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について、同条第3項の規定により次のとおり報告する。

昭和56年6月16日提出

和泉市長 池田 忠雄

昭和55年度和京市水道事業会計予算繰越計算書

| 款 | 項 | 事業名 | 予 計 上 額 | 支 払 義 務 発 生 額 | 翌 年 度 繰 越 額 | 左の財源内訳 | | 不 用 額 | 翌年度繰越額に係る繰越たなな購入限度額 | 説 明 |
|----------------------|------------------|-------------------|------------------|---------------------------------|----------------------------|--------|---|-------------|---------------------|-------------|
| | | | | | | 企業債 | 円 | | | |
| 1. 資本 的 支 出 | 1. 建設 改良 費 | 水道施設 等 整備事業 | 123,000,000 | 95,875,315 | 26,100,000 | 円 | 円 | 1,024,685 | 12,404,870 | 関連工事の遅れによる。 |
| | | | | | | | | | | |

- 議長（貝淵博治君） 報告の説明を願います。
- 水道部長（田中稔君） お許しを得まして、報告第12号「昭和55年度和泉市水道事業会計予算繰越計算書について」御説明申し上げます。

これは水道施設等整備事業におきまして、関連工事が遅延したことに伴い繰り越したものでございます。

内容を申し上げますと、55年度の予算現額1億2,300万円に対し支払義務発生額9,587万5,315円、残額2,712万4,685円のうち2,610万円を56年度へ繰り越すものでございまして、残り102万4,685円を不用額といたすものでございます。

なお、当該繰越に係る工事につきましては、現時点ではすべて竣工しております。

以上、簡単ですが、報告の説明を終わらせていただきます。

- 議長（貝淵博治君） 質疑、御意見を承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、報告第12号を終わります。

○

- 議長（貝淵博治君） 次に、日程第32「昭和55年度和泉市病院事業会計予算繰越計算書について」を議題に供します。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第13号

昭和55年度和泉市病院事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定による昭和55年度和泉市病院事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について、同条第3項の規定により次のとおり報告する。

昭和56年6月16日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和55年度和京市病院事業会計予算繰越計算書

| 款 | 項 | 事業名 | 予算計上額 | 支払義務発生額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | 不用額 | 翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額 | 明 |
|----------|----------|----------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-----|----------------------------|----------------------------------|
| | | | | | | 出資金 | 企業債 | 他会計長期借入金 | | | |
| 1. 資本的支出 | 1. 建設改良費 | 病院改築事業 | 190,470,000 | 38,640,000 | 156,830,000 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 昭和55年9月25日付でベッド増床許可があり事業着工が遅れたため |
| | | | | | | 21,662,000 | 112,000,000 | 23,168,000 | | | |
| | | 医療機器購入事業 | 61,450,000 | 14,950,000 | 46,500,000 | | | | | | 病院改築事業の竣工が遅れ医療機器の購入ができなかった |

○ 議長（貝淵博治君） 報告の説明を願います。

○ 病院事務局長（内田繁君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました報告第13号「昭和55年度和泉市病院事業会計予算繰越計算書について」御説明申し上げます。

これは病院改築事業並びに医療機器購入事業について、ベッドの増床許可の関係で事業着工がおくれたことと、これに伴い医療機器の購入ができなかったもので、それぞれ繰り越したものでございます。

病院改築事業よりその内容を申し上げますと、55年度の予算現額1億9,047万円に対し支払義務発生額3,864万円残額1億5,688万円の金額を56年度へ繰り越しをするものでございます。

この繰越財源といたしましては、出資金2,166万2,000円、企業債1億1,200万円、借入金2,316万8,000円を予定いたしております。

なお、この繰越に係る事業は、7月末日に完成することになっております。

次に、医療機器購入事業の内容につきましては、55年度予算現額6,145万円に対し支払義務発生額1,495万円、残額4,650万円の金額を56年度へ繰り越しをするものでございまして、繰越財源といたしましては、全額企業債を予定しているものでございます。

なお、医療機器購入につきましては、病院改築事業の進行にあわせて7月末日までに購入完了することにいたしております。

以上、簡単でございますが、報告第13号の御説明を終わります。何とぞよろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、報告第13号を終わります。

○

○ 議長（貝淵博治君） 次に、日程第33「和泉市土地開発公社昭和55事業年度決算書類の提出について」を議題に供します。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第3号

和泉市土地開発公社昭和55事業年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の昭和55事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和56年6月16日提出

和泉市長 池田忠雄

報告第3号、報告第4号及び報告第5号参考資料

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（財政状況の公表等）

第243条の3 略

2 普通地方公共団体の長は、（1）第221条第3項の法人について、毎事業年度、（2）政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

注(1) 「第221条第3項の法人」とは、次に掲げるものである。

ア 普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資する民法第34条の法人、株式会社及び有限会社

イ 普通地方公共団体がその者のために資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1に相当する額以上の額の債務（借入金の元金若しくは利子の支払の保証又は損失補償を行うこと等）を負担している民法第34条の法人、株式会社及び有限会社。

注(2) 「政令で定めるその経営状況を説明する書類」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の規定によるもので、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類である。

○ 議長（貝淵博治君） 報告の説明を願います。

○ 用地担当理事（平野誠蔵君） お許しを得まして、ただいま御上程いただきました報告第3号「和泉市土地開発公社昭和55事業年度決算書類の提出について」御説明申し上げます。

昭和55事業年度は、前事業年度に引き続く政府の高金利政策が続く中で、当公社の健全な運営を図りながら、和泉市の依頼に基づき事業を実施してまいりました。

なお、かねてから市議会初め関係各位から御指摘のありました公社保有物件の早期処分と投下資金の回収策につきましては、目下、土地利用に係る条件整備に留意しつつ、関係者との協議を重ね、鋭意努力しております。もとより公社運営に当たっては、中長期的な視点からその健全性回復に努めるとともに、財務内容の改善にも十分配意して、今後とも適正な運営に万全を期してまいります所存でございます。何とぞ引き続き関係各位の一層の御支援、御指導を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、事業内容について御説明申し上げます。

まず、受諾事業でございますが、公共事業用地等の先行取得として和泉市の依頼を受け、合計1万1,234.54平米を11億10万1,375円で買収いたしました。

その内訳は、7ページ先行取得調書記載のとおり、環境改善整備事業用地として、改良住宅用地、地区内道路用地等土地7,462.90平米を、建物、補償を合わせ8億6,238万4,380円で取得いたしました。

一般公共事業用地では、和泉府中北通線、北池田5号線及び和泉中学校運動場用地等3,771.64平米を2億3,771万6,995円で取得いたしました。

これらの先行取得事業用地は、土地70筆、1万1,234.54平米、建物57件、6,511.04平米、補償54件であります。

次に、売渡事業でございますが、和泉市の公共事業用地並びに換地対策事業用地1万1,080.06平米を13億2,017万4,845円で売却いたしました。

その明細は、8ページから10ページにかけての売渡調書記載のとおり、一般公共事業として、上代伏屋線、都市計画街路和泉府中北通線、泉大津阪本線用地1,697.69平米を1億3,169万5,766円で、環境改善整備事業用地として、住宅地区改良事業用地を初め地区内道路用地、公園用地等で、建物、補償を合わせ、土地7,498.04平米を10億5,109万8,495円で、また換地対策事業用地として、公共関連施設を含め、1,884.33平米を1億3,738万584円で対象者並びに和泉市へ譲渡いたしました。

以上の譲渡いたしました事業用地総計は、土地104筆、1万1,080.06平米、建物66件、5,509.08平米、補償34件、合計13億2,017万4,845円であります。

続いて、土地保有状況につきましては、昭和56年3月末の公社保有地は、総面積17万9,090.04平米、帳簿価格にして92億3,600万1,367円、平均いたしますと、1平米当たり5万1,571円と相なっております。事業別保有内容につきましては33ページに財産調書の総括、34ページ以降に事業別明細を記載いたしております。

次に、借入金状況でございますが、当年度において事業を執行するに必要な事業資金の借り入れは、住友、泉州両銀行を初め大阪府同和对策施設建物用地先行取得資金等の貸付金融機関から32億6,000万円を借り入れましたが、土地等の譲渡収入等によりまして36億4,000万円を償還いたしましたので、本年度末の借入残高は100億2,854万7,905円と相なり、前年度末と比較いたしますと、3億8,000万円の減少となりました。金融機関制の借入状況は、42ページの借入金明細書のとおりであります。

続きまして、損益状況でございますが、当年度における土地等の売り渡しに対する付帯事務費等の経常経費に充当できる利益金は4,040万6,958円で、これに対する経常経費の支出は、職員給与等事務管理費及び財産管理経費で1億6,819万7,867円で、結局、経常損失は1億2,323万8,138円で、これに一般処分地の特別損失額4,000万円を加算いたしますと、当

年度の純損失額は1億6,323万8,138円と相なり、前年度の繰越欠損金と合わせ、次年度への繰越欠損金は7億4,655万5,469円と相なる次第でございます。

引き続きまして、これらの事業を執行するに要した収入支出予算の決算内容を御説明申し上げます。11ページでございます。

まず、収入の部で第1款事業収入は、さきに御説明申し上げましたように、和泉市等へ譲渡いたしました土地、建物等の売却収入で、13億2,017万4,845円を収入いたしました。

第2款借入金は、用地等取得資金及び管理業務執行に必要な資金に充当すべく、住友、泉州両銀行その他貸付金融機関と和泉市からの借入金を合わせ、27億1,000万円を借り入れていたしました。先ほど説明いたしましたとおり、期末の借入金残高は100億2,854万7,905円で、前年度末比3億8,000万円の減少と相りました。

第3款の事業外収入は698万4,771円で、歳計現金預金利息133万8,800円、池上下宮線用地管理さく工事代金収入等雑収入564万5,971円の収入でございます。

第4款繰越金は、池上小学校関係及び泉大津粉河線用地等、出納閉鎖期以降の前年度未収入繰越金で11億5,860万7,141円で、以上、収入合計は、51億9,576万6,757円と相ります。

次に、支出の部でございます。第1款事業費は、土地等の先行取得に要する経費及び処分するに必要な造成費等でございます。総額11億1,372万8,375円を支出いたしました。第1項の土地取得費は11億1,249万8,375円で、その内容は、先刻御説明申し上げました先行取得用地の買収及び土地、建物の鑑定委託費であります。第2項の土地造成費123万円は、地区内王子西公園横換地造成工事費であります。

第2款の管理費は、1億9,465万1,612円を支出いたしました。内訳は、財産管理費といたしまして、山荘町水路設計委託料、公社保有地鑑定委託料、フェンス、さく設置工事費並びに54年度で日之出建設へ売却いたしました山荘町物件のごみ処理、土入れかえ等の負担金、野谷池仮処分申請に係る弁護士委託料等4,770万8,305円であります。

また、事務管理費1億4,694万3,307円の主な内容は、公社負担の職員給与費、調査費等の人件費及び統計事務費及び事務局運営に必要な経費として支出いたしました。

次に、第3款借入金償還金として、38億4,349万7,622円を支出いたしました。元金償還金29億9,000万円、支払利息8億5,306万5,622円、公社債諸費43万2,000円でございます。

第4款予備費は、管理費へ8万1,000円流用のほかは支出はございません。

第5款繰越金は、出納閉鎖期以降の未収金、未払金等を整理いたしました結果、4,388万9,1

48円の翌年度繰り越しであります。

以上により支出総計は51億9,576万6,757円で、収入支出均衡いたしております。

なお、収入支出の事項別明細は25ページから32ページにわたって記載いたしております。また、13ページに貸借対照表、14ページに損益計算書、16ページ以降に財産目録等を記載いたしておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、簡単でございますが、昭和55事業年度和泉市土地開発公社決算内容についての説明でございます。公社運営につきましては、かねてから御指導いただいておりますが、今後とも保有資産の早期処分による投下資金の回収とあわせ、効率的な資金運用を図ってまいる所存でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 質疑、御意見ありませんか。天堀君。

○ 10番（天堀博君） 私もずっと委員で細かいことは聞いておりますので、基本的な面と、その前に関連する部分的な問題についてお尋ねいたします。

40ページの信太山丘陵開発用地で取得原価及び利子その他で約3億600万円ですが、これがそのまま残っている。これについては凍結というか、そんな形になってるが、この用地は具体的にどの部分を指し、今後、どうされようとしているのが第1点。

それから、いわゆる一般処分用地ということで聖神社南側を含めて青少年会館用地、サントリーの北側などいろいろありますが、この中で損しても売らなければしょうがない土地もあると思う。それらもひっくるめて一応、公共用地という形で買うわけですから、市が買い受けてそこに公共物を建てる。グラウンドをつくるとか、たとえば青少年会館の用地にしても、原価が6,000万円、利子が4,000万、約1億余ですが、こういう土地を長いこと遊ばせておいて、鑑定価格で見たら、坪当たりの値段が全く合わない。売るに売れないことになってきている。そこに公共の建物を建てて利用するとかは考えられないのか。サントリーの北側周辺でもその他の土地も整理して、そこにグラウンドとかをつくる方法は考えられないのかどうか。以前、委員会か何かでお聞きしたが、考えておらないという話でしたが、ぜひ考えていただく必要があると思う。でないと、こういう形で何ばでも後へ後へずれ込むと利子がかさむばかりで、ますます売りにくくなり、売れば損する形ですが、理事長なり助役さんなりにお聞きをしたいと思えます。

それから基本的なことですが、先ほどの質問で人件費問題をいろいろ出しましたが、いわゆる経常経費が赤字の原因になってます。もちろん、市とか府が買い受けするときは人件費、その他の事務費は含まれてると思うんですが、今度用地の部分では起債をつけていく。本来、人件費とかとは全く別の形で起債をつけて形が変わっていくというからくりもあるんですが、後へずらして起債をふやしていく。一時的に人件費を賄っていったという形はよくないと思う。しかも、

経常経費の赤字をいつまでも続ける、いつまでもこんなことを続けるのか。さらに、不要地の処分
分で赤字が出、一般会計で赤字を補てんしなければならないことは、助役さんあたりからも答弁
を聞いてますが、そういう仕末をめどとしていつごろつけようとされるのか。一筆でも開発公社
が公共用地の先行取得ということでやってる限りはそれをぶら下げてるのか、その辺を含めて基
本的な面をお聞きしたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

○ 用地担当理事（平野誠蔵君） まず、第一点の信太山丘陵開発用地はどこで、どういうふう
にしていくのか、ということでございます。これは信太山の大阪市所有地の老人センターの下側のと
こら辺、自衛隊から上がったところのあたりでございます。この土地はたしか昭和50年でした
か、環境整備事業に役立てるという形で大阪市から譲渡を受けた土地でございます。したがって、
本来の払い下げ当時の趣旨から見まして、いずれは換地対策事業としての開発を果たしていかな
ばならないと考えてるわけでございます。

それから、次の理事長に御質問ですが、公社の処分地を公共事業に充当は考えられないか、と
いう基本的なことでございます。この件につきましては、さきに特別委員会でも同じような御指
摘がございまして、現時点にあっては、公共事業の具体的な張りつけはない、とお答え申し上げ
たんでございますが、なお、今後とも理事会等でできるだけ積極的に公共用地充当という観点も
掘り下げて検討していただくように努めてまいりたいと存じます。

それから、3点、4点目の経常経費ないしは公社所有地の処分に伴う赤字、累積赤字ないしは
単年度収支の改善策についてでございます。理事会内部でもかねがね議論を重ねております。ま
た、特別委員会、議会でもいろいろ御指導をいただいているところでございますが、まず、経常収
支対策といたしましては、先ほど御指摘の人員費負担の軽減も含めまして、一般会計の市長部局
管理、理事会も含めて、具体的な何かの年次計画でもっての改善策を掘り下げて協議してまいり
たいと考えます。

なお、処分地の赤字解消のめどでございますが、経常的な赤字対策と並行して累積赤字の解消
策も何とか具体化するよう、市長部局、理事会等で掘り下げた検討をもって何らかのめどを見
出したいと考えております。

○ 10番（天堀博君） 信太山丘陵開発についても、後の答弁でもそうですが、何とかめどをつ
けたいということですが、もう相当なりますな。ところが、めどがつくようなものと違うんです。
理事長自身が一番よく御存知ですし、何とかめどつける、どこからか、ふってわいてくるような
話はないんです。やはりいつかの段階でははっきり、させなければいかん。少なくとも、一般会
計からの繰り入れをふやすとかの形をとっていかんといかんと思うんです。

信太山丘陵開発用地にしても、本来は、大阪市からそういうことで譲り受けたということなんです。それならそれで、早いこと話をつけてどないかせんことには、これも利息がかさんでくる。これなんか、非常に処分がしやすいんじゃないかと思う。ところが、それが放置されている。いままで何度も本会議や特別委員会で指摘され、追及もされ、答弁もされてきましたが、市長、あなた自身が当選して6年になる。もうそろそろこの問題について結着をつける形でやっていかないとかなんかと思うんです。

それから、先ほど言った公共事業を張りつける考えはないか、特別委員会では、いまのところない、ということでしたし、いまの答弁でも、今後、理事会で検討してもらうということですが、理事長としてその辺の考えはないのか。私、市長の与党ではないので、こんなことを言うと何ですが、市民が納得するような形にしようと思ったら、そんなところであっても、公共事業を張りつけることによって、それなりの納得なり合意が得られるんじゃないか。売ったら損した。損したばかりでは大変だと思う。青少年会館の跡地あるいはそれに準ずるようなところがありますから、理事長としてこの辺をどう考えておられるのか。何でもかんでも売ればええ。損を後へ後へ持ちこせばいいんだということでは、政治手腕的に問題があると考えますので、その点を再度、簡潔で結構ですから御答弁願ひ、後はまた委員会でやりたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 非常に温かい御提言をいただき、ありがとうございます。先ほど公社の局長からお答えいたしておりますとおり、こういう処分は速やかに行わなければならない。經常収支対策は、一般会計との関連の中で人件費等も十分協議し、何とか軽減措置をとっていかなければならない、あるいは金利負担の軽減をどうしていくか、これら2、3点にしぼって努力してまいりたいと存じます。

天堀議員さんから御提起をいただきました点、現状の公社の経営は非常にむずかしゅうございますが、政治的判断ということでの御提言でございます。ただ、こうした保有地に張りつけられる公共性のあるものがあるかどうか、総論は私なりに考えがありますが、具体的にむずかしい点があるのが悩みでございます。御提言を十分かみしめながら今後、検討させていただきたい、こういうふうにも感じておりますので、よろしく願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第3号を終わります。

- 議長（貝渕博治君） 次に、日程第34「財団法人和泉市商工業振興会昭和55事業年度決算書類の提出について」と日程第35「財団法人和泉市商工業振興会昭和56事業年度事業計画書類の提出について」を一括議題に供します。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第4号

財団法人和泉市商工業振興会昭和55事業年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の昭和55事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和56年6月16日提出

和泉市長 池田 忠雄

報告第5号

財団法人和泉市商工業振興会昭和56事業年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の昭和56事業年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和56年6月16日提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長（貝渕博治君） 報告の説明を求めます。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） お許しを得まして、報告の説明をさせていただきます。報告の説明に入る前に一言、おわび申し上げます。

報告第4号につきまして印刷・配付後、役員異動に誤りが発見されましたので、報告書の差しかえをお願いしたことで大変御迷惑をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げますとともに、今後かかることのないよう十分注意をいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは報告第4号「財団法人和泉市商工業振興会昭和55事業年度決算報告書類の提出について」並びに報告第5号「財団法人和泉市商工業振興会昭和56事業年度事業計画書類の提出について」の報告の内容を御説明申し上げます。

まず、報告第4号について御説明申し上げます。別冊関係書類2ページでございます。わが国の経済は、昭和48年度の石油ショック以来低成長のトンネルの中にあり、政府の国債発行残高についても70兆円の多額に上り、内外情勢とともに将来の安定したビジョンが確立できないと

いう厳しい情勢にあります。本市においても、企業として生き残るための条件づくりに、国、府等とともに官民一体となった振興策が急務であると認識いたしております。

こうした情勢のもと、当振興会といたしましては、地場産業の振興に関しましては、商工ニュースの編集受託、通行量調査の実施、地場産業まつりの開催、大阪の伝統産業市への参加並びに観光に関する事業を実施してまいりました。詳細は2ページから3ページに記載させていただいております。

4ページの理事会並びに役員の変動に関することでは、理事会は2回開催され、4件の事項について御審議を煩わして可決御決定をいただき、役員の変動では、理事3名様の変退と4名様の就任がございました。事務局につきましては、産業衛生部商工課職員10名が兼務担当いたしております。

続きまして、昭和55事業年度収支決算報告について御説明申し上げます。5ページでございます。

まず、収入の部では、財産収入では、予算額9万5,000円に対し収入済額は15万3,880円、5万8,880円の収入増となっております。

寄附収入では、予算額157万円に対し187万円の収入済額で、30万円の収入増となっております。地場産業活路開拓事業費として市から収入がありました。

事業収入では予算額34万円に対し収入済額が66万400円でありまして、32万400円の収入増。本市特産品の人造真珠等の売り払い収入が伸びたものでございます。

繰越金につきましては、昭和54事業年度における繰越金271万1,199円でございます。

以上、収入予算総額471万6,000円に対し収入総額539万5,479円の収入増となっております。

次に、支出の部といたしましては、事務費では、予算額50万3,000円に対し22万6,540円となり、27万6,460円の不用額が生じました。

事業費でございますが、予算額418万3,000円に対し293万9,778円、124万3,222円の不用額が生じました。この主な理由は、特産品宣伝事業費及び観光事業費が不用となったものでございます。

次に、予備費でございますが、予算額3万円は、以上の内容から支出に要しなかったものでございます。

以上、収入済総額539万5,479円、支出済総額316万6,318円、差し引き222万9,161円を昭和56年事業年度に繰り越したいと存じます。

次に8ページ、当振興会財産目録は、設立したときに和泉市から出資を受けました基本財産を

住友銀行に定期預金として100万円、備品として、観光行専用放送設備一式12万8,790円、紅白幕6張6万3,000円、テント2張22万2,000円がございます。

以上で報告第4号の御説明を終わります。

続きまして、報告第5号についての報告の内容を御説明申し上げます。別冊関係書類1ページでございます。

昭和56事業年度事業計画策定に際しましては、当振興会設立の趣旨、事業内容をよく留意するとともに、最近の厳しい経済情勢と市財政事情も十分勘案し、当初予算は骨格予算にとどめ、事業の具体的推進に見合って、その裏づけを今後の補正予算をお願いすることといたしております。

2ページの事業計画の内容につきましては、商工業振興に関する事業特産品の普及、宣伝に関する事業、観光に関する事業、小規模企業工場共同利用事業推進に関する事業を主な柱といたしております。

次に、これら事業計画を推進するための収支予算について御説明申し上げます。(3ページ)

まず、収入の部では、基本財産収入として、和泉市よりの出資金100万円を定期預金いたしており、この預金利子及び運用財産収入の普通預金利子で計10万円を計上いたしました。

次に、寄附収入では、観光事業に対する市からの補助金50万円を初め、情報提供事業負担金、商業地域通行量及び消費購買客動向調査委託料、地場産業活路開拓事業負担金180万円、合計230万円を計上いたしました。

次に、事業収入といたしまして、観光及び特産品パンフレット売払収入、さくら祭負担金として16万円、特産品売払収入として13万円を見込み合計29万円。

以上、収入総額269万円を計上いたしましたものでございます。

続きまして、4ページの支出の部では、事務費として、理事長及び事務経費8万円。

次に、事業費のうち観光事業諸経費として、合計61万円を見込み計上いたしました。次に、地場産業振興事業費では、特産品普及宣伝費として、地場産業まつり及び大阪の伝統産業市負担金計90万円を計上いたしました。

5ページの受託事業費では、市よりの委託を受け、商工会と共同編集のもとに刊行しております商工ニュース等情報提供事業負担金、商業地域通行量及び消費購買客動向調査で合計110万円を計上いたしました。

以上、支出総額269万円を予定し、昭和56年事業年度収支予算を定めようとするものでございます。

最後に、これらの予算を流用することができる範囲といたしましては、事務費、事業費に係る

予算額に過不足を生じた場合に、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用ができるよう御承認を賜ろうとするものでございます。

以上、報告第4号及び第5号の御説明を終わります。よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
- 10番（天堀博君） 55年度の決算書で不用額がたくさん出てます。よく見ると、前年度からの繰越金として、マイナス50万円と形で次年度へ繰り越されてます。大体、毎年、何ぼかの繰越しをしながらやってきてますが、予算に計上されてる予備費は総額の5%以内でなければならぬとかで、予備費では置けないから、それぞれの項目のところに上積みの形で分配しなければしょうがないという形ですが、余り正常ではないと思います。なぜこんな不用が出てるや、となった場合問題点が出てくると思います。その点の改善がされなければならないと思いますが、56年度は、それがどんな形で改善をされてるのか、あればお聞きしたい。中身の掘り下げた点は置いときますが、経理的な面だけちょっとお聞きしたい。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 商工課長（白樫通有君） お答え申し上げます。

ただいまの御質問の中にもございましたように、われわれも関係方面の研究、御指導をいただいていたのですが、予備費が総額の5%以内であること、もう一点、基金の方でこの部分を置いとくという方法も検討いたしました。それについては、基金を崩す場合府知事の許可が必要ということで、毎年、繰越金で事業の充実を図っていく観点からこういうことになっておるわけでございます。今後とも、好ましい予算計上ができるよう研究してまいりたいと存じておりますので、よろしく願いいたします。

○ 10番（天堀博君） 56年度で具体的にどこをどういう形で改善をなされてないわけですか。

○ 商工課長（白樫通有君） 56年度につきましては、若干、予算の使い方について、現在までカメラ、備品等については、市長部局から借用願っておりましたが、そういう事業実施に必要な備品等については購入してまいりたいと考えております。そうしますと56年度では、余りこういう不用額は出ない状況になろうかと思えます。

○ 10番（天堀博君） いろいろそういう物品を購入することは、もちろん、それは必要なものについては買っていて結構ですが、意見としては、やはり榎尾山の桜まつり、いろいろ商工振興会の実施しているものなど、公園の管理との関係もあるのですが、どこが管理してるのやわからない、いろいろ分かれております。以前にも和泉市の公園の管理の問題が出ましたが、児童遊園のことでは計画課が管理しているとか商工とかがやっているところもありややこしい。そ

の辺とも関係もしてもらいたい。またごみの問題、赤阪議員さんからも言われた空きかん、空きビンの問題、つけ加えて府道ですが道路状況の問題あるいは桜の植樹をしていく問題とか、あわせて総合的な形で取り組んでいていただきたい。直接この予算をどれだけ支出するということにせんとね。ただ、恒例の行事である桜まつりやから、という形だけではちょっと心ざびしいと思いますので、郷土の発展から榎尾山が地元ですから言うわけではないが、もっともっといいものにしていただきたいとお願いもして、終わりたいと思います。

○ 議長（貝渕博治君） 直村君。

○ 9番（直村静二君） この振興会の理事を見ますと、議長も池辺議員さんも出てはるが、振興会が、大型量販店の問題について具体的に論議されてるのか、されておるならば、どういうふう論議されたか。この文面を見ると、「商業面においても、大型量販店の中小都市への進出によって……」とあり、「当振興会といたしましては、市の商業施策と歩調を合わせ、小中小売業者の近代化、組織化を図り、事業活動の機会確保と適正なる調査、指導に努めるものであります」と書いてますが、論議されたのかどうか。振興会は、そういう問題については論議しないところなのか。市の商工施策と歩調を合わせてやっていくわけですから、その基本として、量販店問題について何らかの意見表明をするのかどうか、その見解をお聞かせ願いたい。

○ 議長（貝渕博治君） 答弁。

○ 商工課長（白樫通有君） 一点目について私から御答弁させていただきます。

先ほど部長から御報告申し上げましたように、宅地造成並びに大型量販店の進出に伴いまして、和泉市の商圈範囲が急激に変化してるわけでございます。そういうことで毎年、市といたしましては、通行量調査、消費者の購売動向調査をいたしまして、商業者の今後の対応策樹立のための必要な資料確保を市の商工行政として、財団法人でもって行ってるわけでございます。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） もう一点商工業振興会の中で量販店の進出等についていろいろ論議されてるのか、とのお尋ねでございますが、もちろん、商工振には議員さん、商店連合会の代表も参加されておりますので、あらゆる角度から市内の交通網の問題も含め、商店経営者の地域振興のためにいろいろ御論議された経過でございます。

以上でございます。

○ 9番（直村静二君） いま聞いてると、商工業振興会はほんまに無力というか、そういう感じがします。取り巻く情勢は厳しい、地場産業を守っていく、と言ってるので、もう少しきちんとした方向づけを出してほしい。せやなかったら後追いです。大型店がくるので調査します。そんなものでは振興にならない。少なくとも、共存共栄ということやったら、ここへ共存共栄と書けばいい。それとも、地場産業を守るために阻止するんなら、阻止、反対と、全部受け入れるんな

ら、受け入れます、と何らかの方向づけをきちんとしていただかんと、先を読んでおいをかぐだけです。こんな文章では、商工業振興会は何してるんや、スーパー問題について何も出てこない、ということがあらわれてますからね。後追いの調査だけでは振興にならない。

決算の方では「生き残るための条件づくり」、こちらは市と歩調を合わせてがんばっていく、となってるが、この前文を訂正してもらいたい。いま、和泉市の置かれている立場は、いかに量販店が地場の商業活動をつぶそうとしているかです。何の文章もないので、その点を強く指摘しておきます。こんな文章では認められない。そういう危機感が全然ない。おぎなりのことでは困る。もっと厳しいものにしてもらうて、本当に地場産業、零細業者を守っていくことを今後とも考えてもらいたいと思います。答えは要りません。

○ 議長（貝渕博治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第4号及び第5号の報告を終わります。

○

○ 議長（貝渕博治君） 次に、日程第36「郵便貯金の現行制度の存続と財政投融資制度改善を求める意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

意見第2号

郵便貯金の現行制度の存続と財政投融資制度改善を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和56年6月17日

提出者

和泉市議会議員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 池 | 辺 | 秀 | 夫 |
| 竹 | 内 | 修 | 一 |
| 飯 | 坂 | 楠 | 次 |
| 赤 | 阪 | 和 | 見 |
| 柳 | 瀬 | 美 | 樹 |
| 天 | 堀 | | 博 |

郵便貯金の現行制度の存続と財政投融資制度改善を求める意見書

政府はさる1月14日郵便貯金の金利問題等を検討するために、内閣総理大臣の諮問機関とし

て「金融の分野における官業のあり方に関する懇談会」を設置しました。

この懇談会の目的は①金利政策の一元化、②官業への資金集中の見直し、③金融の分野における官業のあり方、等を検討することとなっていますが、国民・大衆の多くが利用している郵便貯金の金利を民間金融機関の金利と一本化することについて危惧を感じます。

いうまでもなく郵便貯金は、庶民の零細な貯金で全国いたるところで、普遍的に利用できる国民の貯蓄手段であり、その資金は、郵政省から地方自治体に直接融資出来るように改善されますと、その効果はきわめて大きいものであります。この様な主旨から、現行の郵便貯金制度を存続し、国民大衆の福祉向上に資するよう要望します。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

昭和56年6月17日

大阪府和泉市議会

- 議長（貝淵博治君） 提案の趣旨説明を願います。
- 1番（若浜記久男君） ただいま御上程いただきました意見書について、趣旨の説明を簡単にさせていただきます。

政府は56年度郵政予算の策定に当たって、郵便年金制度の改正とともに、ひきかえに総理大臣の諮問機関として「金融の分野における官業のあり方に関する懇談会」の設置を行いました。この懇談会の目的は、金利政策の一元化、官業への資金集中の見直し、金融の分野における官業のあり方等にあると言われておりますが、その真のねらいは、金利決定の一元化を図り、銀行資本擁護と郵便貯金制度改悪にあることは明白であると思えます。

郵便貯金は、国民の経済生活の安定と福祉の増進を目的とし、だれでも、どこでも利用できる庶民の貯蓄機関として親しまれてきておりますが、金利の決定に際しましても、利用者、国民の意見を十分に反映できる制度として保障することが必要であります。金利決定が一元化されますと、その保障もなく、国民不在の金利決定が行なわれます。

郵便局に働く者が一丸となって国民のための郵政事業とするため、制度、政策提言を行って取り組んでおるところでございますが、国民の利益を守る郵便貯金制度として存続させていくためには、郵便局に働く者の取り組みだけでは不十分と考え、世論の高まりが必要であります。つきましては、ぜひ議員各位の御理解を賜り、原案どおり御決議賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

- 議長（貝淵博治君） 本意見書について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、意見第2号を原案どおり提出することに決めます。

○ 議長(貝淵博治君) 次に、日程第37「市街化区域内農地に対する宅地なみ課税に関する要望決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

決議第1号

市街化区域内農地に対する宅地なみ課税に関する要望決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和56年6月17日

提出者

和泉市議会議員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 池 | 辺 | 秀 | 夫 |
| 竹 | 内 | 修 | 一 |
| 飯 | 坂 | 楠 | 次 |
| 赤 | 阪 | 和 | 見 |
| 柳 | 瀬 | 美 | 樹 |
| 天 | 堀 | | 博 |

市街化区域内農地に対する宅地なみ課税に関する要望決議

都市近郊に存在する農地は、新鮮な野菜の市民への供給のほか、都市住民に緑地空間とやすらぎを提供し、さらに災害時の避難場所としての重要な役割りを担っているのであります。

しかし、最近地価の高騰により住宅宅地政策が進行しないのは、農家が市街化区域内農地を手放さないためだからと、宅地なみ課税拡大強化策が打ち出されており、都市農業者は深刻かつ厳しい状況に追い込まれております。

しかし、このような措置は、国の定住圏対策や人口抑制策を進める大都市圏の自治体の街づくりとも矛盾するものであり、財政難のもとでの都市整備の立ち遅れ、住宅地等の供給不足の責任を都市農業者に転嫁する不当なものであります。

むしろ、都市計画推進上の住宅宅地政策としては、企業等が保有している遊休土地の活用、市

街地の再開発を積極的に進めることこそが最優先されるべきであります。

ついては、都市農業の役割をふまえ、土地を絶対的生産手段とする農業の特性と農業の低収益性に鑑み、市街化区域内にあっても現に農業を行い、今後とも継続して農業を営もうとしている農地は、農地評価にもとづく農地課税を行うべきである。

よって本市議会は、政府に対し、下記の措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

1. 都市農業の意義、役割りをふまえ、都市計画上に農業振興施策を積極的に位置づけ、その対策を一層拡充すること。
2. 市街化区域内農地の宅地なみ課税を排除し、農地課税とすること。
3. 地域農業振興のため農業緑地保全制度を、実施すること。

以上決議する。

昭和56年6月17日

大阪府和泉市議会

- 議長（貝渕博治君） 提案の趣旨説明を願います。
- 22番（飯坂楠次君） お許しをいただきまして、はなはだ僣越でございますが、ただいま上程されました「市街化区域内農地に対する宅地なみ課税に関する要望決議」について、趣旨説明をさせていただきます。

最近、地価の高騰により住宅宅地政策が進行しないのは、農家が農地を手放さないためだからと、農家に対し宅地並み課税の拡大強化策が打ち出されております。

ついては、都市農業の役割を踏まえ、土地を絶対的手段とする農業の特性と低収益性にかんがみ、市街化区域内にあっても継続して農業を営もうとする農地にあっては、農地評価に基づく農地課税をされるよう強く要望するものであります。

以上、皆様方の御賛同をいただき御決議賜りますようよろしくお願い申し上げ、趣旨説明にかえさせていただきます。

- 議長（貝渕博治君） 本決議文について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認めます。

お諮りいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、決議第1号を原案どおり決議することに決めます。

○

- 議長（貝淵博治君）次に、日程第38「日本農業再建・食糧自給向上のための食管制度拡充を要望する決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議第2号

日本農業再建・食糧自給向上のための食管制度拡充を要望する決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和56年6月17日

提出者

和泉市議会議員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 池 | 辺 | 秀 | 夫 |
| 竹 | 内 | 修 | 一 |
| 飯 | 坂 | 楠 | 次 |
| 赤 | 阪 | 和 | 見 |
| 柳 | 瀬 | 美 | 樹 |
| 天 | 堀 | | 博 |

日本農業再建・食糧自給向上のための食管制度拡充を要望する決議

昨年の冷災害は農作物に史上最高の被害をおよぼし、農家経済や地域経済に甚大な影響を与えたばかりか、米過剰といわれる中で、55年米は不足するという事態が発生した。

この異常気象は、世界各地を襲い、穀物需給は国際的に緊張を続けている。

その中で日本の穀物自給率は33%でしかなく、世界第1位の穀物輸入国であるため石油ショックと同様穀物ショックがおこれば大変な事態を招くことは必至であります。

総理府が1月3日付で発表した世論調査によれば、食糧は「輸入でもよい」とする人は16%にすぎず、「できるだけ自給・自足すべきだ」と75%の人が答え、国内自給率の向上を望んでいます。

今こそ政府はこれまで、農業に必要な土地、人、水を減らし続けてきた政策を転換させ、日本農業を再建し、食糧自給率の向上をはかり、国民に安定的供給を行うために食管制度の拡充強化を計るとともに早急に次の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 食管制度を拡充・強化し国内農畜産物の自給を向上させる施策を確立し、国民に安定供給を

行なうこと。

2. 食管制度の管理品目を現在の米・麦だけでなく、大豆・飼料米（エサ用）など主要穀物を管理品目に組み入れること。
3. 当面、飼料米を転作対象作物に指定すると同時に、政府は飼料米品種の改良・普及に積極的な対策を講ずること。

以上決議する。

昭和56年6月17日

大阪府和泉市議会

- 議長（貝淵博治君） 提案の趣旨説明を願います。
- 27番（柳瀬美樹君） 提案の趣旨説明につきましては、お手元に配付されておりますとおりでございます。何とぞよろしく願い申し上げます。
- 議長（貝淵博治君） 本決議文について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御意議ないものと認め、決議第2号を原案どおり決議することに決めます。

-
- 議長（貝淵博治君） 以上で本定例会に付議されました議案審議は全部終了いたしました。よって、昭和56年第2回定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、第2回定例会を閉会いたします。

-
- 議長（貝淵博治君） この際、市長のあいさつを願います。

（市長あいさつ）

- 市長（池田忠雄） 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る16日、本年第2回定例会をお願い申し上げ、多数の重要議案を御提案いたしましたところ、議員皆様方には、公私とも御繁忙の折にもかかわらず、連日にわたり慎重御審議を賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く深く御礼を申し上げます。

本議会を通じ議員皆様方より御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重し、市政運営に遺憾なきを期してまいらるる所でございます。議員皆様方におかれ

ましても、市政運営につきまして今後、なお一層の御支援、御協力をお寄せ賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに臨みまして、暑さも日増しに厳しさを増してまいります。議員皆様方におかれましては、十分御自愛をくださいますようお願いをいたしまして、はなはだ簡単でございますが、心を込めての閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

(議長あいさつ)

○ 議長(貝淵博治君) 私より一言、御礼を申し上げたいと存じます。

本定例会におきまして、議員皆様方におかれましては大変お忙しい中、連日、終始御熱心に、しかも慎重御審議を賜りまして、全議案を予定されました日程より早く終了できましたことを、議長として心から厚く御礼を申し上げます。

なお、理事者におかれましては、本定例会を通じて種々指摘、要望された諸事項を謙虚に受けとめられまして、鋭意努力されることを特にお願い申し上げます。

最後に、気候不順の折から、議員皆様方には健康に十分留意せられまして、市政発展に一段の御尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、御礼の言葉にかえさせていただきます。まことに長時間ありがとうございました。

(午後4時42分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員

